

独立行政法人国際協力機構

外部機関による評価
特定テーマ評価「南南協力」
報告書

平成 18 年 3 月

(2006 年)

株式会社いはつマネジメント・コンサルティング

企

JR

06-06

独立行政法人国際協力機構

外部機関による評価
特定テーマ評価「南南協力」
報告書

平成 18 年 3 月

(2006 年)

株式会社いはつマネジメント・コンサルティング

本報告書に記載されている意見は、評価調査団によるものであり、JICA を代表するものではない。

序 文

独立行政法人国際協力機構（JICA）では、評価の客観性と透明性を高めるとともに、有識者の専門知識を活用して評価の質を向上させるため、従来から外部有識者の評価への参加を推進しています。特に、テーマ別評価などのプログラム・レベルの事後評価については、その一部を大学や民間コンサルタント会社といった外部機関に委託しています。本特定テーマ評価「南南協力」についても、特に幅広い視野と中立的な立場からの評価を行うことを目的として、外部機関による評価として行いました。

JICA は、南南協力を「開発途上国が相互の連携を深めながら技術協力や経済協力を行いつつ、自立発展に向けて行う相互の協力」と定義しています。こうした南南協力を支援・推進していくことは、援助リソースの拡大や域内協力の促進にもつながることから、JICA は、途上国のキャパシティ・ディベロップメントを進めるうえで有効な方法として活用する方針を打ち出しています。

本評価は、こうした動きをふまえて、より効果的な南南協力支援を実施していくための方策を明らかにすることを目的として行いました。評価にあたっては、第三国研修や第三国専門家といった JICA の南南協力支援に対して、「実施国、受益国、日本の 3 者がそれぞれどのように位置づけて行ってきたのか」「実施国と受益国の双方においてどういった効果を挙げてきたのか」などの点について、分析を加えています。本評価から得られた提言については、今後の南南協力支援分野の案件形成・実施の際に活用し、より効果的・効率的な事業の実施に役立てていく所存です。

なお、JICA では、2003 年度から全てのテーマ別評価について、「外部有識者による 2 次評価（当該分野や評価分野に知見を有する外部第三者による 2 次評価：評価の評価）を導入し、その結果を報告書に掲載しています。本評価結果に対する 2 次評価の執筆に快く応じてくださった、細野昭雄・在エルサルバドル特命全権大使と、牟田博光・東京工業大学大学院社会理工学研究科長の御両名に厚く御礼申し上げます。

最後に、本評価調査にご協力とご支援をいただいた全ての関係者の皆様に対し、心より感謝申し上げます。

2006 年 3 月

独立行政法人国際協力機構
理事 小島 誠二

伝 達 状

独立行政法人国際協力機構

理事 小島 誠二 殿

特定テーマ評価「南南協力」最終報告書をここに提出いたします。南南協力とは、“途上国が相互の連携を深めながら、技術協力や経済協力を行いつつ、自立発展に向けて行う相互協力”であり、貴機構では、我が国の開発協力と途上国リソースによる協力の組み合わせなどによって、こうした南南協力を支援しています。本調査の目的は、貴機構のこれまでの南南協力支援について、その成果を明らかにするとともに、今後の協力の効果的かつ効率的な実施に資する実用的な教訓を得ることにあります。

本調査では、これまで我が国は多様なスキームによって南南協力支援を実施してきたことを認識した上で、(i) そうした南南協力支援を広義にとらえて評価対象とすること、(ii) 個々の南南協力支援案件ではなく、一連の支援を南南協力支援事業として包括的に捉えて評価すること、(iii) 我が国ばかりではなく、我が国とともに南南協力を支援する実施国とその受益国の双方の視点でも評価すること、を基本方針としました。

さらに本調査では、アジア、中南米、アフリカの3地域を調査対象地域とし、各地域から南南協力の実施国、受益国をそれぞれ1~2カ国程度選定し、2005年8月から9月にかけて現地調査を行いました。またその後、貴機構在外事務所と援助窓口機関に対するアンケート調査を行い、現地調査結果を補完しました。本調査報告書は、こうした調査で得られた結果を基に作成したものです。

本調査を終えるにあたって、貴機構関係者の方々に心より感謝申し上げるとともに、現地調査で訪問した国々の関係諸機関から調査団に対して賜った多大なる支援と協力について深く感謝いたします。貴機構の南南協力支援は活用次第で我が国の国際協力のインパクトを増大できるものと期待されております。本報告書が南南協力、南南協力支援の改善とさらなる成果の発現に寄与することを祈念申し上げます。

2006年3月

特定テーマ評価「南南協力」 調査団
団長 岡部 寛

目 次

序文
伝達状
略語表
要約

第1章 評価調査の概要

1.1 本調査の背景と目的	1
1.1.1 我が国と南南協力支援	1
1.1.2 本調査の背景	1
1.1.3 本調査の目的	2
1.2 本調査の枠組み	2
1.2.1 基本方針	2
1.2.2 評価対象と評価設問	3
1.2.3 評価手法	5
1.3 評価の手順と情報収集の方法	9
1.4 実施体制	10

第2章 JICAの南南協力支援の概要

2.1 南南協力の定義	13
2.2 国際的な潮流と我が国の政策	13
2.2.1 歴史	13
2.2.2 我が国の南南協力支援政策	15
2.3 南南協力支援の実績	16
2.3.1 JICAの南南協力支援の概要	16
2.3.2 地域別に見た我が国の南南協力支援	20

第3章 事例分析

3.1 アジア地域（実施国：タイ、受益国：ラオス、カンボジア）	26
3.1.1 調査対象案件の概要表	26
3.1.2 南南協力支援の実態	29
3.1.3 南南協力支援の貢献・効果	39
3.1.4 援助枠組みと南南協力の特性	47
3.1.5 アジア地域における南南協力支援の促進にかかる課題	49
3.2 中南米地域（実施国：チリ、メキシコ、受益国：エルサルバドル）	52
3.2.1 調査対象案件の概要表	52
3.2.2 南南協力支援の実態	55
3.2.3 南南協力支援の貢献・効果	60

3.2.4	中南米地域における南南協力支援の促進にかかる課題.....	72
3.3	アフリカ地域（実施国：ケニア、受益国：ウガンダ）.....	74
3.3.1	調査対象案件の概要表.....	74
3.3.2	南南協力支援の実態.....	76
3.3.3	南南協力支援の貢献・効果.....	81
3.3.4	アフリカ地域における南南協力支援の促進にかかる課題.....	90
第4章 アンケート調査結果に基づく分析		
4.1	アンケート調査の目的.....	96
4.2	調査方法.....	96
4.3	調査結果.....	97
4.4	まとめ.....	103
第5章 地域横断的分析		
5.1	南南協力支援の形態.....	104
5.1.1	各地域の支援形態の特徴.....	104
5.1.2	多様化する南南協力支援事業.....	104
5.2	関係機関の位置付け.....	108
5.2.1	関係機関による南南協力支援案件の位置付けと関与の度合い.....	108
5.2.2	各地域の共通点・相違点をもたらしている主な要因.....	109
5.3	南南協力支援の成果.....	110
5.3.1	貢献・効果の発現状況.....	110
5.3.2	成果に関わる促進要因と阻害要因.....	111
5.4	南南協力の優位性.....	114
第6章 提言		
6.1	地域共通の主要課題と提言.....	116
6.2	地域固有の主要課題と提言.....	121
巻末 第三者意見（2次評価）		125
添付資料		
1	調査対象国の選定プロセス.....	添付-1
2	現地調査対象国の選定に使用したデータ.....	添付-4
3	現地調査日程.....	添付-8
4	現地調査面談者リスト（敬称略・訪問順）.....	添付-14
5	南南協力の国際的動向の歴史.....	添付-27
6	他ドナーの南南協力支援の枠組み.....	添付-28
7	アンケート調査票.....	添付-30

略 語 表

略語	英語/スペイン語	日本語
ACIC	Agency in charge of international cooperation	援助窓口機関
AGCI	Agencia de Cooperación Internacional	チリ国際協力庁
AICAD	African Institute for Capacity Development	アフリカ人造り拠点
AIHD	ASEAN Institute for Health Development, Mahidol University	タイ国マヒドン大学アセアン保健開発研究所
ASEAN	Association of Southeast Asian Nations	東南アジア諸国連合
C/P	Counterpart personnel	カウンターパート
CARICOM	Caribbean Community	カリブ共同体
CD	Capacity Development	キャパシティデベロップメント
CENAPRED	Centro Nacional de Prevencion de Desastres	メキシコ国立防災センター
CENDEPESCA	Centro de Desarrollo Pesquero	エルサルバドル水産開発局
CENEREMA	Centro Nacional de Capacitación y Entrenamiento en Reproducción y Manejo Animal	チリ国アウストラル大学全国家畜繁殖飼養管理訓練センター
CENICA	Centro Nacional de Investigaciony Capacitacion Ambiental	メキシコ国立環境研究研修センター
CENMA	Centro Nacional del Medio. Ambiente	チリ国環境センター
CLMV	Cambodia, Laos, Myanmar, Viet Nam	カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム
CONAF	Corporacion Nacional Forestal	チリ農業省森林公社
DAC	Development Assistance Committee	開発援助委員会
DANIDA	Danish International Development Assistance	デンマーク国際開発援助
ECDC	Economic Cooperation among Developing Counties	途上国間経済協力
EXPORTA	The Agency for Export Promotion of El Salvador	副大統領府輸出振興局
G77	Group of 77	77ヶ国グループ
GCA	Global coalition for Africa	アフリカのためのグローバル連合
IAI	Initiative for ASEAN Integration	アセアン統合イニシアティブ
ICESPO	Instituto Centroamericano de Estudios Superiores de Policía	中米高等警察研究所

略語	英語/スペイン語	日本語
IDEA	Initiative for Development in East Asia	東アジア開発イニシアティブ
IPSR	Institute for Population and Social Research, Mahidol University	タイ国マヒドン大学人口社会調査研究所
IT	Information Technology	情報技術
JARCOM	JICA-ASEAN Regional Cooperation Meeting	JICA-ASEAN地域協力会議
JBPP	Japan-Brazil Partnership Program	日本・ブラジル・パートナーシップ・プログラム
JCPP	Japan-Chile Partnership Program	日本・チリ・パートナーシップ・プログラム
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
JKUAT	Jomo Kenyatta University College of Agriculture and Technology	ジョモ・ケニヤッタ農工大学
JMPP	Japan-Mexico Partnership Program	日本・メキシコ・パートナーシップ・プログラム
JOCV	Japan Overseas Cooperation Volunteer	青年海外協力隊
KEFRI	Kenya Forestry Research Institute	ケニア林業研究所
KEMRI	Kenya Medical Research Institute	ケニア中央医学研究所
KMITL	King Mongkut's Institute of Technology Ladkrabang	タイ国キング・モンクット工科大学ラカバン校
MDGs	Millennium Development Goals	ミレニアム開発目標
MERCOSUR	Mercado Comú del Sur	南米南部共同市場
MOU	Memorandum of Agreement	覚書
MWA	Metropolitan Waterworks Authority	タイ国首都圏水道公社
NAETC	National Agricultural Extension and Training Center, Kasetsart University	タイ国カセサート大学国立農業普及研修センター
NAM	Non-Aligned Movement	非同盟運動
NEPAD	The New Partnership for Africa's Development	アフリカ開発のための新パートナーシップ
NGO	Non Governmental Organizations	非政府組織
NWTTI	National Waterworks Technology Training Institute	タイ国水道技術訓練センター
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助

略語	英語/スペイン語	日本語
OECD	Organization for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
PALOP	Países Africanos de Lengua Oficial Portuguesa	ポルトガル語公用語アフリカ諸国
PCM	Project Cycle Management	プロジェクト・サイクル・マネジメント
PDM	Project Design Matrix	プロジェクト・デザイン・マトリクス
PEAP	Poverty Eradication Action Plan	貧困撲滅行動計画
PP	Partnership Program	パートナーシップ・プログラム
PPJA	Partnership Program for Joint Cooperation between Japan and Argentina	日本・アルゼンチン・パートナーシップ・プログラム
PROCHILE	Dirección de Promoción de Exportaciones	チリ外務省輸出振興局
PRSP	Poverty Reduction Strategy Paper	貧困削減戦略書
SEMASTEIA	Centre for Mathematics, Science and Technology Education in Africa	ケニア国アフリカ理数科技術教育研修センター
SESEMAT	Secondary Science and Mathematics Teacher's Project	ウガンダ国中等理数科教員養成プロジェクト
SICA	Sistema de la Integración Centroamericana	中米統合機構
SMASSE	Strengthening of Mathematics and Science in Secondary Education Project, Phase II	ケニア国中等理数科教育強化計画フェーズ2
SSC	South-South Cooperation	南南協力
TCDC	Technical Cooperation among Developing Countries	途上国間技術協力
TCED	Third Country Expert Dispatch	第三国専門家
TCTP	Third Country Training Program	第三国研修
TCTPG	Third Country Training Program for Group	第三国集団研修
TICA	Thailand International Development Cooperation Agency	タイ国際開発協力事務局
TICAD	Tokyo International Conference on African Development	東京国際アフリカ開発会議
UMCE	Universidad Metropolitana de Ciencias de la Educación	メトロポリタン教育大学
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
WSSD	World Summit on Sustainable Development	持続可能な開発に関する世界首脳会議

要約

要 約

1 本調査の背景

2003年8月に閣議決定されたODA大綱において、「我が国は、アジアなどにおけるより開発の進んだ途上国と連携して南南協力を積極的に推進する。また、地域協力の枠組みとの連携強化を図るとともに、複数国にまたがる広域的な協力を支援する」とされている。これを受けてJICAは、中期計画（2003年10月～2007年3月）の中で、「開発途上国の能力開発の有効な方法であり、援助リソースの拡大、域内協力の促進にもつなげる南南協力支援事業を充実させる」と強い姿勢を打出している。さらには、2003年度に「南南協力」課題タスクフォースを発足させ、南南協力支援への取り組みをより一層強化している。

1974年、途上国間の技術協力である「南南協力」に対する我が国の初めての支援として、第三国研修が開始された。南南協力に対する我が国支援の形態は、その後第三国専門家派遣、パートナーシップ・プログラム（PP）など多様化してきている。さらにその後、中南米諸国など数カ国とPPが締結され、新たな南南協力支援案件が実施されつつある。また、上述した課題タスクフォースによって南南協力支援の概念整理も進み、それにともなってJICA事業戦略における南南協力支援の位置付けや、受益国が抱える開発課題に対する効果など、南南協力支援について新たに整理・検証すべき課題が明らかになってきた。

こうした状況を踏まえ、南南協力支援のこれまでの実績を基にその成果を明らかにするとともに、今後の協力の効果的かつ効率的な実施に資する実用的な教訓を得ることを目的に、本調査が実施された。

2 本調査の目的

本調査の目的は以下のとおりである。

- (1) 南南協力実施国、受益国、日本の3者間で、どのような関係で南南協力、南南協力支援が実施されてきたのか、これまでの協力を踏まえて分類をする。また、南南協力、南南協力支援が3者それぞれの政策、戦略においてどのように位置づけられてきたのか整理・分析する。
- (2) JICA 南南協力支援の実施国と受益国において、協力の結果として当該国の開発にどのような貢献・効果があったのか分析をする。
- (3) 今後、JICA が効果的・効率的な南南協力支援を実施するにあたり、支援の計画・実施面や戦略・制度面を含めて、配慮・改善すべき点を提言として取りまとめる。

3 評価対象と評価設問

本調査における評価対象はJICAが実施する南南協力支援事業全体であり、個々の案件ではない。調査対象地域は、アジア、中南米、アフリカの3地域とし、現地調査の対象国は各地域からそれぞれ

南南協力の実施国 1~2 カ国、受益国 1~2 カ国程度を前提とし、JICA との検討を経て以下の各国に決定された。各国で実施されている南南協力支援案件の中から、各地域の特徴と分析の焦点に基づいて事例研究の対象案件を抽出した。アンケート調査は、各地域内で JICA 在外事務所（JOCV 事務所は除く）の置かれている国を対象とした。

- ・ アジア： 実施国- タイ、インドネシア（ASEAN 事務局）
受益国- カンボジア、ラオス
- ・ 中南米： 実施国- チリ、メキシコ（参考）
受益国- エルサルバドル
- ・ アフリカ： 実施国- ケニア
受益国- ウガンダ

4 評価手法

分析の流れとして、大きくは事例分析、アンケート調査、地域横断的分析に分けることができる。これらの分析によって提言を導いた。

（1）事例分析

収集した情報・データの整理・分析には、原則として、以下の方法を用いた。ただし、各地域における南南協力支援の現状が大きく異なっていることから、実際の適用については、現状の理解しやすさや分析結果の有用性を最優先するために、各地域間であえて統一せず、各地域を調査・執筆した団員の判断に委ねることとした。

a) 南南協力支援における関係機関の明確化

南南協力の特徴の一つに、関係機関の数が多いたことがあげられる。南南協力支援の場合は、JICA 本部のほか下図の 6 機関が関わることとなる。事例分析の対象とした案件の実態や貢献・効果の発現状況については、各調査対象地域において、これら機関へのインタビュー結果を中心に分析した。



b) 関係機関による案件の位置付けと関与の度合い

本調査では、上記関係機関において、それぞれ南南協力支援案件の役割が、政策や戦略・計画の中でどの程度明確にされているか位置付けを明確にするとともに、その位置付けにはどのような意向や背景があるのかについても分析した。さらには、各関係機関が、プロジェクトの案件発掘から実施までのプロセスにどの程度関わりどのような役割を果たしているのか、案件に関する情報をどの程度管理しているのか、あるいは案件自体をどの程度認識しているのかを明確にした。

c) JICA 課題別指針による「機能5分類」

南南協力がタスクフォースは、南南協力支援事業の実態を検討するため、これまで JICA が実施してきた第三国研修や第三国専門家に加え、PP や広域セミナーなど南南協力支援として展開されている諸事業についてその果たしている機能に着目し5つに分類している。本調査では、南南協力支援の実態について理解を深めることを目的に、この「機能5分類」を用いた整理も行った。

d) 貢献・効果（成果）

JICA 南南協力支援の主要スキームが第三国研修と第三国専門家であり、これらが当該国の開発に与える貢献・効果は、下表の3つのレベルで、段階的な能力向上のプロセスとして発現されると考えられる。したがって、本調査では、南南協力支援案件の貢献・効果が3つのうちどのレベルで発現しているのか、その要因は何かを中心に分析した。

表1 貢献・効果の分類

貢献・効果のレベル	貢献・効果発現の内容
個人	研修を受けた、あるいは専門家の指導を受けた個人の知識・技術の向上。
組織	個人レベルでの貢献・効果の発現による、受益機関、実施機関、窓口機関など南南協力支援案件に直接関係した組織の変化。具体的には、組織の知識・技術の向上、組織の体制・制度・システムなどの変化を指す。
国・社会	組織レベルでの貢献・効果の発現による、当該組織の外部に波及した変化。具体的には、国の政策・戦略・制度や、組織周辺の人々の意識・文化などの変化を指す。

e) 成果をもたらした促進要因及び阻害要因

上述した調査・分析結果を踏まえ、南南協力支援案件による成果の発現に影響を与えたと考えられる「促進要因」と「阻害要因」について分析を加えた。

f) 南南協力の促進にかかる課題

現地調査の結果を総括し、より効果的・効率的な南南協力支援に向けた JICA への提言に導くため、南南協力促進にかかる課題について分析した。

g) 案件の形態による分類

南南協力支援事業の包括的な分析という観点から、本調査で対象とした南南協力支援案件は、現地

調査の結果に基づきその形態によって以下のように分類、分析することがもっとも妥当であると判断した。したがって、基本的にそれぞれの分類を単位として分析を進めることとした。

- ・ 第三国集団研修（技術協力プロジェクトに組み込まれず単独で実施される研修）
- ・ 契約ベースによる第三国研修（技術協力プロジェクトの一部）
- ・ 第三国専門家の活用（技術協力プロジェクトの一部）
- ・ その他（各地域によって異なる）

（２）アンケート調査

実施国、受益国それぞれの JICA 事務所、援助窓口機関を対象にアンケート調査を実施し、その結果に基づき、以下の観点から分析した。アンケート調査では、現地調査を通じて実施した事例分析の結果を補完することを目的とした。

- ・ 南南協力の位置付けと戦略
- ・ 南南協力実績に対する情報確保・活用
- ・ 第三国集団研修の計画と実施へのかかわり
- ・ 南南協力のフォローアップと成果の把握

（３）地域横断的分析

南南協力支援の今後の方向性にかかる提言を導き出すために、事例分析とアンケート調査の結果に基づき、現状や成果、課題などの特徴について、各地域の共通点、相違点を比較し分析した。

5 南南協力の定義

南南協力の定義は必ずしも世界的に統一されていないが、JICA では南南協力課題タスクフォースが中心となって「南南協力」および「南南協力支援」を以下のとおり定義している。

- | | |
|--------|--|
| 南南協力 | ： 途上国（援助卒業国を含む）が相互の連携を深めながら、技術協力や経済協力を行いつつ、自立発展に向けて行う相互協力 |
| 南南協力支援 | ： 日本の開発協力と開発途上国リソースによる協力の組み合わせ、あるいは上述した「南南協力」を先進国や国際機関などが様々な形で支援すること |

6 各地域の特徴と事例分析の焦点

（１）アジア地域（実施国：タイ、受益国：ラオス、カンボジア）

アジア、特に東南アジア地域では、南南協力の歴史は古い。南南協力支援は JICA が実施した技術協力プロジェクトの成果を踏まえて主に第三国集団研修の形で行われてきた。近年は第三国集団研修に加え第三国専門家の形で行われている。特に域内格差の是正に焦点があてられており、CLMV 諸国

であるカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムに対する開発への効果を目指して、南南協力を重視するようになってきている。このような背景のもと、最近においては、南南協力をより組織的に実施することを目的として、2002年にJICA-ASEAN地域協力会議(JARCOM: JICA-ASEAN Regional Cooperation Meeting)を創設し、域内のリソースを活用した南南協力を力を入れている。JARCOMは、受益国のニーズを中心に実施国のリソースとの丁寧なマッチングを通じた効果の高い南南協力案件を形成する必要があるとの東南アジア地域のJICA事務所と各国援助窓口機関の認識の下に構築されたものである。また、東南アジア地域では、域内統合の議論が盛んであり、地域協力としての南南協力が開始されている。他方、最近の現地指向の流れの中で、技術協力プロジェクトなどの伝統的な技術協力形態においても、近隣国の開発経験を利用する例も増えてきており、例えば、近隣国の技術リソースを活用した人材育成、主に契約ベースによる第三国研修が実施されている。このような例も、近隣国の開発経験・技術の利用による南南協力の一環として議論されるようになってきている。

アジアの事例分析は、このような複雑化する南南協力の実態を踏まえつつ、実施国であるタイと受益国であるラオス、カンボジアにおけるJICA事務所、援助窓口機関、実施機関と受益機関の南南協力に対する位置付け、それぞれの相互関係、貢献・効果の実態、南南協力の制度について焦点をあてて行った。

(2) 南米地域(実施国:チリ、メキシコ、受益国:エルサルバドル)

中南米地域では、言語、文化的背景において共通性が高く、また、域内協力及び地域経済統合が進んでいることから、地域に共通する開発課題に対し、域内で協力しつつ開発しようという動きがある。そして、南南協力はこのような域内の開発を進めていく上での一つ的手段として注目されている。2005年10月にはコロンビアにおいて「南南協力に向けたキャパシティ開発(CD)セミナー(通称ボゴタセミナー)」が開催されたほか、2006年1月にはエルサルバドルにおいて同セミナーのフォローアップ会合が開催されており、域内の南南協力に取り組む強い意欲が見受けられる。また、これら会合では、中南米各国がわが国の南南協力支援にかかる取り組み事例を紹介されるとともに、その成果が高く評価されている。

他方、中南米地域に対する我が国ODAについてみると、その予算は年々減少しており、今後もその傾向が続くことが見込まれる。こうした中で、同地域における南南協力支援は、援助リソースの効果的かつ効率的な活用を実現する上でも極めて重要であるという認識の下強く推進されている。さらに、第三国集団研修及び第三国専門家派遣といった従来型の南南協力支援における豊富な実績を基に、中南米地域では新しい援助モダリティが生まれている。具体的には、日本とチリのパートナーシッププログラム(JCPP)の枠組みの中で実施されているミニプロジェクトや広域セミナー等がある。このような状況を踏まえ、中南米地域の調査・分析では、多種多様な南南協力支援のモダリティのあり方や、域内協力と南南協力支援の関係に重点をおいた。なお、本稿においては、JCPPにかかる調査結果に基づいた分析、考察を主に行っており、日本・メキシコ・パートナーシップ・プログラム(JMPP)、日本・ブラジル・パートナーシップ・プログラム(JBPP)、日本・アルゼンチン・パートナーシップ・プログラム(PPJA)については対象外とした。

(3) アフリカ地域(実施国:ケニア、受益国:ウガンダ)

アフリカ地域に対する我が国の ODA 予算は増加傾向にあるものの、総予算に占める割合はアジア、中南米に比べて依然として小さい。そのため、開発が相対的に進んでいないアフリカ地域にとっては、我が国が技術協力や無償資金協力を通じてこれまで蓄積してきた人的・物的資源は貴重な資産であるといえる。したがって、同地域では限られた援助リソースを効率的に活用するという観点から、南南協力を捉えることが出来る。さらには、貧困削減ペーパー (PRSP) を軸に国家開発が進められている同地域では、財政面に加えて開発戦略の策定における主体性という面からもドナーに大きく依存せざるを得ない。

調査を実施した 2 ケ国では、技術協力プロジェクトの実施機関による第三国集団研修が南南協力の中心となっている。したがって、主たる調査対象を第三国集団研修とするほか、地域内における技術協力プロジェクトから別の技術協力プロジェクトに対する南南協力支援も調査対象とした。また、後述するようにアフリカ地域では南南協力の水平性が大きな特徴であることから、受益国として設定したウガンダが実施国として関わっている南南協力案件についても調査した。アジア・アフリカ協力案件については、直接の調査対象ではなかったが、地域支援事務所の役割や支援体制については調査に含めた。なお、アフリカ地域では調査対象 2 ケ国における調査結果に基づいて地域的な傾向を導き出すこと試みており、我が国とパートナーシップを結んでいるチュニジア、モロッコ、エジプトは調査・分析の対象外とした。

7 アンケート調査結果に基づく分析結果

本調査では、受益国と実施国の JICA 事務所と援助窓口機関に対して質問票を配布し、回答を求めた。配布先は、JICA 事務所 57 ケ所、駐在員事務所 23 ケ所の計 80 事務所と窓口機関 80 機関であり、回収率はそれぞれ、53%、43%であった。

(1) 受益国と実施国、JICA 事務所と窓口機関における差異

a) 南南協力に対する政策、戦略の有無

南南協力に対する政策の位置付けを見ると、実施国の JICA 事務所で位置付けを行っている割合は 56 %であるのに対し、受益国の JICA 事務所で位置付けを行っている割合は 35%と低い。実施国の窓口機関と受益国の窓口機関で南南協力を位置付けている割合は、それぞれ 83%、32%であり、差異が見られた。また、南南協力に対する戦略については、実施国の JICA 事務所で戦略を有している割合は 63%であるのに対し、受益国の JICA 事務所では 35%と低い。実施国の窓口機関と受益国の窓口機関で南南協力を位置付けている割合は、それぞれ 83%、36%であり、政策に対する割合と同様に差異が見られた。このような状況からは、南南協力を実施する側では、概ね南南協力を開発援助の一手段として認識していることが伺われた。他方、受益国の様相はこれと異なる。受益国の多くの事務所が、南南協力における投入を計画の中で投入手段として認識していないことが分かった。

b) 南南協力実績に対する情報確保・活用

情報の蓄積と情報の活用は、各機関が南南協力事業の実態を把握しているか、いないかを見る項目である。一般に、事業について強い関心を有していれば、情報の収集や蓄積に熱心であり、また、活用も目的指向になる。情報の蓄積については、実施国の JICA 事務所では 56% が、また、窓口機関では 75% が実施していた。他方、受益国では、情報蓄積を行っている JICA 事務所の割合は 23% と低い。窓口機関は 41% と JICA 事務所よりは高い。情報の活用については、実施国の JICA 事務所では 31% が、また、窓口機関では 75% が行っていた。他方、受益国では、JICA 事務所の情報蓄積を行っている JICA 事務所の割合は 12% と低い。窓口機関は 36% と JICA 事務所よりは高い。このような状況からは、実施国の JICA 事務所と窓口機関は、実施者として情報収集に努めていることが分かる。他方、受益国では、JICA 事務所の情報収集はほとんど行われていなかった。

c) 第三国集団研修の計画・形成と実施への関わり

実施国の JICA 事務所と窓口機関が既存の第三国集団研修の計画・形成に関わっている割合は、それぞれ 100%、83% と全 JICA 事務所とほとんどの窓口機関が関与しているのに対して、受益国の JICA 事務所と窓口機関の関与の割合は、それぞれ 8%、0% でほとんど皆無に近かった。一方、第三国集団研修の実施への関わりについても同様の傾向である。実施国の JICA 事務所と窓口機関が既存の第三国集団研修の実施に関わっている割合は、それぞれ 81%、83% とほぼ同じであるのに対して、受益国の JICA 事務所と窓口機関の関与の割合は、それぞれ 8%、0% とほとんど皆無であった。このことから、第三国集団研修が、具体的には、実施国の JICA 事務所の関与から開始されていることが分かる。また、実施国窓口機関として自国の援助政策として JICA と共同で計画策定している事例も見られた。これに対し、受益国の JICA 事務所、窓口機関の関与はほとんど見られなかった。

d) フォローアップと成果の把握

南南協力についてのフォローアップへの関わりは、受益国、実施国の JICA 機関、窓口機関ともに低い。実施国 JICA 機関、窓口機関の南南協力に対するフォローアップに関わる割合は、それぞれ 13%、42% である。また、受益国の JICA 事務所、窓口機関のその割合は、それぞれ 27%、18% である。また、南南協力の成果に対する認識は、受益国、実施国の JICA 機関と窓口機関ともに低い。実施国 JICA 機関、窓口機関が南南協力の成果を把握している割合は、それぞれ 25%、17% である。また、受益国の JICA 事務所、窓口機関のその割合は、それぞれ 15%、9% である。フォローアップについては、実施国の JICA 事務所では、受益国へ調査団を派遣したり、帰国研修員の現況調査などを行ったりしている事例が見られた。しかし、行われているフォローアップも研修に参加した各個人のレベルに留まっており、派遣元機関の変化、例えば、派遣元機関の能力向上のためのフォローアップを行っている例はなかった。実施国の窓口機関として、フォローアップとして、JICA 事務所との研修終了時の合同評価をあげているものが散見された。受益国では、フォローアップとしては、帰国時のレポートの提出、インタビューなどが主体であった。しかし、多くの窓口機関からは「特にフォローアップ活動は実施していない」との回答が多かった。

(2) アジア、アフリカ、中南米における差異

a) 実施国の JICA 事務所

実施国の JICA 事務所の基本的な特徴は、すべての事務所が南南協力の実施者として、南南協力の主要な形態である第三国集団研修の形成作業と計画の策定作業に関わっていることである。しかし、他の項目では、アジア、アフリカ、中南米の間で違いが見られた。中南米の JICA 事務所は位置付け、戦略、データ収集・活用の項目で高い割合を占めており、南南協力を重視する傾向があることが分かる。他方、アジアの JICA 事務所では南南協力はある程度の優先度を置かれているが、援助手段として主要な位置を占めてはいない。アフリカでは事務所の関心は薄い。アジア、中南米においては、事業の実施にも関わっているが、アフリカでは関わりは少ない。研修自体のフォローアップ、また、成果の把握は全体的に強くない。

b) 実施国の窓口機関

実施国の窓口機関における特徴は、アジア、中南米の窓口機関とアフリカの窓口機関の間に大きな違いがあることである。アジア、中南米では、南南協力を政策的、戦略的に位置付け強い関わりを持っているのに対し、アフリカの窓口機関の関わりは非常に小さい。アジア、中南米のいくつかの国では援助プログラムを持って外交政策の一環として援助を行なっている。アジアと中南米の違いは、中南米の窓口機関はフォローアップと効果の把握に関心を示しているのに対して、アジアの窓口機関の関心は低いということであった。

c) 受益国の JICA 事務所

受益国の JICA 事務所の特徴としては、中南米の JICA 事務所が南南協力を援助の政策、戦略に位置付け、援助の手段としてみている点である。これに対して、アジアの事務所の関心はきわめて低かった。アジアの事務所では、南南協力、特に第三国集団研修を開発課題のための手段としては意識していないことが分かる。また、特定の開発効果を特には期待していないことも分かる。アフリカの JICA 事務所の関心もアジアと同様に低かった。

d) 受益国の窓口機関

実施国の窓口機関の特徴は、受益国の JICA 事務所の傾向と類似している。中南米の窓口機関が南南協力を援助の政策、戦略に位置付け、援助の手段としてみているのに対して、アジアの窓口機関での関心は低い。フォローアップ、効果についても、中南米の窓口機関では強く意識しているが、アジアでは期待は小さい。アフリカにおいては、受益国の窓口機関はほとんど関係が無い状況である。このような状況は、中南米の受益国では、JICA 事務所と窓口機関において開発課題を解決する手段として南南協力を議論する素地を持っているが、アジア、アフリカではほとんど無く、議論の対象になっていないことが伺える。これに対し、中南米においては、実施国と受益国の間でそれなりのコミュニケーションがとられていると考えられる。

(3) まとめ

大きな特徴としては、実施国と受益国の対応に大きな違いがあることが指摘できる。アンケート調

査からは、南南協力、特に、第三国集団研修は、多分に実施国指向の事業であるといえる。しかし、地域によって違いが生じていることも事実である。アジアでは、基本的に実施国の枠組みで事業は実施されていた。受益国の関わりは小さく、開発手段としての意識も低かった。しかし、中南米では、若干様相を異にしていた。実施国と受益国との間にそれなりのコミュニケーションがとられているようであった。また、受益国は開発手段として意識もしていた。他方、アフリカでは、南南協力は実施国というより、実態は JICA の援助枠組みで実施されていた。実施国、受益国の窓口機関の関わりは小さかった。

8 事例分析の結果と地域横断的分析

(1) 南南協力支援の各地域における特徴

南南協力支援は、第三国研修、第三国専門家を主体に実施されてきたが、事例分析の結果を踏まえれば、地域ごとにその支援形態に特徴があることが分かる。以下に述べるように、それぞれの地域の特性に合わせた南南協力支援が実施されており、その結果として南南協力支援事業が多様化している。

a) 支援形態

現地調査の結果に限っていえば、アジア地域ではパートナーシップ・プログラム（PP）の締結が進んでいるものの、実態は日本側の援助戦略などに沿った案件、つまり日本自身の協力の一環として実施されている案件がほとんどである。中南米地域では、第三国研修のほか広域セミナーやミニプロなど様々なスキームが展開されており、JICA 課題別指針による「機能 5 分類」にある機能すべてが包括されている。日本の協力の一環と考えられる案件も多く見られるが、アジア地域に比べパートナーの立場や考えをより尊重した協力が進められているといえる。「厳密な意味での南南協力支援」が最も進んでいる地域と考えられる。アフリカ地域では、技術協力プロジェクトを通じて日本側の援助戦略を極めて強く前面に押し出した支援が行われている、というのが現状である。

b) 関係機関の関わり

アジアでは、タイに見られるように JICA 事務所は、PP の下でニュー・ドナー化を支援する一方、タイの援助政策の一環として第三国集団研修を実施してきた。他方、南南協力の実施機関である高等教育機関、専門技術教育機関、訓練機関、付属教育機関などは、研修事業を海外ビジネス、国際化として捉え、JICA と TICA の意向も踏まえて、研修を計画・実施している。しかし、受益国の JICA 事務所、窓口機関の関心は低く、また、受益機関の対応は、研修応募要項の受領を基にアドホックに研修員を選任しており、計画的な対応には至っていない。

アフリカでは、JICA の技術協力プロジェクトによって第三国集団研修が行われており、JICA 事務所やプロジェクトが主導している事例が見られたのが特徴的であった。しかし、実施国の窓口機関、受益国の JICA 事務所、窓口機関の関心は低い。他方、中南米では、他地域と異なり、受益国の関心は高い。中南米では、実施国であるチリに見られるように JICA 事務所は援助計画に位置付けて南南協力を支援し、窓口機関である国際協力庁は、他国との連携を強めるために開発の度合いが同レベル

の国同士の協力である水平協力を促進に努めている。そのような状況の下で実施機関も積極的に南南協力に関わっている。また、受益国の JICA 事務所、窓口機関、受益機関においても、開発課題に位置付けて対応していることがうかがえた。

c) 事例分析とアンケート調査結果の総括表

表 2、3 は事例分析とアンケート調査の結果をまとめたものである。

d) 各地域の共通点・相違点をもたらしている主な要因

関係機関の関与と位置付けは、各組織の持つ政策や戦略上の目標を達成するために、個々の案件の役割がどの程度明確になっているかという点と密接につながっているといえる。この点についてアンケート調査の結果からも、実施国側の JICA 事務所と援助窓口機関の関与が受益国側に比べて 2 倍近く強いこと、その理由として実施国側は案件実施のために予算付けをしており、そのために開発戦略などに位置付ける必要性が生じていること、その一方で受益国側では南南協力支援を投入として認識しておらず、したがって予算付けや事業計画における位置付けも要さないことがあげられている。

(2) 貢献・効果の発現状況

調査対象とした第三国研修は、アジアと中南米では、それぞれの分野で国内に指導的な教育機関としての地位を確立している実施機関によって行われており、インタビュー結果からも研修参加者の技術の習得、知識の向上に寄与していることを確認できた。

しかし、受益機関に対する効果は、研修員派遣元の研修に対する関与の程度によって異なっている。アジアでは、第三国集団研修は、一般に研修員の募集は実施側の意向で不定期に行われるため研修員派遣機関は研修に対して受身の対応を行っており、計画的なものとはなっていなかった。それゆえ、研修効果は、個人の技術や知識の向上の範囲にとどまるものがほとんどであった。他方、受益国の技術協力プロジェクトの一環として実施された契約ベースによる第三国研修では、受益機関が研修実施機関を選択するとともに研修内容について研修実施機関と詳細に検討して決めており、研修機関の関与は大きく、研修の効果がプロジェクトの目標にまで及んでいた。

中南米では、第三国研修に対する受益国の JICA 事務所、窓口機関、受益機関の関心は概して高く、研修の成果は個人レベルを超えて組織レベルへの効果として発現している事例も見られた。他方、アフリカでは、実施中の技術協力プロジェクトにおいて第三国集団研修が行われていることから、研修の技術レベルが確保されていた。この点に関して、JICA の技術プロジェクト関係者を対象として行われた場合、あるいはウガンダの例のように受益機関に研修と関連するプログラムがある場合などには組織レベルにまで研修成果が発現されていたが、そうでない場合には概して参加者の知識の取得に留まっていた。

表2 南南協力支援活動にかかる総括表1(支援形態、事例分析、アンケート調査)

	支援形態	事例分析		アンケート結果	
		位置付け	成果	位置付け	成果
アジア	<ul style="list-style-type: none"> ・確立された研修機関による第三国集団研修 ・技術協力プロジェクトの一要素としての契約ベースによる第三国研修実施 ・専門家派遣による技術協力プロジェクトの共同実施など ・JARCOM による第三国研修の形成と実施 ・南南協力としての枠組みとしてのパートナーシップ・プログラム 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発格差の是正を目指した協力 ・実施国の元 JICA 支援機関を実施機関とした研修(第三国研修) ・専門家派遣による共同プロジェクト ・実施国と受益国のツートラックによる協力: 実施国の外交政策の一環としての協力、受益国の JICA プロジェクトとして実施 ・受益国と実施国のニーズマッチングの努力(JARCOM) 	<ul style="list-style-type: none"> ・確立された実施機関による研修・技術レベルの確保 ・受益機関の第三国研修に対する受動的な対応: 成果は受講者の技術的向上が主 ・契約ベースの研修の下での成果の確保 ・JARCOM 形成案に対する成果への期待 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施国の南南協力(第三国研修)に対する関心と計画・実施への関与の高さ ・受益国における南南協力(第三国研修)に対する関心と実施への関心の低さ 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施国の JICA・窓口機関とも第三国研修の成果の把握への関心の低さ ・受益国の JICA・窓口機関とも第三国研修の成果の把握への関心の低さ
中南米	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の支援した機関での第三国研修 ・南南協力としての枠組みとしてのパートナーシップ・プログラム ・チリの技術協力プロジェクト経験を基にした JICA と実施国の共同プロジェクト(専門家派遣、第三国研修) ・パートナーシップ・プログラムの一環としてのミニ・プロジェクトの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・水平協力としての協力 ・受益国における投入として南南協力の重視 ・受益国関係機関の関心の高さ ・実施国による戦略的な協力の推進 ・実施国の強みを生かした協力 ・JICA と受益国のパートナーシップの重視 	<ul style="list-style-type: none"> ・受益国における技術協力プロジェクトとしての成果の確保 ・研修員の個人レベルを超えた成果の発現事例の存在 ・第三国集団研修の成果は受講者の技術的向上が主 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施国の南南協力(第三国研修)に対する関心と実施への関与の高さ ・受益国における南南協力(第三国研修)に対する関心と実施への関心 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施国の JICA・窓口機関とも第三国研修の成果の把握に対する関心 ・受益国の JICA・窓口機関とも第三国研修の成果を把握に対するある程度の関心
アフリカ	<ul style="list-style-type: none"> ・技術協力プロジェクトの主要構成活動としての JICA プロジェクトを対象とした協力 ・技術協力プロジェクトを実施機関としての第三国研修 ・元 JICA 支援機関を実施機関とした第三国集団研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・水平協力としての協力 ・JICA プロジェクト・モデルの拡大 ・日本の実施中のプロジェクトにおける第三国研修の実施 ・JICA 主導の南南協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・受益国における技術協力プロジェクトとしての成果の確保 ・第三国集団研修の成果は受講者の技術的向上が主 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施国 JICA 事務所による協力の形成・計画 ・実施機関を主体とした南南協力の実施 ・その他の関係機関の関心の低さ 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施国の JICA・窓口機関とも第三国集団研修の成果の把握への関心の低さ ・受益国の JICA・窓口機関とも第三国集団研修の成果の把握への関心の低さ

表3 南南協力支援活動にかかる総括表2(促進要因、阻害要因、課題)

	促進要因	阻害要因	課題
アジア	<ul style="list-style-type: none"> ・指導的教育機関としての実施機関の存在 ・実施機関の日本の援助に対する親近感 ・実施機関の外交政策の一環としての事業に対する認識 ・受益機関の認識の強さと契約ベースによる第三国研修の目的に対する研修機関の課題・人材養成などにおける明確な位置付け ・関係機関のコミットメント ・受益機関による計画的な研修の実施 ・現地活動費の柔軟な活用による案件の実施 ・受益機関と実施機関のコミュニケーション ・技術協力プロジェクトの一要素としての研修位置付けの明確さ ・受益国 JICA 事務所の支援 ・柔軟な実施機関の選定(類似語学の重視など) ・類似言語の重視(タイラオス) 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関と第三国集団研修員派遣機関のコミュニケーションの無さ ・第三国集団研修員派遣機関の受動的な対応 ・第三国集団研修員の計画的派遣の難しさ ・第三国集団研修ニーズのミス・マッチング ・第三国集団研修員のレベルのアンバランス ・受益国 JICA 事務所の関与、主体性を発揮する難しさ ・事業の位置付けの不明確さ ・国際約束などの位置付けの難しさ ・派遣先の制度による難しさ(期間、処遇など) ・多数の関係者の存在と調整の難しさ 	<p>政策・戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップのあり方の再考の促進 ・国際約束概念の再整理 <p>制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JARCOM プロセスのより効果的な制度構築 <p>運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三国集団研修の募集・実施プロセスの最構築 ・情報の蓄積と共有化の促進 ・技術協力プロジェクトをコアとした近隣リソースの活用
中南米	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関における開発課題に対する認識と南南協力の位置付けの明確化 ・域内における連携意識の存在 ・受益国ニーズの十分な把握 ・関連機関間のコミュニケーションの多さ ・質の高い実施機関の存在 ・語学的文化的類似性 ・関連機関の南南協力に対する関心・意識の高さ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ミニ・プロジェクトにおける実施国・受益国の意思の疎通 ・実施機関の資金負担 	<p>政策・戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施国の援助戦略の強化を図る協力 <p>制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南南協力支援のプロジェクト化
アフリカ	<ul style="list-style-type: none"> ・共通の言語・文化・環境・歴史など ・受益側のニーズを把握(事前調査、コース評価、帰国研修員調査) ・受益機関が実施する技術協力プロジェクトの投入として活用 ・受益機関が実施するプログラムの投入として活用 ・研修終了後、受益機関が第三国集団研修の成果を活用する体制を構築 ・受益機関が実施する技術協力プロジェクトの投入として活用 ・臨機応変な投入が可能 ・受益側のニーズに合わせた協力内容を計画することが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備の不一致 ・不十分なニーズ把握 ・言語(英・仏・ポルトガル語)の不一致 ・現地活動費と既存スキームでは、日当・宿泊費が異なっていること ・要請書の取り付けが困難な外交関係 	<p>政策・戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JICA の支援における位置付けの明確化 ・自立発展性の考え方の整理 <p>制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柔軟性のあるシステムの確立 ・実施国のリソースと受益国のニーズとのマッチングのためのシステム構築 ・南南協力経費の確保 <p>運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三国集団研修における受益者ニーズの確認 ・第三国研修のフォローアップ ・経費基準、選定基準の明確化

アンケート調査の結果からは、実施国、受益国双方の JICA 事務所、窓口機関において、南南協力支援のフォローアップへの関わりや成果に対する認識がともに低いことが明らかになっている。その要因として、実施機関や受益機関では第三国集団研修はあくまで個人レベルの能力開発ととらえていること、したがって組織として成果を把握したり、それを波及させたりする関心や取り組みが乏しいことにある。このほか、特に受益機関においては、第三国集団研修は不定期に実施されるため、組織の開発戦略において計画的に活用することが難しい、ということも要因としてあげられる。こうしたことが改善されない限り、組織レベルにおける大きな成果は期待できないといえる。

(3) 成果に関わる促進要因

a) 指導的な実施機関の存在

成果をもたらした要因としては、まず、それぞれの分野で国内に指導的な教育機関としての地位を確立した機関が実施機関として選択されていたことである。これらの機関は、JICA 事務所、窓口機関の委託する内容に自機関の保持する資源を使い適した研修コースを計画・実施する能力を有している。また、南南協力のために自機関の教員、研究者から適切な専門家を選択し適切な専門家を派遣することが可能である。

b) 関係機関の強い関心と関与

関係機関の強い関心と関与が成果をもたらした要因の一つと考えられる。特に受益国の JICA 事務所、窓口機関、受益機関の南南協力に対する強い関心と関与が促進要因としてあげられる。

c) 関係機関が連携できる実施体制

連携によって関係機関の関心と関与が高まってきており、成果も出始めている。こうしたことから、案件の関係機関がお互いにうまく連携できる実施体制の存在は、成果の発現に貢献する要因と考えられる。

d) 関係機関による明確な位置付け

関係機関において南南協力支援案件を政策上あるいは戦略上明確に位置付けることで、目標達成に向けた意欲や関心も高くなり、実施プロセスへの関与も強まり、その結果、案件の成果が発現されやすくなるといえる。

e) 受益機関の成果に関する認識の明確さ

第三国研修の成果は研修結果が派遣元に適切にフィードバックされることによって確保される。また、フィードバックには、研修員を派遣する、あるいは専門家を受け入れる受益機関の成果に対する認識が明確になっていることが重要である。技術協力プロジェクトにおける契約ベースによる研修では、それ自体の成否がプロジェクトの成果に影響を与えるものであり、計画的に実施されていた。第三国集団研修においても、研修員の派遣機関が人事政策、また、自組織の課題解決に対して明確に位置付けられて派遣された場合に適当な成果として現れていた。

f) 実施機関と受益機関のコミュニケーション

実施機関が受益機関の目的を明確に認識しているときに成果が出ていた。成果が発現された案件では、開発ニーズと開発リソースを結びつける努力がなされていたといえる。

g) 言語の共通性

第三国研修や第三国専門家の実施において、実施国と受益国の間に共通あるいは類似した言語が使われていることが、成果発現の大きな要因の一つであるといえる。また、こうした国々では、言語の共通性ばかりではなく、文化、環境、歴史などの面でも共通点、共有できる点を多く持っており、そうしたことも合わせて成果の発現に貢献していた。

(4) 成果に関わる阻害要因

a) 第三国集団研修での研修員の計画的な派遣の難しさ

受益機関が研修員を募集する際、その時たまたま対応できる職員を派遣するといった受け身の対応になっていた。組織が抱える課題に対応するために研修候補者が選定されている事例は少なかった。また、受益国の JICA 事務所の関心や関与が乏しいことが指摘されている。JICA の関与が乏しいため、受益国窓口機関の関心も低くなる。このような、計画的な対応の難しさ、受益国側における受け身の対応、低い関心・関与が研修の成果を限定的にする要因となっていた。

b) 実施機関と受益機関のコミュニケーションの不足

第三国集団研修では、研修員の選定は、研修募集要項に対して外交チャネルによって提示された候補者から実施機関が選定し確定していた。しかし、実態は、外交チャネルでの選定段階で候補者が絞り込まれており、研修実施機関が選定を行うにあたっての自由度は小さかった。結果として、実施機関は受益機関と具体的な成果を共有することができず、成果の確保も難しくなっていた。

c) 南南協力支援の位置付けの不明確さ

事例分析およびアンケート調査の結果として南南協力支援が JICA の国別の事業計画にまだ十分に位置付けられていないことがわかった。特に、受益国では、第三国集団研修の位置付けは多くの JICA 事務所で明確になっていなかった。JICA 事務所は、これらの研修を投入の重要な要素として開発課題に対する事業として組み込むことができず、結果として、南南協力活動をより効果あるものにする事ができていなかった。

d) 言語の難しさ

研修員全体における比率は小さいながらも、言語の壁は研修の成果を発現させる上で阻害要因となっていることがうかがえた。

e) 施設・設備の不一致

実施機関と受益機関において使用している機材・設備が異なると、第三国集団研修で学んだ技術・知識が受益機関で活用できず、その結果、貢献・効果の発現を阻んでいた。こうした研修には、参加

の前提条件を満たしていない受益機関が研修員を派遣しているためであり、受益国における研修員の選定が問題といえる。

f) 研修内容の不一致

第三国集団研修の内容が受益国のニーズに合っていないければ、研修成果が組織的・社会的な貢献・効果を生み出すことは難しい。

(5) 南南協力の優位性

南南協力、南南協力支援がそれ以外のスキームと比べてどういった場合に優位性を持つのか、またその際の課題は何かについて既述部分から抽出する。

a) 現地や近隣国のリソースの活用による効率性

研修実施機関や専門家の派遣元機関が受益国の近隣にあれば、日本を含め遠方の国での研修実施やそうした国からの専門家派遣に比べて低い費用ですみ、効率的であることはいうまでもない。その場合、特に域内南南協力への支援は優位性を持つといえる。ただし、費用が安くても質を確保できること、つまり現地のニーズに合った的確な支援ができることが前提である。

b) 言語、文化、歴史の類似性による適正技術や知識の提供

言語だけではなく、文化や社会経済状況、歴史的背景、現在の開発レベルなどが類似している国々の場合にもあてはまる。事例でみたタイとラオスのケースもそうであるし、中南米においても域内諸国間において協力が進んでいること、アフリカ英語圏諸国の間でも水平協力の形で協力が行われていることは、そうした面での類似性を持つ国々間の協力という点が大きな特徴である。このような場合、特に受益側が必要とする適正技術や知識を、実施側は理解、提供しやすいという点で南南協力は優位性を持つ。特に域内での南南協力は極めて有効な手段になるといえる。

c) 我が国の援助形態の多様化

援助形態という観点から南南協力支援をとらえると、従来型のバイやマルチ協力に加えて、例えばJARCOM やパートナーシッププログラムを通じた援助卒業国への支援、具体的には「開発途上国間技術協力(TCDC)活動への支援」、「ドナー化支援」といった形で我が国の援助形態を多様化させている。このような支援形態は他のドナーにはあまり見られないことであり、多様な援助形態を持っていることは、上述した優位性とともに我が国援助の特徴として国際社会や国民にアピールすることができる。またタイやチリなど援助卒業国あるいはそれに近い国々との間では、南南協力支援を通じて新たな関係を構築し、その上でさらに新たな支援のやり方を共同で企画・実行することも可能となる。つまり、やがてはJICA-TICA や JICA-AGCI がイコールパートナーとして他の途上国へ支援を提供する、そのために両国が新たな南南協力支援の方法を検討するようになることが期待される。さらには、開発レベルの高いこうした国々に対して、新たな形で支援を続けることによって、我が国のドナーとしてのプレゼンスを維持することも可能であろう。

9 地域共通の主要課題と提言

(1) 政策的な課題と提言

a) 受益国関係機関における南南協力支援の位置付けの明確化

南南協力活動をより効果あるものにするためには、特に受益国の JICA 事務所や受益機関など関係機関において、第三国集団研修を投入の重要な要素としてとらえ、開発課題に対する事業の一部として組み込むことを提言する。具体的には、JICA の国別事業計画や受益機関の活動計画における中長期・短期的それぞれの目標に基づき、まず、それらを達成するための手段として南南協力の活用を検討する。南南協力が有効な手段であると判断されれば、南南協力あるいは南南協力支援の戦略や活動内容を具体的に設定する。その上で、受益国援助窓口機関や実施機関との間で調整や合意形成を図る。南南協力支援にかかる個々の案件については、設定された戦略や活動内容に照らしつつ案件形成や詳細な計画づくりをする。

(2) 制度的な課題と提言

b) 教育機関との連携強化

南南協力支援は、地域や国の現状、開発課題に対応するために多様な形態をとるようになっている。また事例分析の結果は、南南協力を通じて開発途上国の知識、技術、経験を他国でも活用できる可能性が高いことを示している。南南協力の成果を促進する要因として、それぞれの分野で国内に指導的な教育機関としての地位を確立している実施機関の存在があげられた。南南協力を通じて、開発途上国の知識、技術、経験をより広く活用するシステムを構築し、さらにその成果を確保するためには、こうした機関と連携した事業の実施促進やネットワーク構築に努めるよう提言したい。

c) 実施機関と受益機関における南南協力の成果の共有化

成果の発現をより確実にするためには、実施機関と受益機関において南南協力の成果など情報を共有化するシステムを構築することを提言したい。これによって事業内容や成果が双方にとって明確になり、かつフィードバックも適切に行われるようになると考える。

d) 実施国・受益国関係機関のコミュニケーション促進

南南協力は実施国と受益国において多数の関係機関が関連する事業である。コミュニケーションが円滑に進むことによって、各関係機関は自己の役割を明確に認識し適切な行動が取れるようになる。また、実施国は受益機関の開発ニーズを把握することができ、ミス・マッチングを減らすことができる。そうした目的を達成するために、中南米、アフリカにおいても、JARCOM のように実施国・受益国の関係機関間のコミュニケーションを促進する仕組みや体制の構築を提言したい。

e) 第三国集団研修における受益機関の計画的な研修員派遣制度の確立

第三国集団研修では、研修のオファーは研修員派遣機関においては不定期なものであり計画的に対応するのは難しいとのことであった。そのため、研修コースの計画時に、多年度にわたり特定の人数を特定の機関に枠として配分するなど、組織の開発ニーズに対応し計画的に研修員を派遣できる制度の導入を検討するよう提言したい。

f) プロジェクト化

現在、第三国集団研修や第三国専門家派遣は個別に実施されることが多いため、南南協力支援としての成果やインパクトは小さく、既述したように個人レベルを超えた成果としてはあまり見えてきていない。したがって、南南協力支援案件を受益国におけるプロジェクト化、つまり技術協力プロジェクトの一部として形成・実施することを提言する。これによって、関係者の関与が強まるとともに、目標の達成に向けてモニタリングが適切に行われる可能性が高まり、それがより高い成果につながるという期待が持てる。

(3) 運用面の課題と提言

g) JICA 事務所における関連情報の共有化

JICA 事務所において、南南協力支援の実績をきちんと把握し、活動のモニタリング・評価を行うことができるような情報収集・整理・蓄積のための制度・システムの構築を提言する。本邦研修では現在すでに参加者のデータベースが存在しており、全ての第三国研修においてもそうした形で整備していくことが望まれる。

h) 第三国集団研修の計画・実施プロセスの再検討

南南協力支援案件は二国間援助案件に比べ関係者が多く手続きも複雑である。そのため、計画から実施に至るまでの時間が実施国内だけで行われる案件に比べて極めて長い。また研修計画・実施の手続きが、実施国の援助窓口機関や受益国における大使館など外交チャネルを通じて行われ、そのために実務を担当する実施機関と受益機関がリンクしていない。こうしたことから、南南協力支援にかかる現在の計画・実施プロセスを見直すよう提言する。具体的には、受益国・実施国双方で実務レベルの関係者がそのプロセスに参加し、特にニーズとリソースについて十分な情報交換ができるようにすること、その際、場合によっては研修参加者や機関の見直しをすること、手続きの簡素化を進め案件の形成から実施までの時間を短縮すること、要請書の必要性について再検討することなどである。

i) 研修のフォローアップ体制の確立

研修のフォローアップ、つまり研修員に対する研修終了後の支援は、第三国研修の貢献・効果を発現させるために効果的であるが、ニーズ調査や研修の実施ほど熱心には取組まれていなかった。研修の貢献・効果を広く波及させるためには、このようにフォローアップまでを含めた形で南南協力支援を計画・実施することを提言したい。その一方で、フォローアップの実施にもやはり大きな費用を要するので、どの機関がどこまでそれを負担するのか JICA、実施国、受益国の3者間でのより具体的な検討が必要である。例えば、初回のニーズ調査は JICA が負担する、研修後に評価をし成果をあげていることを確認した上で研修を継続させる、次回からのニーズは受益側でとりまとめ実施側に通知する、などの仕組みをつくっておけば効率性も高まると考える。

10 地域固有の主要課題と提言

(1) アジア

a) JARCOM の枠組みの整理

JARCOM ではニーズを踏まえた研修コースの形成に努めていたが、実際にはなかなかそうした案件が形成し得ていなかった。また、JARCOM の位置付けについて、JICA とタイなど一部の国との間では必ずしも一致していなかった。したがって、より大きな成果の発現のためには、JARCOM の果たすべき役割や責任範囲を含め、受益国の開発課題を基にした協力ニーズを汲み取り、JICA の技術協力プロジェクトの一投入要素としての研修実施、ASEAN 加盟諸国の技術協力プロジェクト間での知識・技術・経験の共有化のための研修など、多様な援助形態を組み合わせた案件形成をすることができるよう、つまり JARCOM にとってさらに選択肢が増えるよう、より柔軟な制度づくりを進めるよう提言する。

b) パートナーシップのあり方の再考の促進

タイとはパートナーシップ・プログラム (PP) を通じて行われる南南協力支援案件の多くは、たとえ資金分担にアンバランスがあっても共同して支援を行うのであれば、基本的に関係国が対等な関係にあることが望ましい。PP を締結している国々とより連携を深め、今後南南協力支援案件を拡大していくために必要なこととして、以下の提言をする。

- ・PP 締結国と実施する案件が PP 案件なのか、あるいは受益国における日本の二国間援助を支援してもらった案件なのか、その違いを明確にする。その上で、どちらの案件をどの程度実施するのかバランスを検討する。技術事業をより有効にするためには、開発途上国の技術と経験の活用は有効であり、PP 案件の比重を大きくし、パートナーシップに基づく共同プロジェクトの位置付けを増やしていくことを検討する。
- ・PP 案件として実施する場合には、PP 締結国側の援助政策や予算とも十分に刷り合わせつつ、JICA や PP 締結国双方が実現可能なレベルで、実施計画の策定や体制の構築をする。

c) 国際約束概念の再整理

近年、南南協力支援の形態が多様化しており、協力実施の根拠となる国際約束の考え方を整理することが必要である。現在の日本と実施国または受益国との国際約束は、事業の実施主体の帰属によって決められていた。タイの第三国集団研修では研修実施国に対する援助供与として国際約束を締結しているが、本来の受益者は研修員を派遣する受益国である。また、地域協力案件では、関係国間でどのような国際約束の形式がよいのか、どのような手続きをとるべきか、必ずしも明確な合意には至っていない。改善のためには、南南協力における国際約束の方式は、原則としてその受益国への援助として見直すことを提言したい。原則を明確にすることによって日本、実施国、受益国の関係も明確になる。その上で、支援の形態や手続き方法を整理していくことが必要になる。

(2) 中南米

a) TCDC 支援の推進

実施国としてチリをみると、自国の ODA として域内で行っている二国間協力も年々増えており、成果もあがっている。チリを中心に域内ネットワークが構築されており、こうしたことからチリはすでにニュードナーとしてのステータスを確立しつつある。中南米地域における我が国の ODA 予算そのものが減少傾向にあり、援助リソースの効果的、効率的な活用が極めて重要となっている。そうした状況からは、チリの二国間あるいは広域援助援助に対する日本の支援、つまり「開発途上国間技術協力 (TCDC) 活動への支援」が今後有望になると考える。TCDC 支援は、限られた予算の中で成果を発現させるとともに、わが国のプレゼンスを維持していく上で、さらには域内協力を支援するという意味からも有効な手段と考えられる。したがって TCDC 支援を積極的に推進するよう提言する。

b) 実施国の能力を考慮に入れたパートナーシップの推進

チリとの間では JCPP を結んでいるものの、南南協力支援の実施においては日本の援助戦略が優先されている。上述のように、チリのドナーとしての能力が着実に上がっている今日、やがて日本とチリが上下の関係ではなく同等のパートナーとなり、案件を共同で実施することになると考えられる。その一方で、援助の成果を強く求める日本のやり方と、複数の受益国の共通ニーズに広く応えるチリのやり方は異なっている。したがって、我が国が効果的に南南協力支援を実施するためには、日本側の援助方針を堅持しつつも、実施国側の意向、予算、援助モダリティの未整備といった援助実施上の制約を十分に理解し、双方にとってメリットがあるよう、さらには受益国に対してしっかりと成果を発現できるよう、実施国との協議を通じて案件を形成・実施していくことを提言する。

(3) アフリカ

a) 技術プロジェクトを活用した南南協力支援の促進

アフリカ地域内では多くの国の開発レベルが同程度であり、文化や歴史を共有していることから、どの国が実施国でどの国が受益国といった明確な区分がない。また、知識や技術を持った人的資源が限られているため、第三国集団研修などによる能力向上の必要性はきわめて高い。その一方で地域内には研修できる機関が少ないという現状もあり、能力向上に対するこれまでの我が国の支援は高く評価されていた。アフリカにおいては JICA の技術協力プロジェクトが主体となって南南協力を推進しており、それによってある程度の成果が確保されていた。このような状況を考えれば、今後も従来どおり、JICA の技術協力プロジェクトを通じて近隣諸国との連携を図りながら南南協力活動を展開することを提言したい。そのためには、技術協力プロジェクト間のネットワークの構築や連携体制を整備していくことが必要であろう。

b) 自立発展性が期待できないアフリカ地域での南南協力支援

アフリカ地域への援助増額をコミットしている我が国としては、また他地域と比べて開発が遅れている地域だからこそ、支援の継続は不可欠である。その中で、南南協力支援は効率性や妥当性などの面からメリットがあると考えられる。しかしながら、アフリカ地域では、財政面や開発の主体性の面からほとんどの案件で自立発展性の確保が難しい状況にある。したがって、南南協力支援においても

同様に JICA の継続的な支援が不可欠であろう。そのため、自立発展性については他の地域とは必ずしも同じに議論せず、アフリカ地域への南南協力支援が不可欠として、そのあり方や、それをいつまで続けるのかといった目標設定が必要である。そのために以下の提言をしたい。

- ・上述のとおり JICA 技術協力プロジェクトを通じた南南協力支援を基本とし、特に受益国に対する JICA 技術プロジェクトにおける投入の一部として、南南協力支援を位置付ける。
- ・しかしながら、南南協力支援を目的化せず、費用対効果が高いと判断された場合にのみ南南協力支援を計画・実施する。支援はあくまで手段であることを JICA 関係者の間で周知徹底する。
- ・実施国に対しては、受益国におけるより大きな成果、つまり個人レベルを超えた成果を発現させることが目的の場合に、さらに受益国においても何らかの JICA 支援が見込まれる場合にのみ、南南協力支援を実施する。
- ・受益国においては、南南協力支援の中心は、契約ベースによるものや集団研修に関わらず近隣諸国での第三国研修や第三国専門家の派遣が中心となる。ただし域内で調達が難しい、例えば高度技術が必要とされるような案件においては、アジアや中南米との地域間協力を検討する。
- ・南南協力の 1 つであるアジア・アフリカ協力の推進は、JICA アフリカ東南部地域支援事務所の機能の一部になっている。ニーズとリソースのマッチングは極めて重要であることから、同事務所の人員を増強する、あるいはアジア側にも担当者を置くなどの措置を検討する。

第1章

評価調査の概要

第1章 評価調査の概要

1.1 本調査の背景と目的

1.1.1 我が国と南南協力支援

1950年代、戦後復興の途上にあつた我が国は、海外から多額の資金援助を受ける開発途上国の一つであった。そうしたなか、1954年にはコロンボ・プランに加盟し、他の途上国からの研修員受入による技術協力を開始した。さらに1974年には、途上国間の技術協力である「南南協力」に対する我が国の初めての支援¹として、第三国研修が開始された。南南協力に対する我が国支援の形態は、その後第三国専門家派遣、パートナーシップ・プログラム（PP）など多様化してきている。我が国は、開発途上国への技術支援のみならず、南南協力支援を通じて、途上国と途上国とを結びつけ相互に開発を促進する触媒としての役割も果たしてきたドナーであるともいえる。これまで培ってきたこのような我が国の経験と実績は、他の多くのドナーには見ることができない固有なものである。

1.1.2 本調査の背景

2003年8月に閣議決定されたODA大綱において、「我が国は、アジアなどにおけるより開発の進んだ途上国と連携して南南協力を積極的に推進する。また、地域協力の枠組みとの連携強化を図るとともに、複数国にまたがる広域的な協力を支援する」とされている。これを受けてJICAは、中期計画（2003年10月～2007年3月）の中で、「開発途上国の能力開発の有効な方法であり、援助リソースの拡大、域内協力の促進にもつながる南南協力支援事業を充実させる」と強い姿勢を打出している。さらには、2003年度に「南南協力」課題タスクフォースを発足させ、南南協力支援への取り組みをより一層強化している。

南南協力支援の評価という観点からは、これまで、個々の第三国研修について、技術協力プロジェクトと同様の5項目評価を基本とした終了時評価を実施している。また、横断的な評価としては、2000年度に特定テーマ評価「南南協力支援」を行い、タイとシンガポールの第三国研修と第三国専門家派遣事業を対象とした評価が行われた。

その後、中南米諸国など数カ国とPPが締結され、新たな南南協力支援案件が実施されつつある。PPは、第三国専門家や第三国研修といった個々のスキームを一定の戦略のもとに活用できるという点で、新たな南南協力支援のあり方を示唆する可能性を秘めている。さらには、上述した課題タスクフォースによって南南協力支援の概念整理も進み、それにともなってJICA事業戦略における南南協力支援の位置付けや、受益国が抱える開発課題に対する効果など、南南協力支援について新たに整理・検証すべき課題が明らかになってきた。

例えば、JICAの課題別指針（南南協力）²によれば、『「南南協力支援」の中には、JICAの協力活

¹ 以下、「南南協力支援」とする。定義については第2章を参照のこと。

² 平成17年1月、JICA

動の質を飛躍的に高め、日本の国際協力のインパクトを大きく増大できる重要な要素が豊富に含まれている。ところが南南協力支援活動の範囲が拡大し事例が多様化するにつれ、様々な目的と手段が交錯し、関係者の間に混乱と批判が見受けられるケースが出てきた。その結果、「南南協力支援」が持つ大きな潜在的魅力を十分に発揮できないことが懸念されるようになっている³との指摘がある³。

こうした状況を踏まえ、南南協力支援のこれまでの実績を基にその成果を明らかにするとともに、今後の協力の効果的かつ効率的な実施に資する実用的な教訓を得ることを目的に、本調査が実施された。

1.1.3 本調査の目的

本調査の目的は以下のとおりである。

- (1) 南南協力実施国、受益国、日本の3者間で、どのような関係で南南協力、南南協力支援が実施されてきたのか、これまでの協力を踏まえて分類をする。また、南南協力、南南協力支援が3者それぞれの政策、戦略においてどのように位置づけられてきたのか整理・分析する。
- (2) JICA 南南協力支援の実施国と受益国において、協力の結果として当該国の開発にどのような貢献・効果があったのか分析をする。
- (3) 今後、JICA が効果的・効率的な南南協力支援を実施するにあたり、支援の計画・実施面や戦略・制度面を含めて、配慮・改善すべき点を提言として取りまとめる。

1.2 本調査の枠組み

1.2.1 基本方針

評価にあたり、本調査全体に関わる基本方針を以下のとおりとした。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 「南南協力支援」事業の範囲(2) 多様なスキームを南南協力支援事業として包括的に捉えた評価(3) 南南協力支援の実施国・受益国双方の視点からの評価(4) 南南協力支援事業のより効率的・効果的实施のための具体的提言 |
|---|

(1) 「南南協力支援」事業の範囲

我が国がこれまで南南協力支援として実施してきた事業の中には、日本の協力の効率的実施や効果の普及などを第一の目的としたものも含まれている。これは、厳密には、途上国が相互の連携によって自立発展を目指すという本来の「南南協力」⁴に対する支援とは区別すべきである。ただし、JICA 南南協力課題タスクフォースではこうした事業も南南協力支援活動の一つとして検討している⁵。よって、本調査においてもこうした事業は南南協力支援として、評価対象に含めることとした。

³ JICA 『課題別指針（南南協力）』7 ページ参照

⁴ 定義については第2章参照のこと。

⁵ JICA 『課題別指針（南南協力）』

(2) 多様なスキームを南南協力支援事業として包括的に捉えた評価

これまで我が国が行ってきた南南協力支援のスキームの中では、JICA の第三国研修と第三国専門家派遣がもっとも歴史が古い。このほか、他の途上国・地域の開発を共同で支援するための総合的枠組みとして、日本政府と途上国政府との間で PP が締結され、その下で様々な協力が行われている。また、カンボジア農村開発計画などにみられるように、日本と途上国が他の途上国の問題解決のために共同で支援する三角協力、開発の進んだ途上国（援助卒業国を含む）に対してドナーとしての能力強化を図るためのドナー化支援、ASEAN など域内協力への支援など、これまで我が国があまり携わってこなかった形態の支援も近年実施されるようになってきた。本調査においては、個々の南南協力支援案件ではなく、これら一連の支援を南南協力支援事業として包括的に捉えて評価することとした。その観点から、分析に相応しいと考えられるいくつかの南南協力支援案件に焦点をあて「事例分析」として調査分析することとしたほか、分析結果を補完するために「アンケート調査」も合わせて行うこととした。

(3) 南南協力支援の実施国、受益国双方の視点からの評価

南南協力支援事業が多様化している現在、関係者も多くなっているが、日本の南南協力支援の概念は必ずしも南南協力実施国、受益国と共有化されていない⁶。よって、従来の日本の南南協力支援の考え方がどれだけ実施国や受益国の中で受け入れられているのか、日本の南南協力支援を受け入れる背景にはどのような思惑⁷があるのかなど、戦略的に南南協力支援をどのように位置付けているのか、南南協力支援の成果をどの程度把握しているのか、あるいは関心を持っているのかなど、実施国・受益国双方の視点から評価することとした。

なお、我が国による南南協力支援は、上述したように、もともと我が国の技術協力の成果の普及発展を意図しており、そのため第三国研修を中心に実施されてきた。しかし今日、援助の最終受益国における効果が重視され、それが南南協力支援の成果の一つと認識されるようになってきている。また、貧困削減戦略文書（PRSP）の導入などにより受益国の政策が体系化されつつあり、それに基づく援助協調の枠組みも見られるようになってきている。こうした背景も踏まえて、今回、受益国における南南協力支援の効果を調査に含めることとした。

(4) 南南協力支援事業のより効率的・効果的実施のための具体的提言

JICA の南南協力支援活動は、活用次第で日本の国際協力のインパクトを増大できるものと期待されている。本調査では、今後我が国が南南協力支援事業の拡大に資することができるよう、得られた評価結果から具体的な提言を導きだすことを心がけた。

1.2.2 評価対象と評価設問

本調査における評価対象および評価設問は以下のとおり。

⁶ 『平成 12 年度特定テーマ評価「南南協力支援」』2001 年

⁷ 外交的・政治的な戦略、能力強化をしたいというニーズなど

(1) 評価対象

上述のとおり、評価対象は JICA が実施する南南協力支援事業全体であり、個々の案件ではない。調査対象地域は、アジア、中南米、アフリカの 3 地域とし、現地調査の対象国は各地域からそれぞれ南南協力の実施国 1~2 カ国、受益国 1~2 カ国程度を前提とし、JICA との検討を経て以下の各国に決定された⁸。事例分析の対象とする案件は、各地域内で実施されている南南協力支援案件の中から、各地域の特徴と分析の焦点⁹に基づいて抽出した。アンケート調査は、各地域内で JICA 在外事務所（JOCV 事務所は除く）の置かれている国を対象とした。なお、本調査は各地域の協力を基本的な評価対象とし、アジア・アフリカ協力については直接の対象としないこととした。

- ・ アジア： 実施国- タイ、インドネシア（ASEAN 事務局）
受益国- カンボジア、ラオス
- ・ 中南米： 実施国- チリ、メキシコ（参考）
受益国- エルサルバドル
- ・ アフリカ： 実施国- ケニア
受益国- ウガンダ

また、JICA 内部では、南南協力支援のあり方に係る検討が継続されており、例えば「東南アジア地域事業実施方針（案）」¹⁰の中で東南アジアにおける南南協力支援の方向性が示されたり、「南南協力支援推進に向けた制度改善提案」¹¹では効率的・効果的な事業運営を図るための制度改善案が出されたりしている。こうしたことから、本調査は、原則として 2005 年 11 月時点までに調査団が入手した情報を基に分析することとした。

(2) 評価設問

本調査の主要な評価設問は、上述した 3 つの調査目的にそって表 1-1 のように設定された。設問は上述した調査目的の(1)に、設問 と は同(2)に、設問 は同(3)に答えることを意図している。

表 1-1 調査目的と対応する設問

調査目的	主要な評価設問
(1)	南南協力支援事業は、日本・実施国・受益国の 3 カ国及び各国の JICA 事務所、援助窓口機関、実施機関と受益機関が <u>どのように関係して実施されているか</u> 。
(2)	南南協力支援事業の <u>貢献・効果とは何か</u> 。 南南協力支援事業には <u>どんな貢献・効果があるか</u> 。

⁸ 選定理由は添付資料 1 と 2 を参照

⁹ 第 3 章冒頭を参照

¹⁰ アジア第一部、平成 17 年 9 月 15 日(JICA 内部資料)

¹¹ 南南協力課題タスクフォース、2005 年 9 月 (JICA 内部資料)

調査目的	主要な評価設問
(3)	南南協力支援の諸事業（第三国研修、第三国専門家派遣、パートナーシップ・プログラム等）は、南南協力支援の目的 ¹² を達成すべく <u>効率的に運営されるように制度設計</u> されているか。

1.2.3 評価手法

本調査における分析の流れおよび評価設問との関わりを図 1-4 に示した。分析の流れとして、大きくは事例分析、アンケート調査、地域横断的分析に分けることができ、これによって提言が導かれる。

(1) 事例分析

収集した情報・データの整理・分析には、原則として、以下の方法を用いた。ただし、各地域における南南協力支援の現状が大きく異なっていることから、実際の適用については、現状の理解しやすさや分析結果の有用性を最優先するために、各地域間であえて統一せず、各地域を調査・執筆した団員の判断に委ねることとした。

a) 南南協力支援における関係機関の明確化

南南協力の特徴の一つに、関係機関の数が多いことがあげられる。通常の二国間援助の場合は、JICAのほか、援助対象国の援助窓口機関と実施機関の3機関が現地における主要関係機関となるが、南南協力支援の場合は実施国に加えて受益国においても上記に相当する3機関、すなわち計6機関が関わることとなる（下図参照）。事例分析の対象とした案件の実態や貢献・効果の発現状況については、各調査対象地域において、これら機関へのインタビュー結果を中心に分析した。



図 1-1 南南協力支援の実施に関わる機関

b) 関係機関による案件の位置付けと関与の度合い

本調査では、上記関係機関において、それぞれ南南協力支援案件の役割が、政策や戦略・計画の中

¹² 目的は、「新興援助国との連携・リソース活用による最終受益国に対する援助の効率化・インパクト増大」及び「新興援助国のドナー化支援」とされている。（JICA『課題別指針：南南協力』2005年1月）

でどの程度明確にされているか位置付けを明確にするとともに、その位置付けにはどのような意向や背景があるのかについても分析した。さらには、各関係機関が、プロジェクトの案件発掘から実施までのプロセスにどの程度関わりどのような役割を果たしているのか、案件に関する情報をどの程度管理しているのか、あるいは案件自体をどの程度認識しているのかを明確にした。

c) JICA 課題別指針による「機能5分類」

南南協力タスクフォースは、南南協力支援事業の実態を検討するため、これまで JICA が実施してきた第三国研修や第三国専門家に加え、PP や広域セミナーなど南南協力支援として展開されている諸事業についてその果たしている機能に着目し、以下の5つに分類している(表 1-2 及び図 1-2)。本調査では、南南協力支援の実態について理解を深めることを目的に、この「機能5分類」を用いた整理も行った。

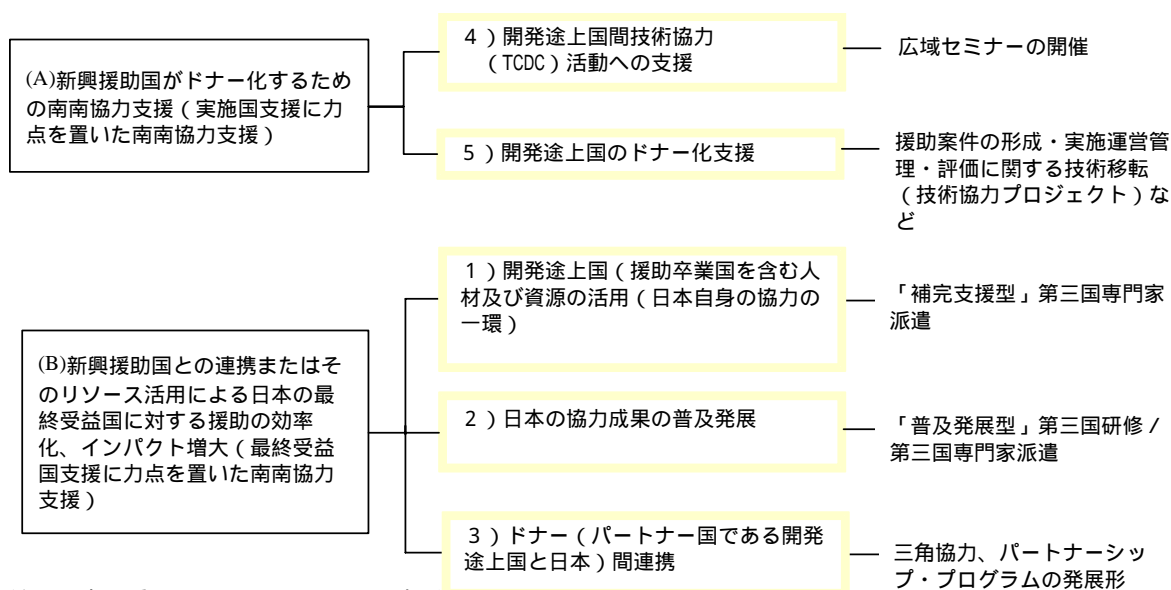
表 1-2 課題別指針による南南協力支援の機能5分類

機能分類	イメージ	概念・定義・意義	支援対象	最終受益国における日本の国別援助計画との整合性
1. 開発途上国の人材および資源の活用		最終受益国への協力効果発現を主目的とし、日本の人材や日本内部での研修では対応できない場合、開発途上国の人材や研修で対応することがより適切である場合に選択する。	最終受益国を重視	最も必要
2. 日本の協力成果の普及発展		日本の技術協力の成果を他の国や地域に普及発展させることが目的である。すでに援助卒業国とみなされつつある国からの第三国専門家や第三国研修が中心となるが、彼らのイニシアティブが問われないため、その分彼らの本協力形態に対する理解と協力が必要である。	最終受益国、周辺地域	必要
3. ドナー間連携		日本と他のドナー(開発途上国)が対等の立場で連携し、それぞれの資源を活用してより発展の遅れた最終受益国を支援する。連携する国が協力に向けたイニシアティブとオーナーシップを有していることが必要である。	最終受益国を重視	必要
4. 開発途上国間技術協力(TCDC)活動への支援		開発途上国や地域が他の開発途上国や地域に協力をする場合、日本が様々な形(財政面や活動実施に係る便宜供与など)で側面支援する。実施国、受益国双方が支援の対象である。実施国の能力強化は第一義的な目的ではない。	最終受益国、実施国ともに重視	原則必要(ただし案件の規模により柔軟に対応)
5. 開発途上国のドナー化支援		開発途上国が南南協力を政策として持ち実行している場合、あるいは実施に強いインセンティブを持つ場合、その国(新興援助国)のドナーとしての機能強化や組織構築を様々な形で支援する。支援対象に最終受益国は含まれない。	実施国を重視	必ずしも必要ではない

凡例

- J : 日本
- S : 南南協力に関わる開発途上国
- 矢印 : 人的・物的・その他の投入
- 点線内 : 日本が実施する協力の対象範囲

出所：JICA「課題別指針：南南協力」2005年1月、8-15頁表2-1及び図2-2



注：図中の番号（A）や1）は、出所元と対心している。

出所：JICA「課題別指針：南南協力」7-13頁より作成。

図 1-2 南南協力支援の目的、機能、活動の例

d) 貢献・効果（成果）

後述するように JICA 南南協力支援の主要スキームが第三国研修と第三国専門家であり、これらが当該国の開発に与える貢献・効果は、(1)研修に参加する個人、あるいは専門家から技術移転を受ける個人：「個人レベル」、(2)研修員を派遣する機関、あるいは専門家を受入れる機関：「組織レベル」、(3)組織の外：「国あるいは社会レベル」の3つのレベルで、段階的な能力向上のプロセスとして発現されると考えられる。したがって、本調査では、南南協力支援案件の貢献・効果が3つのうちのレベルで発現しているのか、その要因は何かを中心に分析した。分類の基準は表 1-3 のとおり。なお、本調査では「貢献・効果」を「成果」としてとらえることとした。

表 1-3 貢献・効果の分類

貢献・効果のレベル	貢献・効果発現の内容
個人	研修を受けた、あるいは専門家の指導を受けた個人の知識・技術の向上。
組織	個人レベルでの貢献・効果の発現による、受益機関、実施機関、窓口機関など南南協力支援案件に直接関係した組織の変化。具体的には、組織の知識・技術の向上、組織の体制・制度・システムなどの変化を指す。
国・社会	組織レベルでの貢献・効果の発現による、当該組織の外部に波及した変化。具体的には、国の政策・戦略・制度や、組織周辺の人々の意識・文化などの変化を指す。

e) 成果をもたらした促進要因及び阻害要因

上述した調査・分析結果を踏まえ、南南協力支援案件による成果の発現に影響を与えたと考えられる「促進要因」と「阻害要因」について分析を加えた。

f) 南南協力の促進にかかる課題

現地調査の結果を総括し、より効果的・効率的な南南協力支援に向けた JICA への提言に導くため、南南協力促進にかかる課題について分析した。

g) 案件の形態による分類

南南協力支援事業の包括的な分析という観点から、本調査で対象とした南南協力支援案件は、現地調査の結果に基づきその形態によって以下のように分類、分析することがもっとも妥当であると判断した。したがって、基本的にそれぞれの分類を単位として分析を進めることとした。

- ・ 第三国集団研修（技術協力プロジェクトに組み込まれず単独で実施される研修）
- ・ 契約ベースによる第三国研修（技術協力プロジェクトの一部）
- ・ 第三国専門家の活用（技術協力プロジェクトの一部）
- ・ その他（各地域によって異なる）

（２）アンケート調査

実施国、受益国それぞれの JICA 事務所、援助窓口機関を対象にアンケート調査を実施し、その結果に基づき、以下の観点から分析した。

- ・ 南南協力の位置付けと戦略
- ・ 南南協力実績に対する情報確保・活用
- ・ 第三国集団研修の計画と実施へのかかわり
- ・ 南南協力のフォローアップと成果の把握

アンケート調査では、現地調査を通じて実施した事例分析の結果を補完することを目的とした。そのために、実施国と受益国との比較や各地域間の比較をとおして、南南協力支援に対する取り組みの共通点を明らかにすること、そこから一定の傾向を抽出するとともに、その要因を考察することをねらいとした。

（３）地域横断的分析

南南協力支援の今後の方向性にかかる提言を導き出すために、事例分析とアンケート調査の結果に基づき、現状や成果、課題などの特徴について、各地域の共通点、相違点を比較し分析した。

1.3 評価の手順と情報収集の方法

上述した評価手法を踏まえ、本調査を2005年7月から2006年3月まで以下の工程で実施した。

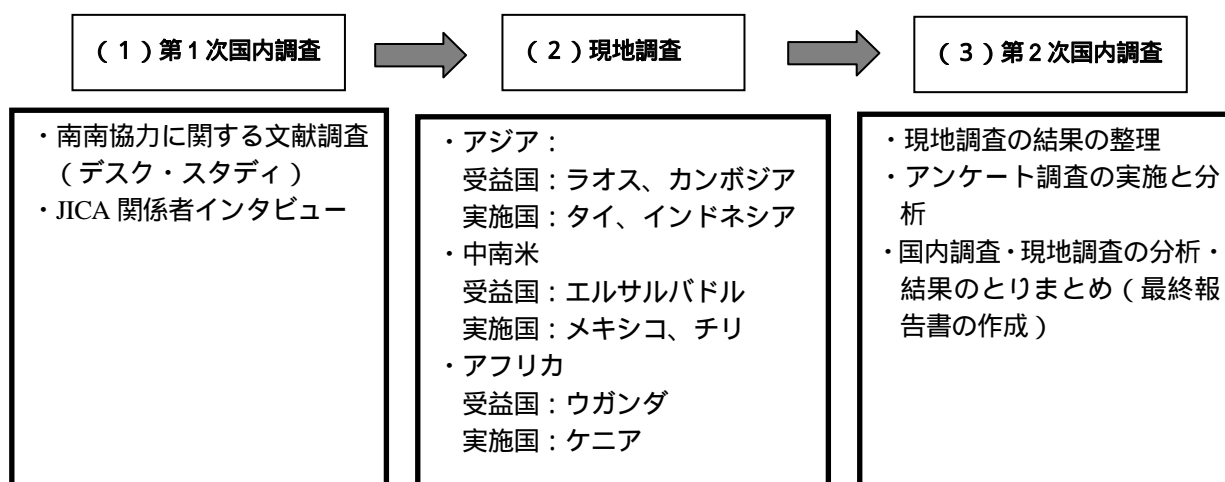


図 1-3 調査工程

(1) 第1次国内調査

a) 南々協力に関する文献調査（デスク・スタディ）

第1次国内調査として、2005年7月から8月にかけて、JICAの南南協力支援に関連する調査報告書、第三国研修の終了時調査報告書などをレビューするとともに、我が国政府の南南協力支援に関する政策、他機関による南南協力支援などについて情報収集した。

b) JICA 関係者インタビュー

JICAとの検討会とは別にJICA関係各部署でヒアリングを行い、本調査の内容及各地域の南南協力支援について意見を聴取し、現地調査対象案件の選択や調査項目の策定に反映させた。

(2) 現地調査¹³

現地調査は、アジア、中南米、アフリカの3地域でそれぞれ別の団員チームが20日間ずつ実施し¹⁴、南南協力支援に関わる実施国と受益国を訪問した。実施国では、援助窓口機関、第三国研修実施機関、第三国専門家派遣元機関、関係省庁、JICA在外事務所インタビューを行った。受益国では、援助窓口機関、第三国研修員派遣元機関、第三国専門家受入機関、関係省庁、プロジェクトサイト、JICA在外事務所を対象とした。このほか、第三国研修講師、第三国専門家、帰国した第三国研修員にもインタビューを行った。

¹³ 現地調査日程は添付資料3、現地調査面談者リストは添付資料4を参照のこと。

¹⁴ アジアは8月21日～9月9日、中南米は8月28日～9月16日、アフリカは9月4日～9月23日。

(3) 第2次国内調査

a) アンケート調査

第1次国内調査における文献調査や関係者からのヒアリング結果をふまえ、アンケート調査票案を作成し、アジアと中南米地域の現地調査の際にプレテストを実施した。現地調査終了後にアンケート調査票を最終化し、JICA 全在外事務所 80 ヶ所 (JICA 事務所 57 ヶ所、駐在員事務所 23 ヶ所) とこれら事務所のカウンターパートにあたる援助窓口機関 80 ヶ所に配布した。回収結果は、JICA 事務所 53%、援助窓口機関 43%であった。

b) 国内調査・現地調査の分析・結果のとりまとめ

現地調査とアンケート調査の結果をとりまとめ、地域別、地域横断的それぞれの分析を行った。これらの分析結果について提言を導き出し、JICA との検討会を通じて最終化した。

1.4 実施体制

(1) 調査団員

本調査は以下の団員により実施された。

氏名	所属	担当業務	現地調査 担当地域
岡部 寛	株式会社かいはつマネジメント・ コンサルティング	総括	アフリカ
三好 皓一	立命館アジア太平洋大学大学院ア ジア太平洋研究科	評価計画	アジア
シーク 美実	財団法人国際開発センター	事業戦略・制度分析	中南米
町田 賢一	株式会社かいはつマネジメント・ コンサルティング	協力効果分析 実施国	アフリカ
岡村 美由規	株式会社かいはつマネジメント・ コンサルティング	協力効果分析 受益国	中南米
ダハラン・ナリマン	立命館アジア太平洋大学大学院ア ジア太平洋研究科	協力効果分析 統計分析	アジア

(2) 執筆分担

本報告書の執筆者は以下のとおり (*印は主筆)。

第1章	岡部 寛*、岡村 美由規
第2章	岡部 寛、岡村 美由規*
第3章	3-1 三好 皓一
	3-2 シーク 美実
	3-3 岡部 寛、町田 賢一*

第4章	三好 皓一*、ダハラン・ナリマン
第5章	岡部 寛、三好 皓一*
第6章	岡部 寛*、三好 皓一

(3) 検討委員会

JICA 検討委員会のメンバーは以下のとおり。

氏名	所属		
【事業評価グループ】			
三輪 徳子	企画・調整部	事業評価グループ長	
佐藤 和明	企画・調整部	事業評価グループ	評価企画チーム長
田中 章久	企画・調整部	事業評価グループ	テーマ別評価チーム
岩瀬 誠	企画・調整部	事業評価グループ	評価企画チーム
小早川 徹	企画・調整部	事業評価グループ	評価企画チーム
【南南協力課題タスクフォース】			
室澤 智史	中南米部	次長	
上條 直樹	中南米部	管理チーム長	
岩崎 英二	地球環境部	第二グループ	環境管理第一チーム長
竹原 成悦	企画・調整部	企画グループ	事業企画チーム
北田 智恵美	支援ユニット		
【地域部】			
勝又 晋	アジア第一部	第一グループ	東南アジア第二チーム長
小西 伸幸	アジア第一部	第二グループ	東南アジア第四チーム主査
小林 丈通	アフリカ部		

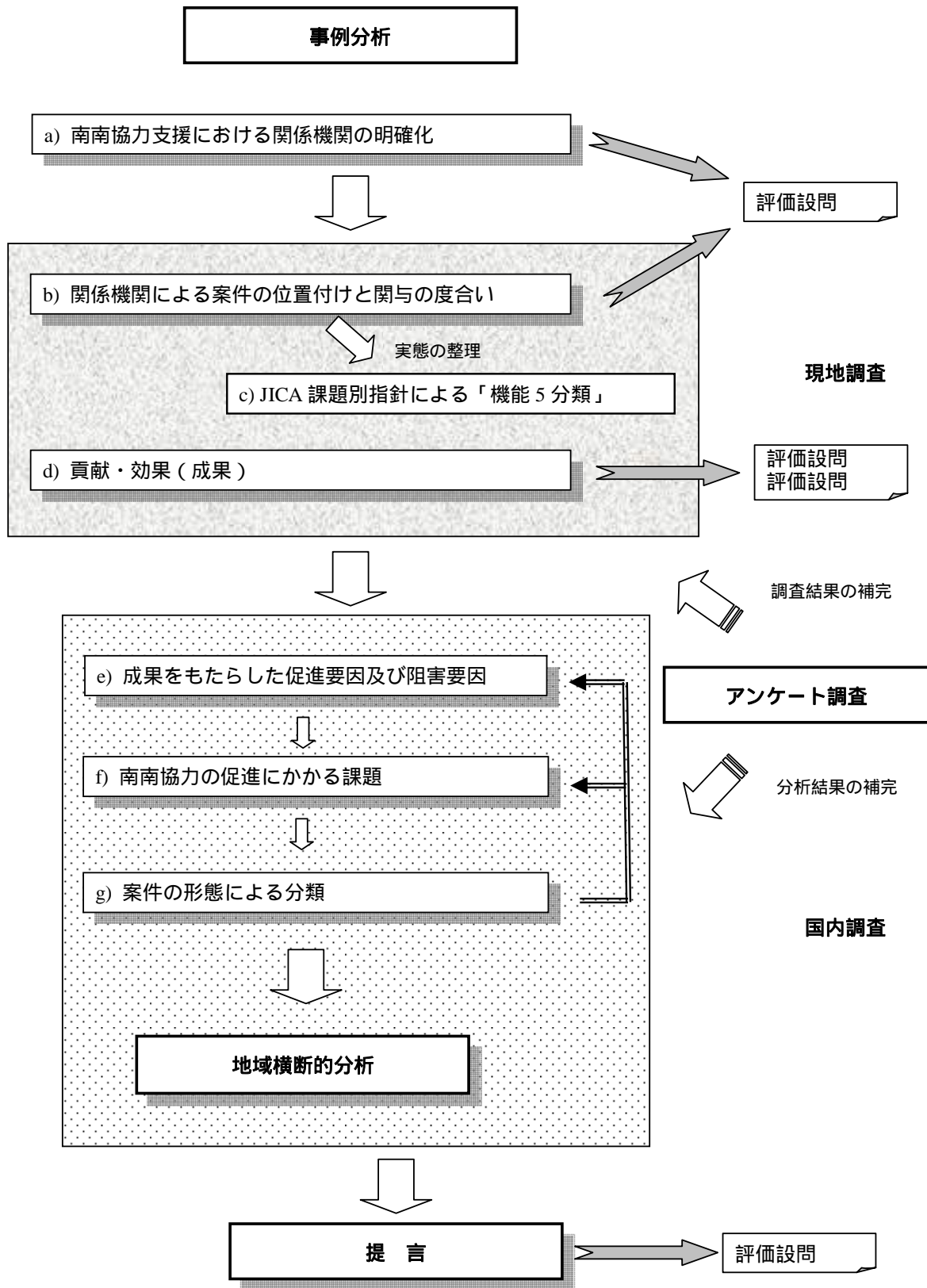


図 1-4 分析の流れ

第 2 章

JICA の南南協力支援の概要

第2章 JICAの南南協力支援の概要

2.1 南南協力の定義

南南協力という概念は、南北間の垂直的な関係に基づく伝統的な援助とは異なり、南と南の水平的な協力関係に意義を見出すものである。南南協力の定義は必ずしも世界的に統一されてはいないが、一般には開発途上国同士の技術協力を指す「途上国間技術協力（Technical Cooperation among Developing Countries (TCDC)）」と、政府間経済協力及び民間セクターによる投資・貿易分野における協力を指す「途上国間経済協力（Economic Cooperation among Developing Countries (ECDC)）」の2つを包括した協力と考えられている。UNDPは南南協力の定義を「開発途上国がお互いの優れた開発経験や技術を学習し共有することによって、開発を効果的に進めるための形態」としている¹。

JICAでは南南協力課題タスクフォースが中心となって「南南協力」および「南南協力支援」を以下のとおり定義している。

南南協力	： 途上国（援助卒業国を含む）が相互の連携を深めながら、技術協力や経済協力を 行いつつ、自立発展に向けて行う相互協力
南南協力支援	： 日本の開発協力と開発途上国リソースによる協力の組み合わせ、あるいは上述し た「南南協力」を先進国や国際機関などが様々な形で支援すること

なお、外務省は南南協力について明確な定義を示していないものの、ODA白書や政府主要閣僚（総理大臣、外務大臣等）の国際議場等における演説から、その定義を「より開発の進んだ開発途上国が、自国の開発経験と人材などを活用して、他の（後発）開発途上国に対する協力（主に技術協力の形態をとって行われる）」としていると考えられる²。

2.2 国際的な潮流³と我が国の政策

2.2.1 歴史

北の先進国から南の途上国に対する援助が一般的だった経済・技術協力において、開発途上国同士における協力、つまり、南と南の水平的な協力関係である「南南協力」というコンセプトが語られるようになったのは主に1970年代からである。1978年に国連の支援を得てアルゼンチン・ブエノスアイレスで開催された途上国間技術協力に関する国際会議において採択された『ブエノスアイレス行動計画』は、初めて南南協力を明確に定義づけ、その促進のための具体的な行動を勧告したという意味において、南南協力のルーツといえる。その後、南南協力は以下に記すとおり、国連を中心とするドナーによる支援と、途上国自身によるイニシアチブの2つの流れを通して発展してきた。

¹ <http://www.undp.or.jp/tcdc/framework.html>

² 外務省『2003年度版 ODA 白書』http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusho/03_hakusho/ODA2003/html/honpen

³ 南南協力の国際的動向の歴史は添付資料5、他ドナーの南南協力支援の枠組みは添付資料6を参照のこと。

(1) 国連を中心とする南南協力支援の動き

1972年、国連総会において途上国間協力作業部会を発足させたことに伴い、UNDPは途上国間協力部を設立して南南協力に対応することとなった。その後1975年に開催された統治委員会において、南南協力に対する各国政府の関与と技術協力プログラムの実施に関わる方針「New Dimension」が採択され、以後UNDPは国連機関における南南協力推進の中核となった。

これに伴い、UNDPの具体的な活動としては、まず「国連総会の途上国間協力に関するハイレベル会合」の開催があげられる。初回会合は1980年に開催された。これは1978年の「ブエノスアイレス会合」のフォローアップを目的とし、以後原則として隔年で実施されている。1995年には『南南協力推進のための優先されるべき分野』として、貿易と投資、債務、環境、貧困削減、生産と雇用、マクロ政策、教育、保健医療、技術移転、農村開発が採択された。加えてUNDPは、南南協力関連の国際会議開催に係る調整、南南協力を実施する途上国と国連機関との関係支援、南南協力に係る情報提供や組織強化など、様々な形で南南協力促進のための活動を実施している。UNDP途上国間協力部は2003年に南南協力部と名称を変更し、これに伴い、南南協力という用語がますます一般的な呼称となりつつある。なお、UNDPの途上国間協力部は、1997年に南南協力に関する取り組みを積極的に行っている途上国を「中心国(Pivotal Countries)」として指定した。現在は26ヶ国が該当している⁴。

(2) 途上国による南南協力に対する取り組み

1964年の第1回国連貿易会議において、参加した77の途上国は連帯して政治的、経済的、社会的平等と発展を目指すことを目的にGroup of 77(G77)を発足させた。以後「南」側の集团的自助という観点から積極的に南南協力推進に取り組んでいる。具体的には、1981年に「途上国間経済協力(TCDC)」に係る『カラカス行動プログラム』、及び1997年に同プログラムを改訂した『サン・ホセ宣言・行動プログラム』を含む南南協力関連の決議・宣言を自ら採択し、国連の各種決議案に盛り込む努力を続けている。1983年には『カラカス行動プログラム』実施のためにペレ・ゲレー口信託基金を設立、案件の実施支援を行っている。近年では2000年に開催された「第1回南サミット」で『ハバナ行動プログラム』を採択、南南協力をグローバルイニシアチブがもたらす課題に対応するための有効な手段の一つとして提示している。続く2003年の「G77南南協力ハイレベル会議」では、『ハバナ行動プログラム』の進捗状況の確認と中間評価が実施された。

一方、1961年に設立された非同盟諸国(NAM: Non-Aligned Movement)においても、G77と同様の観点から南南協力の重要性を説いており、1992年に行われた第10回非同盟諸国首脳会議などで、この趣旨に沿った決議を採択している。

⁴ UNDPが指定したPivotal Countriesは次の26カ国: ガーナ、モーリシャス、ナイジェリア、セネガル、南アフリカ、中国、インド、インドネシア、マレーシア、パキスタン、韓国、シンガポール、タイ、エジプト、チュニジア、マルタ、トルコ、アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、メキシコ、ペルー、トリニダード・トバゴ

2.2.2 我が国の南南協力支援政策

(1) ODA 大綱における位置づけ

日本は、戦後復興の途上にあつた 1954 年 10 月 6 日にアジア及び太平洋の共同的経済社会開発のためのコロンボ・プラン（通称：コロンボ・プラン）への加盟を閣議決定し、政府ベースの技術協力を開始した。1974 年には我が国の技術協力の成果を他の国に普及すべく第三国研修を開始し、以来今日まで様々な形態に変化しつつも、途上国のオーナーシップを尊重した技術協力を行ってきた。

我が国が初めて南南協力支援を ODA の戦略に位置づけたのは、1992 年 6 月に閣議決定された「政府開発援助大綱（ODA 大綱）」においてである。ここでは、「他の開発途上国の有する知識や技術の十分な活用を図るための支援を行う」と述べている。次いで、1998 年 8 月に策定された「政府開発援助に関する中期政策（ODA 中期政策）」では、「開発段階や言語・文化等について共通点の多い開発途上国間において、適正な技術が円滑に移転される効果が期待されるのみならず、近隣国間で協力が行われることにより、経費節約効果も期待できる」と述べている。

90 年代から激変した国際情勢に伴って 2003 年 8 月に改訂された「政府開発援助大綱（新 ODA 大綱）」の基本方針においても、南南協力支援を積極的に推進する我が国の姿勢は変わらず、「我が国は、アジアなどにおけるより開発の進んだ途上国と連携して南南協力を積極的に推進する。また、地域協力の枠組みとの連携強化を図るとともに、複数国にまたがる広域的な協力を支援する」と明記されているのは第 1 章で述べたとおりである。また 2005 年 2 月に策定された「政府開発援助に関する中期政策（新 ODA 中期政策）」においては、「（ODA 大綱の）重点課題に取り組むにあたっては、ODA 大綱の基本方針である開発途上国の自助努力（オーナーシップ）支援、（中略）、南南協力の推進を含めた国際社会における協調と連携を踏まえる」と記されており、南南協力の推進とそのための支援は、新 ODA 大綱の重点課題である貧困削減、持続的成長、地球的規模の問題への取り組み、平和の構築に対処する重要な取り組みとして位置づけられている。

(2) 国連総会など国際議場における日本政府の方針表明

近年、日本政府は国連の場や様々な国際会議においても南南協力の推進を積極的に表明している（表 2-1）。2005 年はミレニアム宣言及びミレニアム開発目標（MDGs）の中間審査の年であり、国連はミレニアム・プロジェクト報告書の中で、中進国による積極的な後発途上国支援を打ち出している。そのような状況下で、我が国政府は、2005 年 2 月に DAC 非 OECD 新興ドナー会議、4 月にアジア・アフリカ首脳会議（バンドン会議）、5 月に南南協力ハイレベル会合などの場を通じて、我が国の行う南南協力支援を強く打ち出している。また同年 9 月開催の第 60 回国連総会で採択された「2005 年世界サミット成果文書」には、南南協力の実績と大きな潜在能力を認識し、さらなる協力の促進を奨励することが含まれている⁵。

我が国は、1994 年にコロンボ・プランに「南南協力拠出金」を創設し、また 1996 年には UNDP に「人造り基金」を設置するなど資金面の支援も行っている。こうしたことから、先進援助国の中でも

⁵ 同文書のパラグラフ 40

南南協力支援をその政策に明示的に位置づけ積極的に推進している極めてユニークなドナーであるといえる。

表 2-1 G8 サミットにおける南南協力の議論

時期	サミット名	採択文書、議論内容
1997年6月	デンヴァー会議	「南南協力に関する国際会議」構想を表明。同年（1997年）にバンコクで開催された「第2回アジア・アフリカ・フォーラム」、「沖縄・南南協力に関する国際会議」開催について表明。
2002年6月	カナナスクス／ウィスラー会議	「G8 アフリカ行動計画」を採択。アフリカ自身が策定した「アフリカ開発のための新パートナーシップ（NEPAD）」に対する支援と、協力の基礎となるG8の対応策をまとめたもの。また2003年9月開催のTICAD IIIにも言及。
2003年6月	エピアン／パリ会議	2002年に採択された「G8 アフリカ行動計画」の進捗報告書がアフリカ個人代表により作成され、G8 首脳に提出された。
2005年7月	グレンイーグルズ会議	アフリカ支援に係る特別文書が採択された。日本は「我が国の対アフリカ開発支援イニシアティブ」に沿って支援を表明。G8としては、アフリカ諸国自身が自国の開発に第一義的責任を負うことを明確にした上で、G8がより一層アフリカを支援していくことで一致。

出所：外務省ホームページ <http://mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/index.html> に首脳会議・外相会議（G7/G8）の一覧が載っており、それぞれサミットごとにリンクが貼られて概要が分かるようになっている。

2.3 南南協力支援の実績

2.3.1 JICA の南南協力支援の概要

（1）第三国研修

JICA による南南協力支援のうち、もっとも歴史が長い第三国研修は 1974 年に導入された。1974 年の国際協力事業団年報には「第三国研修は、開発途上諸国の域内で類似した環境の近隣諸国から研修員を受入、技術移転を効率的に実施する現地研修方式で、我が国は援助供与国として、研修員に対する外国旅費、滞在費、研修経費等の必要な経費を負担し、研修実施国と共同して研修を行う研修方式である」と記されている⁶。

第三国研修の標準的なケースは、過去に JICA の協力を受けた機関を実施機関として、現地の事情に適応させた日本の技術・ノウハウを周辺国に再移転する、というものである。今日の第三国研修

表 2-2 年度別第三国集団研修実施国・コース数・参加者数

年度	実施国数	コース数	参加者数
1994	21ヶ国	86コース	1,489人
1995	20ヶ国	89コース	1,662人
1996	23ヶ国	100コース	1,662人
1997	22ヶ国	104コース	1,750人
1998	26ヶ国	122コース	2,240人
1999	30ヶ国	128コース	2,293人
2000	29ヶ国	130コース	2,246人
2001	33ヶ国	133コース	2,189人
2002	33ヶ国	139コース	2,250人
2003	34ヶ国	151コース	2,335人

出所：国際協力機構「課題別指針：南南協力」2005年1月、30-31頁。

⁶ JICA 『平成 12 年度特定テーマ評価「南南協力支援」』平成 13 年 11 月、1-2 頁

には、集団・個別の2つの形態がある。集団研修は、複数の開発途上国から参加者を集めて研修を実施するものである。個別研修は、旧来のプロジェクト方式技術協力・技術協力プロジェクト・個別派遣専門家のカウンターパートを主な対象とする個別研修で、日本より第三国で研修を実施した方が効率的、効果的であると判断された場合に実施されている。

第三国集団研修は、1976年にタイの養蚕研究研修センターでラオスの研修員4名を受け入れたことに始まり、2003年度には34カ国で2,335名(表2-2)の研修員が参加するまでになった。第三国研修はJICA研修事業全体のおよそ14%を占めている

表2-3 地域別の第三国集団研修実績

地域/年度	1990年度	1995年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度
アセアン	43%	54%	48%	45%	41%	42%
東・中央アジア	0%	0%	1%	1%	2%	1.50%
南西アジア	6%	5%	4%	3%	4%	4%
大洋州	6%	2%	1%	2%	1%	2%
中南米	35%	23%	19%	23%	23%	22.50%
中近東	7%	11%	16%	8%	18%	17%
アフリカ	4%	5%	9%	15%	8%	8.50%
欧州	0%	0%	2%	4%	3%	2%

主な実施国の例(2002年度)

アセアン：シンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン
 中南米：ブラジル、アルゼンチン、メキシコ、チリ
 中近東：エジプト、チュニジア、モロッコ、ジョルダン、トルコ等
 アフリカ：ケニア、ガーナ、ザンビア、セネガル

出所：国際協力機構「課題別指針：南南協力」2005年1月、30-31頁。

7。地域別には、ASEAN地域⁸と中南米地域において多く実施されており、2003年度の実績ではASEAN地域が全体の42%、中南米地域が22.5%を占めていた(表2-3)。

(2) 第三国専門家派遣

1990年代に入り、南南協力支援の新たなスキームの多くが整備・導入され、現在見られるような包括的な内容となった。一つは1995年に開始された第三国専門家派遣である。これは「日本の技術協力を補完・支援するため、または日本が実施した技術協力の成果を普及・発展するため、途上国の優れた人材を専門家として他の途上国に派遣する」制度である。1995年度には10名の派遣人数であったが、1999年には100名を超え、2003年度には113名に達している(表2-4)。第三国専門家の派遣元地域は、圧倒的に中南米が多く、2003年度では全体の80%を占め、ついでASEAN地域の16%となっている(表2-5)。

表2-4 第三国専門家派遣人数

年度	人数(人)
1995	10
1996	15
1997	35
1998	51
1999	115
2000	125
2001	118
2002	109
2003	113

出所：JICA「課題別指針：南南協力」平成17年1月、32頁表A1-3

⁷ 研修員の受入実績に基づく。JICA『国際協力機構年報2004』2004年9月、図表4-2「事業別人数実績(新規分)」165頁

⁸ 「ASEAN地域」は東南アジア地域とすべきであるが、表記については原典に従った(以下同じ)。

表 2-5 地域別の第三国専門家派遣実績

地域 / 年度	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度
アセアン	53%	43%	29%	27%	21%	16%
東アジア・南西アジア	6%	10%	9%	6%	1%	
中南米	40%	37%	58%	58%	71%	80%
中近東		7%	1%	8%	4%	2%
アフリカ		1%	2%	1%	4%	2%
欧州		3%	1%			

注) 空白は派遣が0%の場合。

注 2) 派遣元国の例 (2003年度)

アセアン: タイ、フィリピン、インドネシア

中南米: アルゼンチン、ブラジル、チリ、メキシコ

中近東: エジプト

アフリカ: マラウイ

出所: 国際協力機構「課題別指針: 南南協力」平成17年1月、32頁表A1-4。

(3) パートナーシップ・プログラム

パートナーシップ・プログラム (PP) は 1994 年に導入され、同年にタイ及びシンガポールと締結されている。これは「我が国政府と南南協力実施国 (援助卒業国を含む) 政府との間で合意された、共同で他の国・地域への開発努力を支援・協力するための総合的な枠組み」とされている。同プログラムは、新興援助国 (Emerging Donors) へのドナー化支援であると同時に、そうした援助国と共同でより開発が必要な他の途上国に対する支援の取り組みについて設定したものである。この枠組みの下で、研修、専門家派遣、セミナー開催などを実施するとともに、必要に応じ JICA の援助実施に係るノウハウを実施国の援助機関に技術移転している。2005 年 1 月現在、12 カ国とパートナーシップ・プログラムを締結している (表 2-6)。

(4) その他の取組み

近年は、複数の受益国を対象とする広域協力や、地域全体へ支援を行う地域協力も実施されるようになってきた。これに加えて、カンボジアを対象にインドネシア、マレーシア、タイなど ASEAN 数カ国と共同で行った三角協力「カンボジア農村開発計画」がある。これは、日本人専門家と ASEAN 諸国の専門家⁹が農業や生計向上の分野で農村開発を支援するというものである。アジア地域ではこの他にも複数の広域技術協力プロジェクトが実施されている。

⁹ 日本国政府が設立した UNDP 人造り基金を活用して派遣。

表 2-6 パートナーシップ・プログラムの概要

名 称	概 要
日本・タイ・パートナーシップ・プログラム (Japan-Thailand Partnership Programme: JTTP)	1994年に開始。第三国集団研修を2000年までに15コース・250人に拡大することを目標とし、達成した。2003年にフェーズ2を締結。アジア地域（とくにCLMV諸国）における第三国研修、第三国専門家派遣を実施。
21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム (Japan-Singapore Partnership Programme for the 21 Century: JSPP 21)	1994年に締結。1997年に「イコールパートナー」として南南協力を推進するためのJSPP21を締結し、2001年にその延長に係る合意文書を締結。2002年度は、17コースの共同研修の他、カンボジアにおける共同セミナーを実施。アジア及びアフリカ諸国に対し第三国研修を実施。
日本・エジプト三角技術協力計画 (Japan – Egypt Triangular Technical Cooperation Programme for the Promotion of South-South Cooperation in Africa)	1998年に開始。アフリカ地域を対象に第三国研修及び第三国専門家派遣を実施。2002年度は、農業、保健医療分野等7コースの第三国研修、4名の第三国専門家派遣を実施。なお、本プログラムの枠外でも、日本と対中東地域三角協力を実施。
日本・チュニジア三角技術協力計画 (Japan – Tunisia Triangular Technical Cooperation Programme for the Promotion of South-South Cooperation in Africa)	1999年に締結。2002年には第三国研修3コース、第三国専門家3名の派遣を実施。リプロダクティブ・ヘルス、水産、環境の分野で伝語圏アフリカへの協力を実施。
日本・チリ・パートナーシップ・プログラム (Japan–Chile Partnership Programme: JCPP)	1999年に締結。中南米地域を対象に第三国研修、第三国専門家派遣、国際セミナー、プロジェクト型の案件等を実施。2003年2月に評価を実施、同時にJCPP更新に係る合意文書締結。2003年より3年間、技術協力プロジェクト「JCPP強化」を実施。
日本・ブラジル・パートナーシップ・プログラム (The Japan–Brazil Partnership Programme: JBPP)	2000年に締結。初期段階においてはポルトガル語圏アフリカ（アンゴラ、モザンビーク等）を協力対象とすることで合意。2001年から保健・農業分野で共同研修を開始。
日本・アルゼンチン・パートナーシップ・プログラム (Partnership Programme for Joint Cooperation between Japan and Argentina: PPJA)	2001年5月に署名。ニーズ確認のため周辺国に対する合同調査を実施し、農業分野を中心に周辺国（パラグアイ、ポリビア、ペルー）を対象とする第三国研修及び第三国専門家派遣を開始。
日本・フィリピン・パートナーシップ・プログラム (Japan-Philippines Partnership Programme : JPPP)	2002年1月に署名。周辺国を対象とする第三国研修を実施。PP締結以降に実施されている第三国研修について、今後JPPP案件として改めて整理する見込み。日比合同調査団を2002年7月に東ティモールに派遣し、2003年に同国向け第三国研修を実施。
日本・モロッコ三角技術協力計画 (Japan-Morocco Triangular Technical Cooperation Programme for the Promotion of South-South Cooperation in Africa)	2003年9月に署名（従来より第三国研修等を実施）。協力対象はアフリカ諸国。
日本・メキシコ・パートナーシップ・プログラム (Japan-Mexico Partnership Programme: JMPP)	2003年10月に署名（従来より第三国研修等を実施）。
日本・インドネシア・パートナーシップ・プログラム (Japan-Indonesia Partnership Programme: JIPP)	2003年12月に署名（従来より第三国研修等を実施）。
日本・ヨルダン・パートナーシップ・プログラム (Japan-Jordan Partnership Programme: JJPP)	2004年12月に署名（従来よりアフガニスタン復興支援等の第三国研修等を実施）。

出所：JICA「課題別指針：南南協力」、平成17年1月を基に加筆。

南南協力支援に関する国際会議・セミナーも活発に開催されている（表 2-7）。1998 年には沖縄県名護市で「南南協力支援会合」を外務省と共催した。ここではアジア、アフリカ、中南米から南南協力を積極的に実施している 15 カ国を招聘し、経験・ノウハウの共有と実施面での共通課題の明確化などを目的に協議した。参加 15 カ国のうち 12 カ国が日本とパートナーシップ・プログラムを締結している。また 2001 年には、東京において国際シンポジウム「21 世紀の開発協力 南南協力支援のあり方」を UNDP と共催した。これは開発途上国の実施機関、窓口機関、他ドナーから参加者を得て、実務者ワークショップと一般公開シンポジウムという二部構成で実施された。

2.3.2 地域別に見た我が国の南南協力支援

（1）アジア地域

2003 年の我が国の二国間 ODA をみると、アジア地域の中でも特に東アジアおよび東南アジア地域に対する援助額は全体の 31.5% を占めている¹⁰。このことから、東アジア地域は、政治、経済そして ODA 政策上、我が国にとってきわめて重要な地域であるといえる。同地域は、高い経済成長を遂げ、新興援助国として地位を築きつつある韓国やシンガポールのような国がある一方で、カンボジアやラオスなどの後発開発途上国が存在している。そのため、域内格差の是正や民間貿易・投資の円滑化のための制度整備など、域内の経済統合に向けた課題に取り組んでいる。このような状況の下、日本は、東アジア地域での南南協力や ASEAN における広域協力を推進してきた。

ASEAN に向けた協力について我が国は、2002 年 8 月に東アジア開発イニシアティブ東京会合にて出された「東アジア開発イニシアティブ（IDEA）閣僚共同声明」において「東南アジアの後発途上国にとって ODA がもつ特別な重要性を確認しつつ、三角協力を補完された南南協力を推進することの意義を確認」¹¹している。また、2003 年 12 月の日・ASEAN 特別首脳会議においても南南協力の推進を確認するなど¹²、近年南南協力のイニシアティブをとっている。また JICA においても、上述のように ASEAN は社会経済の開発が比較的進んだ国々とそれ以外の国々の格差が大きいことから、域内諸国の開発格差是正に向けた地域協力を重点的に取り組んでいる。代表的な例として、本調査の事例研究の一つである「JICA-ASEAN 地域協力会議（JARCOM）」があげられる。

¹⁰ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/jisseki/kuni/04_databook/01_e_asia/e_asia.html

¹¹ http://mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_kawaguchi/idea_02/kyodo_s.html 「東アジア開発イニシアティブ（IDEA）閣僚共同声明（仮訳）」2002 年 8 月 12 日

¹² http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_koi/asean_03/shunou.html この会議で日タイ・パートナーシップ・プログラム・フェーズ 2 が合意・署名された。またメコン地域開発の重要性が確認されている。

表 2-7 外務省・JICA による南南協力に関連する国際会議等

時期	場所	シブジウム・国際会議名	共催者等	概要
1998年5月20日～21日	沖縄	「南南協力支援会合」	外務省	アジア、アフリカ、中南米で積極的に南南協力を展開している15カ国（シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、フィリピン、韓国、中国、トルコ、エジプト、ケニア、チュニジア、ブラジル、メキシコ、チリ、アルゼンチン）が参加。 以下の点を討議、検討。 ・知識、経験、ノウハウの共有化 ・実施面での共通の課題の明確化 ・南南協力実施にかかる制度・体制のあり方 ・援助受け取り国との関係構築のあり方
2001年10月4日～5日	東京	国際シンポジウム「21世紀の開発協力-南南協力支援のあり方」	UNDP	開発途上国の南南協力実施機関・窓口機関及び他ドナー等の参加のもと、実務者ワークショップ及び一般公開シンポジウムという二部構成のシンポジウムをUNDPとの共催により開催。 ・実務者ワークショップにおいては、事例紹介の後、これを踏まえた南南協力及びその支援に関する率直な意見交換が行われ、援助を取り巻く環境が変化中、南南協力の意義に鑑み、先進国の支援のもと、これを積極的に推進していくべきことが再確認された。 ・また、ITを活用したネットワーク構築などの具体的手法や、持続可能性・政策支援・効果的な評価・受益者の参加などといった共通課題について活発な議論がなされた。 ・一般公開のシンポジウムにおいては、有識者、NGO、学生、在京大使館など幅広い層で構成された参加者130名強に対し、JICA・UNDPにより、南南協力支援の成果がいくつかの事例を中心に紹介された。
2002年7月	マレーシア・クアラルンプール	ASEAN地域協力推進会議（2004年に、JICA-ASEAN地域協力会議に名称変更）		・ASEANの地域格差是正を目標とし、域内各国のニーズとリソースのマッチングによる効果的な地域協力を推進する。2002年以降毎年開催されている。
2002年9月	南アフリカ・ヨハネスブルグ	「持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）」におけるワークショップ		・WSSDのサイドイベントとして開催された、南南協力をテーマとしたワークショップ。それまでJICAが南南協力支援を行ってきた開発途上国のカウンターパートからの発表を通じ、JICAの取り組みを紹介。 ・ワークショップにおいては、南南協力支援に関する日本の取り組みについてのプレゼンテーションに加え、南南協力実施国（タイ、チュニジア、チリ、ケニア）関係者（JICAとの協力を携わるカウンターパート）から、日本の支援による南南協力の事例が紹介された。 ・ワークショップには、開発途上国政府関係者、NGO等も含め140名以上が出席し、南南協力実施にあたっての周辺国に対するアプローチの方法、アジアの経験のアフリカへの適用等について、活発な質疑応答が行われた。
2003年5月	アメリカ・ニューヨーク	「UNDP・TCDCハイレベル会合」		・チリ・国際協力庁（AGCI）による日本・チリパートナーシップ・プログラム（JCPP）のプレゼンテーションを通じ、それまでJICAが行ってきたチリの南南協力推進支援に関する取り組みを紹介。
2003年12月	モロッコ・マラケシュ	「G77南南協力ハイレベル会合」		・JICAモロッコ事務所が在モロッコ大使館とともに出席し、JICAの南南協力支援に係る取りまとめについて資料配布。
2004年1月	チリ・サンティアゴ	「パートナーシッププログラム国際セミナー」		・2003年9月からチリ国で実施中の技術協力プロジェクト「JCPP強化」の一環として実施。 ・パートナーシッププログラム（PP）締結国の援助窓口機関担当者、JICA事務所南南協力担当者が初めて一堂に会して、経験を共有し、今後のPPの枠組みにおけるより効果的な協力の実現にむけて議論を実施、成果を共同宣言として取りまとめた。
2004年9月	コロンビア・ボゴタ	「キャパシティ・ディベロップメント（CD）に向けた南南協力セミナー」	（主催）コロンビア国際協力庁、チリ国際協力庁	・コロンビア国際協力庁及びチリ国際協力庁の主催のもと、UNDP、世界銀行、GTZ、その他のドナー及び中南米地域代表者が参加。 ・2004年2月に東京で開催された、CDと有効な援助をテーマとして国際シンポジウム「キャパシティ・ディベロップメント：概念から実践へ」において南南協力がCDに有効であると認識したチリ、コロンビアなど中南米諸国からの発意により実現。 ・セミナーでは、「ボゴタ宣言」として、南南協力とCDの重要性についてまとめられた。2005年度後半に再度セミナーが開催されることが決定した。
2005年10月	コロンビア・ボゴタ	「南南協力に向けた能力開発」フォローアップ地域セミナー	（主催）コロンビア国際協力庁、チリ国際協力庁	・2004年9月に同場所で開催された「CDに向けた南南協力セミナー」のフォローアップとして実施された。 ・参加国からJICAの南南協力支援に対する感謝の声が多数あり、UNDP南南協力スペシャルユニットからもJICAの南南協力支援を高く評価された。 ・CDに貢献するプロジェクト案が4開発分野にわたり提案され、2006年1月にエルサルバドルで開催される「チリ水平協力評価計画会合」などの場を活用して、今後案件内容の詳細が議論される。 ・コロンビアが「南南協力のためのラテンアメリカ基金」構想を提案、UNDPが10万ドルの拠出をコミットした。 ・2006年はアルゼンチン国ブエノスアイレス市にて本セミナーが開催されることが合意された。

出所：国際協力機構「課題別指針：南南協力支援」35-38頁及び国際協力機構ホームページ「南南協力」
http://www.jica.go.jp/infosite/issues/ssc/index.html、他内部資料より作成。

(2) 中南米地域

中南米地域は、歴史的経緯から言語・文化・慣習・宗教に類似性が高く、水平協力としての南南協力が実施されてきている。域内諸国の経済的・政治的連携は年々深まっており、経済連携の強化を通じて各国の経済発展を促進すると同時に、人口規模や面積が小さい国が集まる中米などでは地域統合を通じて国際的な発言力を高める戦略をとっている。地域統合として中米統合機構(SICA)があり、メンバー7カ国がそれぞれ得意分野において域内貢献するなど、地域協力、つまり南南協力が日常的に行われている。また経済統合としては中米共同市場、カリブ共同体(CARICOM)、南米南部共同市場(MERCOSUR)、アンデス共同体があり大変活発である。我が国はこうした地域経済統合の動きを見据えつつ協力をを行っている。

域内の中進国であるブラジル、アルゼンチン、チリ、そして地理的には北米に入るメキシコを、我が国は「長年にわたる日本の経済協力の実績が実を結び、第三国に支援することが出来る段階に入った国」として、これら諸国と連携して積極的に南南協力を進める方針をもっている¹³。これらの国とはPPを締結しており、2005年8月に東京で開催された日本・中米首脳会談では「東京宣言：行動計画」を採択し、「日本は、SICA諸国に対する広域協力を補完するため、日本・メキシコ・パートナーシップ・プログラム(JMPP)、日本・チリ・パートナーシップ・プログラム(JCPP)等の枠組みも活用する」として、中米地域への広域協力と南南協力をとを組み合わせた支援を行うことを表明した¹⁴。

このほか、JICAは長年ブラジルを中心に第三国研修、第三国専門家派遣の実績を重ねてきており、近年はPPの枠内で多様な形態の南南協力支援を発展させてきている。近年の対アフリカ協力においても、ブラジルがポルトガル語圏アフリカ諸国(PALOP諸国)¹⁵を対象とした第三国研修を実施している。ブラジルと我が国は2000年にPPを締結しているが、その締結前の1989年からブラジルはアフリカ地域の研修員を受け入れており、1989年から2004年までの15年間の実績は累計で235名にのぼっている¹⁶。2005年はミレニアム開発目標の中間審査の年であり、同年1月にアナン国連事務総長に提出された『国連ミレニアム・プロジェクト報告書：開発に投資する』の中で、ブラジルはPALOP諸国への発展に寄与できる国とされており、アフリカ開発への貢献に期待が寄せられている¹⁷。

¹³ 2004年度ODA白書

¹⁴ 外務省ホームページ http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/j_latin05/k_keikaku.html

¹⁵ PALOP諸国：アンゴラ、モザンビーク、カーボヴェルデ、ギニアビサウ、サントメ・プリンシペを指す。

¹⁶ JICA内部資料

¹⁷ *Millennium Project Report to the UN Secretary-General: Investing in Development – A Practical Plan to Achieve the Millennium Development Goals*, p.236, 2005 January.

(3) アフリカ地域

冷戦終結後の1990年代は、先進諸国がいわゆる援助疲れに直面した時期である。ODA額は減少し、国際社会のアフリカに対する関心が低下していった。我が国はこのような状況の重大さを認識し、アフリカ問題に対する国際社会の関心を喚起するため、1993年にアフリカ開発会議(TICAD)を国連、アフリカのためのグローバル連合(GCA)と共催した。その後UNDP、世界銀行を共催者に加え、1998年にTICAD II、2001年にTICAD 閣僚レベル会合、2003年9月にはTICAD IIIを開催した。TICADはアフリカ開発の推進に向けた我が国独自のイニシアティブである。

こうしたTICADプロセスにおいて、アフリカ開発の基本理念はアフリカ諸国のオーナーシップとパートナーシップとされ、そのためにアジアの開発経験を活用することがうたわれている。TICAD IIIで採択された「TICAD 10周年宣言」では、TICADプロセスの功績として「アジア・アフリカ協力の推進は、アフリカ開発の道筋に多様性とダイナミズムを提供した」と評価し、アジア・アフリカの地域間における南南協力をさらに強化することを提唱している。TICADプロセスを通じてどのようにアジア・アフリカ協力が推進されてきたかについて表2-8に示した。

アフリカ地域の開発のために南南協力を活用することについて、我が国はG8首脳会議においても繰り返し主張し、声明などに反映させてきた。例えば2005年7月に英国スコットランドで開催されたグレンイーグルズ・サミットに先立って「我が国の対アフリカ開発支援イニシアティブ」を発表、アジア・アフリカ協力のさらなる強化を表明した。

表 2-8 TICAD プロセスとアジア・アフリカ協力

時期	TICAD プロセス	採択文書、議論内容
1993年5月	TICAD I	「アフリカ開発に関する東京宣言」を採択。将来の南南協力「アジアの経験をアフリカへ」の推進がうたわれた。日本は「南南協力に関する国際会議」構想を表明。
1997年6月	「第2回アジア・アフリカ・フォーラム」	バンコクで開催。
1998年5月	「沖縄・南南協力に関する国際会議」	世界15カ国の参加を得て南南協力を討議。
1998年10月	TICAD II	「東京行動計画」を採択。アフリカ諸国の自主性の発揮、先進国や国際機関との協力・連携の強化、アジア・アフリカ協力の推進などがうたわれる。 「東京行動計画を踏まえた我が国の新たなアフリカ支援プログラム」では、以下が設定された。 ・ 1998年から5年間で第三国研修を通じてアフリカから1,000名の研修員をアジア・北アフリカ諸国で受け入れる。 ・ インドネシア南南技術協力センター（ブルネイからインドネシアへの支援により建設）をアジア側南南協力の拠点と位置づけ、向こう5年間で1,000名程度の研修員受入をする資金の支援。 ・ アジア・アフリカ・フォーラムの開催
2003年9月	TICAD III	「TICAD 10周年宣言」を採択。TICAD プロセスの功績として、アジア・アフリカ協力の推進に言及。また対アフリカ開発協力の理念の1つとして南南協力の強化を再確認。また、日本政府は開会式において「日本の対アフリカ支援イニシアティブ」を発表。
2005年4月	アジア・アフリカ首脳会議（バンドン会議）	「新たなアジア・アフリカ戦略的パートナーシップ」を採択。TICAD など既存のアジア・アフリカ連携のイニシアティブを補完し、活用することの重要性を確認。同会議に日本は G8 より唯一参加。

出所：外務省ホームページ。 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ticad/tc_0.html に TICAD の概要および主要文書のリンクが貼られている。

JICA は 2000 年より、アフリカの貧困削減および社会・経済開発のための能力開発を目的とした「アフリカ人作り拠点（AICAD）」事業を実施している。これによって、東アフリカ 3 国¹⁸の共同研究開発事業や研修・普及事業の実施、情報共有のためのネットワーク化を行っている。アジア・アフリカ協力については、アジアでの研修事業にアフリカの研修員が参加したり、アジアの第三国専門家をアフリカに派遣するなど、アフリカに対するアジアの開発経験の移転が進められており、AICAD もその一端を担っている。また、2005 年 3 月には「アジア・アフリカ知識共創プログラム」が開始され、アジアとアフリカの研修員が互いの知見を共有し、アジアのリソースとアフリカのニーズのマッチングが図られようとしている。この他、現在 JICA によって実施中あるいは実施が予定されている主なアジア・アフリカ協力事業は下表のとおりである。

¹⁸ ケニア、ウガンダ、タンザニア

表 2-9 JICA が実施中あるいは実施予定の主なアジア・アフリカ協力事業

分野	事業	内容
農業・農村開発	タイ第三国研修「農業普及」	2005年2月の日・タイ合同プロジェクト形成調査に基づき立案、実施されている(2006年1月)。
	マレーシア第三国集団研修「貧困削減と農村開発」	2004年11月の日・マレーシア合同プロジェクト形成調査を受けて実施予定(2006年5月)。
	ネリカ米普及支援	WARDA(西アフリカ稲開発協会)とIRRI(国際稲作研究所)の共同研究の成果であるNERICA米の普及。WARDAやウガンダなどに日本人農業専門家を派遣。
貿易・投資促進	海外直接投資促進(ザンビア、ウガンダとマレーシア)	ザンビアでマレーシアの開発経験を紹介(2005年3月、6月)、ザンビア側が自らの投資促進プログラムを作成中。ウガンダで開催されたNEPAD・OECD投資イニシアティブ会合では、マレーシアの経験を紹介(2005年5月)。
	貿易促進研修(ケニア・タンザニア・ウガンダとインドネシア)	AICADで行う研修の計画立案のため、3カ国の輸出振興関係者が、技術協力プロジェクトを実施中のインドネシア貿易研修センターを訪問(2005年11月)。
中小企業振興	マレーシア第三国集団研修「中小企業振興」	2004年11月の日・マ共同プロジェクト形成調査を受けた研修を実施予定(2006年5月)。

出所：JICA 内部資料

第 3 章

事例分析

第3章 事例分析

3.1 アジア地域（実施国：タイ、受益国：ラオス、カンボジア）

アジア、特に東南アジア地域では、南南協力の歴史は古く、南南協力の実施はそれなりの成熟度を有している。南南協力支援は JICA が実施した技術協力プロジェクトの成果を踏まえて主に第三国集団研修の形で行われてきた。近年は第三国集団研修に加え第三国専門家の形で行われている。特に域内格差の是正に焦点があてられており、CLMV 諸国であるカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムに対する開発への効果を目指して、南南協力を重視するようになってきている。このような背景のもと、最近においては、南南協力をより組織的に実施することを目的として、2002 年に JICA-ASEAN 地域協力会議 (JARCOM : JICA-ASEAN Regional Cooperation Meeting) を創設し、域内のリソースを活用した南南協力に力を入れている。JARCOM は、受益国のニーズを中心に実施国のリソースとの丁寧なマッチングを通じた効果の高い南南協力案件を形成する必要があるとの東南アジア地域の JICA 事務所と各国援助窓口機関の認識の下に構築されたものである。また、東南アジア地域では、域内統合の議論が盛んであり、地域協力としての南南協力が開始されている。他方、最近の現地指向の流れの中で、技術協力プロジェクトなどの伝統的な技術協力形態においても、近隣国の開発経験を利用する例も増えてきており、例えば、近隣国の技術リソースを活用した人材育成、主に契約ベースによる第三国研修が実施されている。このような例も、近隣国の開発経験・技術の利用による南南協力の一環として議論されるようになってきている。

アジアの事例分析は、このような複雑化する南南協力の実態を踏まえつつ、実施国であるタイと受益国であるラオス、カンボジアにおける JICA 事務所、援助窓口機関、実施機関と受益機関の南南協力に対する位置付け、それぞれの相互関係、貢献・効果の実態、南南協力の制度について焦点をあてて行った。

3.1.1 調査対象案件の概要表

事例として取り上げた対象案件等の概要は表 3-1 のとおりである。

表 3-1 アジア地域における調査対象案件の概要

案件参照番号	分野	調査対象案件名(使用スキーム) (ラオス、カンボジア)	実施期間	調査対象南南協力支援協力機関 (タイ)
a	情報通信技術	ラオス国立大学工学部情報化対応人材育成機能強化プロジェクト(ITブリッジ・コース)(技術協力プロジェクト) (受益国:ラオス) 【目標】 1. ラオス国立大学工学部によりIT分野における人材が育成され、官・民のIT需要への対応を図る。 2. 同大学のIT分野学士課程運営能力が強化される。 【特徴】 三角協力案件として日本・タイが共同でラオスに対する協力を実施。技プロに対する投入として、タイからの第三国専門家派遣を実施している。	2003年～ 2006年	タイ国キング・モンクット工科大学 【協力内容】 ラオス国立大学工学部に、第三国長期専門家2名、第三国短期専門家を年10-12名派遣している。
b	水資源・防災	ラオス水道事業体人材育成プロジェクト(技術協力プロジェクト)(受益国:ラオス) 【目標】 1. ラオス水道事業体の技術力・運営能力の向上を図る。 2. ラオス水道事業体職員の業務遂行能力の向上を図る。 【特徴】 技術協力プロジェクトに対する投入として、現地活動費を活用した契約ベースによる第三国研修や第三国専門家派遣が実施されている。	1998年～ 2008年	タイ国首都圏水道公社(MWW)水道訓練センター(NWTII) 【協力内容】 2005年に、ラオス国ピエンチャン水道公社から10名の研修員を受け入れた。
c	水資源・防災	カンボジア水道事業体人材育成プロジェクト(技術協力プロジェクト)(受益国:カンボジア) 【目標】 1. 都市部における安全な水へのアクセスを拡大する。 2. 水道施設の運転及び維持管理能力の向上と、上水道分野の人材育成体制を改善する。 【特徴】 技術協力プロジェクトに対する投入として、本邦研修とタイにおける契約ベースによる第三国研修を組み合わせた協力を実施している。本研修は現地活動費を活用して実施されている。	2003年～ 2006年	タイ国首都圏水道公社(MWW)水道訓練センター(NWTII) 【協力内容】 2005年に、カンボジア国プノンペン水道公社から6名の研修員を受け入れた。
d	保健医療	ラオス子供のための保健サービス強化プロジェクト(技術協力プロジェクト)(受益国:ラオス) 【目標】 1. 子どもの健康水準の改善を図る。 2. 関係者の積極的参加により小児保健サービスを改善する。 【特徴】 技術協力プロジェクトに対する投入として、現地活動費を活用して、タイにおける契約ベースによる第三国研修を実施した。	2002年～ 2007年	タイ国コンケン大学看護学部、チェンマイ大学 【協力内容】 2004年にラオス保健省から15名の研修員を受け入れた。

e	保健医療	カンボジア母子保健プロジェクト（技術協力プロジェクト） （受益国：カンボジア）	フェーズ： 1995年～2000年、 フェーズ： 2000年～2005年	タイ国マレーシアの下記大学
		【目標】 母子保健改善のための人材育成を図る。 【特徴】 技術協力プロジェクトに対する投入として、本邦研修とタイ・マレーシアにおける契約ベースによる第三国研修を組み合わせた協力を実施している。これらの研修は現地活動費を活用して実施されている。同センターは無償資金協力によって建設された。		【協力内容】 カンボジア保健省国立母子保健センターに対する契約ベースによる第三国研修を実施、実績は以下のとおり。 ・タイ国コンケン大学：2000年(6名)、2001年(6名)、2002年(1名) ・マレーシア国サラワク大学：2001年(2名)、2002年(2名) ・タイ国マヒドン大学：2001年(1名)
f	保健医療	プライマリーヘルスケア（第三国研修） （受益国：ラオス、カンボジアその他アジア諸国）	1987年～2002年	タイ国マヒドン大学アセアン保健開発研究所（AIHD）
		【目標】 地域保健ワーカーや指導者の育成を図る。 【特徴】 実施機関であるアセアン保健研究所（AIHD）は1982年から実施された無償資金協力により設立された。さらにプロジェクト方式技術協力を実施し、保健衛生技術と知識の向上が図られた。		【協力内容】 年1回実施され、今までにのべ157名の研修員を受け入れている。また、1994年からは個別研修としてAIHDの修士コースへの参加も開始された。
g	保健医療	人口・リプロダクティブ・ヘルス（第三国集団研修） （受益国：ラオス、カンボジアその他アジア諸国）	1999年～2003年	タイ国マヒドン大学人口社会調査研究所（IPSR）
		【目標】 人口計画、リプロダクティブ・ヘルス分野で、学問的知識を提供するとともに、より高度な人材育成を行う。 【特徴】 実施機関はJICAの協力を受け入れた実績はない。		【協力内容】 年1回実施され、のべ69名の研修員を受け入れた。
h	情報通信技術	上級電気通信工学（第三国集団研修） （受益国：ラオス、カンボジアその他アジア諸国）	1993年～2002年	タイ国キング・モンクット工科大学（KMITL）
		【目標】 電気通信の先端技術を提供する。 【特徴】 本研修など、電気通信技術の第三国集団研修は、日本国政府とタイ王国政府の共同支援により1978年に始まった。		【協力内容】 年1回実施され、のべ184名の研修員を受け入れた。
i	ジェンダー主流化	農村生活の向上における女性の役割（第三国集団研修） （受益国：ラオス、カンボジアその他アジア諸国）	1995年～1999年	タイ国カセサート大学国立農業普及研修センター（NAETC）
		【目標】 地域開発における女性の役割に関する知識、技術を提供する。 【特徴】 第1フェーズの研修の後中断したが、検討結果を基に第2フェーズとして再開された。		【協力内容】 年1回実施され、のべ77名の研修員を受け入れた。

j	農業開発・農村開発	熱帯における持続的農業生産（第三国集団研修） （受益国：ラオス、カンボジアその他アジア諸国）	1995年～1999年	タイ国カセサート大学国立農業普及研修センター（NAETC）
		【目標】 持続的農業のために利用可能な資源の最適活用と環境保全を重視した農業生産技術を提供する。 【特徴】 NAETCはJICAの協力を基に発展した組織であり、タイの農業普及の主要な研修センターとして活動しており、その成果を基にした研修である。		【協力内容】 年1回実施され、のべ80名の研修員を受け入れた。
k	水資源・防災	水道供給技術（第三国集団研修） （受益国：ラオス、カンボジアその他アジア諸国）	1992年～2001年	タイ国首都圏水道公社（MWW）水道訓練センター（NWTTI）
		【目標】 水道供給技術についての知識・技術を指導する。 【特徴】 2001年以降はTICAが独自に実施中。		【協力内容】 約5週間の研修が、年1回実施された。

出所：（出所）現地調査におけるインタビュー及びプロジェクト関連資料などを基に作成

3.1.2 南南協力支援の実態

（1）関係機関における南南協力の位置付け

本評価では、実施国としてタイ、受益国としてラオスとカンボジアを対象として現地調査を行った。関係機関としては、実施国においては、JICA タイ事務所、実施国窓口機関であるタイ外務省タイ国際開発協力事務局（TICA）、研修の実施機関と専門家の派遣機関が、また、受益国では、JICA 事務所、受益国窓口機関、研修員派遣機関、専門家受入れ機関があげられる。しかし、それぞれの機関の南南協力支援活動の位置付け、また、関わりは一様ではなく、特に南南協力支援の形態によって異なっている。このような位置付けの違いが、南南協力の実施状況とその成果に影響を与えている。現地調査におけるインタビュー等を基にしたこれら機関に位置付けは以下のとおりである。

a) 実施国としてのタイ

JICA タイ事務所（実施国 JICA 事務所）

JICA タイ事務所は、タイ政府が指向するドナー化に関わる能力向上のための支援を行うことを方針としており、南南協力支援に積極的に取り組んできた。具体的には、タイ政府とパートナーシップ・プログラムを締結し、従来からその枠内で主に第三国集団研修の実施と第三国専門家の派遣を行ってきた。また、最近においては、第三国研修を含む地域内のリソースを活用した南南協力案件をより効果的なものにするために、JARCOM における受益国のニーズに対応する案件の発掘・形成とともに東南アジア域内の課題に対応する地域協力プロジェクトの実施に力を注いでいる。特に JARCOM については取りまとめ機関として積極的に対応している。なお、2004年10月には、JICA 地域支援事務所がタイに新設され、JARCOM の取りまとめ機関としての役割は同事務所の機能として整理されている。

このような背景を踏まえて、タイ事務所の第三国集団研修との関わりを見てみたが、案件の発掘・形成と実施とではその関わり方が異なっている。事務所は、課題の選出や実施機関の選定等に大きな関わりを持っている。また、案件の選定は、窓口機関である TICA との共同作業で進められているが、実際には、JICA の技術協力を受けた機関を実施機関とするという日本側の意向が強く反映されている。しかし、第三国集団研修の実施段階における JICA 事務所の関わりはそれほど大きくはない。案件の選定後は、研修は、実施機関が JICA と TICA の意向も研修も踏まえて内容を計画し、TICA の実施枠組みの下で実施している。基本的にタイ事務所は付与された予算の範囲で南南協力支援を進めているが、事業の範囲は、事業の実施管理が中心の活動を行っている。結果として、JICA 事務所は研修コースの終了時の研修結果については関心があるが、受益国における受益機関の変化など研修の成果については強い認識を持ち得てはいない。また、情報についても蓄積するまでに至っていない。

タイ国際開発協力事務局（TICA）：実施国窓口機関

タイ政府は、二国間援助の受け入れを要請する一方、自らを「エマージング・ドナー」と位置付け援助国への移行に努めている。その一環として、技術経済協力局（DTEC）を、外務省次官室直属の一部局としてタイ国際開発協力事務局（TICA）へと改組した。また、外交政策と連携して、受け入れ援助を減らしつつ援助国へ向けての変革を行った。このような一連の動きから、財務省所管の周辺国経済基金（NECF）を周辺国への借款を行う独立機関として周辺国経済開発機構（NEDA）に改編した。このような体制の下で、タイは、直接利害の関係する近隣諸国であり、また、ASEAN の低所得国である CLMV 諸国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）に対する協力を力を入れている。また、最近では、これらの周辺国だけではなく、南アジアや近隣紛争国、そしてアフリカへの支援に対しても力を入れ始めている。

JICA が支援する第三国研修（個別・集団）と第三国専門家はこのような TICA の開発協力プログラムの一環として実施されている。特に、TICA は、JICA との協力プロジェクトでは複数国を対象とする第三国集団研修などの協力を、また、特定国との二国間協力は自国の技術協力プロジェクトとして実施することを重視している。二国間協力は CLMV 諸国を対象として行っており、政策対話を毎年行い、協力対象国ごとに協力パッケージを策定し、協力を推進している。しかし、TICA は、第三国集団研修については、案件自体日本側の意図を色濃く出した協力であり、TICA の意向が十分に反映されていない、また、受益者のニーズを十分に汲み取った協力ができていないと考えている。特に、タイの国内政策との整合性の観点から、国内政策に基づく優先機関と日本が想定する実施機関との間に齟齬がある場合を問題視しており、常に日本の援助実績のある機関を実施機関とすることに対して疑義を持っている。JARCOM についても、受益国のニーズとのマッチングが図られてきているとの認識を示しているが、案件検討、採択のプロセス自体は日本主導となっており、意思決定のプロセスが外から分かりづらいと考えている。また、パートナーシップの概念についても疑義を持っており、特に、日本と実施する第三国研修事業は共同実施と捉えており、一律にタイが日本に対して案件実施の要請を提出することを問題視している。例えば、アフリカに対する日本との協力は、日本がタイから実施のための要請を求めたことにより実施が見送られていたが、TICA から要請書ではなくニーズを

「Inform」するという口上書が出され、実施されている¹。

実施機関（第三国研修の実施機関など）

タイにおける南南協力は、日本の援助実績のある機関が実施機関として行っている。事例対象である第三国研修の実施機関であるマヒドン大学アセアン保健開発研究所（AIHD）、マヒドン大学人口社会調査研究所（IPSR）、キング・モンクット工科大学（KMITL）、カセサート大学国立農業普及研修センター（NAETC）、首都圏水道公社（MWW）、水道訓練センター（NWTTI）は、IPSを除き日本の協力実績を有している。これらのタイの南南協力の実施機関は、高等教育機関、専門技術教育機関、訓練機関、付属教育機関など、それぞれの分野で国内の指導的教育機関としての地位を確立しているが、ほとんどの機関は、日本からの技術協力を基に発展してきたことを認識している。日本の技術協力を歴史的に捉え、現在の機能を基に、研修の実施、また専門家の派遣を行っていると考えている。また、受託している多くの研修は、委託元の要望に基づき、自組織のリソースを使い要望に合わせた研修内容として実施している。JICAの研修も研修内容は委託元であるJICAやTICAの委託内容で決めている。また、これらの実施機関は、これらの事業を、国際化の機会、または、海外ビジネスの促進と捉えている。（Box 3-1）

Box 3-1 タイの研修実施機関

例えば、タイの首都圏水道公社水道訓練センターは、日本の協力により設立されたものであり、JICAの技術協力プロジェクト実施時の写真を展示するなど、日本からの協力を強く意識するとともに、国内を主体に多数の研修を実施している。南南協力はこのような機能を基に、委託先の要請に基づき研修コースを計画し行っている。同センターでは、1992年から2001年までJICAの研修を継続的に行うとともに、同研修終了後は、TICAの協力プログラムの基で周辺国を対象に同様の研修を行っている。また、最近では、JICAのラオスのヴィエンチャン水道公社に対するラオス水道事業体人材育成プロジェクト、カンボジアのプノンペン水道公社カンボジア水道事業人材育成プロジェクトからの研修を契約ベースで受託している。このような研修は、海外向けのビジネス・ニーズとして受け取られており、このような事業の促進を図るために国際部局を立ち上げ力を入れている。このような現象は、他の実施機関でも同様であり、カセサート大学国立農業普及研修センターなどは、日本の協力による施設をもとに拡張をおこない、国内海外向けに研修事業を拡大している。

b) 受益国としてのラオスとカンボジア

JICA 受益国事務所：JICA ラオス事務所、JICA カンボジア事務所

受益国のラオスとカンボジアのJICA事務所は、在外事務所による第三国集団研修についての認識は高くはない。一方、技術協力プロジェクトの一環として実施される契約ベースによる第三国研修には強い関心を示している。また、JARCOMの下で、両事務所とも案件の発掘・形成に努めている。

JICA事務所は、技術協力プロジェクトの一環として実施される契約ベースによる第三国研修を、

¹ その後、パートナーシップ案件は、従来のプロセスと切り離し、タイからの要請がなくても、日本・タイ・パートナーシップ・プログラムの合同委員会において合意すれば、日本政府として案件検討できる仕組みを検討し、TICAに提案している。

事務所の主要プロジェクトである技術協力プロジェクトの一部として実施している。また、近隣諸国のリソースを使った契約ベースによる第三国研修は事務所に配分された予算の管理対象であり、主体的な管理が可能であると考えている。これらは戦略的な使用ができる手段と認識している。また、JARCOM による研修案件の発掘形成は、受益国であるラオス、カンボジアの事務所のイニシアティブによって、すなわち、JICA 事務所による受益国の研修ニーズを明らかにすることによって始めて動くものであり、事務所が責任を負うものと考えている。これらの業務はそれぞれの事務所の事業の実施計画を構成するものになっている。このような状況については、現地調査時に、それぞれの JICA 事務所で詳しく説明を受けることができた。同時に重要性を強調された。

これに対して、タイなどで行っている第三国集団研修の位置付けは大きく異なっている。ラオス、カンボジアからは現在実施中の第三国研修に対して、研修員を派遣しているにもかかわらず、それぞれの国における認識は高くなかった。第三国集団研修は、事務所の事業の実施計画における課題解決のための手段としては位置付けられてはいない。それぞれの事務所において第三国集団研修に派遣された第三国研修員の名簿を求めたが、事務所において名簿は存在していなかった。在外事務所では、事務所のどのカウンターパート機関が、どのような第三国集団研修に、どのような人を派遣しているかは、ほとんど把握していなかった。(Box 3-2)

Box 3-2 受益国 JICA 事務所の第三国研修への関与に係るコメント

JICA の関与がないことについては、問題意識を持っているが、JICA 事務所では、第三国集団研修については実態を把握していない。実際的な事務は実施国大使館が実施しており、事務手続きは、実施国大使館、カンボジア外務省、研修員派遣省庁という流れで、問題が無い限り JICA 事務所は関与していない。(JICA 事務所)

受益国ラオス、カンボジアの窓口機関

ラオスとカンボジアにおいては、南南協力の受益国の窓口は二重構造になっている。ラオスでは、外務省の ASEAN 局と国際経済協力局、カンボジアでは、外務省 ASEAN 局とカンボジア開発評議会がそれぞれ窓口機関として機能している。これは、一義的には、外務省内における ASEAN と日本に対する部局の所掌の違いによるものである。しかし、このような状況によって、南南協力については第三国集団研修への研修員派遣手続きと、JARCOM による案件形成、実施への参画では、それぞれの国の部局の対応が異なっている。特に、開発関連窓口であるラオス外務省国際経済協力局とカンボジア開発協議会の南南協力への関わりは、JARCOM 設置後に変化している。JARCOM 設置前は、これらの機関の南南協力のかわり方は少なかった。

TICA が実施する第三国集団研修は基本的に外交チャネルを使って実施されており、受益国ではタイの在受益国大使館と受益国の外務省 ASEAN 局がコンタクト窓口として研修内容、研修候補者などについて事務的な手続きを行っている。ラオスでは研修員派遣機関となる実施官庁などとのやり取りは国際経済協力局が行っている。しかし、カンボジアでは従来開発評議会はほとんど関与していなかった。研修の通知は、研修コースごとにアドホックに行われており、それぞれの開発政策に計画的に結び付けられてはいない。基本的な考え方は、それぞれの国の人材の技術・知識の一般的水準の向上

であるとの認識である。

JARCOM 設置後、経済開発・協力調整機関であるラオス外務省国際経済協力局とカンボジア開発評議会の南南協力に対する関わりが増えてきている。これは、JARCOM による研修案件の発掘形成作業は、受益国であるラオス、カンボジアのイニシアティブによって始めて動くものであり、JICA 事務所との共同作業が増えてきていることによる。

受益国の受益機関（受益国の研修員派遣機関など）

現地調査では、受益国であるラオスの受益機関として、国立大学工学部、保健省、ヴィエンチャン水道公社を、カンボジアの受益機関として、保健省国立母子保健センター、プノンペン水道公社、報通信技術庁、教育文化省国立高等教育研究所、郵便通信省、農業林業水産省林野庁を訪問した。これら機関の南南協力支援活動に対する対応はその実施主体、形態によって異なっていた。

第三国集団研修については、訪問したラオス、カンボジアの各機関とも、研修のオファーに対して応えるという受身の対応を行っている。また、特徴的なことは、JICA の第三国集団研修は、各機関にとっては国際機関やドナーによる多数の研修のオファーの一部である場合が多いということである。しかし、研修のオファーは派遣機関においてはアドホックなものであり計画的に対応するのは難しいとのことであった。オファーを受けたときに派遣し得る職員の中から候補者を選定している場合が多かった。また、複数の研修を受けている職員を見つけることはそれほど難しいことではなかった。それぞれの研修については、研修オファー元が異なるという認識であり、特に、近隣諸国での研修であるから南南協力であるという概念で捉えてはいなかった。派遣の取りまとめ、また、候補者の選定の責任者、部局は人事関連部局であり、彼らは研修を職員のキャリア形成の一部、研修の効果は個人の知識の習得と考えている傾向がうかがえた。組織の特定の課題の対応のために研修候補者を選定することは少ないようであった。プロジェクトの一環として実施される契約ベースによる第三国研修とは大きな考え方の違いが見られた。研修についてのインタビューでは、オファー型の研修と契約ベースによる第三国研修の経験者は二つを区別していた。また、オファー形の研修では学位取得のための研修、すなわち修士、博士のための研修を重視する傾向が見られた。（Box 3-3）

Box 3-3 第三国研修に対する研修員派遣機関の対応に係るコメント

日本政府による奨学金（JDS）などの長期研修も含め、海外からの研修のオファーは多くある。研修生の選考はテストによって行われるが、英語力が十分なスタッフが限られるため、皆に平等に機会が与えられるわけではない。このため、たとえば、関連する専門技術が異なったとしても、英語のできる人材を部門横断的に選定し派遣せざるを得ない場面もある。このように、必ずしも適切な人材を派遣できないケースもあるが、帰国後の知識・技術の共有を義務化するなどのフォローを行えば、研修生派遣の機会を逸するよりもまだと考えている。（研修員派遣機関）

他方、研修員派遣機関の考え方は、技術協力プロジェクトにおける契約ベースによる第三国研修においては、このような第三国集団研修などのオファー型の研修とは大きく異なっている。技術協力プロジェクトの一環として実施される契約ベースによる第三国研修は、自組織が実施する技術協力プロ

ジェクトの一部であり、どのような研修を行うか、また、どのような成果を確保するかが重要視され、研修に対する内容、成果に関する関心は高く、自組織における位置付けを明確にしていた。

(2) 南南協力支援の実施状況

a) 第三国集団研修の実施手続き

本件評価調査では、関連機関にインタビューを行い第三国集団研修の実際の手続きについて確認した。第三国集団研修は、大使館、JICA 事務所、TICA 等の現地機関と本邦関係機関により案件採択が検討され、研修実施機関が研修を実施するという形がとられている。研修事業は、TICA からの要請に基づき実施されている。第三国集団研修の研修員の応募は、タイ外務省の外交チャネルを使って行われている。作成された研修募集要項は、タイの在受益国大使館を通じて、受益国の外務省に送付される。ASEAN の受益国の外務省では、窓口として ASEAN 局が一般に対応している。研修募集要項は、ASEAN 局から直接関連官庁に、または国際協力局を経由して、関連官庁に配布される。関連官庁では、接受した研修募集要項は関連部局にまわされ、関連部局は候補者を選定し外務省に結果が報告される。外務省は候補者リストを自国にあるタイ大使館に、タイ大使館はこれを TICA に送付している。研修員の選定は、研修募集要項に対して外交チャネルによって提示された候補者から実施機関が選定し確定している。しかし、実態的には、外交チャネルでの選定段階で候補者が絞り込まれており、研修実施機関が選定を行うにあたっての自由度は小さい (Box 3-4)。

Box 3-4 研修実施機関による研修員の選定に係るコメント

短期研修については政府間協力であるため、TICA に対して外交ルートを通じて応募がなされ、彼らが人選を行っている。このため、我々受入機関が、人選の過程で直接のコンタクトを研修員と取ることが出来ない。仮に、(派遣元の国に関連の JICA プロジェクトがある場合など) JICA プロジェクトからの研修員の推薦があれば、screening process を行ううえで助かると思う。(研修実施機関)

(研修員の派遣などの協力受入に際して) 国内の適切なコンタクト先を当たっていたとは言い難い。・・・いつも同じところに (研修員の応募などを) 打診していた印象がある。この傾向は今も同じで、外交ルートを使う限り常に適切な機関からアプリケーションを受け取れるとは限らない。(研修実施機関)

研修では、技術水準の検討、成功事例と失敗事例の提示、また帰国後のアクションプランなどの作成など、研修参加者の成果を上げるために研修内容の充実に努力がなされている。

b) 第三国専門家派遣

社会、文化、経済が類似している場合には、第三国専門家の技術は受益国への適用可能性は高いようである。特に、タイの第三国専門家がラオスに派遣されるように言語的な類似性がある場合には大きな利点となっている。ラオス国立大学工学部 IT ブリッジ・プロジェクトは、2003 年 4 月から 2006 年 3 月まで (3 年間)、ラオス国立大学工学部を対象に実施されている。日本の技術とともに、タイのキング・モンクット工科大学の技術と経験が活用され、それぞれ機関の役割が明確にされ、共同実施プロジェクトとして実施されている。南南協力の利点が活用された事例である。技術指導は、日本から長期専門家と短期専門家も派遣されているが、タイからの第三国専門家が主体的に行っている。他方、英語でなくタイ語で研修を行うことによってこのようなプロジェクトができたとの共通認識が

関係者にあった。(Box3-5)

Box 3-5 ラオス国立大学工学部情報化対応人材育成機能強化 (ITブリッジ) プロジェクトに係るコメント

(IT bridge について) ラオスとは言語に類似性があるので、テキスト作成などの協力も迅速に行うことが出来る。・・・

IT bridge では、タイから専門家を派遣してラオス側のニーズをつかむとともに、カリキュラムも適宜変更して、先方のニーズに合った協力となるよう配慮した。・・・KMITL はラオス国立大学工学部の学生が学士およびさらに上の学位が取れるように協力してきた。ラオス、日本、タイの協力でのラオスにとっての利点は、ラオ語とタイ語が同じ言葉であること、また文化や気候が似ていることであり、財政的にこの方法は特に専門家を派遣するのに費用効果が高い方法であった。(実施国専門家派遣機関)

c) 受益国の技術協力プロジェクトの一部としての南南協力：契約ベースによる第三国研修

本評価では、受益国の技術協力プロジェクトの一要素として契約ベースで近隣諸国のリソースを活用して実施された第三国研修も事例として調査した。これらのラオスとカンボジアのプロジェクトは、日本の技術協力プロジェクトとして実施されているが、タイやマレーシアの関連機関を活用し、研修コースを設置し、日本の技術と経験を補完するような体制を組み、プロジェクト展開を行っている。水道事業では、タイの水道技術訓練センターで、保健事業では、タイ・コンケン大学、チェンマイ大学、マレーシア・サラワク・ジェネラル・ホスピタルでの研修をプロジェクトの活動として組み込んでいた。研修は、ラオス、カンボジアの JICA 事務所と研修実施機関、また、専門家派遣機関との業務委託契約によって行われていた。特徴として、研修の受益者であるそれぞれのプロジェクトの意思により研修コースが組み立てられており、第三国集団研修において実施関連機関によって設置される従来の研修コースとは違いがあった。研修員派遣機関の期待する成果を踏まえた計画的な研修参加者の選定が行われており、研修実施機関と研修員派遣機関において成果に対する認識と成果の発現について確認が共有されていた。(Box3-6)

d) JARCOM による研修コース

JARCOM は、南南協力を、東南アジア地域の格差是正を促進するとともに受益国のニーズにあったものにするための JICA と ASEAN 加盟諸国の協議のメカニズムとして設置された。(Box 3-7)

年次会合では、ASEAN 加盟諸国のオーナーシップを重視し、個別の国のニーズに対して案件の形成に努めている。開催国の援助窓口機関がホストになり、受益国側がニーズや協力を期待する国名を含めて開示し、支援国側はその可能性を検討している。その後、調査団を要請国に派遣し、正確なニーズを把握したうえで案件形成を行うというシステムを目指している。年次会合は JICA が開催費を持ち、年に一回事務所の持ち回りで実施されている。タイなど先発 ASEAN 加盟国では、旅費の全額または一部を自国予算から支出する国もある。年次会合の議題選定を含む準備は、開催地の JICA 事務所と援助窓口機関が、メンバー国の JICA 事務所や援助窓口機関と調整しながら行っている。会合の中のニーズとリソースのマッチングのセッションでは、ASEAN の国それぞれにバイで交渉がなされ、開発が進んでいるタイやマレーシアが、開発が遅れている CLMV 諸国に何ができるか二国間の協議

で行われている。現在までに、ベトナムによるデジタル・コミュニケーション・ネットワーク操作・管理技術の普及、マレーシアによる CLMC 諸国に対する環境保全、灌漑システム管理訓練プログラムなどの研修プログラムが形成され、ASEAN 統合イニシアティブ (IAI) に対する支援プロジェクトとして登録されている。

Box 3-6 技術協力プロジェクトの一環としての契約ベースによる研修事例

ラオス水道事業体人材育成プロジェクトでは、ラオス水道事業体の技術力・運営能力の向上を目的に、ラオス全国の水道事業体職員の業務遂行方法（水道管敷設・管理、浄水場運転管理、水質管理の各分野）の改善を図っているが、タイのリソースの活用がプロジェクト活動の一環として計画段階から組み込まれていた。日本からの長期専門家および短期専門家の派遣、また、日本におけるカウンターパート研修とともに、タイでの研修やタイからの専門家の招聘を組み込んでいた。海外研修は、タイの水道技術訓練センターを活用した海外研修（合計 68 名）とを組み合わせで行っていた。また、タイの水道技術訓練センターからの指導員（2 名）を受け入れていた。言語が類似しており、短期間に相当数のラオスの人材を研修できることを利点として考えた。関係者の研修に対する意識も明確であった。研修内容は、実施機関との間で協議されて決められていた。

カンボジア水道事業人材育成プロジェクトでは、研修は、カンボジア JICA 事務所とタイ水道技術訓練センターとの間の契約により研修コースを実施した。しかし、研修はそれほど人数が大きくなり、また、ラオスと比較して言語上の利点もないので、主要な研修は本邦研修でまかない、当初の計画とは異なり、開発途上国特有の課題についてのみタイの水道局と契約ベースで研修を依頼していた。両プロジェクトとも形の上では相似性があるが、それぞれの発展状況や語学の違いなどによって研修アプローチには相違がみられた。

カンボジア母子保健プロジェクト（フェーズ 2）では、タイ・コンケン大学、マレーシア・サラワク総合病院での第三国研修に、2000 年からの 2002 年にかけて、それぞれ、13 名、4 名の職員を派遣した。研修は、同センターの日本専門家によってカンボジアのニーズを踏まえて立ち上げられたものであり、研修にあたっては専門家が一部同行し対応しており、きめ細かい成果管理を可能にしていた。

Box 3-7 JARCOM 設置の背景

2003 年度に JICA が ASEAN 域内で支援した第三国研修のコースの数は、全体の約 4 割を占める。しかしながら実施にあたっては、シンガポールやタイ、マレーシアなど ASEAN 発足当初からの加盟国に対する「ニュードナー化支援」という日本の意図が強く反映され、これらの国の施設や人的リソースといった実施能力を中心に案件形成が行われてきた。そのため、研修に参加する側の国の開発ニーズが必ずしも正確に反映されていないといった側面をあわせもっていた。参加国にとっては、期待した研修成果を十分に得ることができず、また実施国側としても、研修コース数は多いものの、十分な効果のある協力活動が実施できないという悩みにつながっていた。

(http://www.jica.go.jp/jicapark/frontier/0408/02_b.html 2005 . 8.6)

(3) 南南協力支援と関係機関の位置付けの特徴

表 3-2 は、以上の調査結果を基に、南南協力活動と関係機関の位置付けの傾向、特徴を見るためにとりまとめたものである。表には、事例で見られた主要点を記載した。結果として、以下の 3 点を指

摘できる。

事例研究の結果から、アジアにおける南南協力支援活動の特徴として、まず、南南協力活動を大きく二つに区分し得る点があげられる。一つ目の区分は開発の進んだ実施国を主体とする第三国集団研修事業活動である。第三国集団研修では、実施国のタイ JICA 事務所、窓口機関である TICA の支援の下で実施機関が自機関の技術と経験を活用して研修コースを実施している。実施国の窓口機関である TICA は、援助政策の一環として第三国集団研修を支援している。受益国は、実施国の外交チャンネルを通しての研修募集要項を行なっているが、受益国の受益機関は受身で対応しており、また、ラオスやカンボジアの JICA 事務所や窓口機関である外務省国際協力局やカンボジア開発評議会の関わりも少ない。二つ目の区分は受益国を主体とする南南協力活動である。受益機関が、受益国の JICA 事務所、窓口機関の支援を得て自機関の JICA 技術プロジェクトの活動の一部においてプロジェクトの一つの要素として位置付け、近隣諸国の技術、経験を活用している。契約ベースによる第三国研修では、JICA 事務所が研修実施機関との間で契約を締結するなど、JICA 事務所の関与も大きい。第三国専門家の受け入れでは、受益国の関連機関の関与に加え実施国の専門家派遣機関の関与が大きい。このように二つの流れがあることが分かる。

第二点としては、受益国の開発課題のための研修ニーズと実施国の研修能力を結び付けようとする動きを指摘できる。特に、このような動きは、開発の遅れている CLMV 諸国であるカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムに対する格差の是正を目指して行なわれており、JARCOM はこのような機能を担っている。JARCOM は、研修に参加する側の国の開発ニーズを研修に反映させようとするものであり、実施国と受益国の関係機関を巻き込み研修コースの形成・計画に努めている。JARCOM の案件形成過程を通じて、従来小さかった受益機関の南南協力に対する関与が大きくなってきている。他方、JARCOM はニーズを考慮したシステムであるが、多数の関係機関が関与するため、案件の形成までに時間がかかるとの認識も存在する。

第三点として、これらの南南協力の活動を支える実施機関の存在があげられる。これらの実施機関のほとんどは、過去に日本の支援を受け現在の指導的教育機関となっている。実施機関は、JICA や TICA の意向を踏まえて、自機関のリソースを活用し研修内容を決定しており、また、これらの活動自体は、国際化、海外ビジネスの一環として南南協力を実施している。

表 3-2 南南協力事業と関係機関の位置付け

	JICA 在外事務所 (実施国)	JICA 事務所 (受益国)	窓口機関 TICA (実施国)	窓口機関 (受益国)	実施国 研修機関	受益国 受益機関
<p>第三国集団研修 [該当案件：表 3-1、f、g、h、i、j、k]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ニュードナー支援として実施 ・日本の支援したプロジェクトを基にした研修プログラムを支援 ・費用負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施国の外交チャネルで応募が行われているため問題があった場合以外ほとんど関与せず 	<ul style="list-style-type: none"> ・援助政策の一環として実施 ・研修の募集等の事務手続きは外交チャネルを使い実施 ・費用負担 ・JICA の協力実施機関を中心に実施しているとの批判あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修募集要項に基づく研修員派遣機関の選定等の手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修実施機関として委託先にあわせた研修コースの作成 ・研修員の人選に対する制約あり ・自機関のビジネスの一環として実施 ・国際化の一環として実施 ・外交政策の一環としての認識 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材養成の一環として対応 ・研修募集要項にアドホックに対応 ・計画的より研修に対する受動的な対応
<p>技術協力プロジェクト ・ 契約ベースによる第三国研修 [該当案件：表 3-1、b、c、d、e]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特に関与せず 	<ul style="list-style-type: none"> ・国別計画対象案件としての対応 ・契約などの事務手続き ・費用負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に関与せず 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に関与せず 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修実施機関として委託先にあわせた研修コースの作成 ・自機関のビジネスの一環として実施 ・国際化の一環として実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施事業内容の重要な要素 ・プロジェクトの一環として計画的に実施 ・費用負担
<p>技術協力プロジェクト ・ 第三国専門家の活用 [該当案件：表 3-1、a]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家の派遣先の選定 ・事務手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ・国別計画対象案件としての対応 ・費用負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣機関への支援 ・派遣認可などの手続き ・費用負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に関与せず 	<p>(専門家派遣機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラオス国立大学工学部の技術プロジェクトなどのマルチパートナー案件の場合：協力機関として参加 ・費用負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施事業内容の重要な要素 ・プロジェクトの一環として計画的に実施
<p>JARCOM 形成第三国研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取りまとめ機関 ・案件形成の促進 ・費用負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発課題に対する研修ニーズの確認 ・案件形成の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発課題に対する研修ニーズへの対応 ・案件形成の支援 ・費用負担 ・JICA 中心との批判あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発課題に対する研修ニーズの確認 ・案件形成の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発課題に対する研修ニーズへの対応 ・案件形成作業 ・研修プログラムの計画と実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材開発政策における研修に研修ニーズの発掘 ・研修計画に基づく研修員の計画的な派遣 ・研修成果の計画的なフィードバック

(出所) 調査団作成

3.1.3 南南協力支援の貢献・効果

(1) 貢献・効果の発現状況

本評価では、実施国タイと受益国ラオス、カンボジアの JICA 在外事務所と窓口機関、そして、実施国タイの研修実施機関と受益国ラオス、カンボジアの研修員派遣機関を取り上げ、南南協力関連事業における成果に対する認識の程度と成果の発現状況について調査を行った。残念ながら、本評価調査では成果の達成状況を十分に確認することは、成果が具体的かつ明確に規定されておらず難しかった。それゆえ、関係機関の成果に対する認識を調査し、成果の発現状況についての評価を補った。現地調査におけるインタビュー等を基にした調査結果は以下のとおりである。

a) 第三国集団研修の成果について

第三国集団研修は、前述のように実施国の JICA 事務所と TICA によって形成され、過去に JICA の技術協力を受けた機関が主に研修機関として研修コースを実施している。形態は実施側からのオフアードであり、本事例においても、実施側である JICA タイ事務所、TICA、そして実施機関の関心は高い。

実施機関は、特に、研修のコース内容、研修員の選定、研修での知識の確保の程度などその運営に対して相当の努力を払っていた。研修では、技術水準の検討、成功事例と失敗事例の提示、また帰国後のアクションプランなどの作成など、研修参加者の成果を上げるために研修内容の充実に努力がなされていた。しかし、個人の能力向上、知識の確保を超えて、組織能力の向上などについては、責任の範囲と考えておらず、研修員派遣機関の研修に対する考え方よると考えていた。実施機関自体は、研修自体をそれぞれの派遣先が抱える特定の課題に答えるというより、一般的な課題に応える形で研修を運営しており、個人の能力の向上以上の成果を期待することは難しいと考えていた。

また、第三国集団研修においては、ほとんどの実施機関が、研修がどのような効果を上げているかフォローアップを行うことを業務としては考えておらず、研修後のフォローアップを研修実施機関として行っていなかった。また、研修実施機関は受益国の研修員派遣機関の期待する成果を把握していなかった。受益国の成果の発現については、実施機関が参加した評価活動などにおいて情報をえる機会はあるが、恒常的に情報を得ていなかった。帰国研修員と JICA 事業との関連性、連携の有無などについては知識を持ち合わせていなかった。しかし、研修実施機関は、研修効果の発現のためには研修制度自体の制約の存在を認識していた。(Box 3-8)

Box 3-8 研修実施機関の研修と成果に係るコメント

ラオス以外の国々に対しては英語のテキストを作成するなど、それなりの労力が必要であるし、言語の違いがコミュニケーション上の障害となることもある。しかし、言語面や文化面での違いは、研修を行ううえでの本質的な問題にはならず、研修を行った結果として到達する技術レベルに大きな違いはない。(研修実施機関) 研修員が帰国後に個人の知識以上の成果を出すためには、TICA か JICA が研修員の組織化を行う、あるいは関連システム構築の支援を行うなど、何らかのフォローアップを行うことが必要と考える。研修だけだと、期待された成果の達成は難しいのではないか。(研修実施機関)

他方、受益国の関連機関である JICA 事務所、窓口機関の研修成果に対する関心は低かった。研修員についての情報を確保するシステムは、ラオス及びカンボジアでも見られなかった。ラオス、カンボジアの研修員派遣機関も、研修に対しては、オファーを待って対応しており受身の対応、すなわち、計画的に対応しているわけでは必ずしも無かった。個人レベルの研修の効果については聴取できたが、個人の知識向上を超えての成果は発現についてはほとんど聞くことはできなかった。派遣機関も基本的に個人レベルの知識の向上を期待していた。

しかし、研修後の効果は派遣機関の研修に対する姿勢による違いも見られた。研修員の所属機関の責任者が強く研修成果の実践を求めたときには、例えば、カンボジアの母子保健センターの個別研修による医療行為の変革に見られたように、効果は個人の知識習得を超えて組織への効果を生み出している場合もあった。また、研修実施機関と研修員派遣機関が地域内の協力活動のために経常的な接触があり、相互に連絡を取り合っただけで適任者を採択した場合などには、候補者の目的と候補者所属機関とのニーズが合致することになり、域内協力活動への貢献など個人レベル以上の成果が発現していた。

b) 技術協力プロジェクトの一環として実施された契約ベースによる第三国研修の成果

契約ベースによる第三国研修は、技術協力プロジェクトの目的を達成することを目的として技術プロジェクトの投入の一部として実施されていた。受益国の JICA 事務所と受益機関とも成果に対する具体的な認識を持っていた。研修の内容は、技術協力プロジェクトの実施主体である研修員派遣機関の意向に基づいて決められていた。プロジェクトの関係者、特に日本の専門家とプロジェクト実施機関のカウンターパートを中心に、プロジェクトの目的にあわせ研修委託先と綿密な協議を行い研修分野、研修内容、研修水準を決めていた。研修の効果としては、研修参加者の知識、技術の向上に留まらず、組織的に派遣機関の能力の向上とともに、実施中の技術協力プロジェクトの目的への寄与が想定されていた。(Box 3-9)

Box 3-9 技術協力プロジェクトの一環として実施された研修プログラムに係るコメント

第三国研修については、プロジェクトの専門家が直接現地に赴き、カンボジアの事情にあった研修実施機関を探した上で、コースを特設した。これにより、ニーズに合った質の高い研修を提供できたが、そこにいたる準備は大変だった。また、派遣前の研修や帰国後の報告会も開き、研修生のサポートをきちんと行った。帰国研修生は自ら国内向けの研修を実施している。(受益国研修員派遣機関)

ラオス事務所はこのような技術プロジェクトの中で実施することは効果があると考えている。また、実施機関であるタイの水道技術訓練センターの対応も目的指向である。(受益国事務所)

c) JARCOM メカニズムにより形成された第三国研修プログラムの成果への認識

関係機関は、JARCOM メカニズムにより形成された第三国研修プログラムは、形成時における JICA 在外事務所、実施国と受益国の窓口機関、実施国の研修実施機関と受益国の研修員派遣機関の参加により、それぞれの機関に期待される成果についての認識を強くすることができると考えていた。特に実施国の研修実施機関と受益国の研修員派遣機関が共通の成果を認識することができるので、成

果の達成の可能性は高くなると考えていた。また、JARCOM のメカニズムは、第三国集団研修のシステムの欠点を補える制度としての可能性を有している、また、JARCOM による第三国研修の形成は、実施側指向の研修から、受益側指向の研修への移行を目指すものと認識していた。(Box 3-10)

Box 3-10 JARCOM メカニズムにより形成された案件に係るコメント

形成される案件の分野は様々であり、JARCOM の場で個別に二国間の交渉を進めることで、受益国のニーズを汲み上げたよく考えられたプロジェクトが形成される。(受益国 JICA 事務所)

JARCOM 下で形成した研修プログラムには、マレーシアでの看護、フィリピンでの航空管制がある。後者では、フィリピンで訓練を受けた Trainer がカンボジア国内で研修を実施している。CDC (カンボジア開発評議会) としては、こうした JARCOM 案件を今後も増やして行きたいと考えている。(受益国窓口機関)

JARCOM のもとで形成されつつある最近の研修は、needs とのマッチングがきちりと図られている。(実施国窓口機関)

d) 第三国専門家の成果について

第三国専門家の従来からの受け手は JICA の技術協力プロジェクトである。その意味では、第三国専門家は技術プロジェクトの中で適切に位置付けられることによって、初めて成果が期待できる。ラオス国立大学工学部 IT ブリッジ・プロジェクトにおいては、タイの専門家の役割がプロジェクトの一環として適切に位置付けられていた。また、タイ専門家としての利点を意識し技術指導にあたっていた。また、不可欠な要素として、派遣元の専門家に対する支援が挙げられるが、IT ブリッジ・プロジェクトでは、支援元のキング・モンクット工科大学 (KMUTL) が自組織の協力案件と強く認識するとともに期待する成果を認識し支援を行っていた。

(2) 南南協力支援の期待と成果

表 3-3 は、前節までの調査結果を基に、関連機関の南南協力関連事業の成果に対する認識の程度と、事例に基づくその成果の発現状況の傾向、特徴を見るために取りまとめたものである。結果として、以下 3 点を指摘しえる。

第一点として、南南協力支援は、確立された実施機関によって、自機関のリソースを活用し、JICA や TICA によって委託された第三国集団研修などが実施されており、研修効果として研修参加者に知識の向上や技術の習得に寄与している点が指摘できる。調査においても、実施機関は、研修内容はテキストの改善、カリキュラムの充実に努めており、研修参加者の知識の向上や技術の習得を可能にしていることがうかがえた。

表 3-3 南南協力関連機関の事業成果に対する認識と事業成果の発現

	事業成果に対する認識						事業成果の発現
	JICA 在外事務所 (実施国)	JICA 事務所 (受益国)	窓口機関 TICA (実施国)	窓口機関 (受益国)	実施国 研修機関	受益国 受益機関	
<p>第三国集団研修</p> <p>[該当案件：表 3-1、f、g、h、i、j、k]</p>	<p>・ JICA の技術協力受益機関のリソースの活用に注力</p>	<p>・ 特に認識していない。</p>	<p>・ 課題と実施機関の能力に注力</p>	<p>・ 特に認識していない。</p>	<p>・ 委託先にあわせたカスタマイゼーション</p> <p>・ 研修コースにおけるアウトプットの確保に注力</p>	<p>・ 研修に対する受動的な対応</p> <p>・ 組織としての研修目的が必ずしも明確になっていない</p>	<p>・ 個別研修員の知識向上に寄与</p> <p>・ ほとんどの派遣機関では組織の能力向上に直接的には貢献していない</p>
<p>技術協力プロジェクト</p> <p>・ 契約ベースによる第三国研修</p> <p>[該当案件：表 3-1、b、c、d、e]</p>	<p>・ 特に認識していない</p>	<p>・ プロジェクトの上位目標・プロジェクト目標を達成する手段として認識</p>	<p>・ 特に認識していない。</p>	<p>・ 開発計画の一環として認識</p>	<p>・ 委託先にあわせたカスタマイゼーション</p> <p>・ 研修コースにおけるアウトプットの確保に注力</p>	<p>・ 実施プロジェクトの一環として研修内容の明確化およびその効果に注力</p>	<p>・ 技術協力プロジェクトの活動の一部として成果達成に貢献している</p> <p>・ 組織の能力向上に寄与している</p>
<p>技術協力プロジェクト</p> <p>・ 第三国専門家の活用</p> <p>[該当案件：表 3-1、a]</p>	<p>・ 特に認識していない</p>	<p>・ プロジェクトの上位目標・プロジェクト目標を達成する手段として認識</p>	<p>・ 派遣専門家の派遣を通して認識</p>	<p>・ 開発計画の一環として認識</p>	<p>(専門家派遣機関)</p> <p>・ ラオス国立大学工学部の技術プロジェクトなどのマルチパートナー案件の場合、協力機関としての認識が強い。費用負担。</p>	<p>・ 実施プロジェクトの一環として業務内容の明確化およびその効果に注力</p>	<p>・ 技術協力プロジェクトの一部として派遣されており、業務内容の明確化によって成果を確保することができる。</p> <p>・ ラオス国立大学工学部の技術プロジェクトなど言語の類似性によって成果を出している。</p>
<p>JARCOM 形成第三国研修</p>	<p>・ 開発ニーズの確認</p> <p>・ 開発ニーズにあった案件の形成</p>	<p>・ 開発ニーズの確認</p> <p>・ 開発ニーズにあった案件の形成</p>	<p>・ 開発ニーズの確認</p> <p>・ 開発ニーズにあった案件の形成</p>	<p>・ 開発ニーズの確認</p> <p>・ 開発ニーズにあった案件の形成</p>	<p>・ 開発ニーズの確認</p> <p>・ 開発ニーズにあった案件の形成</p>	<p>・ 開発ニーズの確認</p> <p>・ 開発ニーズにあった案件の形成</p>	<p>・ 受益国のニーズを反映させる努力をしており、成果が期待できる。</p>

(出所) 調査団作成

第二点は、成果の程度の南南協力支援事業による違いである。第三国集団研修では、成果は概ね個人の知識の向上と技術の習得に留まっていたが、技術プロジェクトの一部として実施された契約ベースによる第三国研修では、成果の発現は個人を超えて組織レベルに達していた。契約ベースによる第三国研修は、受益機関の成果に対する明確な認識の下に、実施機関と詳細な協議のよって研修内容を決め実施されていた。他方、第三国集団研修では、受益機関の対応は、概ね研修募集要項に対するアドホックな対応であり、計画的に研修員を派遣するものでなく、また、明確な成果を認識するものではなかった。実施機関と受益機関との成果に対する認識と共有の有無が、それぞれの事業の成果の違いを生み出していた。

第三点としては、このような受益機関と実施機関の成果に対する認識と共有化を促進する動きとして JARCOM の設立があげられる。JARCOM は、受益機関の開発ニーズを実施機関の事業に反映させる努力をしており、成果が期待されていた。

(3) 成果をもたらした促進要因と阻害要因

表 3-4 は、南南協力支援活動の成果に対する促進要因と阻害要因を前節までの考察を基に事業活動ごとに整理したものである。以下、主要な要因をとりあげ考察する。

a) 促進要因

・指導的教育機関としての実施機関の存在

本調査の研修実施機関は、高等教育機関、専門技術教育機関、訓練機関、付属教育機関などであり、共通してそれぞれの分野で国内の指導的教育機関としての地位を確立していた。また、国際的にもその地位を認められていた。研修を依頼する JICA、TICA、また、実施機関の研修ニーズを自機関が所有する研修リソースを基に研修を計画していた。また、研修生の研修終了時の研修水準を確保できるように努めていた。研修水準の確保は、このような実施機関の存在に負うところが大きかった。

・受益機関の成果に関する認識の明確さ

研修成果は研修結果が派遣先に適切にフィードバックされることによって確保される。また、フィードバックには、研修員を派遣する、また、専門家を受け入れる受益機関の認識が明確になっていることが重要である。技術協力プロジェクトでは契約ベースによる第三国研修は技術協力プロジェクトの投入の一要素として明確に位置付けられていた。また、研修自体の成否がプロジェクトの成果に影響を与えるものであり、計画的に実施されていた。このような状況は、第三国集団研修においても、研修員の派遣機関が人事政策、また、自組織の課題の解決に対する明確な位置付けをして派遣した場合にも適当な成果の発現として見られた。

・実施機関と受益機関のコミュニケーション

実施機関が受益機関の目的を認識しているときに成果が出ていた。技術協力プロジェクトにおける契約ベースによる第三国研修では、受益機関が実施機関を選択し契約ベースで研修を委託し

ていた。契約にあたっては、受益機関と実施機関の間で研修内容について密接な打合せを行っていた。結果として、研修実施機関は研修の内容について受益機関の目的にあったものにするのが可能になっていた。また、研修後は次回の研修内容へのフィードバックのために合同で評価を行うなど、研修をより目的に合うものに改善していた。他方、JARCOM メカニズムによって形成・計画する研修においても、実施機関と受益機関は、打合せを行い、開発ニーズを開発リソースに結びつけ、研修内容をより研修目的に適うようにする努力をしていた。

表 3-4 成果をもたらした促進要因と阻害要因

	促進要因	阻害要因
第三国集団研修 [該当案件：表 3-1、f, g, h, i, j, k]	<ul style="list-style-type: none"> ・指導的教育機関としての実施機関の存在 ・実施機関の日本の援助に対する経験と知識 ・実施機関の外交政策の一環としての事業に対する認識 ・受益機関の認識の強さと研修目的に対する研修機関の課題・人材養成などにおける明確な位置付け ・関係機関のコミットメント 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関と研修員派遣機関のコミュニケーションの無さ ・研修員派遣機関の受動的な対応 ・研修員の計画的派遣の難しさ ・研修ニーズのミスマッチング ・研修員のレベルのアンバランス ・受益国 JICA 事務所の関与、主体性を発揮する難しさ
技術協力プロジェクト ・契約ベースによる第三国研修 [該当案件：表 3-1、b, c, d, e]	<ul style="list-style-type: none"> ・指導的教育機関としての実施機関の存在 ・実施機関の日本の援助に対する経験と知識 ・受益機関による計画的な研修の実施 ・現地活動費の柔軟な活用による案件の実施 ・契約ベースにすることによるビジネスとしての対応 ・受益機関と実施機関のコミュニケーション ・技術協力プロジェクトの一要素としての研修の位置付けの明確さ ・受益国 JICA 事務所の支援 ・柔軟な実施機関の選定（類似語学の重視など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の位置付けの不明確さ ・国際約束などの位置付けの難しさ
技術協力プロジェクト ・第三国専門家の活用 [該当案件：表 3-1、a]	<ul style="list-style-type: none"> ・指導的教育機関としての実施機関の存在 ・実施機関の日本の援助に対する経験と知識 ・実施機関の協力に対する意思 ・類似言語の重視（タイーラオス） ・関係機関のコミットメント ・関係機関の役割分担 	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣先の制度による難しさ（期間、処遇など）
JARCOM 形成第三国研修	<ul style="list-style-type: none"> ・指導的教育機関としての実施機関の存在 ・関係機関のコミットメント ・関係機関の役割分担 	<ul style="list-style-type: none"> ・多数の関係者の存在と調整の難しさ

・実施機関における南南協力の戦略的な位置付けの明確さ

本調査の対象となった第三国専門家は、受入機関で実施する技術協力プロジェクトに派遣され、期待どおりの成果をあげていた。その要因の一つは、専門家の派遣元機関において、この活動が戦略的に位置付けられていることによる。本プロジェクトは、ラオス国立大学工学部、タイのキング・モンクット工科大学（KMITL）、JICAの3機関による共同事業であった。専門家を派遣しているKMITLは、期待される成果を達成するために組織をあげた支援を行っている。実施機関が南南協力を共同プロジェクトとして位置付けを明確にすることによって、積極的な取り組みを促されたことが成果発現の要因の一つといえる。

・言語の共通性

契約ベースによる第三国研修や第三国専門家の実施において、実施国と受益国の間に共通あるいは類似した言語が使われていることが、成果発現の大きな要因の一つであるといえる。タイとラオスにおける類似性は、言葉の壁による障害をなくし、研修や指導など受益国への支援が円滑に行われることにつながっていた。ラオス国立大学工学部情報化対応人材育成機能強化（ITブリッジ）プロジェクトでは、タイ人専門家によるタイ語のテキスト作成が迅速であったこと、また、ラオス水道事業体人材育成プロジェクトでは、タイの水道技術センターから契約ベースによる第三国研修と第三国専門家を受けていたが、英語が弱い研修員に対してタイ語で技術移転を行えることが利点であった。また、タイとラオスには言語の共通性ばかりではなく、文化、環境、歴史などの面でも共通点、共有できる点を多く持っており、そうしたことも合わせて成果の発現に貢献していた。

・実施機関の日本の援助に対する経験と知識

タイにおける南南協力の実施は、日本の援助実績のある機関が実施機関として行っていた。これらのタイの南南協力の実施機関は、高等教育機関、専門技術教育機関、訓練機関、付属教育機関など、現在それぞれの分野で国内の指導的教育機関としての地位を確立しているが、ほとんどの機関は、日本からの技術協力を基に発展してきたことを認識していた。技術協力プロジェクトの一環として実施された契約ベースによる第三国研修の実施機関もタイの水道技術訓練センターや、タイ・コンケン大学、チェンマイ大学、マレーシア・サラワク・ジェネラル・ホスピタルも日本の協力を受けていた。タイの首都圏水道公社水道訓練センターは、日本の協力により設立されたものであり、JICAの技術協力プロジェクト実施時の写真を展示するなど、日本からの協力を強く意識するとともに、国内を主体に多数の研修を実施していた。日本の技術協力を歴史的に捉え、現在の機能を基に、研修の実施、また専門家の派遣を行っていた。このような日本の技術協力に対する経験と知識は、JICAの支援する南南協力において共通の基盤を形作っており、南南協力の円滑な運営・実施方法に寄与していた。

b) 阻害要因

・ 第三国集団研修での研修員の計画的な派遣の難しさ

第三国集団研修の研修員募集は、カンボジアの例にも見られるように研修員派遣機関にとってアドホックなものであり、計画的に活用することは難しかった。したがって、受入機関が研修員を募集する際、その時たまたま対応できる職員を派遣するといった受け身の対応になっていた。人事関連部局は、研修を職員のキャリア形成の一部と位置付け、個人レベルでの知識の習得が目的とした上で研修員を選定していた。組織が抱える課題への対応するために研修候補者が選定されている事例は少なかった。

・ 南南協力支援の位置付けの不明確さ

ラオス、カンボジアでは、現在タイなどで実施中の第三国集団研修に対する認識は高くはなかった。第三国集団研修は、事務所の事業の実施計画における課題解決のための手段としては位置付けられていなかった。それぞれの事務所において第三国集団研修に派遣された第三国研修員の名簿を求めたが、事務所において名簿は存在していなかった。在外事務所では、事務所のどのカウンターパート機関が、どのような第三国集団研修に、どのような人を派遣しているかは、ほとんど把握していなかった。カンボジアでは従来開発評議会はほとんど関与していなかった。このような受益国の JICA 事務所、窓口機関における第三国集団研修の南南協力位置付けの不明確さが、実施国との南南協力に対する期待する成果に対する共通認識の欠如を生み出し、結果としての成果の発現を限定的にしてきたと考えられる。

・ 実施機関と研修員派遣機関のコミュニケーションの無さ

第三国集団研修では、研修員の選定は、研修員募集要項に対して外交チャネルによって提示された候補者から実施機関が選定し確定していた。しかし、実態的には、外交チャネルでの選定段階で候補者が絞り込まれており、研修実施機関が選定を行うにあたっての自由度は小さい。このため、実施機関が、人選の過程で直接のコンタクトを研修員と取ることは行われていなかった。また、研修員の派遣などの協力受入に際して国内の適切なコンタクト先をあたっていたとは言い難い、外交ルートを使う限り常に適切な機関からアプリケーションを受け取れるとは限らないとの指摘もあった。また、受け入れ機関が受益機関の研修員を派遣する意向も研修によって何をフィードバックしたいのかもわからない状況になっていた。結果として、実施機関は受益機関と具体的な成果を共有することができず、成果の確保も難しくなっていた。

・ 使用言語の難しさ

第三国集団研修では、実施機関は、研修レベルをそれぞれの機関の行っている教育、研修などのレベルにあわせて研修の内容を決めている場合が多く、カンボジア、ラオスなどについては英語レベルが合わないとの印象をもたれていた。また、受益機関は、英語力が十分なスタッフが限られるため、関連する専門技術が異なっても、英語のできる人材を部門横断的に選定し派遣せざるを得ない場面もあった。このような状況は、JICA や窓口機関の援助の優先度の高いカンボジア、ラオスからの研修員の派遣を難しくするとともに、開発課題への対応を阻害する要因と

なっていた。

3.1.4 援助枠組みと南南協力の特性

本節では、以上の分析結果を踏まえ、JICA と TICA の援助枠組みと南南協力支援事業の実施と成果について考察し、南南協力の特質を明らかにする。また、パートナーシップのあり方、国際約束のあり方、また、各事業の制度的な、運用上の整理に対する示唆を提示する。図 3 - 1 は、この様な観点から事例対象の協力の区分を、また、共同プロジェクトの範囲と、実施国、受益国との国際約束の領域を示したものである。

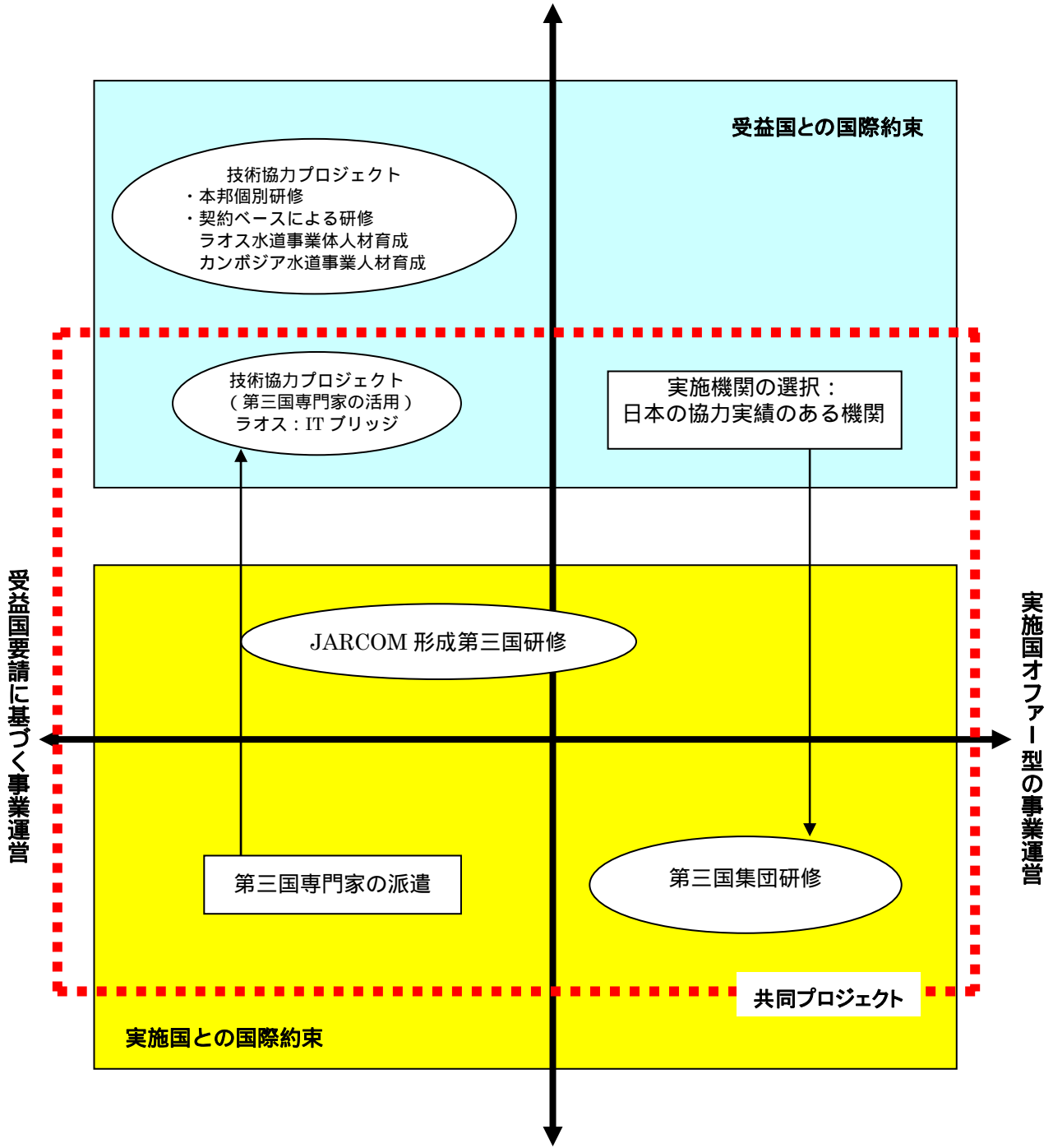
縦軸は、JICA と TICA の援助枠組みの影響の程度を示す。縦軸を上方向に行くに従い JICA の援助協力枠組みで、すなわち JICA の政策・戦略の一部を明確に構成する事業として技術協力事業が実施されることを示す。他方、下方向に行くに従い TICA の援助枠組みで、すなわち南南協力実施国である TICA の政策・戦略に基づいて実施される技術協力事業を示す。JICA と TICA の援助の政策と戦略は当然異なっており、共同で実施する事業・活動は JICA と TICA との政策・戦略の一致した特定の位置を占め実施されることになる。事業ごとの位置付けが重要となる。

他方、横軸は、事業自体の指向性を示す。右方に行くに従い実施国のオファー型の協力を表わす。オファー型の協力では、事業活動は主に実施機関による事業受益者の知識・技術の確保を保障する観点から行われる。これに対して、左方は、受益国の要請に基づき実施される協力を表わす。受益国の要請に基づき実施される協力では、事業は受益者が要請する成果を踏まえて事業実施機関が事業内容を決めて運営される。成果を発現させるためには、実施国のオファー型の事業運営を受益国の要請を満たす事業運営に変えていくことが必要になる。

このような枠組みの下にみると、第三国集団研修は、JICA の枠組みでの案件の選定・形成と実施国である TICA の枠組みでの事業実施という二重の枠組みで実施されており、不安定な要素を抱えているといえる。このような状況が、第三国集団研修には日本の意向が色濃く反映されている、必ずしもタイ側の希望する形態とはなっていないとの TICA の発言を生み出したと考えられる。また、実施国オファー型の事業運営であり、成果は研修参加者個人の知識の向上と技術の習得に留まっており、成果の発現にも制約がある。制度的な整理と受益国の要請に基づく事業運営への移行が求められる。

このような第三国集団研修に対しては、現在 JARCOM メカニズムの下で改変が行われている。基本的には、受益国の開発ニーズを基にした案件の形成を目指すものであり、受益国の要請指向である。しかし、JARCOM メカニズム自体、JICA と実施国の援助枠組みのどこに位置付けるか、まだ必ずしも明確になっていない。タイ政府は受益国のニーズをくみ上げる JARCOM を評価しながらも、その案件形成は依然として JICA 主導であるとしている。ASEAN の統合イニシアティブとどこまで整合性を取るかによっても枠組みのとり方は変わってくると考えられる。

JICA の援助枠組みの下での技術協力の実施



実施国である TICA の援助枠組みの下での技術協力の実施

出所：調査団作成

図 3-1 南南協力事業・活動の位置付け

技術協力プロジェクトの投入の一環としての契約ベースの近隣国のリソースの利用は有効な手段である。JICA の枠組みのもとで受益国の要請に基づく協力として位置付けられる。より積極的に活用できる制度、運営システムとして整理することが重要である。

第三国専門家は、JICA の枠組みに近隣国のリソースの活用と位置付けられる。このようなシステムを、共同プロジェクトとして今後はどこまで実施国の枠組みに近づけるのか議論が必要である。ラオス国立大学工学部人材養成機能強化（IT ブリッジ）プロジェクトは、そのような方向性を示す貴重な事例である。

3.1.5 アジア地域における南南協力支援の促進にかかる課題

アジア、特に東南アジア地域は日本の重点援助地域であり、従来 JICA の協力を通じて培ってきたリソースを活用するという考え方で南南協力支援を行ってきたが、今後はいかに受益国重視の視点、域内協力支援の視点を持つかが重要となる。現在、そのために JARCOM の枠組みによる案件形成が強化されつつある。以下、今までの考察を踏まえ、南南協力・南南協力支援の課題を、政策・戦略、制度、運用に整理して記述する。

（１）政策・戦略

・パートナーシップのあり方の再考の促進

日本とタイはパートナーシップ・プログラムを結び、両国が協力して他の開発途上国に対する南南協力支援を実施することになっている。しかし実際は、共同プロジェクトの実施にタイ側からの要請書が必要であったり、第三国集団研修には日本の意向が色濃く反映されていたり、必ずしもタイ側の希望する形態とはなっていない。

南南協力支援プロジェクトの多くは資金の分担を含む共同プロジェクトであり、基本的に関係者が対等な関係で事業を実施することが望ましい。このような観点に立つならば、タイに対して我が国へ要請書の提出を求めることは、いささかパートナーシップの考え方に反するものである。結果として、例えば前述のようにタイ側が要請書の提出を拒否したためアフリカに対する共同支援の実施が遅れたケースも見られた。その後、パートナーシップ案件は、従来のプロセスと切り離し、タイからの要請がなくても、日本・タイ・パートナーシップ・プログラムの合同委員会において合意すれば、日本政府として案件検討できる仕組みを検討し、TICA に提案されている。このような制度作りを積極的に促進することによって、実施国や JICA の責任が明確になるとともに、利害関係者との協議・調整もしやすくなる。

JARCOM による南南協力案件の形成は、受益国のニーズをより反映させることができるメカニズムとして、タイ側からも一定の評価を得ている。しかし、案件形成には依然として JICA が主導権を握っていると共に、そのプロセスが外部からわかりにくいと指摘されている。このようにタイ側は、JICA の考えがタイ側のそれに比べて優先される現在のパートナーシップに疑問をもって

いる。タイのドナーとしての能力向上のためにも、双方の国別援助計画などの上流部分での調整を強化するなど、タイ側の主体性やオーナーシップをより尊重することを検討すべきである。また、このような考え方にたつことにより、将来にわたっての実施国との良好な関係も促進することができる。

・国際約束概念の再整理

近年、南南協力支援の形態が多様化しており、協力実施の根拠となる国際約束の考え方を整理することが必要である。現在の国際約束は、日本と実施国、または、受益国との国際約束は、事業の実施主体の帰属によって決められている。例えば、タイの第三国集団研修では研修実施国に対する援助供与として国際約束を締結しているが、本来の受益者は研修員を派遣する受益国であり、タイからは援助供与に対する国際約束締結について疑義が出てきている。

改善のためには、南南協力における国際約束を主にその受益国への援助として整理していくことが必要である。原則を明確にすることによって日本、実施国、受益国の関係も明確になる。その上で、各援助の形態を整理していくべきである。

(2) 制度

・JARCOM プロセスのより効果的な制度構築

東南アジア地域では、域内の各 JICA 事務所が、JARCOM の枠組みを近隣国また ASEAN 加盟諸国で実施する南南協力支援、特に第三国研修を、受益国に対する開発計画の中に位置付け、目的を明確にする制度として展開していくことに努めている。そのような方向性は適切なものであり、JARCOM をより一層の効果的な制度として発展させていくことが重要である。

しかし、ニーズを踏まえた研修の形成は必ずしも簡単ではない。JARCOM でニーズを踏まえた研修コースの形成に努めているが、実際には必ずしも十分な数の案件形成には至っていない。また、JARCOM の位置付けについて、JICA と実施国の間では必ずしも一致していない。タイ政府は受益国のニーズをくみ上げる JARCOM を評価しながらも、その案件形成は依然として JICA 主導であるとしている。さらには、JARCOM が東アジア共同体形成のイニシアティブとどこまで整合性を取るかによっても位置付けは変わってくると考えられる。このままでは期待に比して成果が少なく、JARCOM 自体の発展も危うくしかねない。

(3) 運用

・第三国集団研修の募集・実施プロセスの再構築

第三国集団研修の具体的な手続きに目を向ければ、手続き自体の問題も大きい。第三国集団研修の研修員の応募は、実施国の外交チャネルを使って行われている。そのために、実施機関が、受益国の関連機関、また JICA 事業の関連機関や関係者と直接に連絡を取ることは制度上なく、事業の成果に対する認識が薄くなっている。このような研修員の選定続きを取っているのが、実態的には実施機関は受身の形で研修事業を実施している。このような選定手続きの下では、JICA

の実施国事務所と受益国事務所の関与も選定手続きの側面支援など限られたものとなり、実態的にはほとんど関与をしていない。このような状況を考えるならば、このような外交チャネルを使うやり方から、たとえ外交チャネルを使うとしても、実施機関を中心とした関係者との直接的な協議等による研修員選定手続きを増やしていくことが、より受益国のニーズにあった、また、JICAの国別、課題別戦略にあったものになると考える。

・情報の蓄積と共有化の促進

第三国研修の参加者の情報は、アドホックには第三国集団研修者の名簿を確保することができるが、JICAでは蓄積・確保されていなかった。このような状況は、第三国研修を、計画的に、また、組織的に受益国の開発に位置付けていくことを難しくする。特に、受益国の技術協力プロジェクトの投入要素としての第三国研修、第三国専門家派遣実績、協力内容の把握や共有を困難にしている。より一層の計画性が必要である。そのためには、まず、研修参加者の参加情報の蓄積が必要である。本邦研修については、現在データ・ベースが存在する。同様に、第三国研修についての研修の事務手続きの中に参加者情報を確保する工程を組み込み、恒常的な参加者情報の確保・蓄積を行うことが必要である。また、このようなデータ・ベースを基に、受益国における参加者情報の共有化を図り、開発課題に対するプロジェクト、プログラムとしての位置付けを明確にすべきである。

他方、タイ、マレーシア、シンガポールでは、自国の実施する第三国集団研修のインベントリーを整備している。東南アジア地域のJICA事務所はこのようなインベントリーの共有化を始めている。このようなインベントリーの共有化は、受益国の開発ニーズとのマッチング促進、また、これら諸国との役割分担の明確化に役立つものであり、一層の促進が必要である。また、このような情報の共有化にJARCOM中でも更に積極的に取り上げていくことが重要である。

・技術協力プロジェクトをコアとした近隣リソースの活用

ラオスとカンボジアの技術協力プロジェクトでは、近隣国の技術・経験を活用した契約ベースによる第三国研修をプロジェクトに位置付け実施し成果を得ている。また、ラオスの国立大学工学部の技術協力プロジェクトでは、タイのリソースを活用し共同プロジェクトとして実施している。このように技術協力プロジェクトをコアとした近隣国のリソースの活用は、その目的を明確にしやすい。他方、JICAは課題の解決のために、投入要素を柔軟に組み合わせたプログラム・アプローチを追及している。

このような状況を考えれば、技術協力プロジェクトをコアにした近隣国のリソースを活用した契約ベースによる第三国研修の実施や専門家の受け入れは、その柔軟性を促進するものと考えられる。より一層の活用を促進するシステムの整理が必要と考える。

3.2 中南米地域（実施国：チリ、メキシコ、受益国：エルサルバドル）

中南米地域では、言語、文化的背景において共通性が高く、また、域内協力及び地域経済統合が進んでいることから、地域に共通する開発課題に対し、域内で協力しつつ開発しようという動きがある。そして、南南協力はこのような域内の開発を進めていく上での一つ的手段として注目されている。2005年10月にはコロンビアにおいて「南南協力に向けたキャパシティディベロップメント（CD）セミナー（通称ボゴタセミナー）」が開催されたほか、2006年1月にはエルサルバドルにおいて同セミナーのフォローアップ会合が開催されており、域内の南南協力に取り組む強い意欲が見受けられる。また、これら会合では、中南米各国がわが国の南南協力支援にかかる取り組み事例を紹介されるとともに、その成果が高く評価されている。

他方、中南米地域に対する我が国 ODA についてみると、その予算は年々減少しており、今後もその傾向が続くことが見込まれる。こうした中で、同地域における南南協力支援は、援助リソースの効果的かつ効率的な活用を実現する上でも極めて重要であるという認識の下強く推進されている。さらに、第三国集団研修及び第三国専門家派遣といった従来型の南南協力支援における豊富な実績を基に、中南米地域では新しい援助モダリティが生まれている。具体的には、日本とチリのパートナーシッププログラム（JCPP）の枠組みの中で実施されているミニプロジェクトや広域セミナー等がある。このような状況を踏まえ、中南米地域の調査・分析では、多種多様な南南協力支援のモダリティのあり方や、域内協力と南南協力支援の関係に重点をおいた。

なお、本稿においては、JCPP にかかる調査結果に基づいた分析、考察を主に行っており、日本・メキシコ・パートナーシッププログラム（JMPP）、日本・ブラジル・パートナーシップ・プログラム（JBPP）、日本・アルゼンチン・パートナーシップ・プログラム（PPJA）については分析、考察の対象外としていることを予めお断りする。

3.2.1 調査対象案件の概要表

中南米地域における調査対象案件の概要は以下のとおりである¹。なお、本件評価調査はテーマ別評価であることから個別案件についての評価は行っておらず、同地域における南南協力支援を考察する上で参考となる案件について、文献調査を行い必要に応じてプロジェクト関係者に対するヒアリング調査を行った。

¹ 表 3-5 の「案件参照番号」は文中に出てくる案件番号に対応している。

表 3-5 中南米地域における調査対象案件の概要

案件参照番号	分野	調査対象案件名（使用スキーム） （エルサルバドル）	実施期間	調査対象南南協力支援協力機関 （チリ、メキシコ）
a.	水産業	貝類増養殖開発計画（技術協力プロジェクト） 【目標】東部地域沿岸部の零細漁民の主な収入源である赤貝、カキについて、種苗生産および養殖・育成の技術を水産開発局の技術者を通じて住民に移転した零細漁民を組織化した上で、水産資源の管理意識向上を図る。 【特徴】チリで過去に実施された技術協力プロジェクト「貝類増養殖開発計画」で確立されたマガキの人工種苗生産および養殖技術を南南協力支援として適用し、プロジェクトの成果に向けた側面支援が行なわれている。	2005 年～ 2008 年	（チリ）チンキウエ公社、経済省漁業次官官房 （チンキウエ公社） 【協力内容】 合計 2 名のチリ人専門家の派遣が予定された。 （経済省漁業次官官房） 【協力内容】 チリ人専門家派遣とチリにおける契約ベースによる第三国研修が予定されている。
b.				（チリ）カトリカ・デル・ノルテ大学 【協力内容】 適用可能な養殖技術（第三国集団研修）の実施機関、第三国専門家派遣等。
c.	防災	耐震普及住宅の建築普及技術改善プロジェクト（技術協力プロジェクト） 【目標】低所得者を対象に、住居の耐震性を高め生活の安全を確保するために、低コストで耐震性が高い住居建設の資材・工法開発および普及を目指す。 【特徴】1990 年に日本の無償資金協力によって建設されたメキシコ国立防災センター（CENAPRED）からの技術協力が本プロジェクトの活動の主要投入となっている。	2003 年～ 2008 年	（メキシコ）地震防災センター（CENAPRED） 【協力内容】日本・メキシコパートナーシップ・プログラム（JMPP）を通じて、短期専門家の派遣（累計 8 名）、メキシコないしエルサルバドルでの在外研修を実施。
d.	組織強化		2003 年～ 2006 年	JCPP 強化（チリに対する技術協力プロジェクト） 【目標】チリ国際協力庁の JCPP 活動実施能力が強化される。 【特徴】ドナー化支援型南南協力支援案件。日本とチリが共同で第三国に技術協力を行うプロジェクト型協力案件（ミニプロジェクト）を試行的に実施することを通じて、援助案件のマネージメント能力（形成、実施、モニタリング、評価）の強化を図っている。
e.	治安	麻薬対策（JCPP 広域セミナー） 【目標】麻薬対策に係る中米警察官への研修を通じて、違法薬物の総合的な予防および対策を取り上げ、地域内の警察ネットワーク形成を促進する。 【特徴】研修参加対象となっている国家公安アカデミーは中米警察機構（ICESPO）の事務局も兼任している。広域協力を視野に入れた南南協力支援案件。		（チリ）国家警察 【協力内容】警察活動の分野で中米地域を対象に過去にセミナーを 2 回現地で開催した他、ICESPO を対象とした広域セミナーをチリで実施。

f.	環境	土壌・水保全に重点を置いた小流域の総合管理(第三国集団研修)²	1999年～2003年 2004年～2008年	(チリ) 農業省森林公社 (CONAF)
		【目標】 中南米諸国の研修員に対して、総合的流域管理の理論及び実践方法を提供し、自然資源管理及び持続的開発を促進する。 【特徴】 93年～99年の技術協力プロジェクトのカウンターパートである CONAF による南南協力。	【協力内容】 中南米 18ヶ国を対象に土壌浸食対策、土壌保全・改善等にかかる第三国集団研修を実施。	
g.	教育	教育の質の向上と機会均等ディプロマコース (JCPP 広域セミナー)	2003年～毎年実施	(チリ)メトロポリタン教育大学 (UMCE)
		【目標】 教育行政の改善を通じて中南米諸国の貧困削減に貢献するため、研修参加者がそれぞれの国で質の高い平等な教育を導入し指導するための技術を身につける。 【特徴】 2002年にホンジュラスで開催された JCPP 広域セミナーにおいて参加国よりチリの教育改革での成功をもとに、教育の機会平等と質の向上についての協力が要請された。中南米 13ヶ国が参加している南南協力。	【協力内容】 セミナーを開催。日本の知見を活用したり、日本が他の国で実施した案件の成果を普及する等効果的なセミナーを実施するためにチリ国内リソースに加えて、ホンジュラス派遣中の日本人専門家の協力を得て実施。	
h.	農業	牛繁殖・飼育管理・サンタ・ロサ・デ・リマ畜産組合生産性向上支援³ (JCPP ミニプロ)	2003年～2006年	(チリ) アウストラル大学全国家畜繁殖飼養管理訓練センター (CENEREMA)
		【目標】 乳肉牛繁殖、人工授精、品種改良、飼養管理、生産者経営を改善するための技術が開発・普及され、サンタ・ロサ・デ・リマ畜産組合農家の家畜生産が向上する。 【特徴】 1997-2001年まで実施された「家畜衛生」個別専門家派遣のフォローアップ的な位置付け。ミニプロジェクトの実践例であると同時に、案件の遠隔管理(チリからエルサルバドルをモニタリングする)及び、南南協力支援によって形成された案件。	【協力内容】 人工授精、繁殖、品種改良、飼養管理等の専門家を派遣し、小規模酪農の生産性向上プロジェクトを実施。	
i.	輸出振興	輸出振興機関能力強化(JCPP ミニプロ)	案件形成中	チリ / 外務省輸出振興去局 (PROCHILE)
		【目標】 エルサルバドル輸出振興局 (Exporta El Salvador) において市場リサーチと貿易情報の包括的システムが構築される。 【特徴】 日本からの長期専門家も要請されているが、現在の最優先課題は組織強化であること、専門家の TOR やカウンターパート体制が未だ明確にならないことを鑑み、JCPP 案件が先行して要請された。2004年に副大統領府直轄機関として設立されたエルサルバドル輸出振興局「Exporta El Salvador」に対する能力強化。	【協力内容】 本プロジェクトは現在形成中であり、ProChile からの専門家の派遣や研修員の受け入れが検討されている。	

出所：現地調査におけるインタビュー及びプロジェクト関連資料などを基に作成
 文献調査及び受益国関係者からの情報のみ。

² 2004年度より「環境回復を考慮した土壌・流域持続的管理」として実施。

³ チリ側のプロジェクト名は「家畜繁殖」

3.2.2 南南協力支援の実態

(1) 政策・戦略における位置付け

a) 実施国としてのチリ

JICA チリ事務所は、ODA 大綱、JICA 中期計画、JCPP の合意を踏まえて、我が国の南南協力支援を極めて積極的にサポートしており、第三国集団研修、第三国専門家派遣、ドナー化支援を目的としたチリに対する技術協力プロジェクトでは主体的に案件を形成・実施している。

同事務所は、『南南協力事業を進めていく上で最も重要なのは、日本と同様の立場で（＝イコールパートナーとして）、他の第三国（＝最終受益国）を援助するチリの立場や視点などを尊重し、互いに議論を深めながら、最終的には、最終受益国にとって最も利益があるように、日本とチリとがそれぞれの「強み」を活かして事業を進めることが重要』という認識のもと、南南協力支援に取り組んでいるようである。

チリ側の南南協力窓口機関である国際協力庁（AGCI）は、JCPP について、日本とチリとは文化、言語などが大きく異なる中で、共同で一つのシステムを作り、第三国の開発に貢献することは世界の協力の中でも稀なものであり、その実施過程そのものに大きな価値があるとして、JCPP を高く評価している。また、JCPP はチリと日本の 40 年以上の協力の結果から生まれたよい遺産だと理解されている。それゆえ、JCPP の案件の選択についても、チリと日本のニーズ・関心が重なるところで選ぶとともに、過去に日本がチリに協力した技術・知識を他国に再移転することの重要性を強く認識していることが、AGCI Arturo Vergara Moreno 水平協力部長に対するヒアリングで確認された。

チリはアルゼンチン、コロンビア、ベネズエラとの間でも公式に技術協力協定（GG ベース）を締結する等して、相互協力を進めている他、域内の国々に対しての協力を行なっているが、同水平協力部長は、チリにとっての「水平協力」は「受益国との連携を強める」ためであり、そのための活動を進めてきているため、チリはドナーではないという考えを表明している。具体的には、チリが支援を行った国から将来的に支援を受ける可能性もあるため、チリはドナーという立場ではなく、あくまでも「水平協力（開発の度合いが同レベルの国同士の協力）」を推進する中南米諸国のパートナーであることを主張している。チリのドナー化を支援する我が国とは援助の捉え方において若干の違いがあるように見受けられるが、わが国が現在実施している JCPP 強化プロジェクトは、チリの域内における水平協力の推進に多いに役立っており、地域の発展に貢献していることに違いはないことが確認された。

チリの実施機関については、JICA のパートナーとして南南協力支援に協力をしている。これら機関の多くは、わが国の南南協力支援案件以外にも多数の研修事業、調査・研究事業を実施しており、運営ならびに財政面において組織として自立している。例えば、チリ環境センター（CENMA）は年度予算の 20% を国費から、80% を国家および民間部門に対するコンサルティングサービス等の独自事業から得ている。また、参考として訪問したメキシコの環境省環境センター（CENICA）でも 1995 年から 10 年間で合計 138 コース、7075 名に対してセミナーや研修を実施してきている。わが国の南

南協力支援は、直接的に組織の収入につながるわけではなく、また、国内の人材を対象とした研修に比べて手続きも複雑で時間がかかるにもかかわらず、日本の南南協力支援に積極的に協力する実施機関の考え方についてヒアリングした。その結果、「受けてきた協力を恩返しする時期が来た(CENMA) (CENICA)他」「JICA から受けてきた技術・知識を他国に伝えたい(CONAF)」「他国を訪問することで新たな知識を得ることができる。諸外国との関係を築くことができる(CENEREMA (CONAF))」等、過去の日本の協力実績をベースに組織へのメリットを十分に認識した上で南南協力支援に協力してきていることが確認された。

b) 受益国としてのエルサルバドル

JICA エルサルバドル駐在員事務所では、南南協力支援案件を国別事業実施計画の目標を達成するための「手段」の一つとして考えており、南南協力支援による第三国研修と本邦研修への派遣、あるいは第三国専門家と日本人専門家の受け入れは同じレベルとして位置付けている。南南協力支援関連事業を国別事業実施計画(平成17年版)の事業ローリングプランの中に組み込み、各事業のモニタリングを行っている。また、第三国研修に派遣された帰国研修員の把握については、2003年より駐在員事務所の研修担当者が適宜データベース化を行なっている。

さらに、南南協力の受け手として南南協力支援案件のオファーは前向きに受け入れたいという意向はあるが、南南協力支援ありきではなく、あくまで対エルサルバドル国別事業実施計画の文脈の中にそれを位置付け、「選択と集中」「現場主義」の方針に基づき、二国間ベースの技術協力プロジェクトとの密接なつながりを持たせつつ効果的に使いたいとの考えである。そういう意味において、南南協力支援案件の中でも特にエルサルバドルの技術協力プロジェクトの投入及び活動の一部として位置づけられた第三国専門家派遣および契約ベースによる第三国研修については、同事務所が最も主体的に案件に関与でき、かつ効果を管理できる案件と考えられている。一方、チリのドナー化支援に位置づけられたミニプロジェクトについては、プロジェクトの実施・運営面においては強く関与しているが、人的、資金的投入が小さいため技術協力プロジェクトに比べて関与は限定的であるというのが同事務所の考えである。

南南協力支援の窓口機関であるエルサルバドル外務省についてみると、各省庁から提出された要望書を取りまとめた上で各ドナーに支援を要請しているが、その際にドナーからの支援が二国間援助であるか南南協力支援であるかについて特に意識している様子はなかった。外務省が重視しているのは、国家政策(Plan del Gobierno “País Seguro”)に沿って各省庁から提出されるニーズとドナーからのリソースのマッチングであり、省庁レベルでは、研修の内容が各省庁のニーズを満たしているかどうかという観点を重視している。

南南協力支援の受益機関についてみると、例えば**教育省**では、2004年8月に樹立した新政権が打ち出した新国家政策「País Seguro」に基づいて省の長期戦略である「2021計画(Plan Nacional de Educación 2021)」⁴を策定している。また、同省の戦略を目的と手段の関係で表す目的体系図に整理し、個別

⁴ 本戦略は、6分冊から構成され、第1、2部は目標と戦略(どのような国家、学校、教育にしたいか)、第3部は目

プロジェクトがその体系図のどこに位置づけられるかを明確にしている。例えば、JICA とチリにより開催された広域セミナー「g. 教育の質の向上と機会平等ディプロマコース」への職員の派遣は、計画の第2部に示されている戦略(教育の質の向上)を達成するための手段として位置付けられていた。JICA の南南協力支援案件のみならず、教育に関する研修・事業は全て4つの戦略のいずれかに位置付けて実施されている。

教育省の戦略ほど詳細な内容ではないものの、**環境省**でも新国家政策に基づいて、環境政策・環境省強化戦略を策定し、全ての活動を同戦略に照らして実行していることが確認されたことから、他の省庁でも内容の質や深さは異なるにしろ類似の戦略が策定されていると想定される。

c) 機能5分類にみる中南米地域の南南協力支援

ここでは、中南米地域の南南協力支援案件の実態に合わせて JICA 南南協力機能5分類に当てはめた場合、どのように整理されるかについて、地域の特徴に留意しつつ考察する。

機能 : 「**開発途上国の人材および資源の活用**」については、JCPP 強化プロジェクトを除き全ての案件がこれに該当すると考えられる。中南米地域では、言語・文化的背景が共通していることから同じ域内の人材を活用することが容易であることに加え、実施機関⁵の能力が総じて高いため、他の地域と比べても、このタイプの南南協力支援を実施できる環境が整っていると考えられる⁶。

他方、チリの協カリソースを活用した案件でこの機能に分類されるものは、日本のみならず JCPP に対して規模は小さいものの、他のドナーによっても数多く形成されている。USAID は、木材技術分野でポリビア(サンタクルス)に対して技術協力をしている。スウェーデンは対ポリビアとの二国間協力を補完する形で三角協力を実施しており、(ポリビア・スウェーデン・チリの間でプロジェクト R/D を締結)、木材技術分野においてラボ建設にチリの専門家を送っている。そのほか、ベルギーは、チリに資金を提供し、ニカラグア、ホンジュラスへの支援を行なっていることがわかった。

機能 : 「**日本の協力成果の普及発展**」については、受益国であるエルサルバドルの JICA 技術協力プロジェクトの活動や投入に位置付けられていない第三国研修(いわゆる第三国集団研修)、受益国であるエルサルバドルの JICA 技術協力プロジェクトに位置づけられている契約ベースによる第三国研修・第三国専門家、ドナー化支援に位置づけられたミニプロジェクトがこれに分類されると考えられる。実態としては、ここに分類された案件

標値、第4部から第6部は2009年までの行動計画となっている。

⁵ 中南米における地震研究、防災研究の規模として最新の設備を有しているメキシコの地震防災センター(CENICA)、チリで初めてISO17025を取得したチリの大学環境センター(CENMA)、優秀な教授群を有し研修実績が豊富なチリのカトリカ・デル・ノルテ大学やアウストラル大学など。

⁶ 「麻薬の消費防止および不法運搬抑制」は、チリが対応することが効果的、効率的であるという利点に加えて、本研修は中南米地域の共通課題をテーマとした研修であり、また、日本独自の人材や日本内部での研修では対応が困難な分野の支援として分類される。

は、過去に日本が援助した技術協力の成果がベースとなりつつも、実施機関の技術や知識のカスタマーゼーションがすでに進んでいることがわかった。

機能：「ドナー間連携」については、チリは1999年、メキシコは2003年に日本とパートナーシップを締結しているため、それ以降に計画された南南協力支援案件は全てここに分類されると考えられる⁷。特にチリの場合は、JCPPにおいてコストシェアリングをしており、現時点においてチリ側の費用負担率は50%となっている。この機能は、より発展の遅れた開発途上国への協力を念頭に置いた定義となっているが、「e.麻薬対策」においては、チリはドナーとしてイニシアティブをとっているというよりもむしろ、水平協力を推進する上でのパートナーとして日本との協力を進めているというのが実態であることがわかった。

機能：「開発途上国間技術協力（TCDC）活動への支援」について、ここに分類される日本の関与は未だ限定的であるが、日本側の支援を受けつつも、チリ側が運営の主体となることを意識しながら実施されている広域セミナーやミニプロジェクトは、この機能に分類されると考えられる。ただし、ミニプロジェクトの本来の目的は次の機能「ドナー化支援」の一環として日本側が中心となって案件形成を行い、その後はチリ側が実施主体となりつつも、現地の運営・体制はJICAエルサルバドル事務所が主体的にサポートするという形で実施されていること等から、純粋な意味での「TCDC活動への支援」型の南南協力支援とは言えない。

他方、チリはアルゼンチン、コロンビア、ベネズエラとの間で公式に技術協力協定（GGベース）を締結する等により積極的に相互協力を進めている。これに加え、チリとアルゼンチンが協力してグアテマラで援助活動を行うなど、後進国に対しての協力も積極的に行なっており、TCDCにおいてチリは多くの実績を有していることが確認された。このような状況から、我が国が将来的にTCDC型南南協力支援を拡大するための素地があることがうかがえる。

機能：「開発途上国のドナー化支援」については、「d. JCPP強化」および当案件の活動に組み込まれているミニプロジェクトはまさにドナー化支援を第一義的な目的として実施されている。JCPP強化プロジェクトの中で新しい援助モダリティとして実施されているミニプロジェクトは、日本、チリ、受益国の3者によって共同で形成されており、援助の実施・運営主体をチリとして日本がそれを側面的に支援する体制をとっている。

⁷「開発途上国（パートナー国）が日本とともにパートナーとして協力をを行う明確な意思を持って、より発展の遅れた開発途上国に対して協力を実施することを目指す」という「ドナー間連携」の定義に従い分類したが、本分類の留意事項である「パートナー国が最終受益国の開発課題解決のための独自の協力を行うのだというドナーのイニシアティブとオーナーシップを有しているか」、という点においてチリはドナーとしてはまだ発展段階であるため、厳密に分類するには更に調査を要する。

以上のような実態を踏まえ、各関係機関の南南協力支援への関わり方を主体性の観点から援助モダリティ別の観点でとりまとめた表が、表 3-6 である。さらに同表では各スキームが機能 5 分類のどれに該当するかを参考までに示した。この表から読み取れる特徴は以下のとおりである。

- ・「第三国集団研修」（例えば『f. 土壌・水保全に重点を置いた小流域の総合管理』（第三国集団研修））では、その研修を運営管理する実施国における JICA 在外事務所と研修を実施する実施国実施機関が主体的に関与している。
- ・「受益国の技術協力プロジェクトの活動や投入に組み込まれており、契約ベースで実施されている第三国研修および第三国専門家派遣」（例えば『a. 貝類養殖開発計画にチリより派遣された第三国専門家派遣』）では、第三国集団研修にくらべて、受益機関が主体的に関与している。
- ・「広域セミナー（例えば『g. 教育の質の向上と機会均等ディプロマコース』）」では、実施国の窓口機関と実施国実施機関が主体的に関与している。
- ・「ドナー化支援を目的とした技術協力プロジェクト（例えば『d. JCPP 強化』）」では、援助の主体である実施国 JICA 在外事務所と援助の受け手となる実施国窓口機関が主体的に関与している。
- ・「ドナー化支援に組み込まれたミニプロジェクト（例えば『h. 牛繁殖・飼育管理・サンタ・ロサ・デ・リマ畜産組合生産性向上支援』）」では受益国窓口機関をのぞき、全ての関係機関が主体となって関与しており、他の援助モダリティと比較して最も多くの関係者が案件の運営、実施に関与している。

ただし、この表では、各スキーム内で実施された個別案件を特徴化して表しているため、個別案件での各組織の関与の度合いや関心の度合いはこの表からは読み取れることはできない。例えば、「c. 耐震普及住宅の建築普及技術改善プロジェクト」は、技術協力プロジェクト/契約ベースによる第三国研修および技術協力プロジェクト/第三国専門家に分類され、受益国 JICA 在外事務所が主体となる案件に分類されるが、同案件は、日本、メキシコ、エルサルバドルの三角協力として位置付けられており、在エルサルバドルメキシコ大使館及び CENAPRED の代表者はプロジェクトの定期協議にも積極的に出席する等、受益国のみならず実施国側関係者の関心も高い案件である。また、「e. 麻薬対策」のように、援助受入窓口が中米警察機構（ICESPO）の事務局を兼任し、プロジェクトが地域としての最優先課題に取り上げられている案件は、受益国側の関心が比較的高くなっている。

表 3-6 関係機関の南南協力支援への関わり方

組 織	関係機関の南南協力支援への関わり方					
	JICA在外事務所 (実施国)	JICA在外事務所 (受益国)	窓口機関 (実施国)	窓口機関 (受益国)	研修機関 (実施国)	受益機関 (受益国)
援助モダリティ 通常の第三国集団研修 機能 機能 機能	主體的に案件を形成、実施に関与	・国別事業実施計画の目標を達成するための「手段」の一つ ・実施国からのオフアーベース	JICAのパートナーとして協力	・国家政策の目標を達成するための「手段」の一つ ・実施国からのオフアーベース	JICAのパートナーとして協力	分野別政策の目標を達成するための手段の一つ
技術協力プロジェクトの活動に組み込まれた契約ベースの第三国研修 機能 機能 機能	受益国JICAからの要請ベース或は協議ベースで案件を形成、実施	・技術協力プロジェクトの目標を達成するための「手段」の一つ ・プロジェクトの形成、実施・運営、評価を主幹	JICAのパートナーとして協力	・国家政策の目標を達成するための「手段」の一つ ・受益国JICAからの提案ベース	JICAのパートナーとして協力	プロジェクトの目標を達成するための手段の一つ
技術協力プロジェクトの投入に組み込まれた契約ベースの第三国専門家の活用 機能 機能 機能	受益国JICAからの要請ベース或は協議ベースで案件を形成、実施	・技術協力プロジェクトの目標を達成するための「手段」の一つ ・プロジェクトの形成、実施・運営、評価を主幹	JICAのパートナーとして協力	・国家政策の目標を達成するための「手段」の一つ ・受益国JICAからの提案ベース	JICAのパートナーとして協力	プロジェクトの目標を達成するための手段の一つ
広域セミナー 機能 機能 機能	パートナーとしてチリ側の意向を尊重して実施	国別事業実施計画の目標を達成するための「手段」の一つ	チリの重要な援助モダリティの一つとして主体的に案件を形成、実施	・国家政策の目標を達成するための「手段」の一つ	JICAのパートナーとして協力	分野別政策の目標を達成するための手段の一つ
ドナー化支援を目的とした技術協力プロジェクト 機能	主體的に案件を形成、実施	N/A	直接的な受益者	N/A	N/A	N/A
ドナー化支援に組み込まれているミニプロジェクト 機能 機能 機能 機能	受益国JICAと共同で案件を形成、実施	国別事業実施計画の目標を達成するための「手段」の一つ ・実施国からのオフアーベース	実施国JICAと共同で案件を形成、実施	・国家政策の目標を達成するための「手段」の一つ ・実施国からのオフアーベース	JICAのパートナーとして協力	分野別政策の目標を達成するための手段の一つ

出所：（出所）現地調査におけるインタビュー及びプロジェクト関連資料などを基に作成

3.2.3 南南協力支援の貢献・効果

本評価では、実施国チリ、メキシコおよび受益国エルサルバドルの JICA 事務所と窓口機関、そして、実施国チリ、メキシコの研修実施機関と受益国エルサルバドルの南南協力支援受け入れ機関を取り上げ、南南協力支援の貢献・成果の発現状況について調査を行った。現地調査におけるインタビューを基にした調査結果を南南協力支援の援助モダリティ別に以下に取りまとめた。

（１）貢献・効果の発現状況

a) 第三国集団研修及び広域セミナー

「e. 麻薬対策」では、エルサルバドル内閣省国家公安アカデミーの所長より、同セミナーに参加した ICESPO の職員が ICESPO の主催する研修の講師や専門家として中米地域に派遣され、研修で習得した知識や技術を職場で活かしていること、また、ICESPO の主催する研修の講師や専門家として中米地域に派遣された際に研修で取得した知識を活かす等、チリとエルサルバドルという二国間協力の支援としての成果に留まらず、中米域内全体の治安改善に貢献していることが確認された。一方、

複数国を対象とした案件⁸では、案件の終了時（研修、セミナーの終了時）にはアウトプットレベルでの成果を確認することができても、一つの機関が国内外から受ける研修数が多いため⁹、特定の研修が与えた組織へのインパクトを把握することはできなかつた。しかしながら、教育省、環境省では、各機関のアクションプランに基づき研修への参加の有無を決定、研修員を選定し、さらに、帰国後は帰国研修員にレポートの提出を義務づける（環境省）等して、研修で得た知識や技術をきちんとフィードバックしていることがわかつた。個別研修員の知識・技術の向上が派遣元の組織の知識・向上に至までの一連の仕組みが機能していると想定するならば、研修への参加は組織のキャパシティディベロップメント（CD）に貢献していると結論づけられる。また、セミナーは、チリ側が積極的に実施していきたい援助モダリティの一つとなっている。

b) 受益国の JICA 技術プロジェクトに位置付けられた契約ベースによる第三国研修及び第三国専門家派遣

「a. 貝類増養殖開発計画」において契約ベースによる第三国研修に参加した CENDEPESCA の帰国研修生へのヒアリングによれば、帰国後にチリでの研修内容を活用してドライ・ラボラトリーを整備し、これにより業務上の効果が大幅に改善された（詳しくは Box 3-11 参照）。また、別の帰国研修員は、現在実施中の技術協力プロジェクト「a. 貝類増養殖開発計画」のカウンターパートとして勤務しており、研修で得た知識や技術をプロジェクトの中で直接活用しているようであった。「c. 耐震普及住宅の建築普及技術改善プロジェクト」の関係者についても、実験ラボを建設し、自らの手で耐震構造の実験を開始できるようになってきた（詳しくは Box 3-12 を参照）。また、移転された技術を同僚や組織内で共有する等、個人レベルの知識・向上が組織レベルの知識・向上にもつながっていることも併せて確認された。

c) ドナー化支援を目的とした技術協力プロジェクト及びミニプロジェクト

カウンターパートである AGCI より、JCPP の経験を他の国際機関・ドナーとの協力を進める上で重要な手引きとしているとの意見が聞かれた。また、「d. JCPP 強化支援プロジェクト（技術協力プロジェクト）」の枠組みの中で実施されているミニプロジェクトの案件形成、モニタリング・評価を通じて、AGCI 職員の援助案件の運営・管理能力も向上していた（AGCI Arturo Vergara Moreno 水平協力部長）。

ミニプロジェクト「i. 牛繁殖・飼育管理・サンタ・ロサ・デ・リマ畜産組合生産性向上支援」については、サンタ・ロサ・デ・リマ市の農業組合の帰国研修員から、チリでの研修を受けたことが業務へのやる気につながっているとの意見が聞かれた。また、チリ専門家の指導を受けたミニプロジェクト対象の酪農家では、牛乳生産量、酪農家の経営、家畜の衛生等の面で明らかに向上していた。同ミニプロジェクトは、受益国において援助効果を上げると同時に、AGCI が案件形成にかかるノウハウや受益国関係者を交えて PCM 研修を実施する能力を身につけている等、チリ側のドナーとしての能力向上にも大きく貢献している（詳しくは Box 3-13 を参照）。

⁸ 「土壌・水保全に重点を置いた小流域の総合管理」や「教育の質ディプロマコース」

⁹ エルサルバドル農牧省で年間 100 件以上

Box 3-11 エルサルバドル技術協力プロジェクト「貝類増養殖開発計画」
(2005年1月~2008年1月)

エルサルバドルでは、1979年から1992年まで続いた内戦および2001年の大地震の影響により、地方開発の遅れや農漁村部と都市部の所得格差の拡大が深刻化している。特に東部地域は国内でも世帯収入や識字率が低く、社会経済開発が遅れている地域である。本プロジェクトは、東部地域の沿岸部を対象とし、零細漁民の主な収入源である赤貝、カキについて、種苗生産および養殖・育成の技術を水産開発局の技術者を通じて住民に移転し、また零細漁民を組織化した上で、水産資源の管理意識の向上を図ることを目的としている。これによりプロジェクト対象地域において貝類増殖を中心とする生計向上モデルが普及され、ひいては住民の収入の多角化につながる事が期待されている。



エルサルバドル・「貝類増養殖開発計画」プロジェクト

このプロジェクトでは、チリで過去に実施された技術協力プロジェクト「チリ貝類増養殖開発計画」で確立されたマガキの人工種苗生産および養殖技術を南南協力支援として適用し、プロジェクトの成果に向けた側面支援が行なわれている。

同プロジェクトはJCPP案件の一つとしても位置付けられており、合計3名のチリ人専門家の派遣とチリ国内における契約ベースによる第三国研修の実施が予定されている。

本プロジェクトに先立ちチリでは貝類養殖の第三国集団研修を実施してきており、研修に参加した職員が同プロジェクトのメンバーとなって活躍している。

チリの第三国集団研修に参加した本プロジェクトの関係者は、「日本の技術協力を受けつつ発展してきた過去30年間のチリの経験はとて参考になる。」と話している。また、研修後も業務上で疑問点についてチリ人の講師と電子メールでやり取りをしており、共通の言語が使用できるといいうのも南南協力の最大のメリットであろう。

南南協力のメリットは技術面においても生かされている。例えば、プロジェクトの実施過程において、現地で調達できない資材があり困っていたところ、チリの専門家から最新の資材がなくても代用できるものがあるとして、マーケットから調達してきたもので簡易の資材で代用する方法を伝授してもらっている。今は貝養殖のための立派な装置を有するチリもかつてはエルサルバドルと同じ状況を経験してきたチリの専門家の知識と技術が、発展段階にいるエルサルバドルの養殖技術の発展を支えている。



チリの専門家のアドバイスを受けて作った簡易式養殖実験設備

このプロジェクトの成功要因は、**貝類養殖技術分野において域内でトップ技術を有するチリがプロジェクトに**関与していることが大きい。

特に、「マガキ」の養殖については、メキシコではマガキの生産を行っていないこと、コスタリカについてはマガキ養殖を行っているが、技術レベルが不足しているなどの理由からチリの他にこの分野で優位性のある中南米諸国はない。

プロジェクトの成果が現れるまでにはまだ時間を要するが、同案件は、日本の技術がチリを通してエルサルバドルに移転されている例と言える。

Box 3-12 エルサルバドル技術協力プロジェクト「耐震普及住宅の建築普及技術改善」

(2003年12月~2008年12月)

中米地域は地理的に地震や火山、ハリケーンなどの天災が多く、例えばエルサルバドルでは2001年1月の地震により甚大な被害を受けている。その時の被害は、全国家屋のうちおよそ20%が倒壊し人口8%にあたる約11万人の国民が避難生活を余儀なくされた。そのうちの60%は貧困増に属し、とくに低所得者に被害が大きかったことが明らかになっている。そこで、とくに低所得者を対象に、住居の耐震性を高め生活の安全を確保するために、低コストで耐震性が高い住居建設の資材・工法開発および普及を目指しているのが本プロジェクトである。



エルサルバドル・中米大学で建設中の耐震実験ラボ。

このプロジェクトの大きな特徴は、日本、メキシコ、エルサルバドルの三角協力である点である。メキシコは日本・メキシコパートナーシップ・プログラム(JMPP)において、本プロジェクトを“ジョイントプロジェクト”として位置づけており、メキシコより専門家派遣、契約ベースによる研修実施など、本プロジェクトの活動の投入として貢献している。日本は主に機材供与および現地コーディネーターを備上している。協力機関は1990年に日本の無償資金協力によって建設されたメキシコ国立防災センター(CENAPRED)であり、これまで日本は2回のプロジェクト方式技術協力を実施してきた。CENAPREDは今日、その施設・設備の充実度と質の高い研究者とで域内随一の防災センターとして認識されている。プロジェクトは開始から約2年が経過しており、その間、耐震構造実験施設(ラボ)の建設、機材供与、メキシコ人短期専門家の受入れ(累計8名)、メキシコないしエルサルバドルでの在外研修が実施された(3回)。

このプロジェクトの成功要因の一つは、日本、メキシコ、エルサルバドル、そして中米地域という4者の開発優先課題である「防災(自然災害に強い国づくり)」に合致していることであろう。エルサルバドルの関係者からは本プロジェクトへの高い期待が寄せられている。国策に一致しているばかりでなく、高い防災技術を持つ日本から直接技術移転を受けたメキシコからの支援が、エルサルバドルを災害に強い国家にするために不可欠であると認識している。

関係者の高い期待は、エルサルバドル側の受入・実施体制に表れている。エルサルバドルは実施体制として省庁(公共事業省)、大学(中米大学、エルサルバドル大学)、NGO(FUNDASAL)という官民交えての構成としており、戦略立案(省庁)、技術蓄積(大学)、知識・実践普及(NGO)という3つの役割それぞれに適切な機関を配置している。メキシコ側も、定期協議に在エルサルバドルメキシコ大使館及びCENAPRED代表者が出席し高い関心をもってプロジェクトの運営管理に参画している。

実験結果の実地へ応用、そして低所得者層への普及へ至るまでには更なる努力が必要であるが、エルサルバドル関係者は実験ラボを建設し、自らの手で耐震構造の実験を開始できるようになっており、プロジェクトの成果は着実にあがっている。日本の地震対策技術の普及、メキシコの中米地域への貢献、エルサルバドルの社会安定・人間の安全保障、といった、各国がもつそれぞれの目的が一致して、3カ国が共にエルサルバドルの防災体制確立へ協同して成果を挙げている例である。



CENAPREDの実験ラボ。実験棟に(写真左)振動を加え(同中央)コンマ秒ごとに建物に加わる圧力データを取る(同右)。

d) その他

参考として訪問したチリ環境センター(CENMA)およびメキシコの環境省環境センター(CENICA)では、南南協力に実施機関として関与したことが、中米諸国の環境行政の課題や強化すべき分野についての情報を得ることに役立っていること、また、研修参加者からの要望で独自に研修プログラムを組み、事業の拡大につなげていた。また、他の多くの実施機関において、日本の南南協力支援の実施機関として関与することが、過去に日本がこれらの機関に移転した技術・知識を維持し、さらに発展することに役立っていること、また、実施機関が親日的な関係を維持していこうというやる気につながっている等の意見も聞かれた。

以上の調査結果を踏まえ、援助スキーム別にみた貢献・効果の発現に関する特徴を整理すると次の表3-7のようになる。

表 3-7 スキーム別にみた貢献・効果の発現状況

	効果・貢献			
	窓口機関	窓口機関	研修機関	受益機関
	(実施国)	(受益国)	(実施国)	(受益国)
通常の第三国集団研修	N/A	N/A	<ul style="list-style-type: none"> ・中米地域の課題や強化すべき分野の情報収集に役立っている。 ・（過去に日本の援助を受けた機関については）移転された技術・知識の維持、発展に役立っている。 ・業務への意欲向上に役立っている 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別研修員の知識向上に寄与 ・組織能力の向上に寄与していると想定される
技術協力プロジェクトの活動に組み込まれた契約ベースの第三国研修	N/A	N/A	<ul style="list-style-type: none"> ・中米地域の課題や強化すべき分野の情報収集に役立っている。 ・（過去に日本の援助を受けた機関については）移転された技術・知識の維持、発展に役立っている。 ・業務への意欲向上に役立っている 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術協力プロジェクトのプロジェクト目標の達成に向けた効果が発現している。 ・個別研修員の知識向上に貢献している。 ・組織能力の向上に寄与していると想定される。
技術協力プロジェクトの投入に組み込まれた契約ベースの第三国専門家の活用	N/A	N/A	<ul style="list-style-type: none"> ・中米地域の課題や強化すべき分野の情報収集に役立っている。 ・（過去に日本の援助を受けた機関については）移転された技術・知識の維持、発展に役立っている。 ・業務への意欲向上に役立っている 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別研修員の知識向上に寄与 ・組織能力の向上に寄与している
広域セミナー	N/A	N/A	<ul style="list-style-type: none"> ・中米地域の課題や強化すべき分野の情報収集に役立っている。 ・（過去に日本の援助を受けた機関については）移転された技術・知識の維持、発展に役立っている。 ・業務への意欲向上に役立っている 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別研修員の知識向上に寄与 ・組織能力の向上に寄与していると想定される
ドナー化支援を目的とした技術協力プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・他ドナーとの協力を進める上での重要な手引きとして貢献 ・個別研修員の知識向上に寄与 ・組織能力の向上に寄与している 	N/A	N/A	N/A
ドナー化支援に組み込まれたミニプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・他ドナーとの協力を進める上での重要な手引きとして貢献 ・個別研修員の知識向上に寄与 ・組織能力の向上に寄与している 	N/A	<ul style="list-style-type: none"> ・中米地域の課題や強化すべき分野の情報収集に役立っている。 ・（過去に日本の援助を受けた機関については）移転された技術・知識の維持、発展に役立っている。 ・業務への意欲向上に役立っている 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務へのやる気につながっている。 ・プロジェクト目標の達成に貢献している。

出所：（出所）現地調査におけるインタビュー及びプロジェクト関連資料などを基に作成

Box 3-13 エルサルバドル JCPP ミニプロジェクト
「牛繁殖・飼育管理・サンタ・ロサ・デ・リマ畜産組合生産性向上支援」
(2003年5月～2006年4月)

エルサルバドルの東部、首都から車でおよそ3時間行った所にあるサンタ・ロサ・デ・リマ市では、2003年5月から3年間JCPPミニプロジェクト「牛繁殖・飼育管理・サンタ・ロサ・デ・リマ畜産組合生産性向上支援」が実施されている。協力対象は農牧省畜産技術スタッフであり、同市にある10軒のモデル酪農家における生産性の向上を目指した活動を行っている。プロジェクトでは、チリ人専門家によるカウンターパートへの技術指導、さらには、モデル農家への巡回指導や現地での研修（講習会）が行われている。実施機関はチリ・オーストラル大学全国家畜繁殖飼養管理訓練センター（CENEREMA）であり、このセンターは我が国プロジェクト方式技術協力（1999年～2004年「チリ第10州小規模酪農生産性改善計画」）によって設立された。チリ人専門家や活動用資材は、CENEREMAから供与されている。



チリ人専門家による受益農家の技術指導。

CENEREMAの母体はオーストラル大学獣医学部である。同大学には獣医学附属センターがあり、日本の技術協力は20年前に同センターから始まった。獣医学附属センターは1980年に初めて日本人専門家を受け入れ、1986年から家畜繁殖分野で第三国集団研修を実施してきた。CENEREMA設立以降は、第三国集団研修の調整・実施機関としての役割はCENEREMAに譲ったものの、現在も日本との南南協力支援において、オーストラル大学獣医学部とともに、獣医学附属センター、CENEREMAの三者が共同で協力体制をとっている。

ミニプロジェクトの効果は着実にあがっている。モデル酪農家では、牛乳生産量、経営状況、家畜衛生状況の面において数値が改善されてきている。これら酪農家を模倣して牛を管理する近隣農家も出現し、周辺酪農家へのインパクトも出始めた。加えてエルサルバドル農牧省は、プロジェクトサイトがあるエルサルバドル東部地域開発に近年注力していることから、本ミニプロジェクトの成果を核として、東部地域の酪農家所得向上計画を検討することを考え始めている。

このプロジェクトは、南南協力が草の根レベルの受益者に対し効果を上げることが可能であることを示す良い例である。その要因として、第一に実施機関の質の高さが大きい。オーストラル大学獣医学部は、家畜のDNA検査や家畜繁殖技術で世界的に高名である。その研究者の質の高さは、今日CENEREMAに受け継がれている。更に、CENEREMAはチリ国内において唯一の全国家畜繁殖に係る助言・実験・普及機関として全国自治体からの要請を受け組合や農牧業従事者と共同で活動を展開している。研究組織であり、かつ、実践組織であるCENEREMAの強みがこのプロジェクトに発揮されている。

このプロジェクトが効果を上げているもう一つの要因は、南南協力支援をパッケージ化したことである。従来、第三国研修や第三国専門家といった、単体スキームでの投入はその絶対量が小さいため、効果に結びつかない傾向があった。それを受益国及び受益者のニーズに合うように組み合わせ、プロジェクト化すること（“ミニプロジェクト”）で一定の効果を狙ったことである。これは、JCPPという枠組みがあり、かつ、チリ国際協力庁（AGCI）とJICAチリ事務所がこれまで築いてきた良好な関係があったからこそ可能であったといえる。



牛個体管理のためのイアータグ。受益農家のもの（左）と、模範している周辺農家のもの（右）。



本ミニプロジェクトは、受益国に事務所をもたないチリのような新興ドナーと共同事業する場合のテストケースとして高い価値がある。特に、遠隔の事業運営管理について教訓を与えている。21世紀における我が国の南南協力支援のポテンシャルを見せてくれる例である。一方、本プロジェクトをドナー化支援事業の一環として捉える場合、現地エルサルバドルにおいて、JICAによる各種調整を相当程度必要としたことから、プロジェクト運営管理の面では課題を残している。

(2) 中南米地域における成果の発現に影響をもたらしている要因

a) 促進要因

これまでの調査結果を踏まえ、南南協力支援によって得られた成果の発現にプラスの影響を与えていると思われる要因は以下の通りである。

・言語、文化、社会的背景、環境が共通している

言語、文化、社会背景、地理的条件等などにおいて技術を移転する側と移転を受ける側との間で共通点を有することが、技術移転をスムーズに行う上で重要となっていた。特に技術を移転する側と受け入れる側が共通の言語でコミュニケーションがとれるというのは、成果を上げる上で重要であるとの意見が、南南協力実施機関および受け入れ機関、個別研修員より聞かれた。例えば、「a. 貝類養殖計画（契約ベースによる第三国研修）」では、エルサルバドルの研修員とチリの講師がメールで研修後も業務上で疑問点についてチリ人の講師と電子メールでやり取りをしているということであるが、このように、研修中のみならず研修後にもフォローアップがあることで技術移転を受け入れる側での成果がより確実になると考えられる。現地ヒアリングでも、スペイン語で行われる研修に参加した方が他言語による研修より研修内容をよく理解できるとの意見が多く聞かれた。

・域内共通の課題の解決に有効な手だてとして南南協力の重要性が広く認知されている

中南米地域においては、言語、文化、社会背景、地理的条件等において共通点が多いことから、地域相互の協力を通じて域内の課題に取り組む意欲がみられる。例えば、中米地域では、93年に「中米統合機関（SICA）」を設立して中米地域の経済・社会統合を図り、和平や民主化の達成、経済開発を推進しているほか、01年には「プエブラ・パナマ計画（PPP）」が提唱され、より広範な地域を視野に入れた連携に向けての努力がなされている。

一方、南米地域でもメルコスールのような経済統合を進める過程において、低中所得国の経済水準の底上げにかかる課題の整理が進められているところである。このような地域統合の動きの中で、南南協力は地域の課題を解決する一つの手段として広く認知されている。これは、2004年にコロンビア国際協力庁（ACCI）とコロンビア外務省国際協力局、そしてチリ国際協力庁（AGCI）によりボゴタで開催された「南南協力に向けた能力開発セミナー」、2005年にそのフォローアップとして同じくボゴタで開催された「第2回南南協力に向けた能力開発セミナー」、2006年にサンサルバドルで開催された「南南協力に向けた能力開発セミナーボゴタ合意を踏まえた評価・フォローアップ会合」と毎年継続的に南南協力にかかるセミナーが中南米で開催され、毎回10ヶ国以上の中南米諸国が集まっていることから明らかである。セミナーでは各国の南南協力にかかる域内のこれまでの成果が共有され、南南協力の今後のさらなる展開が議論されているが、このように南南協力を地域として推進する体制が整っていること、南南協力を実施する目的が明確であることが、同地域における南南協力の成果の促進につながっていると考えられる。

・ニーズとリソースのマッチングが比較的うまくいっている

今回の調査対象であるエルサルバドル、チリ、メキシコでは、南南協力支援の実施においてニーズとリソースによる不一致等の問題は全く見受けられなかった。JICA チリ事務所によれば、チリ側は、JICAの国別重点課題とJCPPへ各国から寄せられている要望を十分に確認しているほか、定期会合では、受益国の要望をくみ上げる努力を行っている。これらの取り組みがチリを実施国とした南南協力支援のニーズとリソースのマッチングの成功につながっていると考えられる。一方で、南南協力のニーズとリソースのマッチングは、上述の「南南協力に向けた能力開発セミナー」において今後の課題として取り上げられている。また、SICAでも人材データベースの構築に着手したところであるとして、その重要性が認識されている。今回の調査では既存の南南協力支援活動においてニーズとリソースのマッチングにおいて特に問題は見当たらなかったが、同地域では、適切なリソースのさらなる発掘、多様化という意味においてニーズとリソースのマッチングに資するメカニズムの構築が必要となっていると考えられる。

・受益国のアクションプランの義務づけと個人から組織へのフィードバックの仕組みがあるところでの南南協力支援案件はキャパシティディベロップメント（CD）に貢献する可能性が高い

エルサルバドルの受益機関においては、組織の政策に照らして研修員の派遣を決定している状況から、南南協力支援が個人レベルの能力向上に留まることなく、組織の能力向上にも貢献していると結論づけた。単なる技術移転を通じた個人の開発の枠を超えて、個人、組織および社会の変化を目指す「キャパシティディベロップメント」においては、エルサルバドルでみたように、技術移転先の組織および社会に対する効果を予め想定したうえで、研修への参加や専門家の受け入れを体系的に計画しておく必要がある。この仕組みがあるところでのみ南南協力支援によるCDへの貢献が期待できる。

・実施機関の質（組織運営能力、技術、知識）が高いことが受益国において効果をもたらす

今回ヒアリングした全ての実施機関において、南南協力以外にも国内あるいは域内で数多く研修事業や専門家を派遣しており、組織として南南協力をサポートするための人材（技術者や第三国研修の運営管理を行なう人材）、設備、資金が確保されていた。さらに、各々の実施機関が有している技術、知識は、必ずしも日本のそれに比して絶対的な優位性があるわけではないが、受益国の発展状況に合わせた処方箋を提供できるだけの技術レベルを有していた（Box 3-11 参照）。このような場合、研修員の満足度も高く、帰国後のネットワークも構築されやすくなっている。実施機関¹⁰では、帰国研修員が自ら広告塔となって研修受講のメリットを他者に話すことによって、域内での組織としてのステータスを高めていき、わが国の南南協力支援の効果も上がっていくといった良い循環が起こっていた。実施機関の質が高いことで受益国における効果の発現が促進される。

・域内へのインパクトを見据えた南南協力支援案件は将来的に地域的な効果が期待できる

「e. 麻薬対策（JCPP 広域セミナー）」において ICESPO の職員がチリで得た知識を他の中米地域において活かしていたように、地域の課題を取り上げた南南協力支援案件では地域レベルでの効果

¹⁰ 例えば CONAF

が期待できる。2005年8月に行なわれた日本・中米首脳会談でまとめられた行動計画では、「日本はSICA諸国に対する広域協力を補完するため、JMPP及びJCPP等の枠組みを活用する」としている。このことから、中南米地域（特に中米地域）では、域内協力（JICAにとって広域協力）と南南協力を切り離して議論することは難しく、南南協力支援案件を形成していく際に、域内の共通課題である分野については、域内協力へのインパクトを予め見込むことが効果の発現を確実にすると考えられる。

Box 3-14 受益国から見たチリにおける主な協力分野

【水産分野（養殖）】

「マガキ」の養殖については、メキシコではマガキの生産を行っていないこと、コスタリカについてはマガキ養殖を行っているものの、技術レベルが不足している等の理由から、チリの他にこの分野で優位性のある中南米諸国はない。一方、同じプロジェクトの中でも「赤貝」の養殖については、チリにもその技術がなく、この分野については日本での研修が望ましい。

【家畜分野】

チリの気候風土は中米とは異なるが、家畜疾病、家畜繁殖、胚形成、家畜経営分野ではチリが比較優位を有している。アウストラル大学獣医学部は、家畜のDNA検査や家畜繁殖技術で世界的に高名である。

【輸出促進分野】

EXPORTAがJCPPのプロジェクトで取り扱う内容の技術移転（国際的な海外ネットワークの構築、マーケットリサーチシステム等）は、中南米地域では進んでいる。

・プロジェクト化された南南協力支援案件はより多くの関係者にプラスの効果をもたらす

利害関係機関の南南協力支援への関わり方（表3-6）と成果の発現状況（表3-7）を合体したものが表3-8である。これを見ると、主体的に関与している機関ほど、南南協力支援の効果・貢献がよく認識されていることがわかる。また、技術プロジェクトにおいて契約ベースにより実施されている第三国研修、第三国専門家及びドナー化支援に位置づけられたミニプロジェクトではその他の形態で実施された南南協力支援案件よりも多くの関係機関が主体となって関与していた。中でもミニプロジェクトは、JICA側も含め多くの関係機関が主体的に関与しているほか、研修実施機関、受益国のみならず、実施国窓口機関にもその成果が認識されていた。このことから、南南協力支援をプロジェクト化すること、また、案件において多くの利害関係機関が主体となって関与することが、効果の高い南南協力支援を実施上での鍵となっていると結論づけられる。

表 3-8 関係機関の南南協力支援への関わり方と成果の発現状況

組織	関係機関の南南協力支援への関わり方と成果の発現状況					
	JICA 在外事務所 (実施国)	JICA 在外事務所 (受益国)	窓口機関 (実施国)	窓口機関 (受益国)	研修機関 (実施国)	受益機関 (受益国)
援助モダリティ 通常の第三国集団研修	主体的に案件を形成、実施に関する	・国別事業実施計画の目標を達成するための「手段」の一つ ・実施国からのオフアーベース	JICAのパートナーとして協力	・国家政策の目標を達成するための「手段」の一つ ・実施国からのオフアーベース	JICAのパートナーとして協力	分野別政策の目標を達成するための手段の一つ
	N/A	N/A	N/A	N/A	・中米地域の課題や強化すべき分野の情報収集に役立っている。 ・(過去に日本の援助を受けた機関については) 移転された技術・知識の維持、発展に役立っている。 ・業務への意欲向上に役立っている	・個別研修員の知識向上に寄与 ・組織能力の向上に寄与していると想定される
技術協力プロジェクトの活動に組み込まれた契約ベースによる第三国研修	受益国JICAからの要請ベース或は協議ベースで案件を形成、実施	・技術協力プロジェクトの目標を達成するための「手段」の一つ ・プロジェクトの形成、実施・運営、評価を主幹	JICAのパートナーとして協力	・国家政策の目標を達成するための「手段」の一つ ・受益国JICAからの提案ベース	JICAのパートナーとして協力	プロジェクトの目標を達成するための手段の一つ
	N/A	N/A	N/A	N/A	・中米地域の課題や強化すべき分野の情報収集に役立っている。 ・(過去に日本の援助を受けた機関については) 移転された技術・知識の維持、発展に役立っている。 ・業務への意欲向上に役立っている	・技術協力プロジェクトのプロジェクト目標の達成に向けた効果が発現している。 ・個別研修員の知識向上に貢献している。 ・組織能力の向上に寄与していると想定される。
技術協力プロジェクトの投入に組み込まれた第三国専門家の活用	受益国JICAからの要請ベース或は協議ベースで案件を形成、実施	・技術協力プロジェクトの目標を達成するための「手段」の一つ ・プロジェクトの形成、実施・運営、評価を主幹	JICAのパートナーとして協力	・国家政策の目標を達成するための「手段」の一つ ・受益国JICAからの提案ベース	JICAのパートナーとして協力	プロジェクトの目標を達成するための手段の一つ
	N/A	N/A	N/A	N/A	・中米地域の課題や強化すべき分野の情報収集に役立っている。 ・(過去に日本の援助を受けた機関については) 移転された技術・知識の維持、発展に役立っている。 ・業務への意欲向上に役立っている	・個別研修員の知識向上に寄与 ・組織能力の向上に寄与している
広域セミナー	パートナーとして相手側の意向を尊重して実施	・国別事業実施計画の目標を達成するための「手段」の一つ	主体的に案件を形成、実施	・国家政策の目標を達成するための「手段」の一つ	JICAのパートナーとして協力	分野別政策の目標を達成するための手段の一つ
	N/A	N/A	N/A	N/A	・中米地域の課題や強化すべき分野の情報収集に役立っている。 ・(過去に日本の援助を受けた機関については) 移転された技術・知識の維持、発展に役立っている。 ・業務への意欲向上に役立っている	・個別研修員の知識向上に寄与 ・組織能力の向上に寄与していると想定される
ドナー化支援を目的とした技術協力プロジェクト	主体的に案件を形成、実施	N/A	直接的な受益者	N/A	N/A	N/A
	N/A	N/A	・他ドナーとの協力を進める上での重要な手引きとして貢献 ・個別研修員の知識向上に寄与 ・組織能力の向上に寄与している	N/A	N/A	N/A
ドナー化支援に組み込まれているミニプロジェクト	受益国JICAと共同で案件を形成、実施	・国別事業実施計画の目標を達成するための「手段」の一つ ・案件形成段階から関与 ・技術協力プロジェクトに比べて実施体制が弱い、投入が小さい	実施国JICAと共同で案件を形成、実施	・国家政策の目標を達成するための「手段」の一つ ・実施国からのオフアーベース	JICAのパートナーとして協力	分野別政策の目標を達成するための手段の一つ
	N/A	N/A	・他ドナーとの協力を進める上での重要な手引きとして貢献 ・個別研修員の知識向上に寄与 ・組織能力の向上に寄与している	N/A	・中米地域の課題や強化すべき分野の情報収集に役立っている。 ・(過去に日本の援助を受けた機関については) 移転された技術・知識の維持、発展に役立っている。 ・業務への意欲向上に役立っている	・業務へのやる気につながっている。 ・プロジェクト目標の達成に貢献している。

出所：(出所)現地調査におけるインタビュー及びプロジェクト関連資料などを基に作成

b) 阻害要因

今回の調査で視察した南南協力支援案件とその実施機関では、一定の成果を上げており、特に成果を妨げるような要因は見受けられなかった。ただし、調査対象国において問題意識が高かった点を留意事項として以下にあげておく。

(留意事項)

・ドナー化支援型南南協力支援案件の位置付けに対する認識の違い

ミニプロジェクトでは、JICA チリ事務所、AGCI、実施機関とも「受益国における実施体制」を重視している。つまり、受益国側の所管官庁、受入機関（カウンターパート）及び受益国所在 JICA 事務所である。チリ（JICA チリ事務所、AGCI、実施機関）では、「受益国における能力開発を達成するためには、受益国のイニシアティブが重要であるとの考え方に立っており、そのイニシアティブを現場にて支援可能な受益国所在の JICA 事務所のサポートは重要である」という認識が持たれている。一方で、JICA エルサルパドル事務所では、案件によっては南南協力支援の運営管理は負担だと感じており、ドナー化支援としてミニプロジェクトを実施する場合には、現地でのプロジェクト運営管理についても新興ドナーと受益国との間で十分機能するシステムを構築するよう、計画すべきであると考えている。例えば、ミニプロジェクトは、ドナー化支援を目的として実施された「JCPP 強化プロジェクト」の活動の一環であるため、プロジェクトの目的も「ドナー化支援」と「受益国の開発援助」の2つの側面を有している。それゆえ、プロジェクトの裨益対象者はミニプロジェクトの対象地域の住民であると同時に AGCI の職員でもある。2つの目的を同時に果たそうとすることで、実施国側 JICA 事務所と受益国側 JICA 事務所との間に認識のギャップができているとともに、実施運営管理における無理が生じていると考えられる。

・実施機関の費用負担

チリはパートナーシップ・プログラムに基づいて、南南協力支援にかかる費用負担率を徐々に上げ、現在は 50%を負担するに至っている。パートナーシップ・プログラムを締結している国の中でも費用の半分を負担している国はチリの他にはない。一方、チリ側の費用は、AGCI に対する JCPP 予算のほか、各実施機関の予算から支出している。各実施機関の予算繰りは一様でなく、政府から予算を割りあてられている機関もあれば、政府からの予算を全く受けず政府案件を入札する業者として資金を調達している機関もある。

このような状況下、南南協力案件における実施機関の費用的負担について JICA、AGCI はさほど認識していなかった。オーストラル大学全国家畜繁殖飼養管理訓練センター（CENEREMA）によれば、JCPP に協力している実施機関は費用の持ち出しが少なからずあるだけでなく、案件実施に係る調整・人材の提供をしており、トータルで見れば負担は少なくなく、このような状況を踏まえ、実施機関より第三国専門家への機材供与（携行機材程度）について検討が必要との意見もあった。

3.2.4 中南米地域における南南協力支援の促進にかかる課題

今回の調査で視察した南南協力支援案件とその実施機関では、一定の成果を上げており、特に改善すべき課題は見られなかった。したがって本節では、援助額の減少が見込まれる中で、今後中南米地域において南南協力支援を拡大かつ強化するためにはどうすればよいか、将来を見据えた観点から課題を政策・戦略、制度、運営の3つに整理する。

(1) 政策・戦略

・パートナー国のドナーとしての能力や援助戦略などを考慮に入れた南南協力支援

チリのドナーとしての能力は着実に上がっており、ボランティアなどの新たな援助スキームも設立されようとしている。現時点ではドナー化支援の立場からチリと JCPP を実施してきているが、ドナーとしての能力がさらに上がったとき、今のように日本の援助戦略を優先して南南協力支援を実施することをチリ側が受け入れなくなる可能性も考えられる。つまり、日本とチリが上下の関係(要請を受ける側と要請する側)ではなく、同等のパートナーとして共同事業を実施することを議論する日が遠からず来ると思われる。したがって、こうした日本とチリの共同事業案件としての JCPP 案件と、受益国における日本の二国間援助としてチリと実施する案件との割合について、どうバランスしていくべきか JICA 内部でいずれ意見を整理する必要があると考えられる。

また、援助の成果を強く求める日本のやり方と、複数の受益国の共通ニーズに広く応えるチリのやり方が異なるように、チリの援助戦略、援助モダリティ、受益国におけるチリの実施体制は、必ずしも日本のものと同じではない。どちらがより良いといった価値判断を求めることでもないが、ドナーとしては発展段階にあるパートナー国の援助実施能力を最大限に活かしつつ、我が国の効果的な南南協力支援を実施するためには、日本側の援助方針を堅持しつつも、実施国側の意向、予算、援助モダリティの未整備といった援助実施上の制約を十分に理解し、バランスのとれた案件を形成・選定していく必要がある。

・中南米地域におけるわが国のプレゼンスを高めるために TCDC 型南南協力支援を拡大する

チリは域内においてニュードナーとしてのステータスが確立されつつあり、その認識は徐々に拡大している¹¹。またチリが自国の ODA として中南米域内で行っている二国間協力も年々増えている。このようなチリの二国間援助に対する日本の支援、つまり、機能 としての「開発途上国間技術協力 (TCDC) 活動への支援」の実績は未だ限定的である。わが国の南南協力支援はわが国の援助戦略をベースとしつつ、パートナー国の協力を得ながら実施しているというのが現状である。しかし、パートナーである以上、パートナー国の戦略に基づく支援にわが国が協力することがあって然るべきである。チリにおける「教育の質の向上と機会均等ディプロマコース」のような広域セミナーは、わが国の援助方針に必ずしも合致しているわけではないが、パートナー国と一緒にやるということで、わが国の地域におけるプレゼンスの向上につながる。TCDC 型の南南協力支援は、中南米地域の ODA 予算は増える見込みがない中で、わが国のプレゼンスを維持していく上で有効な手段とも言える。実施

¹¹ 中国や韓国など他国が、我が国が実施しているパートナーシップ・プログラムに似た形で二国間協定の締結をチリに積極的に提案しており、チリは中南米域内における“パートナー”として見なされつつある。

国 JICA は、パートナー国が我が国の援助にどう関われるかという発想から、わが国のプレゼンスを高める観点からわが国としてパートナー国が主体となる援助にどう協力できるか、という発想の転換が必要であると考えます。

(2) 制度

・プロジェクト化の推進

南南協力支援の柱となっている第三国研修と第三国専門家は個々の投入が小さいため、個別に取り上げて成果を測ることは限界がある。一方、援助の効果がますます重視され、さらに納税者への説明責任が強く求められる今日においては、投入を行う際の根拠を明確にすることが必要である。現地調査の結果から、二国間援助に位置付けられた南南協力支援やミニプロジェクトのようにプロジェクト化、あるいはプログラム化された南南協力支援は、受益国側と実施国側両者の関与の度合いが高いことがわかっている。加えて、プロジェクト化された南南協力支援案件は、目標の達成に向けて厳密にプロジェクト管理がなされているため、成果の特定やモニタリングが容易となるという利点がある。

例えば、メキシコの「耐震普及住宅の建設普及技術改善プロジェクト」やチリの「貝類増殖開発計画」における契約ベースによる第三国研修はプロジェクトにおける活動の一部であり、投入の一部である。したがって、プロジェクトの成果ならびにモニタリング、評価は、受益者に対する貢献に重点を置きつつ、受益国 JICA を中心に管理されている。ドナー化支援に組み込まれたチリのミニプロジェクトにおいて同様であるが、この案件は JICA のサポートを受けながら実施国援助窓口機関を中心に管理されている。管理の主体は異なるもののいずれのケースも、南南協力支援をプロジェクト化することで、案件管理と受益者にもたらす効果の把握が可能となっている。

(3) 運営

・南南協力支援の実施に係るプロセスの改善

南南協力支援案件は二国間援助案件に比べて関係者が多いゆえに手続きが複雑である。そのため、計画から実施までの時間が実施国内での手続きに比べて極めて長くと、実施国や受益国関係者から懸念の声が上がっている。例えば、日本の第三国専門家派遣の計画から実施までにかかる手続き上のプロセスが長すぎるため、チリが自国のリソースや他のドナーとパートナーを組んで実施する（CONAF）など、日本が南南協力支援の機会を逃してしまうケースも見られている。このような状況の下、従来の南南協力支援で用いられているスキームは、厳密には第三国集団研修と第三国専門家であるが、現地活動費を活用した専門家派遣やミニプロジェクトの実施も JCPP の枠組みの中では南南協力支援として扱われている。これが、日本とチリ双方が JCPP の効果を上げるための試行錯誤の結果として生まれてきたものであることから、既存の南南協力支援で用いられている手続き上のプロセスが改善される必然性があると思料する。

3.3 アフリカ地域（実施国：ケニア、受益国：ウガンダ）

アフリカ地域に対する我が国の ODA 予算は増加傾向にあるものの、総予算に占める割合はアジア、中南米に比べて依然として小さい。そのため、開発が相対的に進んでいないアフリカ地域にとっては、我が国が技術協力や無償資金協力を通じてこれまで蓄積してきた人的・物的資源は貴重な資産であるといえる。したがって、同地域では限られた援助リソースを効率的に活用するという観点から、南南協力を捉えることが出来る。さらには、貧困削減ペーパー（PRSP）を軸に国家開発が進められている同地域では、財政面に加えて開発戦略の策定における主体性という面からもドナーに大きく依存せざるを得ない。

調査を実施した 2 ケ国では、技術協力プロジェクトの実施機関による第三国集団研修が南南協力の中心となっている。したがって、主たる調査対象を第三国集団研修とするほか、地域内における技術協力プロジェクトから別の技術協力プロジェクトに対する南南協力支援も調査対象とした。また、後述するようにアフリカ地域では南南協力の水平性が大きな特徴であることから、受益国として設定したウガンダが実施国として関わっている南南協力案件についても調査した。アジア・アフリカ協力案件については、直接の調査対象ではなかったが、地域支援事務所の役割や支援体制については調査に含めた。なお、アフリカ地域では調査対象 2 ケ国における調査結果に基づいて地域的な傾向を導き出すこと試みており、我が国とパートナーシップを結んでいるチュニジア、モロッコ、エジプトは調査・分析の対象外とした。

3.3.1 調査対象案件の概要表

アフリカ地域における調査対象案件の概要は以下のとおり。

表 3-9 アフリカ地域における調査対象案件の概要

案件参照番号	分野	調査対象案件名（使用スキーム） （ウガンダ）	実施期間	調査対象南南協力支援実施機関 （ケニア）
a.	人材育成	<p>アフリカ人造り拠点計画（AICAD）（技術協力プロジェクト）</p> <p>【目標】研究開発、研修普及、情報管理活動をとおり、アフリカにおける貧困削減と開発に資する人材育成を推進する。</p> <p>【特徴】上記目標を達成するために、AICAD に参加するケニア、ウガンダ、タンザニア 3 カ国による南南協力を実施することが活動のベースとなっている。また、アジア・アフリカ協力推進におけるアフリカ側のハブとしての役割を担うこととなっている。</p>	2000 年～ 2007 年	<p>ケニア、AICAD</p> <p>【協力内容】AICAD 参加国を対象とした第三国集団研修「灌漑水資源管理」、アフリカ広域を対象とした「ATC（African Training Course）」を実施。</p>

b.	教育	中等理数科教育強化計画フェーズ 2 (SMASSE) (技術協力プロジェクト)	1998年～ 2008年	ケニア、アフリカ理数科技術教育研修センター (SEMASTEIA)
		【目標】1. ASEI&PDSI アプローチに基づく研修事業をケニア全国で実施する。2. ASEI&PDSI アプローチに基づく理数科授業改善運動をアフリカ諸国へ波及させる。 【特徴】契約ベースによる第三国研修や第三国専門家派遣を、現地活動費を活用して活発に実施している。		【協力内容】アフリカ諸国に対して、域内会議を4回、第三国集団研修「中等理数科教育」を2回、第三国専門家派遣を1回、JICAの正式スキームとして行っている。これ以外に現地活動費を使った南南協力支援活動をとおり、ウガンダとマラウイにおいて技術協力プロジェクトを立ち上げ、加えて技術的投入を行っている。
c.	環境	アフリカ社会林業強化計画 (第三国集団研修)	1995年～ 2009年	ケニア、ケニア森林研究所 (KEFRI)
		【目標】持続的な自然資源の管理及び環境保全を目的とした社会林業を推進する。 【特徴】技術協力プロジェクト「ケニア半乾燥地社会林業強化計画」の活動の一部として実施されている。		【協力内容】過去10回の研修で、合計199人の研修生を受け入れた。
d.	保健・医療	血液スクリーニングセミナー (第三国集団研修)	1998年～ 2006年	ケニア、ケニア中央医学研究所 (KEMRI)
		【目標】輸血血液の安全性向上 【特徴】実施機関である KEMRI は、そこで製造している血液検査キットの性能向上及び周辺国への販売促進も第三国集団研修の目的としている。技術協力プロジェクト「感染症対策」の活動の一部として実施している。		【協力内容】1998～2004までは年1回のペースで研修を実施し合計155名の研修員を受け入れた。2005年より年2回の研修を実施する予定。
e.	農業	農業機械管理 (第三国集団研修)	2000年～ 2004年	ケニア、ジョモ・ケニヤッタ農工大学 (JKUAT)
		【目標】農業機械管理技術を指導する教員や普及員の知識・技術の向上を図る。 【特徴】既に終了した案件。実施機関は、農産加工品に関する内容を加味してコースを刷新し、JICA や他のドナーから資金を得て、再び研修を実施したいと考えている。		【協力内容】2000年より5年間、年1回の研修で、合計73人を受け入れた。
f.	保健医療	寄生虫対策セミナー、寄生虫シンポジウム (第三国集団研修)	2004年～ 2008年	ケニア、ケニア中央医学研究所 (KEMRI)
		【目標】学校保健の強化をとおりした寄生虫の駆除法を指導する。 【特徴】技術協力プロジェクト「国際寄生虫対策東南部アフリカセンタープロジェクト」の活動の一部として実施。ガーナとタイにある同様の技術協力プロジェクトとの連携を試みている。		【協力内容】幅広い内容のシンポジウムと、より実務的な内容の研修が別々に行われている。

g.	職業訓練	高等職業訓練（技術協力プロジェクト・第三国集団研修）	2004年～2006年	ウガンダ、ナカワ職業訓練校
		<p>【目標】職業訓練校の教員を対象に、電気、電子、自動車整備についての知識・技術を指導する。</p> <p>【特徴】JICAの協力においては、南南協力支援の受益国と位置付けられるウガンダで、例外的に実施されている案件である。1970年代の無償資金協力、1997～2002年に実施された技術協力プロジェクトがベースとなり、本研修を実施するための技術協力プロジェクトが継続して実施中である。</p>		<p>【協力内容】2004年から現在まで、計3回の研修を行い、合計117名の研修員を受け入れた。</p>

出所：現地調査におけるインタビュー及びプロジェクト関連資料などを基に作成

3.3.2 南南協力支援の実態

（1）政策体系における位置付け

実施国および受益国の JICA 事務所、窓口機関、実施・受益機関で南南協力支援を政策・施策・事業計画においてどのように位置付け、また計画と実施に関与しているか調査した。実施国と受益国とは、総じて実施国における位置付け・関与が強いことが明らかであった。また、窓口機関の位置付け・関与は両国共に弱く、南南協力を実施したり受け入れたりするにあたって、国としての方針や戦略を持っていないことが確認された。

a) 実施国としてのケニア

ケニアで実施中の南南協力支援は、ほとんどが技術協力プロジェクトの活動の一環として行われており、JICA ケニア事務所では、南南協力支援を平成 14 年度国別事業実施計画の中に位置付けられた特定のプロジェクトの活動の一部としてとらえている。しかし、プロジェクトレベルを超え、セクター横断的あるいは国の開発における南南協力支援の活用戦略・方針が策定されていない。ただし、同事務所が実施する技術協力プロジェクトの活動として行われているため、JICA ウガンダ事務所に比べると南南協力支援の計画・実施には強く関与していることが伺えた。特に第三国集団研修については、その形成において JICA 側がリードする形で進められた経緯が複数の実施機関¹で確認された。

ケニア財務省は、JICA の南南協力支援自体についてはほとんど把握していない、またケニアとして積極的に南南協力を促進する意図や戦略も持っていない。同省はケニアの援助窓口機関であり、実施機関である各省庁とドナーとの間で案件採択の調整を担当している。南南協力支援案件についても、他の案件と同様に関与しているが、その認識はきわめて弱く、「b. 中等理数科教育強化計画フェーズ 2 (SMASSE)」の活動が南南協力に該当すると把握している程度である。

実施機関においては、技術協力プロジェクトの活動として行っている南南協力支援は、組織の活動方針や計画の中に位置付けられている。例えば、「a. アフリカ人造り拠点計画 (AICAD)」につい

¹ ケニア中央医学研究所 (KEMRI)、ケニア森林研究所 (KEFRI)、ジョモ・ケニヤッタ農工大学 (JKUAT)

てはそのマンデートとして、参加国²の貧困削減のために域内協力を行うことと、アジア・アフリカ協力におけるアフリカ側のハブとなることが定められている。また「b. SMASSE」では、活動の対象地域をケニア国内とアフリカ域内とに分け、別々の PDM によって目標、活動、投入などを設定している。アフリカ域内を対象とした活動は、南南協力支援としてプロジェクトに位置付けられている。この他、ケニアで現在実施されている第三国集団研修は「e. 農業機械管理」を除き全て技術協力プロジェクトの活動の一部として実施され、PDM にも明記されており、実施機関における南南協力支援の位置付けは明確である。案件形成への関与については弱く、前述のとおり JICA 主導で行われたことが複数の実施機関で確認された。実施については、「a. AICAD」の『灌漑水資源管理』以外の全ての案件で事前のニーズ調査や研修参加者によるコース評価が行なわれており、実施機関の積極的な取り組みが伺えた。しかしフォローアップを実施する機関は少なく、「b. SMASSE」と KEMRI のみが対応するに留まった。

b) 受益国としてのウガンダ

JICA ウガンダ事務所では、南南協力支援の受入れを国別事業実施計画などにおいて位置付けておらず、明確な戦略も持っていない。案件実施への関与も弱く、第三国集団研修員の派遣状況、第三国専門家の受入れ状況、案件の存在自体について十分に把握していない。ローカルスタッフが研修員の募集や派遣にかかる手続きを担当しているが、基本的には実施国と受益国の外交チャネルを通して研修にかかわる情報が伝達され³、事務所は情報をほとんど把握できていない。また、研修員の選定にも関与していない。

ウガンダ財務省も、JICA 南南協力支援の受入れ状況について把握しておらず、支援受入れにおける戦略的な方針もない。援助窓口機関である同省は、全ての開発援助案件の実施を最終的に判断する立場にある。つまり関係各省が提案した開発案件について、原則として同国版 PRSP である PEAP(Poverty Eradication Action Plan)と予算計画に基づき、採択の是非を決めている。JICA 南南協力についても、同様のプロセスを経て採択されるが、同省は第三国専門家派遣や第三国集団研修などのスキーム自体を認識しておらず、南南協力支援の受け入れに際して特別の関与は確認できなかった。

南南協力受益機関では、第三国集団研修、契約ベースによる第三国研修、そして第三国専門家の受入れを事業への投入や人材育成の機会と捉えている。例えば、ウガンダの中等理数科教員養成プロジェクト (SESEMAT) は、技術的投入を全てケニアの「b. SMASSE」による南南協力によって調達する計画となっている。AICAD ウガンダは、ムピジ県の農業局職員を「a. AICAD」が実施する灌漑水資源管理研修へ派遣し、その後研修成果を基に計画した国内研修を同県の農業局と共同で実施している。これら 2 案件は、受益側が実施する技術協力プロジェクトにとっての投入と位置付けられる。そのほか「d. 血液スクリーニングセミナー」へ研修員を派遣したウガンダのナカセロ血液銀行では、第三国集団研修が人材育成に役立っていると考えている。「f. 寄生虫対策セミナー」は、学校保健の強化による寄生虫の駆除を目的としているが、ウガンダ保健省からは関係分野の担当者が研修に派遣

² ケニア、ウガンダ、タンザニア

³ 詳しくは 93 ページ図 3-2 第三国研修実施における関係機関間の情報伝達経路を参照。

されている。このように、受益機関では南南協力支援を具体的な目標達成のための投入や人材育成の手段として活用している。第三国集団研修への関与についてはあくまで受け身で、研修員の募集に対して応募する際の関わりに留まっているし、案件の形成についても主体的に関わってはいない。一方、受益機関が実施する技術協力プロジェクトへの投入として、現地活動費によって南南協力を調達する場合は、受益機関のニーズを反映させるような関与が確認された。これは SESEMAT と SMASSE との間で実施される契約ベースによる第三国研修や第三国専門家派遣が該当する。

c) 実施国としてのウガンダ

当初ウガンダは南南協力支援の受益国と想定して調査を進めたが、実際は JICA を含む複数のドナーの支援を得て南南協力を実施していた。JICA 事務所、窓口機関では実施国としてのウガンダの位置付けは確認できなかったが、南南協力実施機関においては、技術協力プロジェクトの一環として実施されている場合を除き、戦略的位置付けは強くはない。ナカワ職業訓練校による「高等職業訓練」は技術協力プロジェクトの活動として実施されており、南南協力は同校における活動戦略の一環として位置付けられている。JICA 以外のドナーによる支援として「血液スクリーニングセミナー」に研修員を派遣しているナカセロ血液銀行では、EU の支援を受けてケニアを含むアフリカ 23 ヶ国から参加者を得て血液の安全性に関する研修を実施した。しかし資金的な制約もあるため、同血液銀行は南南協力を戦略的に推進していく意向は持っていない。この他、PRSP の作成や財政計画においてアフリカの優等生といわれるウガンダは、この分野のノウハウを周辺国に伝授すべく、世銀の支援を得て専門家を派遣したり、研修を実施したりしている。世銀としては、事業に必要な人的リソースをウガンダから調達したと捉えている一方、ウガンダ側の戦略性は確認できなかった。

上記調査結果に基づき下表 3-10 に南南協力事業の関係機関における政策・戦略的位置付けと計画・実施に対する関与を整理した。ここで、事例研究の対象案件を、第三国集団研修、技術協力プロジェクトが実施する契約ベースによる第三国研修、技術協力プロジェクトによる第三国専門家派遣の 3 種類に分類した。第三国集団研修は、ほとんどが実施中の技術協力プロジェクトによるもので、調査した案件のうち 5 つが当てはまる。このタイプの研修は、受益側が SESEMAT と AICAD のように技術協力プロジェクトを実施している場合と、実施していない場合とに 2 分される。技術協力プロジェクトが実施する契約ベースによる第三国研修は、SMASSE が SESEMAT に対して現地活動費を使って実施する研修が該当する。技術協力プロジェクトによる第三国専門家派遣もやはり、SMASSE が SESEMAT に対して現地活動費を使って実施する専門家派遣のみが対象となる。

(2) 実施機能別援助の実態

各調査対象案件を形成の経緯、協力内容、実施国政府の南南協力方針などから南南協力支援の 5 機能に分類した。ほとんどの案件が機能 : 「開発途上国の人材および資源の活用」と機能 : 「日本の協力成果の普及発展」に該当し、機能 : 「開発途上国間技術協力 (TCDC) 活動への支援」に当てはまる案件は「a. AICAD」のみであった。上記の分類に基づいた主な特徴を以下に示す。

機能 : 「開発途上国の人材および資源の活用」は、調査した 7 案件すべてが該当すると考えられる。各案件で途上国のリソースで実施される妥当性と本邦研修に対する優位性が現れて

いる。まず、アフリカでは適当な人材・設備を備えた研修施設が少なく、我が国の協力を受け入れた機関はアフリカ域内で相対的に高い能力を持っている。こうした機関での研修の妥当性が高いことが複数の受益機関⁴で確認された。これは程度の差はあれアフリカの技術協力プロジェクトで実施される全ての南南協力支援に該当すると思われる。また「b. SMASSE」では、南南協力支援の趣旨に基づき、日本から導入した中等理数科教授法がケニアで適用され、そこで得られた教訓を基に他のアフリカ諸国の実情に合わせつつ教授法を普及している例がある。こうした開発経験の共有と普及において「南」の人材の活用は不可欠といえる。第三国研修の本邦研修に対する優位性として、参加者と講師が全てアフリカ人であり、同様の文化・歴史・自然環境に基づいた経験の共有が有益であったことがほぼ全ての受益機関⁵で確認された。

機能：「日本の協力成果の普及発展」については、やはり調査した全7案件が当てはまると考えられる。「e. 農業機械管理」を除き、調査した案件は全て継続中の技術協力プロジェクトの中で実施しており、技術協力の成果を第三国集団研修によって近隣諸国に再移転することが、プロジェクトの計画に組み込まれている。なお、「e. 農業機械管理」も、かつて実施した JICA の技術協力の成果を基に構成したものであり、他と同様に「日本の協力成果の普及発展」に該当する。「a. AICAD」は、域内のリソースを相互活用して人材育成を実施することになっているが、JICA の協力実績のあるジョモ・ケニヤッタ大学（JKUAT）のリソースも活用されているため該当すると判断した。

機能：「ドナー間連携」については、該当する案件がない。調査を実施した2ヶ国においては、新興ドナーとして南南協力を実施する方針を持っていないためである。

機能：「開発途上国間技術協力（TCDC）活動への支援」については、「a. AICAD」のみある程度当てはまると考えられる。この案件は、参加3ヶ国の AICAD 実施機関が域内協力を通じて人材育成をおこなうもので、JICA と AICAD 事務局がそれを共同で支援する体制をとっている。この他には実施機関が主体的に取り組む南南協力を JICA がサポートしたケースは他に確認できなかった。「b. SMASSE」は積極的に南南協力支援を行っているが、技術協力プロジェクトの活動として行っており、実施国側の自発的な意志による TCDC という側面は確認できなかった。他の第三国集団研修についても、その形成において JICA 側がリードする形で進められた経緯が複数の実施機関⁶で確認されており、TCDC への支援には該当しないと判断した。

機能：「開発途上国のドナー化支援」についても、上記と同様、調査した2ヶ国はドナーとして対外援助を行う意向がないため、該当する案件はなかった。

⁴ ウガンダ・ナカセロ血液銀行とウガンダ保健省

⁵ ウガンダ保健省を除く

⁶ ケニア中央医学研究所（KEMRI）、ケニア森林研究所（KEFRI）、ジョモ・ケニヤッタ農工大学（JKUAT）、ナカワ職業訓練校

表 3-10 南南協力事業の関係機関における政策・戦略的位置付けと関与

案件の形態	関係機関	JICA 事務所		窓口機関		実施機関 (実施国)	受益国 (受益機関)
		(実施国)	(受益国)	(実施国)	(受益国)		
第三国集団研修 受益側で技術協力プロジェクトを実施している 【該当案件：a】	受益側で技術協力プロジェクトを実施している 【該当案件：a】	【位置付け】 ・国別事業実施計画に含まれている。 ・技術協力プロジェクトの活動として認識している。 【関与】	【位置付け】 ・技術協力プロジェクトへの投入として認識。 【関与】 ・ロジ面のサポート ・研修員選択の権限は無く、研修結果についても報告されない場合もある。	【位置付け】 ・南南協力を戦略的に推進する意向を持っていない。 【関与】 ・南南協力支援を実施している技術協力プロジェクトの名称は知っている程度。 ・案件の選択、ライン省庁との調整など、南南協力以外の案件と同様の関わり（特別な関与はしていない）。	【位置付け】 ・南南協力を戦略的に活用する方針を持っていない。 【関与】 ・案件の選択、ライン省庁との調整など、南南協力以外の案件と同様の関わり（特別な関与はしていない）。	【位置付け】 ・技術協力プロジェクトの活動の一部である場合が多い。 ・南南協力の実施が実施機関の方針になっている場合もある。 【関与】 ・JICA 主導による形成 ・ニーズを把握する活動には積極的 ・フォローアップにはあまり取り組んでいない	【位置付け】 ・技術協力プロジェクトへの投入として活用。 ・南南協力の活用が受益機関の方針に含まれる場合もある。 【関与】 ・研修員の派遣（受け身の関与）
		【関与】 ・手続き、ロジ面のサポート ・JICA 側主導による形成 ・費用負担	【位置付け】 ・位置付けられていない 【関与】 ・ロジ面のサポート ・研修員選択の権限は無く、研修結果についても報告されない場合もある。				【位置付け】 ・人材育成のための投入として活用。 【関与】 ・研修員の派遣（受け身の関与）
技術協力プロジェクト(実施機関、受益機関の両方が技術協力プロジェクトを実施) ・契約ベースによる第三国研修 【該当案件：b】	【位置付け】 ・国別事業実施計画に含まれている。 ・技術協力プロジェクトの活動として認識している。 【関与】 ・費用の一部負担 ・ロジ面のサポート	【位置付け】 ・技術協力プロジェクトへの投入として認識。 【関与】 ・費用の一部負担 ・ロジ面のサポート			【位置付け】 ・技術協力プロジェクトの活動の一部 ・南南協力の実施が実施機関の方針になっている場合もある。 ・受益機関の技術協力プロジェクト形成のために活用する場合もある。 ・以前実施した南南協力支援活動のフォローアップとして活用する場合もある。 【関与】 ・費用の一部負担 ・受益機関のニーズにより形成 ・受益機関のニーズを反映して協力内容をカスタマイズ	【位置付け】 ・技術協力プロジェクトへの投入として活用。 ・南南協力の実施が実施機関の方針になっている場合もある。 【関与】 ・費用の一部負担 ・案件形成にあたり、実施機関に対しニーズを明確に伝えている。	
技術協力プロジェクト(実施機関、受益機関の両方が技術協力プロジェクトを実施) ・契約ベースによる第三国専門家派遣 【該当案件：b】							

出所：調査団作成

3.3.3 南南協力支援の貢献・効果

(1) 貢献・効果の発現状況

アフリカ地域における南南協力支援の貢献・効果として、まず受益機関における発現を調査し、個人および組織レベル別にとりまとめた。加えて、南南協力支援は実施機関においても貢献・効果を与えていることが確認されたため、その状況についても記した。

a) 個人レベルの効果

調査した全ての案件の実施機関では、大部分の参加者は研修内容を十分理解していることを確認した。これはいずれの実施機関も何らかの形で研修員に対する理解度チェックなどの評価を研修終了時に行っており、その結果によって示されている。一方受益側として、ムピジ県農業局、キテビ中・高等学校、チャンボゴ大学、ナカセロ血液銀行、保健省というウガンダの5機関を訪問し、それぞれの研修員が参加した第三国集団研修⁷の成果を聴取した。その結果、やはり全ての研修参加者からは研修内容を十分理解し、新たな知識・技術を習得したという点を確認した。ただし、いくつかの実施機関⁸では、フランス語やポルトガル語圏アフリカから派遣されている一部の研修員は、語学面での制約から研修内容を理解する上で困難を感じていた様子が確認された。また、知識・技術の向上は多くの場合、研修員の業務に反映されている。例外としてチャンボゴ大学から派遣された研修員は、得られた知識を活用していないことが確認されたが、ナカセロ血液銀行は研修員個人のパフォーマンス向上を認め、第三国集団研修を高く評価しているし、ムピジ県農業局、キテビ中・高等学校、保健省では研修員による活動が所属組織に影響を与えている。組織レベルの効果については次項で説明する。

b) 組織レベルの効果

次に、調査した5つの受益機関において研修員が取得した知識・技術がどのように活かされているかを示し、組織レベルの効果を分析する。結果として、研修成果の活用が組織的な広がりを見せていない受益機関では、研修成果を組織的に活用する体制が組織内に見られなかった。一方、組織的な成果が確認される機関には、成果を活用する態勢に加え、強いリーダーシップ、大きな投入などが確認された。

・効果が発現していない

研修の成果が組織的な広がりを生んでいない受益機関は2つある。まず「d. 血液スクリーニングセミナー」へ研修員を複数回派遣しているナカセロ血液銀行があげられる。同研修の受講者は知識・技術の向上が見られ、また他の職員へ対し研修成果を伝達していることが確認されたが、組織全体に対するインパクトは確認できなかった。同血液銀行は、職員の人材育成の一環として本研修を高く評価しているが、研修成果を戦略的に活用するという意向を持っていないことが一因と考えられる。なお、本研修では、ケニアの実施機関が開発した血液検査キットを研修員派遣機関に対して普及させることも目的の一つであるが、同血液銀行は採用していない。この点でも、研修の成果が組織に及んでいるとは言い難い。また、「b. SMASSE」で行った研修『中等理数科教育』に研修員を派遣したチャンボ

⁷ 「a. AICAD」による『灌漑水資源管理』、「b. SMASSE」による『中等理数科教育』、「d. 血液スクリーニングセミナー」、「f. 寄生虫対策セミナー・寄生虫シンポジウム」

⁸ 「b. SMASSE」、ケニア中央医学研究所 (KEMRI)、ケニア森林研究所 (KEFRI)

ゴ大学では、研修で学んだ中等理数科教授法をウガンダでも役に立つと評価しながらも、特に他の職員と知識を共有するための活動を行ってはおらず、組織的な研修成果の広がりが全く見られなかった。なお、同大学からは理数科教員養成のためのトレーナーが研修に参加した。これら2つの受益機関では、研修成果を投入として活用できる技術協力プロジェクトなどの事業が行われておらず、また、組織的に活用しようという動きもなかった。

・効果が発現している

一方、研修成果が組織内・外でインパクトを生んでいる受益機関は3つ確認できた。キテビ中・高等学校は「b. SMASSE」で行われた第三国集団研修へ現職の中等理数科教師を1名派遣し、同学校では、研修で得られた知識・コンセプトを全教員で共有し、かつ学内で普及させた。具体的には、生徒による授業の評価の導入などを行い、結果として授業のあり方について教師と生徒の意識変革のきっかけを作った。この背景には同学校の校長が SMASSE のコンセプトに理解を示し、学内での導入に積極的であったことがあげられる。

また、ウガンダの SESEMAT の形成においては、ウガンダ教育省の事務次官が JICA 専門家の現地活動費によってケニアに派遣され、SMASSE の視察とケニア教育省高官との会談を行ったことが直接の後押しとなった。これも組織レベルの効果の一つといえる。SESEMAT は「b. SMASSE」から中等理数科教授法についての技術移転を受けて、一部地域に対して中等理数科教授法の再移転を行うことになっている。プロジェクトが進捗すれば、今後成果が社会レベルに拡がることが期待できる。SESEMAT は全ての技術的投入を SMASSE からの南南協力によって得ており、2004 年 11 月～2005 年 9 月までの間に第三国専門家派遣と契約ベースによる第三国研修を2度ずつ行った。技術協力プロジェクトを実施していない受益機関に比べ、南南協力の投入量は極めて大きい。一定規模の成果を発現させるためには、技術協力プロジェクトという受け入れ態勢に加え、南南協力支援の「量」も重要なファクターであることを示している。

この他、「a. AICAD」が実施した研修『灌漑水資源管理』は、ウガンダのニーズに合致していなかったため、研修員が学んだ知識・技術をそのまま国内で再移転することは困難であった。しかし、研修員を派遣したムビジ県農業局は本研修の内容をウガンダ向きに改訂し、AICAD ウガンダの支援によって国内研修を実施している。研修の結果、同県の農業局は住民に対して新たな研修サービスを実施出来るようになり、組織的な成果があったといえる。国・社会に対する貢献・効果は確認できなかったが、農民やコミュニティのニーズが高いことは確認しており、今後期待はできる（詳しくは Box 3-16 参照）。最後に、「f. 寄生虫対策セミナー・寄生虫シンポジウム」に研修員を派遣したウガンダ保健省でも組織レベルの成果が確認された。まず、同省は研修からヒントを得て学校保健推進のための最高意志決定機関となる国家学校保健実行委員会の発足を計画し、その立ち上げを準備している。また、寄生虫対策プロジェクトのプロポーザルを作成して JICA に提出している。なお、同省が実施する Minimum Health Programme の中には学校保健の推進が掲げられており、その担当者が学校保健の促進による寄生虫駆除を目的とした本研修に参加した。これら2つの案件では、受入側で研修成果を活用する体制が整っていたことが、成果が発現した背景にあると考えられる。

c) 実施側

一方、受益側ばかりではなく、実施側もまた南南協力支援活動からの便益を得ており、貢献・効果は個人から組織のレベルで発現していると考えられる。例えば、研修を実施する機会が必ずしも多くはない実施機関⁹においては、第三国集団研修は自組織の研修実施能力を向上させる上で絶好の機会となっている。加えて、複数のアフリカ諸国からの研修員とのディスカッションをとおして様々な事例や経験を吸収することは、講師個人のキャパシティ開発に貢献している、との意見が複数の実施機関¹⁰から聞かれた。

組織レベルの貢献・効果として、実施機関の知名度向上と、他の研修事業の受注などの成果が見られる。第三国集団研修を実施することによって、充実した研修施設・設備、有能な講師・専門家がいることを参加国に周知し、“優れた機関”であるというイメージを与えることが出来る。「g. 高等職業訓練」を実施するナカワ職業訓練校は、南南協力を行うことで同訓練校の持つ豊富な機材と高い研修技術が他国に知られるようになった。その結果、タンザニアやケニアの企業から研修を受注したり、DANIDA の資金援助を得てザンビアからの研修員を受け入れたりするなどの成果をあげている。下表 3-11 に成果の発現状況を案件の形態ごとに示した。

表 3-11 案件の形態別に見た貢献・効果の発現状況

案件の形態		成果			
		窓口機関		成果の発現	
		(実施国)	(受益国)	実施機関 (実施国)	受益機関 (受益国)
第三国集団研修	受益側で技術協力プロジェクトを実施している 【該当案件:a】	・成果は発現していない	・成果は発現していない	<ul style="list-style-type: none"> ・講師、専門家など個人レベルの知識・技術の向上 ・研修参加国に対する宣伝、イメージアップ効果 ・研修参加国からの技術サービスの受注 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人レベルの知識・技術の向上 ・組織レベルでの成果を確認
	受益機関で技術協力プロジェクトを実施していない 【該当案件:b, c, d, e, f, g】				<ul style="list-style-type: none"> ・個人レベルの知識・技術の向上 ・組織レベルでの成果は半数の受益機関で確認
技術協力プロジェクト(実施機関、受益機関の両方が技術協力プロジェクトを実施) ・契約ベースによる第三国研修 【該当案件:b】				<ul style="list-style-type: none"> ・講師、専門家など個人レベルの知識・技術の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人レベルの知識・技術の向上 ・組織レベルでの成果を確認 ・社会レベルは、受益機関が実施する技術協力プロジェクトの進捗次第
技術協力プロジェクト(実施機関、受益機関の両方が技術協力プロジェクトを実施) ・第三国専門家派遣 【該当案件:b】					

⁹ ケニア中央医学研究所 (KEMRI)

¹⁰ 「a. SMASSE」、ケニア中央医学研究所 (KEMRI)、ナカワ職業訓練校

(2) 成果をもたらした促進要因及び阻害要因

上述した調査結果を踏まえ、南南協力支援によって得られた成果の発現に影響を与えた「促進要因」と「阻害要因」について以下のとおり分析し、表 3-12 にその概要をとりまとめた。また、南南協力支援の成果が組織レベルに波及している SMASSE と AICAD についてそれぞれ Box 3-15、3-16 で取り上げその背景を考察した。

a) 促進要因

・共通の言語、文化、環境、歴史

第三国集団研修の実施に際して、アフリカ諸国が言語、文化、環境、歴史において共通する点が多いことがアウトプットの達成、すなわち研修員の知識・技術の向上に貢献している。参加者の多くは英語圏アフリカ諸国からの研修員なので、言語の壁による障害が無く、研修がスムーズに理解されている。ただし、研修によっては¹¹フランスやポルトガル語圏からの参加者が若干含まれており、彼らは研修内容の理解に苦労していたことが報告されている。

また一部の例外を除き、サブサハラアフリカ諸国では文化、歴史、自然環境が類似しており、研修員と講師は共通のバックグラウンドを持っている。このことが参加者・講師の間での経験の共有を活発かつ有効にさせ、研修内容の理解を促進したことがほぼ全ての案件で確認された。ただし、異なるバックグラウンドをもつ参加者の経験を知ることには価値を感じる例もある。ウガンダの保健省から「f. 寄生虫対策セミナー・寄生虫シンポジウム」に参加した研修員は、同分野の本邦研修に参加した際に、全世界から集まった研修員と多様な意見交換ができたことを高く評価していた。

・受益側のニーズを把握する取り組み

実施機関はさまざまな活動をとおして、受益機関のニーズを把握し、その結果を研修内容にフィードバックすることで、研修員の理解と派遣機関における研修成果の活用を促進している。まず、「a. AICAD」の『灌漑水資源管理』を除く全ての案件では、その形成時に一部の受益国を訪問しニーズ調査を実施している。そのための費用は JICA が負担している。また、全ての実施機関は研修の参加者によるコース評価を実施し、受益機関のニーズや、研修生にとって分かりやすいシラバスや教授法に関する情報を収集していることを確認した。この他、「e. 農業機械管理」を実施していた JKUAT と「c. 社会林業強化」を実施している KEFRI は、以前参加した研修員がどのようにして研修成果を業務に活用しているかについて、新規の研修参加者から情報を得ている。このように、事前のニーズ調査、研修員によるコース評価、そして研修終了後の活動調査を行うことによって参加者のニーズを把握し、その内容を研修内容に反映することが、参加者の理解と受益機関における活用を促進していると考えられる。

¹¹ 「b. 中等理数科教育強化計画フェーズ2 (SMASSE)」、「c. アフリカ社会林業強化計画」、「d. 血液スクリーニングセミナー」

・受益側の事業としての取り組み

南南協力支援事業を受益側がコスト負担し、受益側の事業として行うことは、受益側のニーズを強く反映させ、効果を発現させることに貢献している。例えば、ウガンダの SESEMAT はプロジェクトへの技術的投入として契約ベースによる第三国研修や第三国専門家の受入を行っているが、実施側である SMASSE とコストをシェアしている。SESEMAT がコストの一部を負担していることにより、受益側は案件の形成から関わりニーズを強く反映させ、結果として、プロジェクトは目的達成のために適切な投入を得ることが出来た¹²。またこの場合、第三国集団研修とは異なり受益機関は SESEMAT のみであるため、SESEMAT のニーズに特化した協力内容とすることが出来る。この他、現地活動費による活動は要請書の取付や外交チャネルによる手続きなどを必要とせず、案件の形成から実施まで短期間で行うことができ、受益側にとって必要な時期に投入することが可能である（詳しくは Box 3-15 参照）。このように受益側が現地活動費を活用して南南協力支援の形成・実施に主導的に関わることは、協力の内容・時期を受益側のニーズに合致させ、協力の効果を発現させる上で重要である。

・受益側の実施体制の整備

受益機関において、南南協力支援で得た知識・技術を活用するための体制があることは、その貢献・効果を組織や、さらには社会のレベルに波及させるために重要である。具体的には、受益機関が南南協力によって得た知識・技術を外部へ伝え、活用を促進することを目的とした事業を実施している場合が該当する。例えば、「a. AICAD」「b. SMASSE」では受益側において技術協力プロジェクトが実施されており、計画に則って南南協力支援を受入れ、そこで得られた知識・技術を機関の外部に対して普及している（AICAD については Box 3-16 を参照）。しかし、南南協力支援を活用する事業は必ずしも技術協力プロジェクトである必要はない。ウガンダ保健省では同省をあげて Minimum Health Programme に取り組んでおり、同プログラムにおける学校保健推進の担当者が「f. 寄生虫対策セミナー・寄生虫シンポジウム」に参加した。その成果は JICA プロジェクトのプロポーザル作成と国家学校保健実行委員会の設立であった。このような貢献・効果が得られた要因は、まず第三国集団研修と強い関連を持つプログラムが受益機関で実施されていたこと、そして、プログラムに組み込まれている担当者が研修に派遣されたことがあげられる。「b. SMASSE」の研修『中等理科教育』に研修員を派遣したウガンダのキテビ中・高等学校のように、研修員の帰国後に研修成果を活用する体制を受益機関が構築する例もあるが、不確定である。従って、そうした体制が事前に構築されていること、例えば技術協力プロジェクトなどの事業が受益機関で実施されていることは組織レベルでの貢献・効果を生み出すための重要な要因であることを示している。

b) 阻害要因

・施設・設備の不一致

実施機関と受益機関において使用している機材・設備が異なると、研修で学んだ技術・知識が受益機関で活用できず、貢献・効果の発現を阻んでいる。ケニアとウガンダで調査を行った全ての研修実施機関は我が国の援助を受けており、技術的な側面に加えて機材や設備などの面でも他の機関に比べて優れている。そのため、研修で使う機材が研修員派遣機関の所有するものに比べ著しく高度で、一

¹² SESEMAT のプロジェクト予算については、JICA が 1 億 5,000 万円、ウガンダ政府が 4,000 万円拠出している。

部の研修員が帰国後に研修で得た知識・技術が活用できない場合があることを「d. 血液スクリーニングセミナー」を実施している KEMRI と、「g. 高等職業訓練」を実施しているナカワ職業訓練校で聴取した。これは、参加の前提条件を満たしていない受益機関が研修員を派遣しているためであり、受益国における研修員の選定が問題といえる。なお、調査を行った5つの受益機関ではこうした問題はなかった。

・ニーズを反映しない研修内容

根本的なことであるが、研修の内容が受益国のニーズに合っていないければ、研修成果が組織的・社会的な貢献・効果を生み出すことは難しい。例えば、「a. AICAD」の研修『灌漑水資源管理』の内容は、ケニアにおいて主流の大規模灌漑に関するものであった。そのため、小規模灌漑のニーズが高いウガンダでは、そのまま活用することは困難であった。このような事態の背景には、研修内容がケニアのジョモ・ケニヤッタ農工大学でかつて実施されていた灌漑研修を若干改訂したものであることに加え、受益国のニーズを把握するための調査も行われていないことがあげられる。ここでは参加者によるコース評価も実施されたが、その結果は十分反映されていない。研修講師の参加者のニーズに対応する柔軟性が不足していたことが AICAD によって指摘されてもいる。もう一つの AICAD 参加国であるタンザニアも大規模灌漑に対する技術的ニーズは低く、結果として本研修は3回実施したところで中断している。このようにして形成・実施された研修は、受益国の組織や社会において活用されることは難しく、そのため貢献・効果を生み出すことも難しい。

Box 3-15 案件形成と実施を担う SMASSE

近年アフリカの教育開発分野においてその活動が大きく展開している JICA のプロジェクトが、ケニア中等理数科強化計画フェーズ 2 (SMASSE) である。これまで、サブサハラアフリカ全域を対象にした広域セミナーや第三国集団研修を複数回開催し、延べにして 20 数カ国からの参加者を得ていること、また、NEPAD の正式プロジェクトとして全アフリカ域内における活動の拡大が進展中であるなど、対象国が多く規模の大きいプロジェクトである。その一方、1つ1つの受益国に対するきめの細かな南南協力活動も着実に進んでいる。その成果として類似技術協力プロジェクトの形成と実施があげられるが、そこでは現地活動費の活用が重要な役割を果たした。

SMASSE はアフリカ各国の教育省高官を対象とした広域セミナーや、現職の理数科教師や教員養成学校講師などを対象とする第三国集団研修を実施しているが、こうした活動だけでは容易に参加国における案件形成に結びつかない。案件を立ち上げるためには政府機関のトップによる決断が必要であり、SMASSE はその現地活動費によってウガンダ教育省の事務次官の SMASSE に対する視察とケニア教育省事務次官との会談を実現させたことが、案件形成のカギとなった。



14 ヶ国から 96 名が参加した第三国研修(2005 年実施)



ザンビア・ルワンダ・スーダンの要望に応じて実施した第三国研修 (2005 年実施)

加えて、ウガンダの中等理数科教員養成プロジェクト (SESEMAT) の進捗に合わせたタイムリーな技術的投入 (SMASSE の C/P のウガンダ SESEMAT への派遣、SESEMAT の C/P の SMASSE への派遣) は、SESEMAT の実施において不可欠であった。このような時宜を得た南南協力支援の投入は、手続きに時間がかかり、要請書の取付な第三国集団研修や第三国専門家派遣では困難であった。加えて、第三国集団研修とは異なり SESEMAT に対する SMASSE の南南協力は、SESEMAT のニーズに合わせてカスタムメイドしたことが特に効果的であった。現地活動費を縦横に使って他のプロジェクトに対する臨機応変な支援を提供

する SMASSE は、アフリカにおける中等理数科教育プロジェクトの形成と実施を担う JICA 研修センターのような役割を果たしている。

ケニアとウガンダにおいては、国として戦略的に南南協力に取り組む意思は乏しく、また JICA による支援によって南南協力を実施しても、その持続性はきわめて低い。しかし、SMASSE のように JICA の協力成果の再移転や、類似プロジェクト形成のための足がかりとして南南協力支援を実施することは、援助事業の形成や実施にかかるコストを低減させる上で効果的である。アジアや中南米地域と比べて経済開発が遅れているアフリカにおいては、そうした面から南南協力支援の妥当性を判断することも必要ではなからうか。

Box 3-16 受益側の体制構築が進む AICAD

東アフリカの貧困削減を目的とした AICAD は、ケニア、ウガンダ、タンザニアの 3 ヶ国が域内協力をおとした人材育成を行うことを活動の柱の一つとしている。2000 年に準備フェーズ、2002 年からは本格フェーズが始まっており、中心となる AICAD ケニア以外 2 ヶ国の AICAD の組織体制も着実に構築されつつある。ウガンダでは、AICAD ケニアで行われた第三国集団研修「灌漑水資源管理」に参加した農業省の職員が、AICAD ウガンダの支援を得て、国内研修を実施している。



第三国研修「灌漑水資源管理」

この第三国集団研修は過去にケニアのジョモ・ケニヤッタ農工大学において実施されていた灌漑コースをベースに、受益国におけるニーズ調査を行うことなく計画・実施された。結果として、ケニアではポピュラーな大規模灌漑技術に関する内容が中心のこの研修は、ウガンダとタンザニアのニーズを十分に満たすことが出来ず、3 回実施したところで中断している。当初予定されていた第三国集団研修から国内研修への技術の再移転は機能せず、現在は各国が現地のニーズに則した国内研修を計画・実施しているとの由が、ケニアとウガンダの AICAD で聴取された。

ところが、本研修の参加者であるウガンダ・ムピジ県の農業局職員と農業普及員からは「域内研修は有意義で、この研修なくしては国内研修の実施は不可能であった」という声が聞かれた。参加者によると確かにケニアでの研修は小規模灌漑が必要とされているウガンダのニーズを十分に満たしていたとはいえないが、幅広い内容をカバーしており、取り入れられる知識や技術も多かった。彼らはこの域内研修の内容を取捨選択し、かつウガンダの環境に適應させたいうで、他の農業普及員や直接農民を対象とした国内研修を実施している。



第三国研修「灌漑水資源管理」

ただしこうした活動は、これまで全て国際 NGO や AICAD ウガンダからの資金援助や研修機材の供与を受けて実施されている。たとえウガンダ側の受益機関が、研修で得た知識・技術をアレンジして国内研修を計画しても、そのための資金や機材がなくては実施できない。従って、国内研修を行う上で AICAD ウガンダというサポートの存在は不可欠であった。受益国におけるサポート体制の重要性は、ケニアの SMASSE とウガンダの SESEMAT 間の協力が順調に進捗していることでも確認できる。逆に、JICA のサポート体制が存在しない第三国集団研修の受益機関においては、研

修成果の普及拡大は限定的にしか確認されていない。こうしたことを鑑みれば、受益側におけるサポート機関の有無は、南南協力支援の成果を大きく左右する要因といえる。

アジアや中南米に比べ政府機関のキャパシティが低いアフリカにおいて南南協力支援の成果を確実にするためには、受益機関が実施する技術協力プロジェクトに位置付けたり、JICA 個別専門家の活動に関連づけるなど、受益側のサポート体制がきちんと確保された状態で南南協力支援を実施することが特に重要であろう。

下表 3-12 に成果の発現状況とその促進・阻害要因を案件の形態ごとに示した。

表 3-12 成果をもたらした促進要因と阻害要因

要件、成果		促進要因	阻害要因
案件の形態 第三国集団研修	受益側で技術協力プロジェクトを実施している 【該当案件：a】	<ul style="list-style-type: none"> ・共通の言語・文化・環境・歴史など ・受益側のニーズを把握（事前調査、コース評価、帰国研修員についての調査） ・受益機関が実施する技術協力プロジェクトへの投入として活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備の不一致 ・ニーズを反映しない研修内容 ・言語（英・仏・ポルトガル語）の不一致
	受益機関で技術協力プロジェクトを実施していない 【該当案件：b, c, d, e, f, g】	<ul style="list-style-type: none"> ・共通の言語・文化・環境・歴史など ・受益側のニーズを把握（事前調査、コース評価、帰国研修員についての調査） ・受益機関が実施するプログラムの投入として活用 ・研修終了後、受益機関が研修成果を活用する体制を構築 	
技術協力プロジェクト（実施機関、受益機関の両方が技術協力プロジェクトを実施） ・契約ベースによる第三国研修 【該当案件：b】		<ul style="list-style-type: none"> ・受益機関が実施する技術協力プロジェクトへの投入として活用 ・臨機応変な投入が可能 ・受益側のニーズに合わせた協力内容を計画することが可能 	
技術協力プロジェクト（実施機関、受益機関の両方が技術協力プロジェクトを実施） ・第三国専門家派遣 【該当案件：b】			

c) 留意事項

南南協力支援の貢献・効果に対する影響として、単純に促進・阻害要因としては捉えきれないアフリカ地域の現状を提示し、つづく「課題」の論拠の一部とする。

・ JICA 主導の南南協力支援体制

ケニアおよびウガンダにおける南南協力支援は JICA 主導によって行われていることが様々な側面から示された。まず既述のとおり、両国における第三国集団研修の形成は、途上国の人的・物的リソースを活用すること、日本の協力成果を再移転することを目的に日本がリードする形で進められた経緯が確認された。加えて、両国政府には南南協力を主体的に取り組んだり、積極的に推進していこうとする意向はないことが窓口機関において確認されている。こうしたことから、南南協力支援案件の形成・計画には JICA の意向が強く反映されているといえる。

両国が南南協力に対して戦略的かつ主体的に取り組む意向がない最大の理由は、財政的な余裕がないことである。自国の開発がまだまだ途上にあり国家予算も十分ではない状況では、周辺国に対する支援を積極的に進めることは難しいことが、窓口機関と実施機関を含め随所で聞かれた。一部の実施機関¹³は第三国集団研修で知名度を上げることによって、個別研修や講師派遣などの有料技術サービスの提供を拡大したいと考えている。その結果として十分な収益を確保できるようになれば、いずれアフリカ側による第三国集団研修の自主運営も不可能ではないと考えている。しかし、少なくとも現

¹³ JKUAT、ナカワ職業訓練校

時点では、南南協力の実施には全ての実施機関において JICA の支援が不可欠である。

加えて、JICA 専門家派遣による人的支援も重要である。調査した案件は「d. 農業機械監理」を除き、全て技術協力プロジェクトの活動の一部として実施されている。南南協力支援の実施にあたり JICA 専門家から技術面や運営管理の点での支援が必要であったことを示している。

・協力の水平性

調査を行ったケニアとウガンダでは、互いに学びあう形で南南協力支援が実施されている。つまり、両国とも南南協力の実施国であると共に受益国でもあり、また活動の現場では講師と研修員が互いに学びあっていることが示された。すなわち両国の関係において、南南協力の意義の一つである協力の水平性が確認された。

まず国のレベルで見ると、当初南南協力の実施国はケニア、受益国はウガンダと想定していたが、実際にはウガンダも南南協力を活発に実施していることが確認された。ウガンダは、特定の分野では他のアフリカ諸国に対して明確な優位性を持っており、3.3.2 (1) b) で既述のとおり複数のドナーの支援を受けて技術協力を実施している。国レベルの水平性を生む背景には、まず基本的にアフリカ諸国の開発レベルが同程度であること、その上で個々の国が限られた開発リソースを特定分野に集中した結果、その分野の知識・技術の蓄積が進んだことが考えられる。途上国間において、ある分野では学び、他の分野では指導するという水平の関係は、対等の外交関係と開発に向けた意欲を生み出していると思われる。また、開発リソースの乏しいアフリカでは、得意分野を互いに教えあう南南協力は、効率性の観点からも妥当と考えられる。

案件の実施レベルでは、3.3.3 (1) b) のとおり講師と研修員、研修員同士のディスカッションをととした経験の共有が、講師と研修員の双方にとって有益であることが確認された。この理由として、アフリカ諸国が直面している状況、問題点、開発の度合いや歴史に共通点が多く、互いの経験をグッドプラクティスとして活用しやすいということがあげられる。加えて、東南アフリカにおいては英語が主要言語であり、非英語圏からの参加者を除き言葉の壁が無かったことも「学び合い」を促進した要因といえる。

3.3.4 アフリカ地域における南南協力支援の促進にかかる課題

これまでアフリカ地域では、案件の形成に JICA の意向が強く反映される第三国集団研修が南南協力支援の大部分を占めてきた。その方向性に変化はみられないが、近年は、地域協力推進機関としての役割を持つ AICAD が発足したり、広域技術協力プロジェクトである SMASSE が他国の技術協力プロジェクトに対する専門家派遣や研修を計画的に実施するなど、地域協力を活動の基本とした案件が形成されるようになってきた。また、アジア・アフリカ協力推進は日本の外交方針の一つとして掲げられている。以下、今までの考察を踏まえ、南南協力・南南協力支援の課題を、政策・戦略、制度、運用に整理して記述する。

(1) 政策・戦略

・ JICA にとっての南南協力支援の目的、位置付け

日本の援助方針として南南協力を推進していくことは明らかであり、ODA 大綱や JICA 中期計画（2003年10月1日～2007年3月31日）¹⁴にも述べられているとおりである。しかし、個々の南南協力を支援する際、JICA 事務所レベルでは、何を目的に、かつどんな成果を求めているのか必ずしも明確にされていない。特に国の開発や関係組織の強化における南南協力支援の役割や戦略的な位置付けが定められておらず、このことが南南協力支援の貢献・効果の発現や拡大を阻んでいる一因といえる。

受益国側である JICA ウガンダ事務所では、南南協力支援を SESEMAT などの技術協力プロジェクトに対する投入として捉えているのみで、第三国集団研修の受け入れを戦略的方針に基づいてウガンダの開発に活用している様子は確認できなかった。南南協力支援が有効な協力と手段なるのは、3.3.3 (1) b) のとおり、活用される体制が受益機関において整っている場合である。しかし、第三国集団研修の場合、技術協力プロジェクトの C/P が派遣されるケースを除き、受益機関の受け入れ態勢が整っているとは限らない。そのため、受益国側の JICA 事務所以南南協力支援を事務所が実施するプログラムやプロジェクトと結びつけたり、研修員の派遣によって何らかの目標達成を受益機関との間で合意するなどの戦略が必要と考える。

一方でケニアが実施国となる場合、同事務所では体系だった南南協力支援の実施方針を持っているわけではないことが聴取された。調査したほとんどの南南協力支援案件が技術協力プロジェクトにおいて実施されており、案件の形成において JICA は主導的に関わった旨が聴取されているが、あくまで活動の一部として捉えられているにすぎない。しかし、上述のとおり、南南協力支援の効果を発現させるためには、受益側のニーズや受け入れ態勢が重要な要素となっている。従って、実施国事務所もより受益国側の視点に立った南南協力支援の形成・活用を戦略的に行うことが必要と考える。

・ 南南協力支援の方向性

南南協力支援は目的として推進する場合と、手段として活用する場合とでは異なる点に留意する必要がある。JICA は基本的に南南協力支援を特定の開発目標を達成するための「手段」として捉えている。その一方で、アフリカ地域では政治的なコミットメントがあること、地域支援事務所や AICAD が設立されて南南協力推進が組織の重要なタスクとなっていること、さらに本部で課題タスクフォースが立ち上がっていることなどから、南南協力は一つの「目的」としての側面も持っていると考えられる。

例えば AICAD の最終目標は人材育成をとおした貧困削減であり、その達成のために東アフリカ 3ヶ国間の南南協力やアジア・アフリカ協力を推進することとなっている。しかし TICAD（アフリカ開発会議）で合意されたアフリカ域内協力やアジア・アフリカ協力の推進の流れを受け、AICAD

¹⁴ 「開発途上国の能力開発の有効な方法であり、援助リソースの拡大、域内協力の推進につながる南南協力支援事業を充実させる」

では南南協力が目的化し、貧困削減と関連が薄い事業であっても南南協力というだけで AICAD を活用する傾向があることがプロジェクトにおいて聴取された。

このように、南南協力支援は基本的に技術協力の手段でありながら、その推進そのものが目的となる場合もある。今後、南南協力支援をより「効果的な手段」としてその「拡大を推進」していくためには、それぞれの側面に留意した改善策が考えられる。技術協力の手段としての側面を重視すれば、より効果的かつ効率的に活用されるような制度、例えば第三国集団研修や第三国専門家派遣の手続きの簡素化などが必要である。一方、南南協力支援全体の拡大を目的とする場合は、在外事務所や本部における JICA の支援体制の増強や、要請書の取付などに関する国際約束の見直しが含まれる。

・自立発展性の考え方の整理

ケニア及びウガンダでは、調査を行った全ての実施機関において南南協力の実施には JICA の財政的支援が不可欠であり、現時点における南南協力の自立発展性は極めて乏しいことが明らかになった。例えば「e. 農業機械管理」は、JICA が長期にわたって支援を継続してきた JKUAT によって実施されてきたが、そのような機関であってもひとたび JICA の支援がなくなれば研修を継続できなくなっている。しかし、アジアや中南米に比べて開発が遅れ、優れた研修施設や人材が不足しているアフリカだからこそ、実施・受益側共に支援のニーズが高いことも確かである。そのために、自立発展性が見込めないアフリカにおいて、どのような形でどこまで南南協力支援を提供するのか、JICA としての戦略形成が必要である。例えば前述のとおり、今回調査した両国における南南協力支援の機能は途上国の人的・物的リソースの活用と、我が国の協力成果の再移転であり、受益国の開発に視点を置いていることがわかる。従って、南南協力支援を実施国に対する援助ではなく、あくまで受益国に対する技術的投入のための手段と位置付け、南南協力実施機関を技術サービスの提供を担うプロバイダーと捉えて南南協力支援を継続することも一案と考える。

(2) 制度

・南南協力支援実施に係る手続き

第三国集団研修と第三国専門家派遣の実施に際しては、実施国・受益国政府、両国の日本大使館と JICA 事務所が外交ルートを通じて要請書を含む様々な書類をやりとりすることが必要とされている。以下のとおり、関係者が多く手続きに時間がかかること、2 国間の外交関係によっては要請書のやりとりが困難なケースがあることなどによって、支援の活用に制約が生じている場合がある。

第三国集団研修は、通常年に 1~2 回定期的には実施されるが、研修の準備、募集、実施というサイクルを、研修実施の約 1 年前から進めていく必要がある。したがって、臨機応変に、つまり必要な時期に、必要な規模で、必要とされる受益者に対して研修を実施することは簡単ではない。第三国専門家についても、同様の理由によって臨機応変に派遣することは困難である。結果として、これら 2 つのスキームによる南南協力が受益側によって十分活用されていない。手続きの簡素化を進め、案件の形成・計画・実施に要する時間を短縮することが必要である。

また、第三国専門家派遣に際しては、受益国は実施国に対して正式な要請書を発行する必要があるが、2国間の外交関係上簡単には受け入れられない場合もある。例えば、ウガンダ SESEMAT はケニア SMASSE から技術的投入を受けることを前提に計画されたプロジェクトであるにも関わらず、正規のスキームによる第三国専門家の派遣はスムーズに進んでいない。その理由は、ウガンダ政府から日本政府に対してケニア人専門家派遣の正式な要請書を発出することに、ウガンダ側に大きな抵抗感があるためである。これは、両国間の開発レベルに格差はないという認識ゆえ、互いにライバル心を持っていることが理由である。結果として南南協力支援スキームが十分に活用されていないことにつながっている。協力の水平性の高いアフリカにおいて、各国は南南協力の実施国であると共に受益国であることが多く、南南協力支援における要請書の必要性については再検討すべきと考える。

・アジア・アフリカ協力におけるニーズとリソースのマッチング

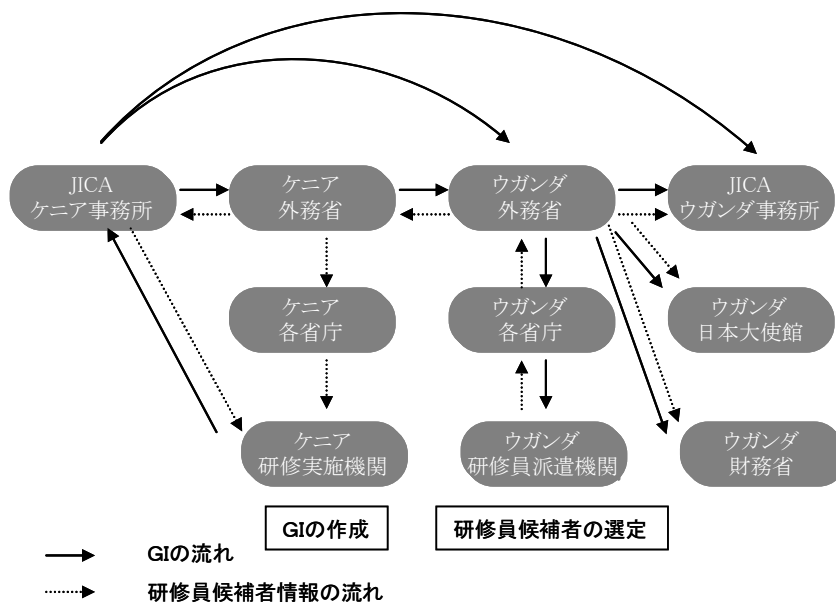
現在、アジア・アフリカ協力を促進するため、新たな取り組みが JICA で進められている。例えば、アフリカ東南部地域支援事務所では、担当者をアジアの南南協力実施候補機関に派遣し、開発リソース情報を収集して、東南部アフリカ諸国の JICA 事務所に提供するなど試みを開始している。アジアとアフリカでは互いの情報が不足しており、アフリカのニーズとアジアのリソースにはどのようなものがあるのか、まず双方が把握することが必要である。加えて、アジアとアフリカでは開発の土台となる歴史・経済・社会・自然環境が異なり、そうした違いを超えて適切な案件形成を行うことは必ずしも容易ではない。こうしたアジア・アフリカ協力が抱える課題に対応し両地域間の協力促進を目的として、この取り組みが行われている。しかし同事務所の試みも、担当者が1名のみ体制¹⁵では活動の範囲・深さも限られている。したがって、より大きな成果を発現させるためにも人員を増強するなど、組織的に体制を整える必要がある。

・南南協力支援の管理

受益国の JICA 事務所では、実施している南南協力支援の詳細を把握していない。例えば第三国集団研修の場合、派遣国の関連省庁によって研修員が選定されその情報が外務省に集約された後、実施国の外務省に伝えられる。その際、JICA へ報告されることは少ない。また、研修が技術協力プロジェクトの中で行われない限り、研修の内容や研修員の達成度、研修員によるコース評価などの情報は全て実施機関において蓄積され、やはり必ずしも JICA に報告されるわけではない（下図参照）。

南南協力の意義の一つに関係国のイニシアチブとオーナーシップを高めることがあり、実施国と受益国が中心となって手続きを進めることはこうした趣旨に合致している。しかし、ケニアとウガンダでは JICA に対して南南協力支援の実績、進捗、成果についてきちんと報告されるようなシステムが構築されていない。こうした情報なしに案件のモニタリング・評価を行い、適切な助言や改善のための示唆を提示することは困難である。従って、JICA 事務所に主要な情報が必ず集約されるシステムを構築・運営すべきと考えられる。

¹⁵ 調査後2名に増員された。



出所：JICA ウガンダ事務所におけるインタビューを基に調査団が作成
 図 3-2 第三国集団研修実施における関係機関間の情報伝達経路

(3) 運用

・研修における受益側のニーズ

実施側が受益側のニーズに合致した研修を実施していないために、貢献・効果が得られにくい場合もある。例えば、AICAD の実施した第三国集団研修「灌漑水資源管理」は、前述のとおり受益国であるウガンダとタンザニアのニーズに合致していなかったため、現在は中断されている。研修員あるいは受益機関のニーズに合致しない研修内容では、当然、研修で得た知識や技術をそのまま活かすことは難しい。したがって、受益国のニーズを事前調査、研修員によるコース評価、帰国研修員の活動調査などの手段で把握し、研修内容に反映させることが重要である。ただし、ニーズ調査などの実施には多額の費用を要するため、実施の必要性や負担割合などについて、JICA、実施国、受益国の3者で協議・合意しておく必要がある。

・研修のフォローアップ

研修のフォローアップ、つまり研修員に対する研修終了後の支援は、研修の貢献・効果を発現させるために効果的であるが、ニーズ調査や研修の実施ほど熱心には取組まれていなかった。ウガンダでは、コンピューターの無い事務所や、電気が使えない地域にいる研修員もいて、コンタクトを取ること自体が困難なケースも確認された。フォローアップが期待される具体例として、技術協力プロジェクト間協力である SMASSE と SESEMAT があげられる。ケニアで実施した研修のフォローアップとして、研修講師をウガンダに派遣し、ウガンダの研修員による技術の再移転をサポートすることがねらいである。研修の貢献・効果を広く波及させるためには、このようにフォローアップまでを含めた形で南南協力支援を計画・実施することが理想である。その一方でフォローアップの実施にもやはり大きな費用を要する。「d. 血液スクリーニングセミナー」を実施した KEMRI では、第三国集団研修

のフォローアップとして延べ8ヶ国に対して調査団を派遣したが、プロジェクトの現地活動費によって行われた。フォローアップの内容と費用負担について、JICA、実施国、受益国の3者間での検討が必要であろう。

・現地活動費によってC/Pを国外に派遣する際の待遇に関する規定

プロジェクトのC/Pを契約ベースによる第三国研修員や第三国専門家として現地活動費を使って派遣する場合、その移動費、日当、宿泊費の規定が明確になっていない。こうした金額の決定は、派遣する国のJICA事務所に一任されていること、ウガンダではウガンダ政府職員が海外に出張する際に適用される規定に準じて金額を設定することをJICAウガンダ事務所で聴取した。しかし、SESEMATがSMASSEにC/Pを派遣した際には、金額が明示されなかったため、プロジェクトからウガンダ教育省への説明の際などに苦労した旨が聴取された。JICAの各事務所は、何らかの基準に則って妥当な金額を決定し、いつでも提示できるように準備しておくことが必要である。

・研修員や派遣機関の選定

第三国集団研修の貢献・効果を発現させるためには、少なくとも研修員が研修内容を十分に理解できるレベルにあることと、研修員が得た知識・技術を受益機関が組織的に活かせる能力を有することが不可欠である。しかし、これらの前提条件がクリアされていないケースが散見された。まずフランス語やポルトガル語圏から参加している一部の研修員が十分な英語能力を持っていないため研修内容を理解することが困難であった。また、研修機関と受益機関とで保有機材が異なり、研修で得た技術を適用できないという例も確認された¹⁶。これらは、研修員や受益機関の選定が適切ではなかったことが原因といえる。各研修コースでは参加者の条件を定めており、特に実施国や研修実施機関においては、研修員とその派遣機関の選定が適切に行われているか確認する必要がある。

¹⁶ 「d. 血液スクリーニングセミナー」および「g. 高等職業訓練」

第4章

アンケート調査結果に基づく分析

第4章 アンケート調査結果に基づく分析

4.1 アンケート調査の目的

本章では、受益国と実施国における JICA 事務所と援助窓口機関を対象とするアンケート調査を基に、これら機関について以下の観点から南南協力の地域横断的な分析を行った。

- ・ 南南協力の位置付けと戦略
- ・ 南南協力実績に対する情報確保・活用
- ・ 第三国集団研修の計画と実施へのかかわり
- ・ 南南協力のフォローアップと成果の把握

本アンケート調査は、受益国と実施国との比較、またアジア、中南米、アフリカ地域の比較をとおして、南南協力支援に対する取り組みの共通点と相違点を明らかにし、一定の傾向を抽出することを目的とした。また、事例研究の結果を補足することも目的とした。

4.2 調査方法

本調査では、受益国と実施国の JICA 事務所と援助窓口機関に対して別添資料7の質問票を配布し、回答を求めた。配布先は、JICA 事務所 57 ケ所、駐在員事務所 23 ケ所の計 80 事務所と窓口機関 80 機関であり、回収率はそれぞれ、53%、43%であった。

質問票は記述式にした。その理由は地域間において南南協力に対する取り組みの違いなどが想定されること、また事務所、窓口機関が質問票に答える際に一律の基準を想定することが難しかったことによる。本調査では、個々の機関において以下の事項の有無を判断し、全標本数に対する割合を分析した。コーディングにあたっては、複数の調査団員によってアンケート調査の質問内容を精査した。

a) 南南協力の位置付けと戦略

- ・ 南南協力に関する政策の有無

JICA については、事業実施計画に南南協力支援を位置付けていること、また、窓口機関については、開発計画としての具体性を持っていることを基準に判断した。

- ・ 戦略の有無

JICA 及び窓口機関とも具体的な戦略を持って南南協力支援に取り組んでいるかを判断基準とした。

b) 南南協力実績に対する情報確保・活用

- ・ 情報蓄積の有無とその活用

南南協力支援についての情報蓄積と活用の有無を判断した。回収されたアンケートには、手続きと情報収集について記載されているため判断が可能であった。

c) 第三国集団研修の計画と実施への関わり

- ・ 第三国集団研修の計画と実施への参加の有無

第三国集団研修に対する計画と実施への関わりで判断した。この他、手続きについて記載された内容により関係機関の関わりの範囲がわかるため、これも判断材料とした。

d) フォローアップと成果の把握

- ・ ファローアップの有無

フォローアップの状況に関する記載事項を基に判断した。また、その他の関連質問への回答も総合し判断材料とした。

- ・ 成果の把握の有無

成果について具体性のある記載、たとえば評価、レビューなどの実施の有無、また、具体的な成果の記載の有無などを基に判断した。関連質問への回答も具体性があるかどうかの判断材料とした。

4.3 調査結果

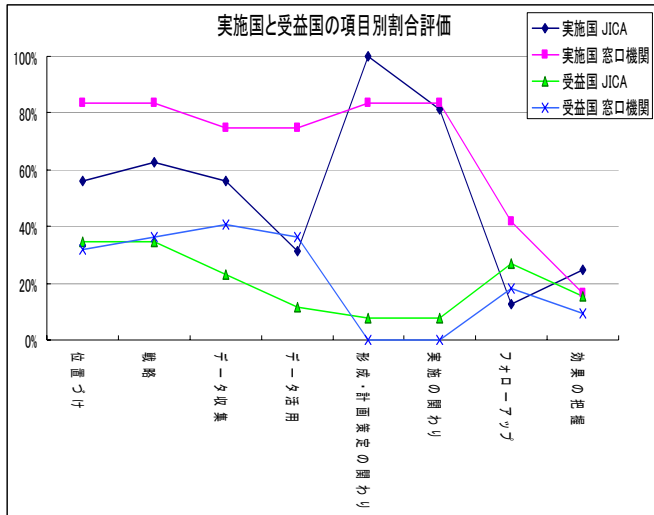
(1) 受益国と実施国の JICA 事務所と窓口機関

図 4-1 は、上述した全調査項目について、実施国と受益国それぞれの JICA 事務所と窓口機関の取り組みを示している。図 4-2、4-3 は、それぞれ実施国と受益国の JICA 事務所、窓口機関における違いを明らかにするため、また図 4-4、4-5 は、それぞれ実施国の JICA 事務所と窓口機関、受益国の JICA 事務所と窓口機関における類似性を明らかにするために作成した。

a) 南南協力に対する政策、戦略の有無

これらの項目は、南南協力がそれぞれの機関で明確に位置付けられているかを見る項目である。南南協力に対する政策の位置付けでは、実施国の JICA 事務所で位置付けを行っている割合は 56 % であるのに対し、受益国の JICA 事務所で位置付けを行っている割合は 35% と低い。実施国の窓口機関と受益国の窓口機関で南南協力を位置付けている割合は、それぞれ 83%、32% であり、差異が見られた。また、南南協力に対する戦略については、実施国の JICA 事務所で戦略を有している割合は 63% であるのに対し、受益国の JICA 事務所では 35% と低い。実施国の窓口機関と受益国の窓口機関で南南協力を位置付けている割合は、それぞれ 83%、36% であり、政策に対する割合と同様に差異が見られた。

このような状況からは、南南協力を実施する側では、概ね南南協力を開発援助の一手段として認識していることが伺われた。特に、パートナーシップ・プログラムの実施国では、南南協力は JICA 事務所の事業計画に位置付けられ明確になっていた。また、「技術移転した技術を近隣諸国へ広げる有効な援助形態」として戦略として位置付けている事務所も多かった。窓口機関も、援助政策に位置付け南南協力を実施していた。なお、南南協力を有効な手段としつつも「相手側費用負担を伴う南南協力支援を積極的に進め得ない」との指摘もあった。



(注)
 縦軸：回答が得られた全 JICA 事務所 / 窓口機関のうち、各項目についての取り組みを行っている事務所 / 機関の割合
 横軸：4.2 で述べた調査事項

図 4-1 実施国と受益国の項目別割合

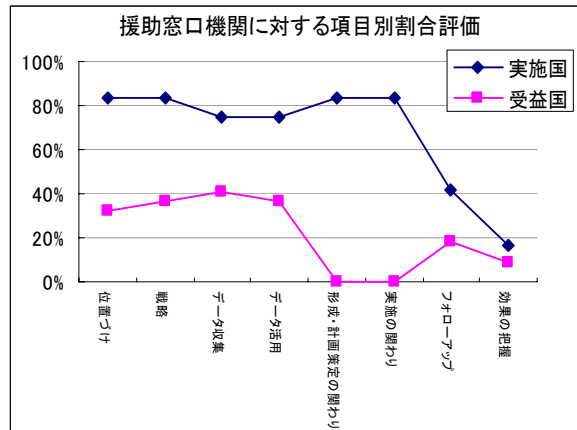
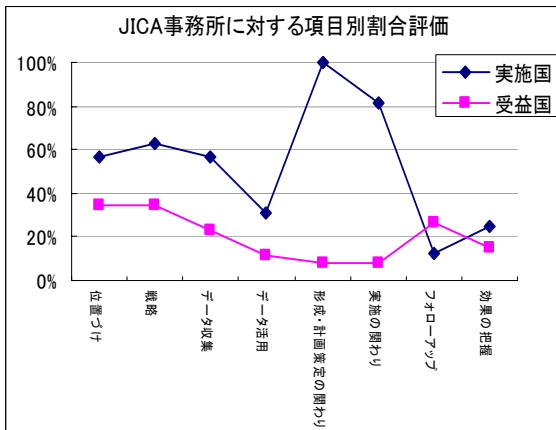


図 4-2 JICA 事務所に対する項目別割合

図 4-3 援助窓口機関に対する項目別割合評価

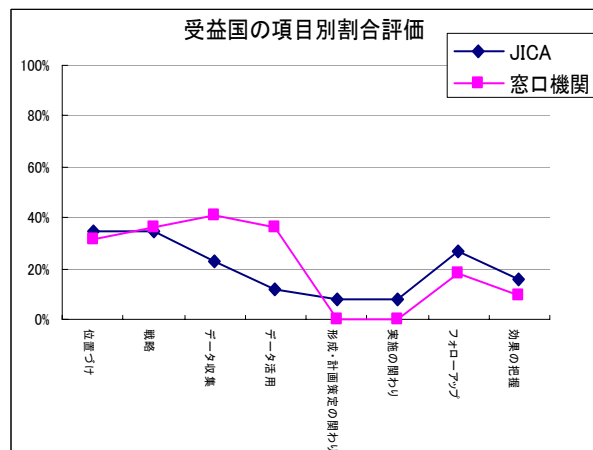
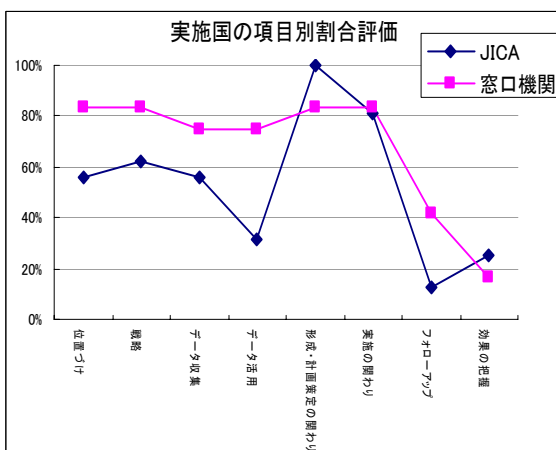


図 4-4 実施国の項目別割合評価

図 4-5 受益国の項目別割合評価

他方、受益国の様相はこれと異なる。受益国の多くの事務所が、南南協力における投入を計画の中で投入手段として認識していないことが分かる。アンケートでは、「南南協力について特に位置付けていない」との回答が散見された。また、「現時点では研修募集要項の送付に連絡があって初めてコースの割り当てを把握する状況であり、戦略を構想できる状況に無い」との指摘もあった。受益国の窓口機関については、南南協力を、特に第三国集団研修を「職員の技術、知識のアップデート」など自国の人的資源の開発と位置付けている場合が多かった。明確に開発と結び付けているものは少なかった。

他方、アンケート調査結果から興味深い事例も見られた。いくつかの国は、南南協力の受益国であるとともに実施国である。そのような場合には、実施国としての南南協力についての位置付けは明確になっているが、概ね受益国としての位置付けは明らかになっていなかった。

また、日本からの大きな投入を期待できない中南米の受益国の JICA 事務所では、南南協力の位置付けは概して明確になっていた。これらは、日本からの「現地適正な技術をスペイン語で指導できる日本人が極めて限られている」といった制限がある場合などにおいて、南南協力を「国別事業に基づくプログラム、プロジェクトの投入要素」としてあげられていた。これは、日本からの投入に期待することができない場合の代替物として南南協力を位置付けざるを得ない、また、開発途上国の技術と経験を使うのが有利であるとのことであった。

b) 南南協力実績に対する情報確保・活用

情報の蓄積と情報の活用は、各機関が南南協力事業の実態を把握しているか、いないかを見る項目である。一般に、事業について強い関心を有していれば、情報の収集や蓄積に熱心であり、また、活用も目的指向になる。情報の蓄積については、実施国の JICA 事務所では 56% が、また、窓口機関では 75% が実施していた。他方、受益国では、情報蓄積を行っている JICA 事務所の割合は 23% と低い。窓口機関は 41% と JICA 事務所よりは高い。情報の活用については、実施国の JICA 事務所では 31% が、また、窓口機関では 75% が行っていた。他方、受益国では、JICA 事務所の情報蓄積を行っている JICA 事務所の割合は 12% と低い。窓口機関は 36% と JICA 事務所よりは高い。

このような状況は、実施国の JICA 事務所と窓口機関は、実施者として情報収集に努めていることが分かる。実施に伴い、1997 年以降の研修員情報、また、1999 年以降の第三国専門家の情報を積極的に収集している事務所の事例も見られた。これらの情報は、「新規コースの立ち上げ、終了時評価時のコンタクト」などに使われていた。他方、受益国では、JICA 事務所の情報収集はほとんど行われていなかった。情報の収集と蓄積ができていない理由としては、「応募勧奨後、第三国集団研修への研修員派遣にかかる手続きには・・・事務所は関与しておらず、実際に研修に参加した研修員の氏名や人数などについては援助窓口から連絡がない場合もあるため、事務所では正確には把握していないのが現状」など事務所の情報へのアクセス、収集の難しさが指摘されていた。また、活用については、「集計した情報は相手国政府との政策協議などの会合の際の発表資料として」といった目的とするものが多かった。他方、受益国の窓口機関は、JICA よりは情報の蓄積を行っているが、資料の収

集は、「人事院への報告」であったり、「関係会議への報告」を主体とするものであったり、開発と統合されて収集されているものでは少なかった。

c) 第三国集団研修の計画・形成と実施への関わり

実施国の JICA 事務所と窓口機関が既存の第三国集団研修の計画・形成に関わっている割合は、それぞれ 100%、83%と全 JICA 事務所とほとんどの窓口機関が関与しているのに対して、受益国の JICA 事務所と窓口機関の関与の割合は、それぞれ 8%、0%でほとんど皆無に近かった。一方、第三国集団研修の実施への関わりについても同様の傾向である。実施国の JICA 事務所と窓口機関が既存の第三国集団研修の実施に関わっている割合は、それぞれ 81%、83%とほぼ同じであるのに対して、受益国の JICA 事務所と窓口機関の関与の割合は、それぞれ 8%、0%とほとんど皆無であった。

このような状況は第三国集団研修の実施が実施国で行われている実態からは至極当然のことである。第三国集団研修が、具体的には、実施国の JICA 事務所の関与から開始されていることが分かる。実施国では、プロジェクト形成調査などを活用し関係機関と積極的にプロジェクトを形成・計画している事例も見られた。また、実施国窓口機関として自国の援助政策として JICA と共同で計画策定している事例も見られた。他方、アフリカでは、「新規立ち上げの場合には日本人カウンターパート(専門家、事務所)のサポートが必要」であるとの指摘もあった。

これに対し、受益国の JICA 事務所、窓口機関の関与はほとんど見られなかった。前述のように、「現時点では研修募集要項の送付に連絡があって初めてコースの割り当てを把握する状況」であり、受益国は基本的に受身の対応を余儀なくされていた。

d) フォローアップと成果の把握

南南協力についてのフォローアップへの関わりは、受益国、実施国の JICA 機関、窓口機関ともに低い。実施国 JICA 機関、窓口機関の南南協力に対するフォローアップに関わる割合は、それぞれ 13%、42%である。また、受益国の JICA 事務所、窓口機関のその割合は、それぞれ 27%、18%である。また、南南協力の成果に対する認識は、受益国、実施国の JICA 機関と窓口機関ともに低い。実施国 JICA 機関、窓口機関が南南協力の成果を把握している割合は、それぞれ 25%、17%である。また、受益国の JICA 事務所、窓口機関のその割合は、それぞれ 15%、9%である。

フォローアップについては、実施国の JICA 事務所では、受益国へ調査団を派遣したり、帰国研修員の現況調査などを行ったりしている事例が見られた。しかし、行われているフォローアップも研修に参加した各個人のレベルに留まっており、派遣元機関の変化、例えば、派遣元機関の能力向上のためのフォローアップを行っている例はなかった。実施国の窓口機関として、フォローアップとして、JICA 事務所との研修終了時の合同評価をあげているものが散見された。受益国では、フォローアップとしては、帰国時のレポートの提出、インタビューなどが主体であった。しかし、多くの窓口機関からは「特にフォローアップ活動は実施していない」との回答が多かった。成果については、実施国では JICA 事務所、窓口機関とも JICA 事務所との合同評価が成果を認識する機会としてあげているも

のが散見された。受益国では、評価調査団の来訪時の評価などへの参加があげられていた。他方、短期の研修では成果の評価は難しいとの指摘もあった。

(2) アジア、アフリカ、中南米における差異

アンケート調査結果を、アジア、中南米、アフリカの各地域別に集計し、対応の違いを見た。図 4-6、4-7、4-8、4-9 はそれぞれ実施国の JICA 事務所、窓口機関、受益国の JICA 事務所、窓口機関における状況を、アジア、中南米、アフリカ地域別に示したものである。

a) 実施国の JICA 事務所

実施国の JICA 事務所の基本的な特徴は、すべての事務所が南南協力の実施者として、南南協力の主要な形態である第三国集団研修の形成作業と計画の策定作業に関わっていることである。しかし、他の項目では、アジア、アフリカ、中南米の間で違いが見られた。中南米の JICA 事務所は位置付け、戦略、データ収集・活用の項目で高い割合を占めており、南南協力を重視する傾向があることが分かる。他方、アジアの JICA 事務所では南南協力はある程度の優先度を置かれているが、援助手段として主要な位置を占めてはいない。アフリカでは事務所の関心は薄い。アジア、中南米においては、事業に実施にも関わっているが、アフリカでは関わりは少ない。研修自体のフォローアップ、また、成果の把握は全体的に強くない。

b) 実施国の窓口機関

実施国の窓口機関における特徴は、アジア、中南米の窓口機関とアフリカの窓口機関の間に大きな違いがあることである。アジア、中南米では、南南協力を政策的、戦略的に位置付け強い関わりを持っているのに対し、アフリカの窓口機関の関わりは非常に小さい。アジア、中南米のいくつかの国では援助プログラムを持って外交政策の一環として援助を行なっている。アジアと中南米の違いは、中南米の窓口機関はフォローアップと効果の把握に関心を示しているのに対して、アジアの窓口機関の関心は低いということであった。

c) 受益国の JICA 事務所

受益国の JICA 事務所の特徴としては、中南米の JICA 事務所が南南協力を援助の政策、戦略に位置付け、援助の手段としてみている点である。アンケートでは、中南米では、「予算縮小傾向にあり、今後は第三国リソースを活用した南南協力案件と、本邦の専門家を活用した案件をうまく組み合わせた協力を実施」するなどの記載も見られる。また、第三国集団研修、第三国専門家を活用の戦略として「現地適正技術をスペイン語で指導できる日本人人材が限られている」という点をあげ、「国別事業に基づくプログラム、プロジェクトの投入要素」としての位置付けをあげ、南南協力の投入要素として活用可能性をあげているものが散見された。このことは、フォローアップ、効果に対する関心をもつ事務所の割合が大きいくとも現れていた。これに対して、アジアの事務所の関心はきわめて低かった。アジアの事務所では、南南協力、特に第三国集団研修を開発課題のための手段としては意識してないことが分かる。また、特定の開発効果を特には期待していないことも分かる。

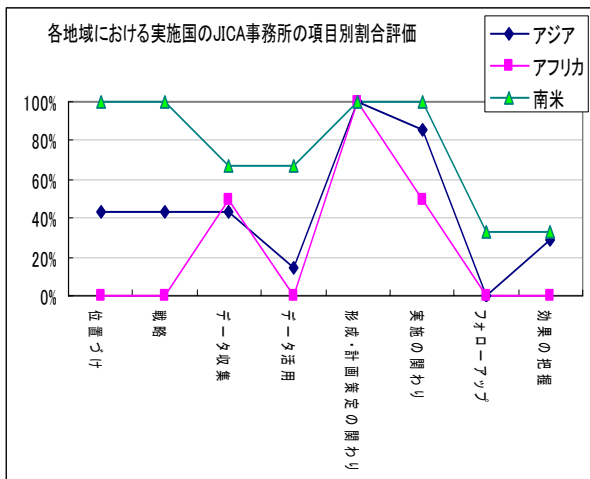


図 4-6 各地域における実施国の JICA 事務所の項目別割合

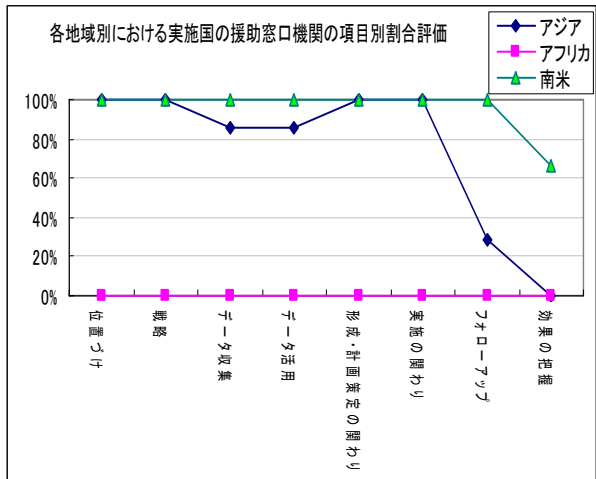


図 4-7 各地域における実施国の援助窓口機関の項目別割合

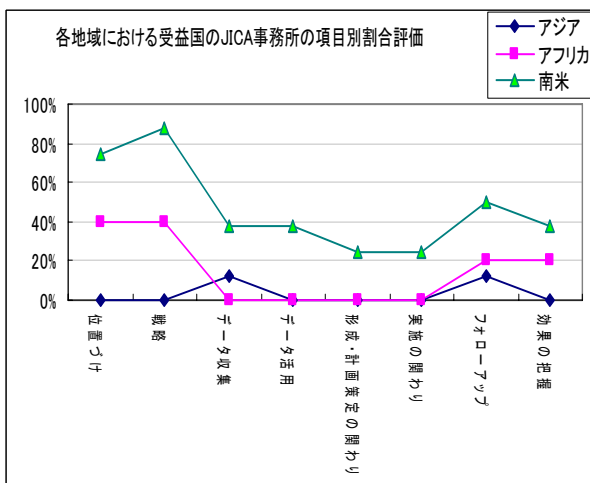


図 4-8 各地域における受益国の JICA 事務所の項目別割合

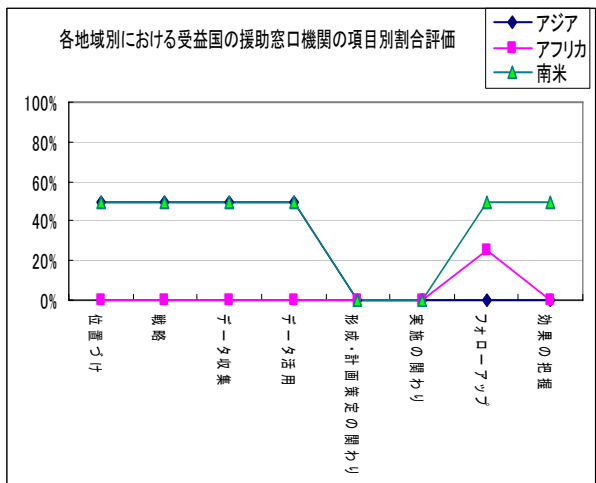


図 4-9 各地域における受益国の援助窓口機関の項目別割合

しかし、「JARCOM メカニズムの作業に通年の作業として関わっている」など、JARCOM との関連で形成計画策定についての記載が見られた。他方、アフリカの JICA 事務所の関心もアジアと同様に低かった。なお、政策、戦略として位置付けている事務所があるのは、実施国の予算で研修員を派遣できるので第三国集団研修を手段として少しでも活用したいという事業規模が極端に小さいアフリカの仏語圏諸国の JICA 事務所があることによる。

d) 受益国の窓口機関

実施国の窓口機関の特徴は、受益国の JICA 事務所の傾向と類似している。中南米の窓口機関が南南協力を援助の政策、戦略に位置付け、援助の手段としてみているのに対して、アジアの窓口機関での関心は低い。フォローアップ、効果についても、中南米の窓口機関では強く意識しているが、アジアでは期待は小さい。アフリカにおいては、受益国の窓口機関はほとんど関係が無い状況である。

このような状況は、中南米の受益国では、JICA 事務所と窓口機関において開発課題を解決する手

段として南南協力を議論する素地を持っているが、アジア、アフリカではほとんど無く、議論の対象になっていないことが伺える。これに対し、中南米においては、実施国と受益国の間でそれなりのコミュニケーションがとられていると考えられる。

4.4 まとめ

以上、実施国と受益国、また、アジア、中南米、アフリカでの JICA 事務所、窓口機関の南南協力に対する対応を分析した。

大きな特徴としては、実施国と受益国の対応に大きな違いがあることが指摘できる。アンケート調査からは、南南協力、特に、第三国集団研修は、多分に実施国指向の事業であるといえる。しかし、地域によって違いが生じていることも事実である。アジアでは、基本的に実施国の枠組みで事業は実施されていた。受益国の関わりは小さく、開発手段としての意識も低かった。しかし、中南米では、若干様相を異にしていた。実施国と受益国との間にそれなりのコミュニケーションがとられているようであった。また、受益国は開発手段として意識もしていた。他方、アフリカでは、南南協力は実施国というより、実態は JICA の援助枠組みで実施されていた。実施国、受益国の窓口機関の関わりは小さかった。

第 5 章

地域横断的分析

第5章 地域横断的分析

本章では、第3章のアジア、中南米、アフリカの事例分析と第4章のアンケート調査結果を基に地域横断的な分析を行った。分析にあたっては、南南協力支援の形態、位置付け、成果、成果に関わる促進要因と阻害要因の観点から現状を整理するとともに、各地域の共通点・相違点をもたらしている主な要因について考察した。表5-1、5-2は、第3章、第4章での記述を取りまとめたものである。

5.1 南南協力支援の形態

南南協力支援は、第三国研修、第三国専門家を主体に実施されてきたが、事例分析の結果を踏まえれば、地域ごとにその支援形態に特徴があることが分かる。以下に述べるように、それぞれの地域の特性に合わせた南南協力支援が実施されており、その結果として南南協力支援事業が多様化していることを指摘できる。

5.1.1 各地域の支援形態の特徴

現地調査の結果に限っていえば、アジア地域ではパートナーシップ・プログラム（PP）の締結が進んでいるものの、実態は日本側の援助戦略などに沿った案件、つまり日本自身の協力の一環として実施されている案件がほとんどである。中南米地域では、第三国研修のほか広域セミナーやミニプロなど様々なスキームが展開されており、JICA 課題別指針による「機能5分類」にある機能すべてが包括されている。日本の協力の一環と考えられる案件も多く見られるが、アジア地域に比べパートナーの立場や考えをより尊重した協力が進められているといえる。「厳密な意味での南南協力支援」¹が最も進んでいる地域と考えられる。アフリカ地域では、技術協力プロジェクトを通じて日本側の援助戦略を極めて強く前面に押し出した支援が行われている、というのが現状である。

5.1.2 多様化する南南協力支援事業

アジアと中南米では、過去に JICA の技術協力を受けた高等教育機関、専門技術教育機関、訓練機関、付属教育機関などが主に実施機関として、契約ベースによるものや集団研修を含む第三国研修の実施や専門家の派遣による南南協力を行っている。実施機関は、それぞれの分野で国内に指導的な教育機関としての地位を確立している。また、日本からの技術協力を基に発展したことも認識している。この2地域における南南協力支援事業は、タイやチリにおけるパートナーシップの枠組みの下での活動として、実施国の JICA 事務所と援助窓口機関の支援を受け、第三国集団研修を主体に行われている。さらに中南米では、他地域に比べ、多くの第三国専門家が南南協力のために派遣されている。その一方で、アフリカでは、JICA 技術協力の一環として実施国のプロジェクトによる第三国集団研修を主体とする南南協力が行われている。

¹ JICA「課題別指針（南南協力）」、平成17年1月

そのような状況の中、近年、南南協力の実施方法がより多様化する傾向が見られた。アジアでは、受益国の JICA 事務所と技術協力プロジェクトの意向によって多様化が始まったといえる。例えば、受益国であるラオスの水道事業体人材育成プロジェクトでは、水道公社の職員に対する研修のためのトレーナー研修を、技術プロジェクトの一要素として、タイの首都圏水道公社の水道訓練センターを委託先として、契約ベースで行っている。このようにして、近隣諸国のリソースの活用を行う事例が増えてきた。こうしたアジアの状況は、JICA の南南協力支援事業を、大きくは実施国主体によるものあるいは受益国主体によるものの二つに区分している。

他方、東南アジア地域で開発の遅れているカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの CLMV 諸国の開発ニーズに対して、開発が進んでいるタイ、マレーシア、シンガポールなどのリソースをマッチングさせて、効果のある第三国研修を形成するための組織として JARCOM が設立された。JARCOM は、南南協力事業の関係機関による年次会合とその後のフォローアップを通じて案件の形成に努めており、実施国のリソースと受益国のニーズを結びつける役割を果たすことが期待されている。

中南米では、PP の下で、実施国窓口機関によって南南協力の技術プロジェクト化が行われている。例えば、エルサルバドルに対する「牛繁殖・飼育管理・サンタ・ロサ・デ・リマ畜産組合生産性向上支援」ミニ・プロジェクトは、チリとの PP の枠組みの中で、窓口機関である国際協力庁の主導の下、契約ベースによる第三国研修と第三国専門家派遣によって行われた。また、JICA の技術協力によって構築された技術協力モデルの移転を目的に、エルサルバドルに対して「貝類増殖開発計画」プロジェクトの支援が実施された。さらには、広く技術や知識を共有し活用するために、南南協力として広域セミナーが実施された。

アフリカでは、JICA の技術協力プロジェクトの下で南南協力事業が行われている。例えば、ケニアの「中等理数科機材強化計画 (SMASSE)」プロジェクトでは、ウガンダの JICA 技術協力プロジェクトを対象に SMASSE のケニア専門家の派遣や、ウガンダのプロジェクトのカウンターパートに対する契約ベースによる第三国研修が行われた。また、第三国集団研修も JICA の技術協力の支援を受けた実施機関が行うなど実施中の JICA 技術協力プロジェクトの下で行われた。このように南南協力は JICA の主導の事業であるといえる。

このように地域ごとに見られる南南協力支援の形態の違いは、南南協力支援を地域や国の現状や開発課題に適合させることによって生じてきたと考えられる。今後も南南協力支援を地域や国の開発レベルに合わせて計画実施していくにしたいが、また、近隣の開発途上国の技術や経験を活用するなどの動きが増えるにしたいが、南南協力支援事業の多様化は一層進展すると考えられる。成果の発現のためには、こうした傾向に合わせて、南南協力支援のあり方にもより一層の工夫と柔軟性が求められるといえる。

表 5-1 南南協力支援活動にかかる総括表 1 (支援形態、事例分析、アンケート調査)

	支援形態	事例分析		アンケート結果	
		位置付け	成果	位置付け	成果
アジア	<ul style="list-style-type: none"> ・確立された研修機関による第三国集団研修 ・技術協力プロジェクトの一要素としての契約ベースによる第三国研修実施 ・専門家派遣による技術協力プロジェクトの共同実施など ・JARCOM による第三国研修の形成と実施 ・南南協力としての枠組みとしてのパートナーシップ・プログラム 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発格差の是正を目指した協力 ・実施国の元 JICA 支援機関を実施機関とした研修 (第三国研修) ・専門家派遣による共同プロジェクト ・実施国と受益国のツートラックによる協力: 実施国の外交政策の一環としての協力、受益国の JICA プロジェクトとして実施 ・受益国と実施国のニーズマッチングの努力 (JARCOM) 	<ul style="list-style-type: none"> ・確立された実施機関による研修・技術レベルの確保 ・受益機関の第三国研修に対する受動的な対応: 成果は受講者の技術的向上が主 ・契約ベースの研修の下での成果の確保 ・JARCOM 形成案に対する成果への期待 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施国の南南協力 (第三国研修) に対する関心と計画・実施への関与の高さ ・受益国における南南協力 (第三国研修) に対する関心と実施への関心の低さ 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施国の JICA・窓口機関とも第三国研修の成果の把握への関心の低さ ・受益国の JICA・窓口機関とも第三国研修の成果の把握への関心の低さ
中南米	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の支援した機関での第三国研修 ・南南協力としての枠組みとしてのパートナーシップ・プログラム ・チリの技術協力プロジェクト経験を基にした JICA と実施国の共同プロジェクト (専門家派遣、第三国研修) ・パートナーシップ・プログラムの一環としてのミニ・プロジェクトの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・水平協力としての協力 ・受益国における投入として南南協力の重視 ・受益国関係機関の関心の高さ ・実施国による戦略的な協力の推進 ・実施国の強みを生かした協力 ・JICA と受益国のパートナーシップの重視 	<ul style="list-style-type: none"> ・受益国における技術協力プロジェクトとしての成果の確保 ・研修員の個人レベルを超えた成果の発現事例の存在 ・第三国集団研修の成果は受講者の技術的向上が主 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施国の南南協力 (第三国研修) に対する関心と実施への関与の高さ ・受益国における南南協力 (第三国研修) に対する関心と実施への関心 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施国の JICA・窓口機関とも第三国研修の成果の把握に対する関心 ・受益国の JICA・窓口機関とも第三国研修の成果を把握に対するある程度の関心
アフリカ	<ul style="list-style-type: none"> ・技術協力プロジェクトの主要構成活動としての JICA プロジェクトを対象とした協力 ・技術協力プロジェクトを実施機関としての第三国研修 ・元 JICA 支援機関を実施機関とした第三国集団研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・水平協力としての協力 ・JICA プロジェクト・モデルの拡大 ・日本の実施中のプロジェクトにおける第三国研修の実施 ・JICA 主導の南南協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・受益国における技術協力プロジェクトとしての成果の確保 ・第三国集団研修の成果は受講者の技術的向上が主 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施国 JICA 事務所による協力の形成・計画 ・実施機関を主体とした南南協力の実施 ・その他の関係機関の関心の低さ 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施国の JICA・窓口機関とも第三国集団研修の成果の把握への関心の低さ ・受益国の JICA・窓口機関とも第三国集団研修の成果の把握への関心の低さ

(出所) 調査団作成

表 5-2 南南協力支援活動にかかる総括表 2 (促進要因、阻害要因、課題)

	促進要因	阻害要因	課題
アジア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導的教育機関としての実施機関の存在 ・ 実施機関の日本の援助に対する親近感 ・ 実施機関の外交政策の一環としての事業に対する認識 ・ 受益機関の認識の強さと契約ベースによる第三国研修の目的に対する研修機関の課題・人材養成などにおける明確な位置付け ・ 関係機関のコミットメント ・ 受益機関による計画的な研修の実施 ・ 現地活動費の柔軟な活用による案件の実施 ・ 受益機関と実施機関のコミュニケーション ・ 技術協力プロジェクトの一要素としての研修位置付けの明確さ ・ 受益国 JICA 事務所の支援 ・ 柔軟な実施機関の選定 (類似語学の重視など) ・ 類似言語の重視 (タイ-ラオス) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関と第三国集団研修員派遣機関のコミュニケーションの無さ ・ 第三国集団研修員派遣機関の受動的な対応 ・ 第三国集団研修員の計画的派遣の難しさ ・ 第三国集団研修ニーズのミス・マッチング ・ 第三国集団研修員のレベルのアンバランス ・ 受益国 JICA 事務所の関与、主体性を発揮する難しさ ・ 事業の位置付けの不明確さ ・ 国際約束などの位置付けの難しさ ・ 第三国専門家派遣先の制度による難しさ (期間、処遇など) ・ 多数の関係者の存在と調整の難しさ 	<p>政策・戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パートナーシップのあり方の再考の促進 ・ 国際約束概念の再整理 <p>制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JARCOM プロセスのより効果的な制度構築 <p>運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三国集団研修の募集・実施プロセスの最構築 ・ 情報の蓄積と共有化の促進 ・ 技術協力プロジェクトをコアとした近隣リソースの活用
中南米	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関における開発課題に対する認識と南南協力の位置付けの明確化 ・ 域内における連携意識の存在 ・ 受益国ニーズの十分な把握 ・ 関連機関間のコミュニケーションの多さ ・ 質の高い実施機関の存在 ・ 語学的文化的類似性 ・ 関連機関の南南協力に対する関心・意識の高さ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ミニ・プロジェクトにおける実施国・受益国の意思の疎通 ・ 実施機関の資金負担 	<p>政策・戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施国の援助戦略の強化を図る協力 <p>制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 南南協力支援のプロジェクト化
アフリカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通の言語・文化・環境・歴史など ・ 受益側のニーズを把握 (事前調査、コース評価、帰国研修員調査) ・ 受益機関が実施する技術協力プロジェクトの投入として活用 ・ 受益機関が実施するプログラムの投入として活用 ・ 研修終了後、受益機関が第三国集団研修の成果を活用する体制を構築 ・ 受益機関が実施する技術協力プロジェクトの投入として活用 ・ 臨機応変な投入が可能 ・ 受益側のニーズに合わせた協力内容を計画することが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設・設備の不一致 ・ 不十分なニーズ把握 ・ 言語 (英・仏・ポルトガル語) の不一致 ・ 現地活動費と既存スキームでは、日当・宿泊費が異なっていること ・ 要請書の取り付けが困難な外交関係 	<p>政策・戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JICA の支援における位置付けの明確化 ・ 自立発展性の考え方の整理 <p>制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 柔軟性のあるシステムの確立 ・ 実施国のリソースと受益国のニーズとのマッチングのためのシステム構築 ・ 南南協力経費の確保 <p>運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三国集団研修における受益者ニーズの確認 ・ 第三国研修のフォローアップ ・ 経費基準、選定基準の明確化

(出所) 調査団作成

5.2 関係機関の位置付け

5.2.1 関係機関による南南協力支援案件の位置付けと関与の度合い

第3章の事例分析、第4章のアンケート分析結果を踏まえれば、関係機関による南南協力支援案件の位置付けと関与の度合いは、実施国と受益国、地域、南南協力支援の形態によって違いがあるといえる。特に、南南協力支援の主要な役割を占める第三国集団研修に対する関連機関の位置付けと関与について、実施国と受益国の間では大きな相違があると指摘できる。

具体的には、まず、第三国集団研修の位置付けと関与の程度について地域的な違いがみられたものの、一般的に、実施国の JICA 事務所、研修実施機関の関わりは大きく、また関心も高いといえる。窓口機関の関わりは地域によって違いがある。その一方で、受益国の JICA 事務所、窓口機関の関与はほとんどなく関心も低い。研修員派遣機関はそれに比べて若干の関与はあるものの低い。このような状況は、第三国集団研修が基本的に実施国主導の南南協力事業であることを意味している。

アジアでは、タイに見られるように JICA 事務所は、PP の下でニュー・ドナー化を支援する一方、タイの援助政策の一環として第三国集団研修を実施してきた。他方、南南協力の実施機関である高等教育機関、専門技術教育機関、訓練機関、付属教育機関などは、研修事業を海外ビジネス、国際化として捉え、JICA と TICA の意向も踏まえて、研修を計画・実施している。しかし、受益国の JICA 事務所、窓口機関の関心は低く、また、受益機関の対応は、研修応募要項の受領を基にアドホックに研修員を選任しており、計画的な対応には至っていない。

アフリカでは、上述したように、JICA の技術協力プロジェクトによって第三国集団研修が行われており、JICA 事務所やプロジェクトが主導している事例が見られたのが特徴的であった。しかし、実施国の窓口機関、受益国の JICA 事務所、窓口機関の関心は低い。他方、中南米では、他地域と異なり、受益国の関心は高い。中南米では、実施国であるチリに見られるように JICA 事務所は援助計画に位置付けて南南協力を支援し、窓口機関である国際協力庁は、他国との連携を強めるために開発の度合いが同レベルの国同士の協力である水平協力を促進に努めている。そのような状況の下で実施機関も積極的に南南協力に関わっている。また、受益国の JICA 事務所、窓口機関、受益機関においても、開発課題に位置付けて対応していることがうかがえた。

このような第三国集団研修の状況に対して、技術協力プロジェクトの一環として実施される契約ベースによる第三国研修では、近隣諸国の技術と経験を活用するようになり、特に受益国の JICA 事務所と研修員派遣機関の関心と関わりが大きくなってきている。受益国にとってこうした形態の研修は、成果を発現させるための投入としてとらえられていることから、関係機関による戦略上の位置付けや案件の計画・実施プロセスにおける関与が強くなっていると考えられる。また実施国においては、どの地域においても実施機関の位置付けや関与は強いが、JICA 事務所や援助窓口機関は案件によって異なっている。

アジアでは、技術協力プロジェクトにおける契約ベースによる第三国研修の実施は、受益国の JICA

事務所の関心と関与の表れであったと考えられる。例えば、ラオス、カンボジアでは、JICA 事務所が技術協力プロジェクトの主要な活動として、タイの首都圏水道公社やマレーシアのサラワク総合病院などに委託して契約ベースによる第三国研修を行っており、このような活動は JICA の事業計画の中に組み込まれている。実施国の実施機関も受益機関との直接の協議を通して関心は高い。

他方、受益国と実施国双方の関係機関の関心と関与を高め、南南協力をより明確に援助計画の中に取り込み促進していこうとする活動も増えてきている。アジアでは、JARCOM が設立され、第三国研修の形成に受益国の関係機関が参加するようになってきている。中南米では、上述した南南協力のプロジェクト化として受益国の関係者の関心が高まってきている。アフリカでは、ケニアの例のように、技術プロジェクトでウガンダの技術協力プロジェクトを対象に南南協力活動が行われており、受益国の関係者の関心と関与が高まってきている。

5.2.2 各地域の共通点・相違点をもたらしている主な要因

関係機関の関与と位置付けは、各組織の持つ政策や戦略上の目標を達成するために、個々の案件の役割がどの程度明確になっているかという点と密接につながっているといえる。この点についてアンケート調査の結果からも、実施国側の JICA 事務所と援助窓口機関の関与が受益国側に比べて 2 倍近く強いこと、その理由として実施国側は案件実施のために予算付けをしており、そのために開発戦略などに位置付ける必要性が生じていること、その一方で受益国側では南南協力支援を投入として認識しておらず²、したがって予算付けや事業計画における位置付けも要さないことがあげられている。

このほか、中南米地域が「厳密な意味での南南協力支援が最も進んでいる」地域であるという背景には、同地域に対する我が国 ODA 予算そのものが減少傾向にあり、そうした状況の中で実施される南南協力支援が、援助リソースの効果的、効率的な活用という観点から極めて重要であることが大きな要因としてあると考えられる。

アジア地域では、第三国集団研修を主体とした南南協力の枠組みで同支援事業全体を捉えることが難しくなっているが、これは JARCOM の枠組みが強化されつつあり、その下での南南協力が進んでいるためである。その要因として、地域内から援助卒業国が出てくる中で、そうした国々が先導する形でアジア地域全体が発展するよう域内協力が進められつつあることがあげられる。現在 JARCOM を通じて、受益国のニーズが徐々に南南協力支援事業に反映されるようになってはいるものの、実際にはまだ JICA の意向に基づく案件形成が中心となっていることが TICA から指摘されている。

アフリカ地域では JICA によるプロジェクト協力の枠組みの中で南南協力が進められている。同地域内の開発レベルが比較的同じ程度であり、文化や歴史、言語など共有性があることを要因として、相互に学び合える南南協力が進められてきたと考えられる。同地域の人的資源の乏しさを鑑みれば、南南協力の意義や必要性は大きいといえるが、その一方で、財政的な自立発展性が望めない以上、今

² ただし、受益国における技術協力プロジェクトの場合を除く。

後とも JICA の支援は欠かせないといえる。

5.3 南南協力支援の成果

5.3.1 貢献・効果の発現状況

調査対象とした第三国研修は、アジアと中南米では、それぞれの分野で国内に指導的な教育機関としての地位を確立している実施機関によって行われており、インタビュー結果からも研修参加者の技術の習得、知識の向上に寄与していることを確認できた。JICA や窓口機関が委託する第三国集団研修や契約ベースによる第三国研修は、これらの機関の持っている資源を基に委託内容に合わせて研修内容が決められていた。研修実施機関は、カリキュラムの改善とともに毎年度の研修終了時に評価を行い、研修内容の充実に努めていた。そうした研修の結果として参加者の技術レベルは向上していた。

しかし、受益機関に対する効果は、研修派遣元の研修に対する関与の程度によって異なっている。アジアでは、第三国集団研修は、一般に研修員の募集は実施側の意向で不定期に行われるため研修員派遣機関は研修に対して受身の対応を行っており、計画的なものとはなっていなかった。それゆえ、研修効果は、個人の技術や知識の向上の範囲にとどまるものがほとんどであった。他方、受益国の技術協力プロジェクトの一環として実施された契約ベースによる第三国研修では、受益機関が研修実施機関を選択するとともに研修内容について研修実施機関と詳細に検討して決めており、研修機関の関与は大きく、研修の効果がプロジェクトの目標にまで及んでいた。

中南米では、第三国研修に対する受益国の JICA 事務所、窓口機関、受益機関の関心は概して高く、研修の成果は個人レベルを超えて組織レベルへの効果として発現している事例も見られた。また、南南協力のプロジェクト化によって成果が確保されている事例も見られた。ミニ・プロジェクト「牛繁殖・飼育管理・サンタ・ロサ・デ・リマ畜産組合生産性向上支援」では、契約ベースによる第三国研修と第三国専門家を組み合わせることによって受益国に直接、協力することにより効果をあげていた。他方、アフリカでは、実施中の技術協力プロジェクトにおいて第三国集団研修が行われていることから、研修の技術レベルが確保されていた。この点に関して、JICA の技術プロジェクト関係者を対象として行われた場合、あるいはウガンダの例のように受益機関に研修と関連するプログラムがある場合などには組織レベルにまで研修成果が発現されていたが、そうでない場合には概して参加者の知識の取得に留まっていた。

アンケート調査の結果からは、実施国、受益国双方の JICA 事務所、窓口機関において、南南協力支援のフォローアップへの関わりや成果に対する認識がともに低いことが明らかになっている。その要因として、実施機関や受益機関では第三国集団研修はあくまで個人レベルの能力開発ととらえていること、したがって組織として成果を把握したり、それを波及させたりする関心や取り組みが乏しいことにある。このほか、特に受益機関においては、第三国集団研修は不定期に実施されるため、組織の開発戦略において計画的に活用することが難しい、ということも要因としてあげられる。こうしたことが改善されない限り、組織レベルにおける大きな成果は期待できないといえる。

5.3.2 成果に関わる促進要因と阻害要因

第3章の事例分析において、各地域における南南協力支援の成果に関わる促進要因と阻害要因を分析した。本節では、これを基に地域横断的な促進要因と阻害要因について整理した。

(1) 促進要因

a) 指導的な実施機関の存在

成果をもたらした要因としては、まず、それぞれの分野で国内に指導的な教育機関としての地位を確立した機関が実施機関として選択されていたことである。アジア、中南米では、実施機関は JICA の技術協力の実績のある高等教育機関、専門技術教育機関、訓練機関、付属教育機関などであり、国内外でも数多くの研修事業や専門家を派遣している機関である。これらの機関は、JICA 事務所、窓口機関の委託する内容に自機関の保持する資源を使い適した研修コースを計画・実施する能力を有している。また、南南協力のために自機関の教員、研究者から適切な専門家を選択し適切な専門家を派遣することが可能である。

b) 関係機関の強い関心と関与

関係機関の強い関心と関与が成果をもたらした要因の一つと考えられる。特に受益国の JICA 事務所、窓口機関、受益機関の南南協力に対する強い関心と関与が促進要因としてあげられる。事例分析およびアンケート調査の結果において、中南米では、実施国・受益国の関係機関の関心が高く、結果として成果の発現も多く見られた。また、アジアでは、カンボジアの母子保健プロジェクトに見られるように JICA の技術協力プロジェクトの一環として実施されている契約ベースによる第三国研修は、受益機関が達成すべき明確な目標や目的意識を持ち、研修実施機関と交渉し研修内容を目標にあわせ決めるとともに、実施にも深く関与することによって、その結果組織レベルでの成果が発現していることが伺えた。アフリカにおいては、中等理数科強化計画において技術協力プロジェクト間で協力を行っており、受益機関では契約ベースによる第三国研修を JICA の技術協力プロジェクトの投入要素としてとらえて活用し、成果を確保していた。

c) 関係機関が連携できる実施体制

エルサルバドルでは、JICA エルサルバドル事務所が中心となり、エルサルバドルおよびチリとの関係機関と連携を強めて成果をあげていた。アフリカ地域では、技術協力プロジェクトを通じて実施国、受益国の連携関係を強化している案件では、そうした体制によって成果の波及レベルが広がっていた。アジア地域では成果の発現を期待して JARCOM が構築され、関係機関の連携によって研修コースが形成されつつあった。こうした連携によって関係機関の関心と関与が高まってきており、成果も出始めている。こうしたことから、案件の関係機関がお互いにうまく連携できる実施体制の存在は、成果の発現に貢献する要因と考えられる。

d) 関係機関による明確な位置付け

中南米地域では、JICA、実施機関、受益機関など関係機関の優先的開発課題に南南協力を位置付けている事例がみられた。結果として、関係機関によってその重要性が認識され、成功に向けた意欲が

強まり、成果があがっていた。ケニアの「中等理数科機材強化計画(SMASSE)」プロジェクトでは、ウガンダの技術協力プロジェクトを対象に契約ベースによる第三国研修や専門家派遣を行っていた。このような協力については、受益機関が協力を計画に明確に位置付け受け入れており、その成果を組織や組織外に波及させていた。また、ラオスの国立大学工学部のITブリッジ・プロジェクトでは、実施機関が、JICA、受益機関との共同プロジェクトとして自組織の活動に南南協力を戦略的に位置付けるとともに、組織的な取り組みを行っており、その結果期待される成果をあげていた。

こうしたことから、関係機関において南南協力支援案件を政策上あるいは戦略上明確に位置付けることで、目標達成に向けた意欲や関心も高くなり、実施プロセスへの関与も強まり、その結果、案件の成果が発現されやすくなるといえる。

e) 受益機関の成果に関する認識の明確さ

契約ベースによるものや集団研修であっても第三国研修の成果は研修結果が派遣機関に適切にフィードバックされることによって確保される。また、フィードバックには、研修員を派遣する、あるいは専門家を受け入れる受益機関の成果に対する認識が明確になっていることが重要である。技術協力プロジェクトにおける契約ベースによる研修では、それ自体の成否がプロジェクトの成果に影響を与えるものであり、計画的に実施されていた。第三国集団研修においても、研修員の派遣機関が人事政策、また、自組織の課題解決に対して明確に位置付けられて派遣された場合に適当な成果として現れていた。

f) 実施機関と受益機関のコミュニケーション

実施機関が受益機関の目的を明確に認識しているときに成果が出ていた。技術協力プロジェクトにおける契約ベースによる第三国研修では、受益機関が実施機関を選択し契約ベースで研修を委託していた。契約にあたっては、受益機関と実施機関の間で研修内容について密接な打合せを行っていた。結果として、研修実施機関はどの研修の内容についても受益機関の目的にあったものにするのが可能であった。また、研修後は次回の研修内容へのフィードバックのために合同で評価を行うなど、研修をより目的に合うものに改善していた。成果が発現された案件では、開発ニーズと開発リソースを結びつける努力がなされていたといえる。

g) 言語の共通性

第三国研修や第三国専門家の実施において、実施国と受益国の間に共通あるいは類似した言語が使われていることが、成果発現の大きな要因の一つであるといえる。アジア地域におけるタイとラオスの言語の類似性、中南米地域全域でのスペイン語の使用、英語圏アフリカ諸国における英語の使用は、言葉による障害がないために、研修や指導など受益国への支援が円滑に行われることにつながっていた。また、こうした国々では、言語の共通性ばかりではなく、文化、環境、歴史などの面でも共通点、共有できる点を多く持っており、そうしたことも合わせて成果の発現に貢献していた。

(2) 阻害要因

a) 第三国集団研修での研修員の計画的な派遣の難しさ

既存の第三国集団研修の研修募集は、カンボジアの例にも見られるように研修員派遣機関にとってアドホックなものであり、計画的に活用することは難しかった。したがって、受益機関が研修員を募集する際、その時たまたま対応できる職員を派遣するといった受け身の対応になっていた。人事関連部局は、研修を職員のキャリア形成の一部と位置付け、個人レベルでの知識の習得を目的とした上で研修員を選定していた。しかし、組織が抱える課題に対応するために研修候補者が選定されている事例は少なかった。また、受益国の JICA 事務所の関心や関与が乏しいことが指摘されている。JICA の関与が乏しいため、受益国窓口機関の関心も低くなる。研修の手続きにはこれら 2 機関が関わっているので、関心・関与が乏しければ、受益側の意向を反映させることは難しい。このような、計画的な対応の難しさ、受益国側における受け身の対応、低い関心・関与が研修の成果を限定的にする要因となっていた。

b) 実施機関と受益機関のコミュニケーションの不足

第三国集団研修では、研修員の選定は、研修募集要項に対して外交チャネルによって提示された候補者から実施機関が選定し確定していた。しかし、実態は、外交チャネルでの選定段階で候補者が絞り込まれており、研修実施機関が選定を行うにあたっての自由度は小さかった。受益機関が、人選の過程でコンタクトを直接研修員と取ることが出来ない、また実施機関が受益機関の持つ研修員派遣の意向も研修によって何をフィードバックしたいのかもわからない状況になっていた。結果として、実施機関は受益機関と具体的な成果を共有することができず、成果の確保も難しくなっていた。

c) 南南協力支援の位置付けの不明確さ

事例分析およびアンケート調査の結果として南南協力支援が JICA の国別の事業計画にまだ十分に位置付けられていないことがわかった。特に、受益国では、第三国集団研修の位置付けは多くの JICA 事務所で明確になっていなかった。JICA 事務所は、これらの研修を投入の重要な要素として開発課題に対する事業として組み込むことができず、結果として、南南協力活動をより効果あるものにすることができていなかった。

d) 言語の難しさ

一般に、アジアでは、第三国研修は英語で実施されているが、カンボジア、ラオスからの参加者の英語能力の不足が指摘されていた。アフリカにおいても、英語での第三国集団研修にフランスやポルトガル語圏からの参加者が若干含まれている場合に、彼らが研修内容の理解に苦労していたことが報告されている。研修員全体における比率は小さいながらも、言語の壁は研修の成果を発現させる上で阻害要因となっていることがうかがえた。また、第三国集団研修では、実施機関は、研修レベルをそれぞれの機関の行っている教育、研修などのレベルに合わせて研修の内容を決めている場合が多く、カンボジア、ラオスなどについては英語レベルが合わないとの印象をもたれていた。このような状況は、JICA や窓口機関において援助の優先度が高いカンボジア、ラオスからの研修員の派遣を難しくしていた。

e) 施設・設備の不一致

実施機関と受益機関において使用している機材・設備が異なると、第三国集団研修で学んだ技術・知識が受益機関で活用できず、その結果、貢献・効果の発現を阻んでいた。全ての第三国集団研修実施機関は我が国の援助を受けており、技術的な側面に加えて機材や設備などの面でも他の機関に比べて優れている。第三国集団研修で使う機材が研修員派遣機関の所有するものに比べて著しく高度で、研修員が帰国後に研修で得た知識・技術が活用できないこともある。こうした研修には、参加の前提条件を満たしていない受益機関が研修員を派遣しているためであり、受益国における研修員の選定が問題といえる。

f) 研修内容の不一致

第三国集団研修の内容が受益国のニーズに合っていないければ、研修成果が組織的・社会的な貢献・効果を生み出すことは難しい。アフリカ人造り拠点計画（AICAD）は、灌漑技術の第三国集団研修を実施したが、その内容はケニアにおいて主流の大規模灌漑に関するものであった。そのため、小規模灌漑のニーズが高いウガンダでは、そのまま活用することは困難であった。このような問題の背景には、第三国集団研修の内容に受益国におけるニーズが反映されていないことによる。このような場合は、組織や社会において活用されることは難しく、貢献・効果を生み出すことも難しい。

5.4 南南協力の優位性

ここまで「南南協力支援」自体の成果とその促進・阻害要因について分析をしてきたが、本節では南南協力、南南協力支援がそれ以外のスキームと比べてどういった場合に優位性を持つのか、またその際の課題は何かについて記述する。

a) 現地や近隣国のリソースの活用による効率性

研修実施機関や専門家の派遣元機関が受益国の近隣にあれば、日本を含め遠方の国での研修実施やそうした国からの専門家派遣に比べて低い費用ですみ、効率的であることはいうまでもない。その場合、特に域内南南協力への支援は優位性を持つといえる。ただし、費用が安くても質を確保できること、つまり現地のニーズに合った的確な支援ができることが前提である。例えば、アフリカで訪問した機関で“先進技術はアジアから”といった声が多く聞かれたように、先端の技術をアフリカ域内で求めることは簡単ではない。このような場合には、先進国、ないしは南南協力であってもアジアアフリカ協力のような形が優位となる。

b) 言語、文化、歴史の類似性による適正技術や知識の提供

第3章で述べたように、例えばラオス国立大学工学部 IT ブリッジ・プロジェクトでは、タイから第三国専門家がラオスへ派遣され技術指導が行われた。また、ラオス水道事業体人材育成プロジェクトにおいても、タイでの契約ベースによる第三国研修やタイからの専門家招聘が行われた。そうした際には、タイ人専門家の持つ技術や経験が活用されたほか、指導・講義やテキストも英語ではなくタイ語が使われたため、ラオス側の受益者にとっては理解がしやすく支援の効果も大きかった。

このことは言語だけではなく、文化や社会経済状況、歴史的背景、現在の開発レベルなどが類似している国々の場合にもあてはまる。上述したタイとラオスのケースもそうであるし、中南米においても域内諸国間において協力が進んでいること、アフリカ英語圏諸国の間でも水平協力の形で協力が行われていることは、そうした面での類似性を持つ国々間の協力という点が大きな特徴である。このような場合、特に受益側が必要とする適正技術や知識を、実施側は理解、提供しやすいという点で南南協力は優位性を持つ。特に域内での南南協力は極めて有効な手段になるといえる。

c) 我が国の援助形態の多様化

援助形態という観点から南南協力支援をとらえると、従来型のバイやマルチ協力に加えて、例えば JARCOM やパートナーシッププログラムを通じた援助卒業国への支援、具体的には「開発途上国間技術協力 (TCDC) 活動への支援」、「ドナー化支援」といった形で我が国の援助形態を多様化させている。このような支援形態は他のドナーにはあまり見られないことであり、多様な援助形態を持っていることは、上述した優位性とともにより我が国援助の特徴として国際社会や国民にアピールすることができる。

またタイやチリなど援助卒業国あるいはそれに近い国々との間では、南南協力支援を通じて新たな関係を構築し、その上でさらに新たな支援のやり方を共同で企画・実行することも可能となる。つまり、やがては JICA-TICA や JICA-AGCI がイコールパートナーとして他の途上国へ支援を提供する、そのために両国が新たな南南協力支援の方法を検討するようになることが期待される。さらには、開発レベルの高いこうした国々に対して、新たな形で支援を続けることによって、我が国のドナーとしてのプレゼンスを維持することも可能であろう。

第 6 章

提言

第6章 提言

本章では、JICA が今後南南協力支援をより効果的に実施し、かつ拡大していくために必要なこととして、第4章、第5章での分析結果を踏まえて地域共通の主要課題を整理した上で、提言としてまとめた。提言は、その対象者がいる程度明確になるように、政策、制度、運用の3つに分類した。直接的には、政策はODA政策関係者や現地ODAタスクフォース、制度はJICA課題別タスクフォース、そして運用は現地や本部の案件関係者に向けた提言であることを意図している。これに加えて、第3章、第4章での分析結果を踏まえて、地域固有の主要課題を整理し提言につなげた。

6.1 地域共通の主要課題と提言

地域共通の提言は、第5章で述べた成果に関わる促進要因と阻害要因から導かれている。その関係は図6-1のとおりである。

(1) 政策的な課題と提言

a) 受益国関係機関における南南協力支援の位置付けの明確化

事例分析およびアンケート調査の結果、特に受益国では、第三国集団研修や第三国専門家の位置付けは多くのJICA事務所の国別事業計画において明確になっていないことが明らかになった。また、受益機関は第三国集団研修の募集要項に対して受身の対応をしており、その結果、効果も個人のレベルにとどまっていた。

したがって、南南協力活動をより効果あるものにするためには、特に受益国のJICA事務所や受益機関など関係機関において、第三国集団研修を投入の重要な要素としてとらえ、開発課題に対する事業の一部として組み込むことを提言する。具体的には、JICAの国別事業計画や受益機関の活動計画における中長期・短期的それぞれの目標に基づき、まず、それらを達成するための手段として南南協力の活用を検討する。南南協力が有効な手段であると判断されれば、南南協力あるいは南南協力支援の戦略や活動内容を具体的に設定する。その上で、受益国援助窓口機関や実施機関との間で調整や合意形成を図る。南南協力支援にかかる個々の案件については、設定された戦略や活動内容に照らしつつ案件形成や詳細な計画づくりをする。これは主に現地ODAタスクフォースや各案件のJICA担当者、コンサルタントが共同して担当するものとする。

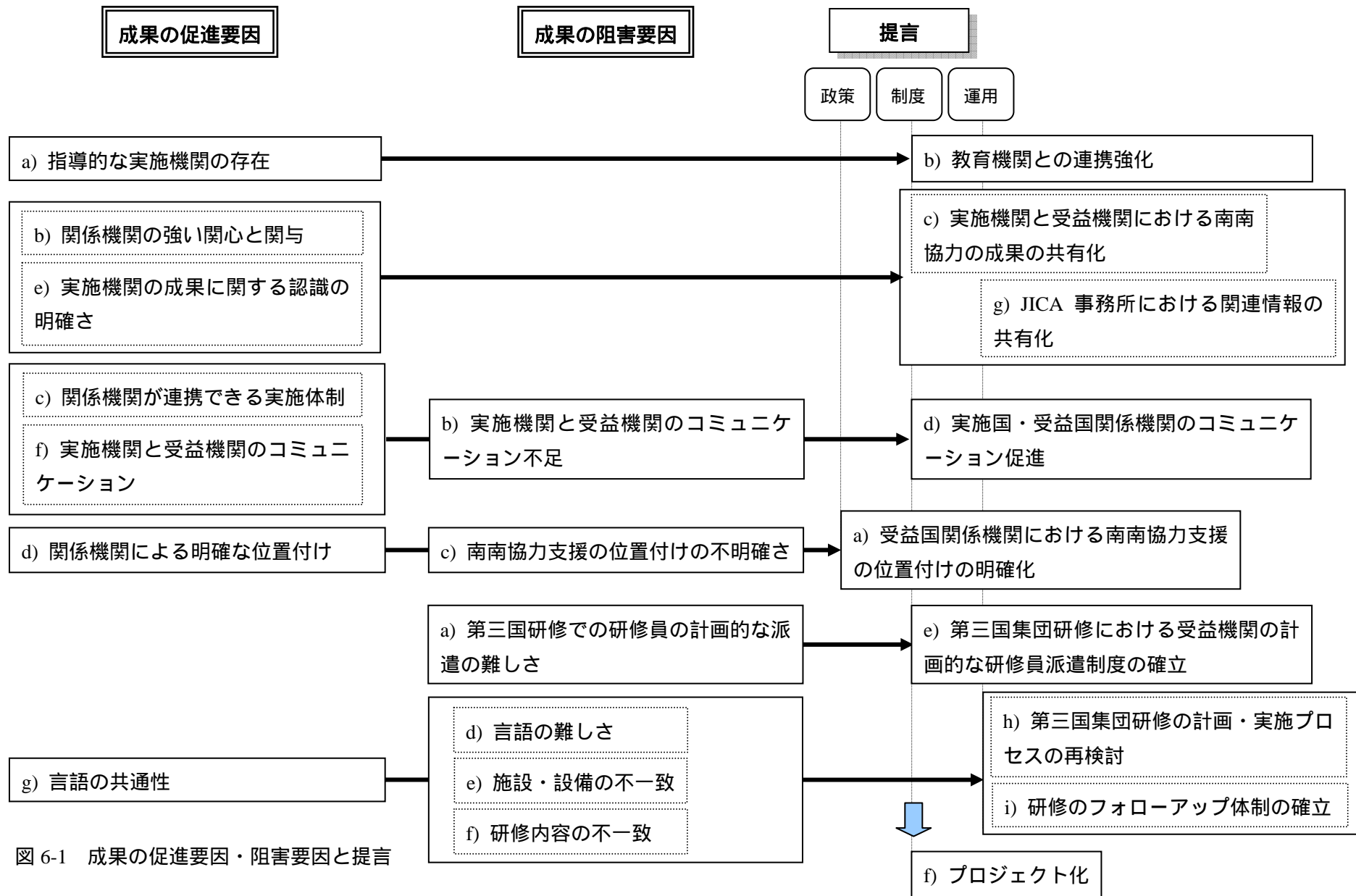


図 6-1 成果の促進要因・阻害要因と提言

(2) 制度的な課題と提言

b) 教育機関との連携強化

事例分析が示すように南南協力支援は、地域や国の現状、開発課題に対応するために多様な形態をとるようになってきている。受益国の JICA 事務所で、開発課題の解決のために近隣諸国の技術と経験を技術協力プロジェクトに活用している例もあり、そうした事務所では近隣諸国の戦略的な価値を認識しているといえる。ラオス、エルサルバドルでは JICA と実施国による共同プロジェクトも実施されている。アフリカにおいては JICA の技術協力プロジェクトが軸となり域内の水平協力を主体とする南南協力を推進している。また、JARCOM のように実施国と受益国の関係機関を統合し効果ある協力を推進するシステムの構築も試みられている。このような状況は、南南協力を通じて開発途上国の知識、技術、経験を他国でも活用できる可能性が高いことを示しているといえる。

南南協力の成果を促進する要因として、それぞれの分野で国内に指導的な教育機関としての地位を確立している実施機関の存在があげられた。その多くが JICA の協力の実績を有する機関である。したがって、南南協力を通じて、開発途上国の知識、技術、経験をより広く活用するシステムを構築し、さらにその成果を確保するためには、こうした機関と連携した事業の実施促進やネットワーク構築に努めるよう提言したい。

c) 実施機関と受益機関における南南協力の成果の共有化

カンボジアの母子保健プロジェクトに見られるように JICA の技術協力プロジェクトの一環として実施されている契約ベースによる第三国研修は、受益機関が達成すべき明確な目標や目的意識を持ち、研修実施機関と交渉し研修内容を目標にあわせ決めている。さらには、実施にも深く関与しており、その結果組織レベルでの成果が発現していることが伺えた。

成果の発現をより確実にするためには、実施機関と受益機関において南南協力の成果など情報を共有化するシステムを構築することを提言したい。これによって事業内容や成果が双方にとって明確になり、かつフィードバックも適切に行われるようになると考える。

d) 実施国・受益国関係機関のコミュニケーション促進

南南協力は実施国と受益国において多数の関係機関が関連する事業である。また、事例分析の結果として、南南協力の効果をあげるためには、関係機関におけるコミュニケーションの重要性があげられていた。また、アンケート結果からも、実施国と受益国の関連機関の南南協力における関心と関与に大きな差があり、これが成果の発現に影響を与えていたと想定されることを示した。アジアでは、JARCOM の設立によって実施国・受益国の関係機関の間でコミュニケーションが密になることをねらいとした。コミュニケーションが円滑に進むことによって、各関係機関は自己の役割を明確に認識し適切な行動が取れるようになる。また、実施国は受益機関の開発ニーズを把握することができ、ミス・マッチングを減らすことができる。

そうした目的を達成するために、中南米、アフリカにおいても、JARCOM のように実施国・受益

国の関係機関間のコミュニケーションを促進する仕組みや体制の構築を提言したい。

e) 第三国集団研修における受益機関の計画的な研修員派遣制度の確立

第三国集団研修では、研修のオファーは研修員派遣機関においては不定期なものであり計画的に対応するのは難しいとのことであった。オファーを受けたときに派遣しえる職員の中から候補者を選定している場合が多かった。結果として、研修の成果は、参加者の個人レベルに留まっていた。

このような状況を改善するために、研修コースの計画時に、多年度にわたり特定の人数を特定の機関に枠として配分するなど、組織の開発ニーズに対応し計画的に研修員を派遣できる制度の導入を検討するよう提言したい。

f) プロジェクト化

現在、第三国集団研修や第三国専門家派遣は個別に実施されることが多いため、南南協力支援としての成果やインパクトは小さく、既述したように個人レベルを超えた成果としてはあまり見えてきていない。したがって、成果の阻害要因に横断的に対処しより大きな成果をあげうるために、制度改善の一つとして、以下を提言する。

- ・実施国、受益国とも、南南協力支援案件が技術協力プロジェクトの中で実施された場合や、ミニ・プロジェクトのようにプロジェクト化された場合は、そうでない場合に比べて関係者の関与が強くなる傾向にある。さらに、プロジェクト化された場合は、その達成目標に向けてプロジェクト管理がしっかりととされる可能性が高いという特徴がある。こうしたことから、南南協力支援案件を受益国におけるプロジェクト化、つまり技術協力プロジェクトの一部として形成・実施することを提言する。これによって、関係者の関与が強まるとともに、目標の達成に向けてモニタリングが適切に行われる可能性が高まり、それがより高い成果につながるという期待が持てる。

(3) 運用面の課題と提言

g) JICA 事務所における関連情報の共有化

第三国研修は契約ベースによるものや集団研修に関わらず、その参加者情報が JICA 事務所に蓄積・確保される体制になっていない。アドホックには研修員名簿を確保することができるものの、在外事務所が全ての研修情報を収集し、本部で一括して整理・蓄積するといった組織的な体制が整備されていない。このような状況では、研修の実績・成果を正しく分析・評価することは困難であり、ひいては計画的かつ組織的に受益国の開発に活用することができないと考えられる。

したがって、JICA 事務所において、南南協力支援の実績をきちんと把握し、活動のモニタリング・評価を行うことができるような情報収集・整理・蓄積のための制度・システムの構築を提言する。本邦研修では現在すでに参加者のデータベースが存在しており、全ての第三国研修においてもそうした形で整備していくことが望まれる。

h) 第三国集団研修の計画・実施プロセスの再検討

南南協力支援案件は二国間援助案件に比べ関係者が多く手続きも複雑である。そのため、計画から実施に至るまでの時間が実施国内だけで行われる案件に比べて極めて長い。また第三国集団研修や第三国専門家派遣では、実施国から我が国へ要請書が提出されなければならないことになっている。そうした手続きに要する時間の長さや煩雑さが原因で、我が国が南南協力支援の機会を逸しているケースが生じたり、ニーズに合わせ臨機応変に支援を活用することが難しくなったりしており、成果の発現や支援の拡大を阻害する要因の一つともなっている。

また研修計画・実施の手続きが、実施国の援助窓口機関や受益国における大使館など外交チャネルを通じて行われ、そのために実務を担当する実施機関と受益機関がリンクしていない。その結果、受益側のニーズを反映した研修ができていない。実施国と受益国の JICA 事務所も、実質的にはほとんどプロセスに関与していないため、プロセス管理が行き届かず、かつ状況を把握できていない。

こうしたことから、南南協力支援にかかる現在の計画・実施プロセスを見直すよう提言する。具体的には、受益国・実施国双方で実務レベルの関係者がそのプロセスに参加し、特にニーズとリソースについて十分な情報交換ができるようにすること、それによって場合によっては研修参加者や機関の見直しをすること、手続きの簡素化を進め案件の形成から実施までの時間を短縮すること、要請書の必要性について再検討することなどである。

i) 研修のフォローアップ体制の確立

研修のフォローアップ、つまり研修員に対する研修終了後の支援は、契約ベースによるものや集団研修に関わらず第三国研修の貢献・効果を発現させるために効果的であるが、ニーズ調査や研修の実施ほど熱心には取組まれていなかった。ウガンダでは、コンピューターの無い事務所や、電気が使えない地域にいる研修員もいて、コンタクトを取ること自体が困難なケースも確認された。フォローアップが期待される具体例として、技術協力プロジェクト間の協力である SMASSE と SESEMAT があげられる。それぞれのプロジェクトは密接に関係しており、ケニアで実施した研修のフォローアップとして、研修講師をウガンダに派遣することも計画されている。これによって地域レベルでプロジェクトの貢献・効果を発現させることがねらいである。

したがって、研修の貢献・効果を広く波及させるためには、このようにフォローアップまでを含めた形で南南協力支援を計画・実施することを提言したい。その一方で、フォローアップの実施にもやはり大きな費用を要するので、どの機関がどこまでそれを負担するのか JICA、実施国、受益国の 3 者間でのより具体的な検討が必要である。例えば、初回のニーズ調査は JICA が負担する、研修後に評価をし成果をあげていることを確認した上で研修を継続させる、次回からのニーズは受益側でとりまとめ実施側に通知する、などの仕組みをつくっておけば効率性も高まると考える。

6.2 地域固有の主要課題と提言

これまで見てきたようにアジア、中南米、アフリカ各地域の状況はそれぞれ大きく異なり、それに伴って南南協力支援のあり方も違ってきていることに留意しなければならない。以下、地域別の主要課題を整理した上で提言とする。

(1) アジア

a) JARCOM の枠組みの整理

アジア地域では、東南アジア地域の各 JICA 事務所が、JARCOM の枠組みの下で、近隣国または ASEAN 加盟諸国で実施する南南協力支援、特に第三国集団研修を受益国に対する開発計画の中に位置付け、支援の目的を明確にする制度として展開することに努めている。そのような方向性は適切なものであり、JARCOM をより一層、効果的な制度として充実させていくことが重要であると考えられる。しかし、JARCOM ではニーズを踏まえた研修コースの形成に努めていたが、実際にはなかなかそうした案件が形成し得ていなかった。ニーズを踏まえた研修の形成は必ずしも簡単ではないことが現地調査から明らかである。また、JARCOM の位置付けについて、JICA とタイなど一部の国との間では必ずしも一致していなかった。徐々に案件形成の成果は出てきているが、期待に比して成果は必ずしも多くなく、このままでは JARCOM 自体の発展も危うくしかねない。

したがって、より大きな成果の発現のためには、JARCOM の果たすべき役割や責任範囲を含め、受益国の開発課題を基にした協力ニーズを汲み取り、JICA の技術協力プロジェクトの一投入要素としての研修実施、ASEAN 加盟諸国の技術協力プロジェクト間での知識・技術・経験の共有化のための研修など、多様な援助形態を組み合わせた案件形成をすることができるよう、つまり JARCOM にとってさらに選択肢が増えるよう、より柔軟な制度づくりを進めるよう提言する。

b) パートナーシップのあり方の再考の促進

タイとはパートナーシップ・プログラム (PP) を結び、日本とそうした国々が協力して他の開発途上国に対する南南協力支援を実施することになっている。PP を通じて行われる南南協力支援案件の多くは、たとえ資金分担にアンバランスがあっても共同して支援を行うのであれば、基本的に関係国が対等な関係にあることが望ましい。その一方で、案件の実施にあたりタイから日本へ要請書の提出が必要であったり、JARCOM の主導権は JICA が握っていたりという現状にタイ側からは不満が聞かれている。その結果として、タイ側の援助国との将来を見据えた対等なパートナーシップが育たない、アフリカに対して共同で実施できる案件の実施が遅れるなどの問題が発生していた。

したがって PP を締結している国々とより連携を深め、今後南南協力支援案件を拡大していくために必要なこととして、以下の提言をする。

- ・ PP 締結国と実施する案件が PP 案件なのか、あるいは受益国における日本の二国間援助を支援してもらった案件なのか、その違いを明確にする。これによって、個々の案件の目標を設定することができる。その上で、どちらの案件をどの程度実施するのかバランスを検討する。技術事業をよ

り有効にするためには、開発途上国の技術と経験の活用は有効であり、PP 案件の比重を大きくし、パートナーシップに基づく共同プロジェクトの位置付けを増やしていくことを検討する。

- ・PP 案件として実施する場合には、PP 締結国側の援助政策や予算とも十分に刷り合わせつつ、JICA や PP 締結国双方が実現可能なレベルで、実施計画の策定や体制の構築をする。
- ・タイに対しては、PP 案件は従来のプロセスと切り離し、タイからの要請がなくても日本・タイ PP の合同委員会において合意があれば、日本政府として案件が検討できる仕組みの構築に向けて動き出している。PP 案件の実施には、このような制度づくりをさらに積極的に進めることが望ましく、結果として、実施国や JICA の責任が明確になるとともに、利害関係者との協議・調整もしやすくなる。

c) 国際約束概念の再整理

近年、南南協力支援の形態が多様化しており、協力実施の根拠となる国際約束の考え方を整理することが必要である。現在の日本と実施国または受益国との国際約束は、事業の実施主体の帰属によって決められていた。タイの第三国集団研修では研修実施国に対する援助供与として国際約束を締結しているが、本来の受益者は研修員を派遣する受益国である。また、地域協力案件では、関係国間でのような国際約束の形式がよいのか、どのような手続きをとるべきか、必ずしも明確な合意には至っていない。

改善のためには、南南協力における国際約束の方式は、原則としてその受益国への援助として見直すことを提言したい。原則を明確にすることによって日本、実施国、受益国の関係も明確になる。その上で、支援の形態や手続き方法を整理していくことが必要になる。

(2) 中南米

a) TCDC 支援の推進

中南米地域は、言語、文化、歴史など共通する部分が多いことから、受益国における南南協力支援に対するニーズは高い。実施国においても水平協力の観点から我が国の南南協力支援に積極的である。実施国としてチリをみると、自国の ODA として域内で行っている二国間協力も年々増えており、成果もあがっている。チリを中心に域内ネットワークが構築されており、こうしたことからチリはすでにニュードナーとしてのステータスを確立しつつある。

中南米地域における我が国の ODA 予算そのものが減少傾向にあり、援助リソースの効果的、効率的な活用が極めて重要となっている。そうした状況を踏まえれば、チリの二国間あるいは広域援助援助に対する日本の支援、つまり「開発途上国間技術協力 (TCDC) 活動への支援」が今後有望になると考える。TCDC 支援は、限られた予算の中で成果を発現させるとともに、わが国のプレゼンスを維持していく上で、さらには域内協力を支援するという意味からも有効な手段と考えられるためである。したがって TCDC 支援を積極的に推進するよう提言する。

b) 実施国の能力を考慮に入れたパートナーシップの推進

チリとの間では JCPP を結んでいるものの、南南協力支援の実施においては日本の援助戦略が優先されている。上述のように、チリのドナーとしての能力が着実に上がっている今日、やがて日本とチリが上下の関係ではなく同等のパートナーとなり、案件を共同で実施することになると考えられる。その一方で、援助の成果を強く求める日本のやり方と、複数の受益国の共通ニーズに広く応えるチリのやり方は異なっている。

したがって、我が国が効果的に南南協力支援を実施するためには、日本側の援助方針を堅持しつつも、実施国側の意向、予算、援助モダリティの未整備といった援助実施上の制約を十分に理解し、双方にとってメリットがあるよう、さらには受益国に対してしっかりと成果を発現できるよう、実施国との協議を通じて案件を形成・実施していくことを提言する¹。

(3) アフリカ

a) 技術プロジェクトを活用した南南協力支援の促進

アフリカ地域内では多くの国の開発レベルが同程度であり、文化や歴史を共有していることから、どの国が実施国でどの国が受益国といった明確な区分がない。域内諸国の間には、ある分野では学び、ある分野では指導するという水平の関係がある。また、知識や技術を持った人的資源が限られているため、第三国集団研修などによる能力向上の必要性はきわめて高い。その一方で地域内には研修できる機関が少ないという現状もあり、能力向上に対するこれまでの我が国の支援は高く評価されていた。アフリカにおいては JICA の技術協力プロジェクトが主体となって南南協力を推進しており、それによってある程度の成果が確保されていた。

このような状況を考えれば、今後も従来どおり、JICA の技術協力プロジェクトを通じて近隣諸国との連携を図りながら南南協力活動を展開することを提言したい。そのためには、技術協力プロジェクト間のネットワークの構築や連携体制を整備していくことが必要であろう。

b) 自立発展性が期待できないアフリカ地域での南南協力支援

アフリカ地域への援助増額をコミットしている我が国としては、また他地域と比べて開発が遅れている地域だからこそ、支援の継続は不可欠である。その中で、南南協力支援は効率性や妥当性などの面からメリットがあると考えられる。しかしながら、アフリカ地域では、財政面や開発の主体性の面からほとんどの案件で自立発展性の確保が難しい状況にある。したがって、南南協力支援においても同様に JICA の継続的な支援が不可欠であろう。

そのため、自立発展性については他の地域とは必ずしも同じに議論せず、アフリカ地域への南南協力支援が不可欠として、そのあり方や、それをいつまで続けるのかといった目標設定が必要である。そのために以下の提言をしたい。

¹ 提言については、(3)アジア、b) パートナーシップのあり方の再考、も参照のこと。

- ・ 上述のとおり JICA 技術協力プロジェクトを通じた南南協力支援を基本とし、特に受益国に対する JICA 技術プロジェクトにおける投入の一部として、南南協力支援を位置付ける。
- ・ しかしながら、南南協力支援を目的化せず、費用対効果が高いと判断された場合にのみ南南協力支援を計画・実施する。支援はあくまで手段であることを JICA 関係者の間で周知徹底する。
- ・ 実施国に対しては、受益国におけるより大きな成果、つまり個人レベルを超えた成果を発現させることが目的の場合に、さらに受益国においても何らかの JICA 支援が見込まれる場合にのみ、南南協力支援を実施する。
- ・ 受益国においては、南南協力支援の中心は、契約ベースによるものや集団研修に関わらず近隣諸国での第三国研修や第三国専門家の派遣が中心となる。ただし域内で調達が難しい、例えば高度技術が必要とされるような案件においては、アジアや中南米との地域間協力を検討する。
- ・ 南南協力の 1 つであるアジア・アフリカ協力の推進は、JICA アフリカ東南部地域支援事務所の機能の一部になっている。現時点では、アフリカのニーズ把握、アジアのリソース調査、ならびに両者のマッチングについては、そのメカニズムを JICA 内部で検討中であるが、これらの作業を担当者 1 名で行うとすれば、体制としては十分ではない。ニーズとリソースのマッチングは極めて重要であることから、同事務所の人員を増強する、あるいはアジア側にも担当者を置くなどの措置を検討する。

第三者意見（２次評価）

在エルサルバドル特命全権大使

細野 昭雄 氏

東京工業大学大学院社会理工学研究科長

牟田 博光 教授

特定テーマ評価「南南協力」報告書に関するコメント

細野昭雄（在エルサルバドル大使）

本報告書（特定テーマ評価「南南協力」報告書）は、「より効果的な南南協力支援を実施するための方策を明らかにすることを目的」として平成 17 年度に実施された評価の報告書である。このメモは、総論、提言および、第 3 章の事例研究のうち中南米に関する部分を中心に、本報告書をレビューし、若干のコメントを行ったものである。

1. レビューとコメントを行なうにあたって

南南協力支援は、援助リソースの拡大や域内協力の促進につながるものであり、かつ途上国のキャパシティ・ディベロップメントを進めるうえで有効な方法であり、本評価調査は、きわめて時機を得た、非常に有意義なものであると考えられる。

他方、南南協力支援は、2 国間援助と比較して関係者が多く、手続きも複雑であることは、本報告書が指摘するとおりであり、単に、関係国がひとつ増えるということにとどまるものではない。援助に際しては、関係者の緊密な連絡調整が必要なことはいうまでもないが、南南協力の場合、実施国と受益国、日本と実施国、日本と受益国という、3 つの関係の調整が必要となり、2 国間援助の場合の、日本と受益国の関係のみの場合と比較し、連絡調整の必要は 3 倍となるのである。しかも 3 者の援助案件に関する方針、目的などが異なることも少なくない。

これは、南南協力のメリットともなり、デメリットともなるが、南南協力の最も重要な特徴の一つであり、したがって、その評価もこの複雑な状況を含む援助について行なうものだけに、多くの困難をともなうものであることは、言うまでもない。このことは、外務省経済協力局評価室の委嘱をうけ、6 年前にはじめての南南協力評価を、JCPP を中心に行なった際に筆者も痛感した点であった。本調査は、しかも、それを世界の 3 つの地域で行なうものであり、その横断的比較も含め、非常に広範囲な調査となり、そこから結論を得ることも容易ではなかったと思われる。こうしたことを考慮すると、本調査は、膨大な資料に目を通し、複雑な南南協力に関し手際よくまとめ、今後の参考にすべき提言をまとめたものとして、高く評価される。

南南協力の検討にかかる、上記の困難は、本報告書に関する二次評価を行なうに際しても同様にあてはまるものである。評価に際しては、受益国、実施国の両者の状況に通じていることはもとより、受益国と日本、実施国と日本、受益国と実施国の関係についても十分な情報を有している必要がある。筆者の場合、上記の評価室からの委嘱調査の経験、および、偶然ではあるが、2005 年末に休暇でチリを訪問する機会があり、その際に、今後のエルサルバドルへの JCPP のスキームを通じての協力のあり方などについて、チリ JICA 事務所の江塚所長をはじめとする方々と意見交換をさせていただくとともに、チリにおける JICA の活動に関する膨大な資料をいただくことが出来たことが、今回の報告書へのレビューに際し大いに役立った。（この機会に、江塚所長はじめ JICA チリ事務所の方々への感謝を表したい。）

それでもなお、多数のメンバーからなる調査団が 1 年間かけて行なった調査の膨大な本報告書を、10 日間程度でレビューし、コメントするのは、容易なことではない。お引き受けするのをかなり躊躇したのもそのためである。したがって、このメモは、限られた情報と非常に短い時間の制約のもとで執筆したものであることを予めお断りしておきたい。このため、筆者の情報不足な

どからの外れなコメントとなっている可能性もあり、その場合はご容赦いただきたい。また、このメモは、あくまでも個人の資格で行なうものであることも、当然のことながら、付言させていただく次第である。

2. 実施国、受益国、日本の3者それぞれの政策、戦略における南南協力の位置づけ

本評価は、その調査の目的として3点を挙げている。そのうちの第一は、要すれば「実施国、受益国、日本の3者（以下、関係する3者と略す）それぞれの政策、戦略における南南協力の位置づけ」である。まず、この目的にかかわる本報告書の内容でやや物足りないのは、調査が、どちらかというところ、ミクロ的なところに焦点をあてているきらいがあり、一般に援助関係者や国民が関心を有していると思われる、いくつかの重要な側面への分析があまり行なわれていない点である。

我が国の場合にあつては、報告書はODA大綱における位置づけ、および、国連などでの日本政府の方針表明の2点について述べるにとどまっており、しかも、それは、公式見解の紹介という性格がつよい。多くの人の関心は、援助の費用対効果の観点にあるのではないだろうか。このことは、98年の中期政策でも触れられているが、ODA予算が厳しい今日、このことに関する関心はさらに高まっており、報告書においても、こうした点についてのより詳細な検討を行なうことが期待されていたのではないだろうか。ODA予算全体の中では、南南協力に当てられる予算はかなりの少額である。その額に比較して、成果が非常に大きいとする見方が有力であるが、そのことについての詳細な検討と分析（厳密な意味での南南協力予算の捉え方に困難があるとしても）は、評価にとって非常に有意義であったと思われる。

他方、南南協力について、常に引き合いに出されるのが、いわゆる「顔の見える援助」の視点である。その是非も含めて、南南協力の評価にあたっては、避けて通れないテーマではないかと考えられるが、報告書がこのことに殆ど触れていないのは意外であった。このことは、提言の部分とも関連しているので、後に再びふれることとしたい。

次に強調したいのが、南南協力の成否に深くかかわっている、外交関係、国際関係の視点である。第3章の事例分析に基づく整理として、第5章には成果に関する促進要因と阻害要因と題する項目が見られる。その中で、まず取り上げられているのは、指導的実施機関の存在であり、特に教育機関が重視されている。ついで、関係機関の強い関与とあり、とくに受益国JICA事務所が挙げられ、次いで関係機関が連携できる実施体制、関係機関による明確な位置付けが挙げられ、さらに、受益機関の成果に関する認識の明確さ、実施機関と受益機関のコミュニケーション、言語の共通性と続いている。続いて阻害要因として6点が挙げられている。

しかしながら、南南協力の成否に大きくかかわっているのは、まずは、これにかかわる3国間の関係、とくに、実施国と受益国の関係である。これこそは、南南協力の最大の特徴の一つであり、南南協力を成功させるために最も留意すべき点である。つまり、まず、実施国と受益国が友好信頼関係にあることが大前提であり、あわせて、実施国は、受益国から、特に、その発展の経験や、技術の水準について、高い尊敬を得ていなければならない。実施国となる可能性を有していても、受益国との関係にさまざまな問題（特に外交上の）があったり、実施国において、汚職、人権蹂躪、など種々問題が報じられていて、受益国の社会からさえ批判されている場合、南南協力は成功しない。

これらほどに、はっきりとした問題が表面化していなくとも、言語、文化などに共通性の高い、

中南米諸国にあっても、各国間の関係は複雑であり、実施国と受益国との関係と、その推移には、十分に留意する必要がある。報告書が指摘しているような、実施レベルでの諸点のみに関心が行き、成否の大前提とも言うべき、協力にかかわる 3 国間の外交関係、国際関係を軽視することがあってはならない。その意味でも、報告書においては、この点についての明示的指摘、さらに掘り下げた分析が不可欠であると思われる。特に、本調査の目的の第一が標記の通り、3 国の戦略、政策における、南南協力の位置づけにあるとするならなおさらである。

これに関連して、調査国の選定理由（添付資料 1）と題する項目において、エルサルバドルを選定した理由に JCPP 受入国の中で実績が多いことがあげられている。実績が多いことは、基本的に成功の証左とあって良いであろうが、成功の要因を分析する場合にはより広い視点が必要である。中南米の調査の部分では、メキシコは参考として対象としたのみであることが報告書で述べられており、従って、基本的には、実施国としてチリ、受益国としてエルサルバドルが対象となっているに過ぎない。これでは、成功・失敗の要因分析は、上記のような広い意味では困難なのではないかと考えざるを得ない。チリにおける現地調査では、チリからの複数の受益対象国に対する協力についての比較分析が行なわれているわけではなく、従って、中南米に関する限り、5.3.2 の促進要因、阻害要因を結論として導けるだけの根拠を欠くのではないかと懸念される。他方、世界 3 地域の比較分析を行なうに際しては、チリ・エルサルバドルの事例は中南米の中でも、著しい成功例であり、チリ・エルサルバドルをもって中南米を代表させることは必ずしも適切ではないと考えられる。

ここで、重要なのは、チリ・エルサルバドルが何故成功しているかについての広い視点（特に、外交関係、長期の友好信頼関係をも視野にいたした）からの分析である。報告書を補足させていただく意味で多少この点にコメントを試みたい。成功の要因として、チリとエルサルバドルが培ってきた長期の友好関係をまず挙げる必要がある。それは、チリの Carlos Ibañez del Campo 大統領の時代に遡るものであり、近年では、マクロ経済政策におけるチリからの多数のエコノミストの支援によるエルサルバドル経済の改革、ほぼ継続的なチリ警察によるエルサルバドル警察への協力など多方面での協力がその基礎となっている。しかも、在エルサルバドル・チリ大使館による精力的かつ誠実な、エルサルバドルとの友好関係強化のための外交努力は特筆に値する。例えば、現アントニオ・サカ政権発足直前から、同政権中枢に位置する要人を多数チリに招待し、さらに、政権発足後もそれを続けている。サカ大統領就任式に出席したりカルド・ラゴス・チリ大統領は、同日、多数の官民指導者を招いて講演を行い、チリにおける社会政策の特徴とその成功の要因を指摘している。その後サカ政権は、チリで実行された、貧困地図の作成、チリ・ソリダリオプログラムと同様のレッド・ソリダリア政策などを短期間で実行した。こうした背景が実施国と受益国との間あることが、エルサルバドルにおける JCPP の成功、拡大の大前提としてあることを軽視してはならない。

第 2 に指摘すべきは、エルサルバドルにおける現地 ODA タスクフォース（以下、現地 ODATF と略す）による JCPP 成功にむけた不断の努力である。現地での在エルサルバドル・チリ大使館の陣容は少数であり、現地で使用可能な予算も限られている。チリ大使をはじめ、同大使館関係者は、当初、JCPP の意義や日本のチリに対する協力の成果などについて十分な情報を持っていなかった。チリ大使が大きくこれらについての認識を高めてきっかけは 2 つあった。一つは、JICA 作成の「地球家族」の中で、チリへのサケのプロジェクトに対する協力を扱ったビデオをスペイン語に吹き替え地元テレビ局で放映した際、チリ大使に出演してもらったことである。この際には、チリで出版された Fundación Chile による、チリ側から見たサケのプロジェクトの経緯を分

析した文書を提供し参考にしてもらった。

第2は、チリから、AGCIのArturo Vergara氏、専門家の山田真美さん（その交代後は布施さん）等が頻繁にエルサルバドルを訪問し、現地チリ大使、現地ODATFを交えて、大いに意見交換を行い、JCPPのあり方についての関係者の情報と認識の共有化が図られたことである。たとえば、本年にはいり、平成18年度にむけた企画のため、現地ODATF（コアメンバー）とチリ大使、大使館員、AGCIからのベルガラ氏をはじめとする出張者、エルサルバドル外務省対外協力局長ほか担当者などからなる会合を2日間行い、また、2回夕食などをとりながら長時間にわたる懇談会を行なった。かつ、サンサルバドルで開催された「南南協力に向けた能力開発セミナー：ボゴタ合意を踏まえた評価・フォローアップ会合」の際にも、現地ODATFコアメンバーはこれに積極的に参加し、南南協力のありかたについて広く関係者の間での合意形成につとめた。これらは、最近の2006年に入ってから的事例に限って紹介したものであるが、こうしたことを継続的に行なってきたおり、例えばJCPPミッションがエルサルバドルを訪問する際には、必ず日本側か、チリ側が関係者を懇談会をかねた会食に招くことが恒例となっており、こうした不断の関係者の努力がエルサルバドルでのJCPPの成功に貢献しているところが極めて大きいと考えられる。

第3に指摘すべきは、エルサルバドルにおける日本、チリ双方の関係者によるJCPPの意義に関する積極的広報と成果の普及である。この観点から、国際的にも知名度が高く、政府からも一目置かれる存在であり、有力なオピニオンリーダーとしての役割を果たしているといった条件を満たす民間組織の参加が欠かせないが、エルサルバドルの場合には、そうした組織の一例としてエルサルバドル経済社会発展財団（FUSADES）のような組織がある。JCPPや関連する活動を政府関係機関のみならず、FUSADESのような組織の参加をも交えて行なうことは、協力成果の普及という観点からも、エルサルバドルの官民のJCPPに関する認識をたかめるためにもきわめて重要である。

さらに、JCPPを中心とする、南南協力の広報、普及という観点からは、在エルサルバドル・チリ大使館と現地ODATF関係者の共同での編集による「21世紀の協力のモデル：チリ・エルサルバドル・日本」と題する300ページに上る報告書は、JCPPに関わるこの種の出版物としては初めてのものであり、画期的なものであるとよい。この報告書は、エルサルバドル官民の関係者に配布されており、広く読まれている。編集作業は膨大なものであり、在エルサルバドル、チリ大使、現地ODATFはもとより、AGCIに当時専門家として配属されていた山田真美さんをはじめとする方々のご尽力を多としたい。

3. 提言に関して

第6章では、提言のうち、まず、地域共通の主要課題と提言と題して、多岐にわたる提言が行なわれている。これらのいくつかについては、そのコメントを行なうためには、より、十分な情報が必要であり、現時点でのコメントは差し控えざるを得ない。そこで、とりあえず、次の点についてコメントしたい。

まず、受益国関係機関における南南協力支援の位置付けの明確化に関して、現地ODATFが果たすべき役割が述べられている。（（1）のa）このことについて、唐突な感じをうけるのは筆者だけではなからう。なぜならば、報告書本文において、ODATFのこれまでの努力については、全くその検討が行なわれていないからである。それどころか、筆者の読んだ限りでは、ODATF

という言葉がつかわれているのは、添付資料1の中での選定基準の中に、現地 ODATF の有無という項目が2箇所あるのみである。

現地 ODATF については、例えば、「2004 年 ODA 白書」にも詳細な記述がある通り、2003 年 3 月より、本評価調査の行なわれた 2005 年まで（同年 8 月現在）に 68 カ国で設置され、積極的に活動を行なってきた。エルサルバドルにおいてもすでに約 3 年間活動を行なってきたおり、現地 ODATF（特にそのコアメンバー）による JCPP を成功に導くための不断の努力については、前項に詳細に述べた通りであるが、それは、報告書の中南米に関する部分も含め本報告書では、全く触れられていない。

現地 ODATF の役割については、筆者も大賛成である。しかし、「提言」においてその役割を強調するのであれば、その前提として、報告書の本文において、現地 ODATF によるこれまでの努力、これまでに果たしてきた役割についての十分な検討を行なう必要があったのではないだろうか。

次に（2）の d）に実施国・受益国間のコミュニケーションの促進が挙げられている。そして、最後に、そうした目的を達成するために、中南米、アフリカにおいても、JARCOM のような実施国、受益国の関係機関間のコミュニケーションを促進する仕組みや体制の構築を提言したいとしている。コミュニケーションの促進は重要であり、そのこと自体は賛成であるが、中米を例にとると、まずは、中米広域でのコミュニケーションを円滑を行なうための仕組みや体制の構築も今後の課題である。現在、「中米広域の現地 ODATF」の実現を望む声がつよい。それは、東京宣言、同行動計画に沿った方向でもある。中米という受益国・地域と、実施国（チリ、メキシコなど）とのコミュニケーション促進の仕組みは、この「中米広域の現地 ODATF」を中心とし、実施国のしかるべき機関との間で構築していくのが現実的であろうと考えられる。

（3）h）では、第 3 国研修の計画・実施プロセスの再検討と題し、提言が行なわれている。ここでは、現状の問題として、「実施国の援助窓口機関や受益国における大使館など外交チャンネルを通じて行なわれ、そのために実務を担当する実施機関と受益機関がリンクしていない」といった指摘が行なわれている。中南米においてもこうした状況が恒常化しているとするれば、これを改善することは、重要な課題であるが、こうしたリンケージを促すことも、現地 ODATF の重要な役割の一つであろう。その際、実施国の現地 ODATF との連携も重要であろう。

地域共通の課題と提言に続き、地域別の提言が行なわれている。そのなかの（2）の中南米においては、「チリとの間では、JCPP を結んでいるものの、南南協力支援の実施においては日本の援助戦略が優先されている」、「チリのドナーとしての能力が着実に上がっている今日、やがて、両国が上下の関係でなく、同等のパートナーとなり、案件を共同で実施することになると考えられる」、「その一方で、援助の成果を強く求める日本のやり方と、複数の受益国の共通のニーズに応えるチリのやり方は異なっている」との 3 つの指摘が行なわれている。

この 3 つの指摘は、第 3 章、事例分析の中での中南米の調査における、中南米地域における南南協力促進にかかる課題の記述を前提にしていると思われるので、それに沿って、コメントすることとしたい。この中では、特に、開発途上国間技術協力（TCDC）を推進することが強調されている。その理由として、それが、「我が国の地域におけるプレゼンスの向上につながる」からであるとしている。さらに進んで、「我が国のプレゼンスを高める観点から我が国としてパートナー国が主体となる援助にどう協力できるか、という発想の転換が必要である」としている。また、この文脈では、TCDC の例として、「教育の質のディプロマコース」のような広域セミナーを挙げている。

この問題意識とそれに基づく提言は、我が国のプレゼンスの向上を重視する立場であり、それは、かねてから指摘されている南南協力における「顔のみえる援助」とも密接に関連していると思われる。その場合、チリ側が行なう、途上国間の技術協力としての、「広域セミナー」が、どの程度、我が国のプレゼンスを高めるといって有効なのかを、南南協力のほかのスキームと十分比較しつつ検討する必要があるのではないだろうか。特に、報告書も指摘しているとおり、チリは、複数の受益国の共通ニーズに広く応えるやり方を重視し、日本のやり方とは異なる。チリは、このやり方の具体的実施方法として、盛んにセミナーを行なってきた。しかし、JCPPの一環として、これらセミナーが行なわれ、日本がかなりの費用負担をしても、セミナーの講師は全て、チリ人であることが圧倒的に多く、筆者の知る限り、これらセミナーは、必ずしも、日本のプレゼンスを強めることになっていないのではないかと危惧せざるを得ない。

我が国のプレゼンスを高めるといって観点から TCDC への発想の転換を提言する場合、プレゼンスを高めることをいかに確保するのかについても検討と提言を行なう必要がある。

さて、先の第 6 章、提言の章の中南米を扱った部分に戻る。既述のような、3 つの指摘を行なったあと、次のような、提言を行なっている。「したがって、我が国が効果的に南南協力支援を実施するためには、日本側の援助方針をしっかりと堅持しつつも、実施国側の意向、予算、援助モダリティの未整備といった援助実施上の制約を十分に理解し、双方にとって、メリットがあるよう、さらには受益国に対してしっかりと成果を発現できるよう、実施国との協議を通じて案件を形成・実施していくことを提言する。」これは、理想として目指すべき目標としては、基本的に賛成であるが、これだけでは、この提言にそって実施を具体的にこなっていくための、現実的方法があるのか、疑問に思うのは、筆者だけではないと考える。この提言には、脚注があり、「アジア、b) パートナーシップのあり方の再考」を参照するようにとある。

そこで、その部分の「提言」をみると、次のように書かれている。「PP 締結国と実施する案件が、PP 案件なのか、あるいは、受益国における日本の二国間援助を支援してもらう案件なのか、その違いを明確にする。(中略)技術協力をより有効にするためには、開発途上国の技術と経験の活用は有効であり、PP 案件の比重を大きくし、パートナーシップに基づく共同プロジェクトの位置付けを増やしていくことを検討する。」

この提言は、そもそも、脚注で参照するようにと書かれているだけであり、どのように参照したらいいのか明瞭ではないが、少なくとも、「PP 案件」の定義を中南米において具体的に明らかにする必要がある。たとえば、JCPP においては、受益国における日本の二国間援助を支援してもらう案件もあれば、受益国におけるチリの二国間援助を支援する案件もあるのではないかと。現在は、チリの二国間援助の数は、日本の二国間援助と比較して圧倒的に少なく、したがって、日本の二国間援助への支援が多くみえるが、それこそ、チリのドナー化がすすめば、より均衡したものとなるのではないかと。また、ここで、二国間援助への支援という言葉が使われているが、二国間援助との連携に移行していきなり、その比重を高めることも可能であろう。このことに加え、アジアの場合と中南米の場合は同列には論じられないのではないかと疑問も残る。

4. 第 3 章の 2、中南米地域の事例研究へのコメント

まず、全般的コメントとしては、JCPP のエルサルバドルでの協力の効果については、広くエルサルバドルの官民の評価への言及がほとんど見られないことは残念であった。何よりも、援助の受け入れの企画、立案を国家の社会経済計画と関連させつつ行なっているのは、大統領府であ

り、そこでの意見交換がまったく行なわれていないのは、意外の感を免れない。現地 ODATF が行なう経済協力政策協議の相手は、大統領府の長官（官房長官）である。また、民間の声もほとんど反映されていない。先にのべたように、FUSADES は JCPP に常に協力的であり、JCPP への評価も高い。せめて、FUSADES の意見は参考にすべきであったと思われ、この点も惜しまれる。

次に、いくつかの具体的案件についての評価に関連したコメントを試みたい。まず、ICESPO セミナーへの協力であるが、「中米域内全体の治安改善に貢献していることが確認された」とあるが、中米全体の治安はここ、2、3 年悪化の一途をたどっている。貢献していることが確認されたとすれば、どのように確認されたのか、また、貢献が大きいのであれば、さらなる協力の拡大が望ましいが、これらについての詳細な説明があれば参考になろう。このほかにも、本報告書のこの部分では、具体的プロジェクトについて、BOX をもうけて詳細に検討、紹介しており、その努力を評価したい。他方、いくつか、コメントしたい点も残るが、紙数の関係で割愛する。

阻害要因の中で、留意事項と題する部分があり、「JICA エルサルバドル事務所では、案件によっては南南協力支援の運営管理は負担だと感じていた」とある。このことに関連して、指摘したいのは、管理運営にかかるリソース（人員と予算）は、JCPP のようなスキームの場合、受益国の JICA には、どの程度配分されているのか、負担と感ずるか否かはそうした点とも関係しているのではないかと考えられることである。この点は、本報告書の提言の最初の部分の指摘で、役割を発揮することが期待されている現地 ODATF にもあてはまる。現地 ODATF にそのような役割を期待するのであれば、必要なリソースの手当てにも言及することが望まれる。

5. 結語

このメモは、冒頭に述べたような制約のもとで書いたものであり、筆者としては、十分意をつくしたとは言えないものである。多数の重要な内容を含むものだけに、もう少しの時間的余裕が欲しかったというのが、偽らざるところである。また、依頼文書にあった、紙数を既にオーバーしてしまったが、紙数の制約のため、意を尽くせなかった部分もある。例えば、筆者として賛同したい点は多々あるのであるが、それらについていちいち書くと到底スペースが足りないのである。結果的に、いくつかの疑問点を指摘する形となったが、JCPP をはじめとする、南南協りに強い関心を持ち、その発展を心から望む筆者としては、こうしたコメントがその発展のために、多少なりとも、参考になればとの思いで執筆したものである。いずれにしても、このメモの冒頭でも述べたとおり、多くの制約のもとで、膨大な資料に目を通し、地域間の比較分析も行なった南南協力に関する調査は初めてのものであり、そのために行なった、調査団の努力を高く評価したい。

他方、今回の調査の性質上、協力の内容そのものに関して、踏み込んだ調査を行なうことは、困難であり、その余裕はなかったと考えられる。コメントする立場としては、協力内容をも十分に視野にいれたコメントを行ないたかった。出来るならば、通常の二国間援助のスキームでは行なえない、南南協力ならではの協力の内容と成果がいかに可能になっているかに強い関心を有しているからである。いかなる成果が南南協力で可能となるのか、協力の内容面に即した広範な調査と評価を行なうことも、将来的には重要であると思われる。この点からは、上記のような困難にもかかわらず、本報告書のうち、中南米の事例研究では、一部のケースにつき、BOX を設ける形で内容に踏み込んだ調査を行なった点を評価したい。いずれにしても、このメモは通常の他の

特定テーマ、例えば、「初中等教育・理数科分野」報告書へのコメントのような、本格的に協力の内容にかかわるものとは、大きく異なる性格のコメントを行なうこととせざるを得なかった。

なお、この種の報告書では、参考文献リスト、参照した資料リストを掲載することが望ましい。今後のこのテーマに関する研究のためにも、さらに、南南協力の推進のためにも是非お願いしたい。

最後に本報告書をきっかけとして、南南協力への議論が深まり、そのますますの発展につながることを心から期待する。

牟田博光（東京工業大学）

本報告書は、南南協力と総称される開発途上国支援について、現状を分析してとりまとめ、今後の課題について述べたものである。ユニークな評価報告書であり、多くの示唆に富む。以下その意義、今後の課題について数点コメントしたい。

1．多様な南南協力の実態が把握されている

南南協力という言葉はよく聞かれるが、その具体的な内容は一般に考えられている以上に複雑である。南南協力を実施する国・機関、南南協力の受益国・機関の関係によって、南南協力は次の5つの機能に分類される。1) 開発途上国（援助卒業国を含む）の人材および資源の活用：第三国専門家派遣等、2) 日本の協力成果の普及発展：第三国研修等、3) ドナー（パートナー国である開発途上国と日本）間連携：パートナーシップ・プログラム等、4) 開発途上国間技術協力活動への支援：広域セミナー等、5) 開発途上国のドナー化支援：援助案件の形成・実施運営管理・評価に関する技術移転等。もとより、一つの南南協力事業がこの中の複数の機能を持つこともあり得るが、本報告書ではこの機能5分類を用いて、関係諸機関の関わりの程度、成果に対する認識などについて、アジア、中南米、アフリカ地域の多くの事例を上手に整理している。

さらに、実施国および受益国の JICA 事務所、援助窓口機関に対するアンケート調査を行い、南南協力の位置づけと戦略、実績に対する情報確保・活用、第三国集団研修の計画と実施への関わり、フォロー・アップと成果の把握、等について分析を行っている。その結果、一般的には実施国側機関と比較して受益国側機関の関与が低く、実施国においても成果の把握やフォロー・アップが弱いことなど、問題点が明らかとなっているが、地域による違いも大きく、様々な条件が南南協力の実施や関係者の認識に影響を与えていることが示されている。

2．真の受益者は誰かの吟味が必要

なぜ受益国側で成果の把握が低いのだろうか。もし個々の南南協力事業の目的・目標は何かということが明確であれば、組織、個人を含めた意味での受益者を特定できるはずである。ひいては成果の測定も可能となる。これは、南南協力は目的かスキームかということにも関係する。しかし、目的と考へても真の受益者は存在する。協力の成果は受益者の効用を高めることだと考えれば、成果の発現には受益国側の JICA 事務所、および関係機関の関与を強めていくことが基本的に重要である。具体的な個別プロジェクトの実施過程において、JICA 事務所を含めた受益国機関が必要な専門家を第三国から調達したり、研修生を第三国へ送って必要な研修を受けさせることは、日常的に実施できる事業形態であり、効率性の観点から考へても納得がいき、調査結果からもきちんとした位置づけがなされている。

第三国研修は JICA 研修事業の大きな部分を占めているが、日本と実施国が共同実施する一般的な第三国研修では、受益者が多国にわたることもあり、その成果は明確には意識されていない。受益機関は受け身で、研修オファーはオプション的と感じられ、職員の一般的キャリア形成の一部として受け止められている。ニーズのミスマッチやレベルのアンバランスも見られる。目的が意識されていなければ成果は存在していないと考えて良い。また、実施機関は国際化の機会、または、海外ビジネスの促進、国内外向け研修事業の拡大などの機会ととらえているという。そうであれば、受益者は研修生、研修生所属機関だけではなく、実施機関でもあることになる。日本が過去に支援して作った実施機関へのフォローアップ支援として、研修能力がどのくらい伸びたかが成果となる。

一方、日本が開発途上国のドナー化を助けたり、パートナーとして連携する場合は、その目標は何か、最終のインパクトは何か問題となる。本当の成果は途上国がドナー化することであり、持続性の観点からはドナーとして自立することかもしれない。そうであれば受益者は実施国である。もちろん、そのためにはドナーとしての案件形成能力、実施能力、管理能力を高める必要があるが、同時に経済的体力も無ければならない。経済的に自立発展させるという基盤の上に、ドナー化がある。日本が協力してきた開発途上国の中ですでにドナー化している国もある。これはいわゆる南南協力の成果ではないが、被援助国が援助国になることを間接的に助けたという言い方は可能である。しかし、ドナー化するパートナーには日本とは違った独自の目標があるはずであり、日本の ODA としてどこまで支援するかについて、吟味が必要であろう。

3 . 効果的・効率的な南南協力に向けて

南南協力は国際協力の一つのスキームであり、それ自体が目的ではないと考える方が筋が通っている。従って、何が何でも南南協力を拡大しなければならないということではなく、南南協力を行えばより成果が上がり、効率的に行えるという見通しがある場合に実施すべきものである。南南協力の現実的な機能は上記の 5 分類としても、今後すべての機能を同等の重みで扱う必要はない。それぞれの南南協力事業の費用と効果を勘案して事業を進めていくことが、重要であろう。

本報告書では南南協力の成果に対する認識の程度について分析している。認識がなければ成果も発現していないと考えられるところから、成果の認識度を成果発現の前段階の指標と考え分析することは可能だと思われる。しかし、成果の認識を超えて、南南協力によってどのような成果が実際にもたらされたかについては別の機会に十分な分析が必要であろう。旅費や日当を計算すれば第三国研修は日本での研修に比べ安くあがるだろうことは容易に考えられるが、成果は同じではないかもしれない。単に知識や技術を身につけるだけでなく、研修生にそれが日本の協力であるという認識を持ってもらうことが目標の大事な部分だとすれば、従来型の研修の方が良いかもしれない。研修生に応じて、あるいは研修の目的・目標に応じて、日本で研修した方が費用は高くても効果が高いものがあるかもしれない。その仕分けができれば、JICA が行う研修全体として、費用対効果を高めることが

できよう。

南南協力という概念はいかにも良さそうでありながら、その成果の認識が低いのは、成果が多国に散らばっていてとらえにくいと同時に、実施国と受益国が異なっているという構造的な問題があると思われる。受益国の関与が高まらない限り成果は発現しない。個々の南南協力事業の目標を明確にすると共に、提言で述べられているような改善策と併せて、受益国の JICA 機関が受益の程度に応じて実施に必要な費用を分担する仕組みを導入することも一考に値する。受益者が無料で利用できるサービスに向上はない。費用の分担は関係者の意識と関与を深め、ひいては成果を高めることにつながると考えられる。考えてみれば、これは第三国での研修だけではなく、日本での研修についても言えることである。受益国 JICA 事務所が研修費用を分担するようにしたら、はたしてどれだけの研修コースが十分な数の研修生を確保できるだろうか。

あるいは、実施国、受益国双方を管下に置く広域地域事務所が南南協力の責任を持つと定めることもできるであろう。実施の責任、受益の程度、費用負担がばらばらでは効果的・効率的な協力事業の運営は難しいと思われる。意識改善のかけ声だけでは費用対効果は高まらない。

4．評価報告書としての出来映えについて

難しいテーマに取り組んだ意欲的な報告書ではあるが、評価報告書として改善できる部分もある。一つ目は、内容の整理の仕方や図表の書き方が各章で異なることである。複数の書き手がいるが、全体としての調整が十分とれていない。

二つ目は南南協力は目的ではなくスキームであり、どのような場合にこのスキームが有効であるかという視点から、その有効性を分析するという姿勢が十分ではなく、論点がぼやけていることである。南南協力はスキームであるべきという記述があると同時に、目的でもあるような書きぶりがあり、いささか混乱している。

三つ目は第三国の専門家や研修機会の活用は利用できるリソースのオプションを増やして、協力活動を効率化していると考えられるが、そのようなメリットに対する分析が十分ではない。たとえば、事例の多い第三国研修は、日本での研修や遠隔研修と比較して、どこが優れ、どこが劣っているのか、どのような条件があれば実施すべきかについて分析と提言が欲しかった。

四つ目は提言が一般的にすぎることである。制度づくり、位置づけ、整備、共有化などについてもっと踏み込んだ具体的な提言でないと、改善に結びつきにくい。

添付資料

添付資料 1：調査対象国の選定プロセス

現地調査の対象国の選定手法及び理由は以下のとおり。

1 選定手法

1.1 選定基準

本調査ではケース・スタディ国の選定基準を次表のとおり設定した。

表 a-1 現地調査対象国の選定基準

選定の視点	指標
1. 南南協力支援事業に係る各スキームの効果	第三国研修及び第三国専門家の実施の有無
2. パートナーシップ・プログラムの効果	パートナーシップ・プログラムの有無
3. 南南協力の戦略性	ODA タスクフォースの有無、国別援助計画の有無
4. ドナー協調に対する戦略性	ODA タスクフォースの有無（実施国）、PRSP 策定の有無（受益国）
5. 地域協力に対する戦略性	JICA や他機関の域内拠点の有無、南南協力実施能力向上を目的とした協力、広域協力、三角協力等地域に対する協力実績の有無

1.2 選定手順

調査を実施する南南協力支援実施国を選定するにあたり、まず上表における選定の視点「1. 南南協力支援事業に係る各スキームの効果」の指標である第三国専門家及び第三国研修の事業実績をとりまとめた。とりまとめにあたっては、今回入手可能であったデータのうち、2002 年度及び 2003 年度の実績がもっとも充実していたため、この 2 年間の事業実績を採用した。次に、両事業とも実施している国について選定の視点 2～5 に対応する指標についての実績を、「表 a-4 南南協力協力支援実施国の実績及び実施体制一覧」として取りまとめ、比較の上調査国を選定した。なお、アフリカについては両事業ともに実施している国はザンビアのみのため、域内拠点を有するケニアの実績もとりまとめ比較した。

続いて、南南協力支援の受益国から調査対象国を選定するにあたり、第三国専門家の受入実績がある国を候補とした。これらの候補国について選定の視点 1、3、4 に対応する指標の実績を、「表 a-5 南南協力協力支援受益国の実績及び実施体制一覧」としてとりまとめ、比較の上調査国を決定した。なお、これらの国は量の多寡はあれ第三国研修へ研修員を派遣している。

2 調査国の選定理由

2.1 アジア地域

(1) 南南協力実施国：タイ、インドネシア（アセアン事務局）

<タイ>

- 第三国専門家の派遣数において実績が際立っている。

- 日本との南南協力合同実施において、受益国ニーズとリソースのマッチングをより重視している。
- JICA-ASEAN 地域協力会議 (JICA-ASEAN Regional Cooperation Meeting: JARCOM) の事務局が JICA アジア地域事務所に所在する。

<インドネシア>

- JARCOM が ASEAN 統合イニシアティブ (Initiative for ASEAN Integration) との連携を検討し始めている。

(2) 南南協力受益国 : カンボジア、ラオス

<カンボジア>

- PRSP 策定国であり ODA タスクフォースが活発である。
- タイによる広域プロジェクトの対象国である。
- 三角協力 (インドネシア、フィリピン、タイ、マレーシア) を受け入れている。
- 南南協力実施国や案件内容に多様性が見られ、南南協力を比較することができる。

<ラオス>

- タイから第三国専門家を多く受け入れている (2002 年 ~ 2003 年度に 24 名)
- 受益する南南協力の大部分がタイによるものであり、タイによる南南協力の効果について測定することができる。

2.2 中南米地域

(1) 南南協力実施国 : チリ、メキシコ

<チリ>

- パートナーシップ・プログラム締結国のうち、チリ政府は大変積極的であり、キャパシティ・ディベロップメントの観点からの評価が期待できる¹。

<メキシコ>

- パートナーシップ・プログラム (JMPP) があり、エル・サルバドルの案件の一つが JMPP からの投入によって実施されている。

(2) 南南協力受益国 : エル・サルバドル

- JCPP の受入国の中で実績が多い (第三国研修、第三国専門家、ミニ・プロジェクト)
- 日本・メキシコパートナーシップ・プログラム (JMPP) からも協力を受け入れており、JCPP と JMPP との効果の比較が可能である。

2.3 アフリカ地域

(1) 南南協力実施国 : ケニア

- 第 2 回東京アフリカ会議 (TICAD II) で採択された「行動計画」に基づき、2000 年にジョモ・

¹ 例として、JCPP に対する予算が 2001 年度 4 万ドルから 2004 年度には 45 万ドルと増えている。

ケニヤッタ農工大学に「アフリカ人造り拠点 (AICAD)」設置し、以来東アフリカ地域の社会・経済開発と貧困削減に資する域内協力を展開している。

- 2005年から、ニーズ・リソースマッチング、新規案件形成メカニズムとしての「アジア・アフリカ知識共創プログラム (AAKCP)」が開始され、AICADとの連携が深まっている。

(2) 南南協力受益国：ウガンダ

- AICAD や AAKCP の受益国かつ実施国である。
- ケニアで実施される第三国研修に多くの研修員を派遣している。
- ドナー協調の中で日本が主要な役割を果たしており、ドナー連携の枠組みの中で、南南協力の位置づけを検討することが出来る。

添付資料2：現地調査対象国の選定に使用したデータ

表 a-2 第三国研修実績（2003 年度）

地域	実施国名	コース数	対象（受益）地域
アジア地域 （13カ国、74コース）	インド	1コース	南西アジア
	インドネシア*	10コース	ASEAN
	カンボジア	2コース	ASEAN
	シンガポール*	16コース	ASEAN
	スリランカ	3コース	南西アジア
	タイ*	10コース	ASEAN
	ネパール	1コース	南西アジア
	パキスタン	1コース	南西アジア
	フィリピン*	11コース	ASEAN
	ベトナム	3コース	ASEAN
	マレーシア	10コース	ASEAN
	ラオス	4コース	ASEAN
中華人民共和国	2コース	東アジア	
アフリカ地域 （6カ国、16コース）	ウガンダ	2コース	アフリカ
	ケニア	8コース	アフリカ
	ザンビア	3コース	アフリカ
	セネガル	1コース	アフリカ
	ブルキナファソ	1コース	アフリカ
	南アフリカ共和国	1コース	アフリカ
欧州地域 （2カ国、3コース）	ハンガリー	1コース	欧州
	ポーランド	2コース	欧州
大洋州地域 （2カ国、3コース）	フィジー	2コース	大洋州
	サモア	1コース	大洋州
中近東地域 （6カ国、27コース）	エジプト*	8コース	中近東
	シリア	2コース	中近東
	チュニジア*	4コース	中近東
	トルコ	2コース	中近東
	モロッコ*	5コース	中近東
	ヨルダン*	6コース	中近東
中南米地域 （11カ国、35コース）	アルゼンチン*	4コース	中南米
	エルサルバドル	1コース	中南米
	コスタリカ	2コース	中南米
	コロンビア	1コース	中南米
	ジャマイカ	1コース	中南米
	チリ*	6コース	中南米
	ドミニカ共和国	1コース	中南米
	パナマ	1コース	中南米
	ブラジル*	11コース	中南米
	ペルー	2コース	中南米
	メキシコ*	5コース	中南米

注1) 実施国が明確なものを集計。（例えば実施国が「アフリカ地域」となっている場合

注2) 網掛けは、第三国専門家の派遣も実施している国。

注3) *はパートナーシップ・プログラム締結国。

出所：国際協力機構、南南協力課題タスクフォースとりまとめ資料より作成。

表 a-3 第三国専門家派遣実績（2002～2003 年度）

地域	国	派遣実績		
		総数	派遣対象（受益国）	
			国名	実績
アジア地域 （5カ国、41名）	インドネシア*	7名	カンボジア パプアニューギニア マダガスカル	3名 2名 2名
	シンガポール*	1名	ベトナム	1名
	タイ*	31名	カンボジア ケニア ネパール ブータン ラオス	2名 2名 1名 2名 24名
	フィリピン*	1名	マラウイ	1名
	マレーシア	1名	バングラデシュ	1名
	アフリカ地域	ザンビア	1名	スワジランド
中近東地域	チュニジア*	5名	ニジェール モーリタニア	2名 3名
	モロッコ*	3名	ギニア	3名
中南米地域	アルゼンチン*	31名	コスタリカ ニカラグア パラグアイ ベネズエラ ペルー	1名 1名 15名 1名 13名
	コスタリカ	2名	パナマ	2名
	チリ*	16名	エルサルバドル グアテマラ ドミニカ共和国 パナマ ペルー ボリビア ホンジュラス	2名 1名 5名 2名 2名 2名 2名
	パラグアイ	1名	エクアドル	1名
	ブラジル*	60名	エクアドル エルサルバドル グアテマラ ニカラグア パラグアイ ベネズエラ ペルー ボリビア	1名 2名 8名 6名 13名 3名 22名 5名
	ペルー	1名	エクアドル	1名
	メキシコ*	49名	エルサルバドル グアテマラ コスタリカ ニカラグア パラグアイ ペルー ボリビア ホンジュラス	7名 3名 3名 9名 8名 17名 1名 1名

注1) 網掛けは、第三国研修も実施している国。

注2) *はパートナーシップ・プログラム締結国。

出所：国際協力機構、南南協力課題タスクフォースとりまとめ資料より作成。

表 a-4 南南協力支援実施国の実績及び実施体制一覧

地域	選択項目 実施国名	パートナーシップ・プログラム	技術協力プロジェクト、広域協力、三角協力等	域内拠点		援助協調・援助実施体制の活発度(注1)				第三国研修実績(2003年度)(注2)		第三国専門家派遣実績(2002～2003年度)	
				JICA	UNDP及び地域機関	PRSP 策定状況	ODAタスクフォース	国別援助計画	コース数	対象(受益)地域	総数	派遣対象(受益)国名	実績
アジア地域	インドネシア	✓			ASEAN事務所	✓	✓	✓	10コース	ASEAN	7名	カンボジア バブアニューギニア マダガスカル	3名 2名 2名
	シンガポール	✓							16コース	ASEAN	1名	ベトナム	1名
	タイ	✓	広域技術協力プロジェクト(アジア太平洋障害者センター等6件) JARCOM の事務局(注3) AAKCP(注4)の中心国	アジア地域事務所			✓	✓	10コース	ASEAN	31名	カンボジア ケニア ネパール ブータン ラオス	2名 2名 1名 2名 24名
	フィリピン	✓			ADBによるメコン河流域地域協力		✓	✓	11コース	ASEAN	1名	マラウイ	1名
	マレーシア						✓	✓	10コース	ASEAN	1名	バングラデシュ	1名
アフリカ地域	ザンビア					✓	✓	✓	3コース	アフリカ	1名	スワジランド	1名
	ケニア				東南部アフリカ地域支援事務所、AICAD(注5)事務局		✓		8コース	アフリカ	(無)		
中南米地域	アルゼンチン	✓					✓		4コース	中南米	31名	コスタリカ ニカラグア パラグアイ ベネズエラ ペルー	1名 1名 15名 1名 13名
	コスタリカ						✓		2コース	中南米	2名	パナマ	2名
	チリ	✓	技術協力プロジェクト「JCPP強化」				✓		6コース	中南米	16名	エルサルバドル グアテマラ ドミニカ共和国 パナマ ペルー ボリビア ホンジュラス	2名 1名 5名 2名 2名 2名 2名
	ブラジル	✓					✓		11コース	中南米	60名	エクアドル エルサルバドル グアテマラ ニカラグア パラグアイ ベネズエラ ペルー ボリビア	1名 2名 8名 6名 13名 3名 22名 5名
	ペルー						✓	✓	2コース	中南米	1名	エクアドル	1名
	メキシコ	✓	技術協力プロジェクト「南南協力強化支援計画」	中米・カリブ地域支援事務所			✓		5コース	中南米	49名	エルサルバドル グアテマラ コスタリカ ニカラグア パラグアイ ペルー ボリビア ホンジュラス	7名 3名 3名 9名 8名 17名 1名 1名

注1) ここでは PRSP を援助協調の一ツールとみなし、その策定有無によって援助協調の活発度を表すこととした。また援助実施体制については、ODA タスクフォースの有無によって測っている。
 注2) 実施国が明確なもののみ集計。(例えば実施国が「アフリカ地域」となっている場合は除外)
 注3) JARCOM・・・JICA-ASEAN Regional Cooperation Meeting 「JICA-ASEAN 地域協力会議」の略称。2002年より開始。
 注4) AAKCP・・・Asia Africa Knowledge Cooperation Program 「アジアアフリカ知識共創プログラム」(平成16年度)の略。JICA 東京が主管。
 注5) AICAD・・・African Institute for Capacity Development 「アフリカ人造り拠点」。東アフリカ3カ国(ケニア、ウガンダ、ルワンダ)を対象とした広域技術協力プロジェクト。2002年8月から本格フェーズ(5年間)が開始された。

出所：国際協力機構「国際協力機構年報2003」「同2004」、各JICA在外事務所ホームページ、外務省「ODA白書2004」より作成。

表 a-5 南南協力受益国の実績及び実施体制一覧

地域 / 受益国名	援助協調・援助実施体制の活発度（注1）			協力受入実績		
	PRSP 策定状況	ODAタスクフォース	国別援助計画	第三国専門家（2002～2003年度）	技術協力プロジェクト、広域協力ほか（～2004年度現在）	
アジア地域	カンボジア	✓	✓	✓	5名	三角協力（インドネシア、フィリピン、タイ、マレーシア）、タイによる広域プロジェクト
	ネパール	✓	✓		1名	
	バングラデシュ		✓	✓	1名	
	ブータン				2名	
	ベトナム	✓	✓	✓	1名	タイによる広域プロジェクト
	ラオス	✓	✓	（予定）	24名	タイによる広域プロジェクト
アフリカ地域	エチオピア	✓	✓			
	ウガンダ	✓				AICAD（実施国）（注2）、AAKCP（注3）
	ギニア	✓				
	スワジランド				1名	
	タンザニア	✓	✓			AICAD（実施国）、AAKCP
	ニジェール	✓				
	マダガスカル	✓	✓		2名	
	マラウイ	✓			1名	AAKCP
中南米地域	モーリタニア	✓				
	エクアドル		✓		1名	JCPP（注4）
	エルサルバドル		✓		11名	JCPP、メキシコ
	グアテマラ		✓		12名	メキシコ
	コスタリカ		✓		4名	メキシコ
	ドミニカ共和国		✓		5名	JCPP
	ニカラグア	✓	✓	✓	16名	JCPP、メキシコ
	パナマ		✓		4名	JCPP
	パラグアイ		✓		36名	
	ベネズエラ		✓		4名	
	ペルー		✓	✓	54名	JCPP
	ボリビア	✓	✓		8名	JCPP
ホンジュラス	✓	✓		3名	JCPP、メキシコ	

注1) ここではPRSPを援助協調の一ツールとみなし、その策定有無によって援助協調の活発度を表すこととした。また援助実施体制は、ODAタスクフォースの有無及び国別援助計画の有無によって測った。

注2) AICAD・・・African Institute for Capacity Development「アフリカ人造り拠点」。東アフリカ3カ国（ケニア、タンザニア、ウガンダ）を対象とした広域技術協力プロジェクト。2002年8月から本格フェーズ（5年間）が開始された。

注3) AAKCP・・・Asia Africa Knowledge Cooperation Program「アジアアフリカ知識共創プログラム」（平成16年度）の略。JICA東京が主管。

注4) JCPP・・・Japan-Chile Partnership Program「日本・チリパートナーシップ・プログラム」

出所：国際協力機構「国際協力機構年報2003」「同2004」、各JICA在外事務所ホームページ、外務省「ODA白書2004」より作成。

添付資料3：現地調査日程

1 アジア地域

1.1 日程

全日程：2005年8月21日から9月9日（20日間）

インドネシア（実施国）： 8月21日から8月24日（4日間）
 ラオス（受益国）： 8月25日から8月28日（4日間）
 カンボジア（受益国）： 8月29日から9月2日（5日間）
 タイ（実施国）： 9月3日から9月9日（7日間）

1.2 団員

評価計画： 三好皓一（立命館アジア太平洋大学大学院アジア太平洋研究科）
 協力効果分析： ダハラン・ナリマン（立命館アジア太平洋大学大学院アジア太平洋研究科）
 評価監理： 小早川 徹（JICA 企画・調整部事業評価グループ（8/28-9/9））
 調査補助： สวชาติ·บิณฑิ·อิฐ ฐม（立命館アジア太平洋大学大学院（8/23-9/8））

1.3 調査日程

日順	月日（曜日）	時間	調査工程
1	8/21（日）		（移動）福岡-ジャカルタ
2	8/22（月）	10:00 14:00	JICA インドネシア事務所 在インドネシア 日本国大使館
3	8/23（火）	10:30 12:15 15:00	Department of Foreign Affairs（窓口機関） NAM CSSTC The ASEAN Secretariat（アセアン事務局）
4	8/24（水）		（移動）ジャカルタ-バンコク-ピエンチャン
5	8/25（木）	08:40 14:00 16:00	JICA ラオス事務所 外務省 在ラオス・シンガポール大使館
6	8/26（金）	10:30 11:30 14:00 16:00	Department of Housing and Urban Planning (DHUP) Water Supply Authority (WASA) 情報化対応人材育成機能強化プロジェクト:ラオス国立大学工学部電子工 学科:（ラオス国立大学工学部教師学士取得プログラム） 保健省
7	8/27（土）		書類整理
8	8/28（日）	18:20	（移動）ピエンチャン-バンコク-プノンペン
9	8/29（月）	08:30 15:00 16:00	JICA カンボジア事務所表敬 Ministry of Rural Development（三角協力） Phnom Penh Water Supply Authority（水道人材育成）

10	8/30 (火)	08:30 14:30 16:30	National Maternal and Child Health Center (母子保健) National Information Communications Technology Development Authority (IT) Council for the Development of Cambodia (援助窓口機関)
11	8/31 (水)	08:00 14:30	National Institute for Education (理数科教育改善) 同上
12	9/1 (木)	09:00 14:30	JICA カンボジア事務所担当者1名 Ministry of Posts and Telecommunications (通信)
13	9/2 (金)	09:00 10:00 14:30	Forestry Administration, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (森林保全) JICA カンボジア事務所報告 Forestry Administration 続き
14	9/3 (土)	10:30	(移動) プノンペン-バンコク
15	9/4 (日)		資料整理
16	9/5 (月)	09:00 13:30	JICA タイ事務所、JARCOM 事務局 TICA
17	9/6 (火)	09:30 13:30	マヒドン大学アセアン保健開発研究所 (AIHD) マヒドン大学人口社会調査研究所 (IPSR)
18	9/7 (水)	09:30 13:30	キングモンクット工科大学 水道局
19	9/8 (木)	09:30 PM	国立農業普及研修センター (NAETC) JICA タイ事務所
20	9/9 (金)		(移動) バンコク-福岡 (東京)

2 中南米地域

2.1 日程

全日程：2005年8月28日から9月16日(20日間)

エルサルバドル(受益国)： 8月28日から9月6日(10日間)

メキシコ(実施国：参考)： 9月6日から9月7日(2日間)

チリ(実施国)： 9月8日から9月16日(8日間)

2.2 団員

事業戦略・制度分析： シーク美実((財)国際開発センター)

協力効果分析： 岡村美由規((株)かいはつマネジメント・コンサルティング)

評価監理： 岩瀬誠(国際協力機構(8月28日~9月2日まで))

調査補助： クルス・アレハンドロ(立命館アジア太平洋大学)

3.3 調査日程

日順	月日(曜日)	時間	調査行程
1	8/28(日)	21:00	調査団、サンサルバドル着
2	8/29(月)	09:00 10:30 13:30 14:30 16:30	JICA エルサルバドル駐在員事務所 外務省 国家公安アカデミー(National Academy of Public Security) 農牧省 在エルサルバドル日本国大使館 表敬訪問
3	8/30(火)	08:00 09:00 11:00 14:30 16:00	農牧省水産開発総局(CENDEPESCA) 技術協力プロジェクト「貝類増養殖開発計画」 移動: サンサルバドル-プエルト・エル・トリウンフォ 技術協力プロジェクト「貝類増養殖開発計画」プロジェクトサイト訪問。 移動: プエルト・エル・トリウンフォ-サンサルバドル着
4	8/31(水)	08:30 11:00 14:15 16:00	中米統合機構(SICA)国際協力局 教育省 政策計画局 USAID JICA エルサルバドル
5	9/1(木)	08:00 12:00 14:00 18:00	チリ AGCI 主催・JCPP プロジェクト「中小酪農生産性向上」 ランチ・同プロジェクト責任者とのミーティング 団内協議: チリ訪問先事前配布調査事項作成 団内協議: 中間取りまとめ
6	9/2(金)	08:00 10:00 15:00 16:30	環境省 在エルサルバドル チリ国大使館 副大統領府輸出振興局(EXPORTA) Gregory Mendez JICA エルサルバドル
7	9/3(土)		資料整理
8	9/4(日)	06:15 10:15 16:45	移動: サンサルバドル-サンタ・ロサ・デ・リマ JCPP プロジェクト「中小酪農生産性向上」プロジェクトサイト、酪農家訪問(2軒プロジェクト対象、1軒対象外) 移動: サンタ・ロサ・デ・リマ-サンサルバドル
9	9/5(月)	09:00 12:30 16:00 17:00	中米大学(技術協力プロジェクト「耐震普及住宅の建築普及技術改善」) 保健省(技術協力プロジェクト「シャーガス病対策」) JICA エルサルバドル駐在員事務所 在エルサルバドル日本国大使館
10	9/6(火)	10:00	移動: サンサルバドル-メキシコ
11	9/7(水)	09:30 11:30 14:30	JICA 中米・カリブ地域支援事務所 メキシコ環境省環境センター(CENICA) メキシコ地震防災センター(CENAPRED)

		18:00	移動：メキシコ-チリ
12	9/8(木)	08:10 10:30 12:00 15:00 16:30	調査団、チリ到着 JICA チリ事務所 在チリ日本国大使館 鈴木通訳打合せ JICA チリ事務所
13	9/9(金)	09:30 14:00	チリ外務省国際協力庁 (AGCI) チリ大学環境センター (CENMA)
14	9/10(土)		資料整理
15	9/11(日)	07:30 09:30	(岡村、クルス・サンチェス) 移動：サンティアゴ-バルディビア (シーク、鈴木通訳) 移動：サンティアゴ-ラ・セレナ
16	9/12(月)	09:20 11:30 15:00 17:00 17:30 09:30 11:00 12:00 14:30 16:00 17:20	ラ・セレナ組 (シーク、鈴木通訳) トンゴイ、チリホタテ(ムラサキヒヨクガイ)養殖センター施設見学 (カトリカ・デル・ノルテ大学 カトリカ・デル・ノルテ大学 カトリカ・デル・ノルテ大学海洋科学学部 学部長 表敬 移動：ラ・セレナ-サンティアゴ バルディビア組 (岡村、クルス・サンチェス) アウストラル大学全国家畜繁殖飼養管理訓練センター (CENEREMA) CENEREMA 研究室、実験室、研修室視察 アウストラル大学獣医学部 アウストラル大学獣医学部付属人口授精センター JCPP ミニプロ：エルサルパドル「中小酪農生産性向上」について 移動：バルビディア-サンティアゴ
17	9/13(火)	09:30 15:30	チリ農業省森林公社 (CONAF) チリ外務省輸出振興局 (PROCHILE)
18	9/14(水)	09:30 12:00 16:30 16:45	JICA チリ事務所 最終報告 FAO ラテンアメリカ・カリブ地域事務所 (RLC) (シーク、岡村) 移動：サンティアゴ-ニューヨーク-東京 (クルス・サンチェス) 移動：サンティアゴ-メキシコ
19	9/15(木)		(移動)
20	9/16(金)	18:00	シーク、岡村 東京着

3 アフリカ地域

3.1 日程

全日程：2005年9月4日から9月23日（20日間）

ケニア（実施国）： 9月4日から9月13日（9日間）

ウガンダ（受益国）： 9月14日から9月23日（9日間）

3.2 団員

総括： 岡部寛（(株)かいはつマネジメント・コンサルティング）

協力効果分析： 町田賢一（(株)かいはつマネジメント・コンサルティング）

調査補助： ナオミ・ステニング（立命館アジア太平洋大学）

3.3 調査日程

日順	日時（曜日）	時間	調査行程
1	9/4（日）	20:40	移動：羽田-関西ト`ル`イ`ナイ`
2	9/5（月）	12:10 15:30	移動：ナイロビ着（ケニア） JICA ケニア事務所/東南部アフリカ地域支援事務所
3	9/6（火）	09:00 10:30 11:40 14:00 15:40	財務省 人事院 農業省 教育科学技術省 保健省
4	9/7（水）	09:00	AICAD（域内研修「ATC」及び「灌漑水資源管理」）
5	9/8（木）	09:00 11:30	ジ`ョ`ケ`ヤ`農工大学（JKUAT）（AICAD 域内研修「灌漑水資源管理」、第三国研修「農業機械管理」） AICAD
6	9/9（金）	09:00	技術協力プロジェクト「ケニア中理数科教育強化計画フェーズ2」（SMASSE） 「第三国研修：中等理数科教育における ASEI & PDSI 普及研修」
7	9/10（土）		資料整理・団内協議
8	9/11（日）		資料整理・団内協議
9	9/12（月）	09:00 14:00	環境天然資源省 ケニア林業研究所（KEFRI）「第三国研修：アフリカ社会林業適 用強化」 保健省 ケニア中央医療研究所（KEMRI）「第三国研修：血液スクリーニングセ ミナー」
10	9/13（火）	09:00 11:30 14:00	UNDP DFID JICA ケニア事務所報告/東南部アフリカ地域支援事務所
11	9/14（水）	08:00 14:00	移動：ナイロビ-カンパラ（ウガンダ） JICA ウガンダ事務所
12	9/15（木）	10:00	財務省

		14:30	AICAD
13	9/16 (金)	10:00 14:30	ナカワ職業訓練校 ムピジ県農業局
14	9/17 (土)		資料整理・団内協議
15	9/18 (日)		資料整理・団内協議
16	9/19 (月)	10:00 15:00	ナカセロ血液銀行 SESEMAT
17	9/20 (火)	10:00 14:00	Kitebi 中学校 チャンボゴ大学
18	9/21 (水)	10:00 12:00 14:00	保健省 UNDP 世界銀行
19	9/22 (木)	09:30 15:10	JICA ウガンダ事務所 移動：カハラナイロ ^o -ド ^o ハ ^o イ-関西-羽田
20	9/23 (金)	19:45	移動：羽田着

添付資料4：現地調査面談者リスト（敬称略・訪問順）

1 アジア地域

1.1 インドネシア

JICA インドネシア事務所

辻尚志

次長

下田恭美

企画調査員

在インドネシア日本国大使館

縄田博

一等書記官（アセアン班）

Masashi Kawano

二等書記官（アセアン班）

外務省

Lingawati Hakim

Director of Non-UN Economic, Financial, and Development Cooperation, Department of Foreign Affairs (Director of Non Aligned Movement Center for South-South Technical Cooperation (NAM CSSTC))

Devdy Risa

Directorate of Non-UN Economic, Financial, and Development Cooperation, Department of Foreign Affairs

NAM CSSTC

SUBANDIYO

Assistant Director of Non Aligned Movement Center for South-South Technical Cooperation

The ASEAN Secretariat

Wilfrid V. Villacorta

Deputy Secretary General, Association of Southeast Asian Nations

Thongphane Savanphet

Coordinator for Plus Three Relations, Bureau for External Relations and Coordination

1.2 ラオス

JICA ラオス事務所

池田修一

次長

佐野明平

企画調査員

衣斐友美

所員（KIDSMILE Project）

外務省

KEOMANY Latsamy

Deputy Director General, Department of International Economic Cooperation, Ministry of Foreign Affairs

在ラオス・シンガポール大使館

Scott Loh Cee Heong

一等書記官

Department of Housing and Urban Planning (DHUP)

TAKASHIMA Wataru

JICA 長期専門家, JICA/WASA

Okada Masahiro

JICA 長期専門家 (業務調整)

村山博司

ラオス事務所員

Water Supply Authority (WASA)

Noupheuk VIRABOUTH

Director, Department of Housing and Urban Planning (DHUP),
Ministry of Communication Transport Post and Construction

情報化対応人材育成機能強化プロジェクト:ラオス国立大学工学部電子工学科 : (ラオス国立大学工学部教師学士取得プログラム)

Mr. KHAMPHOU Southisombath

Vice Dean for academic Affairs

Somphone KANTHAVONG,

Director, Lao-Japan Technical Training Center (LJTTC), Faculty of
Engineering, National University of Laos

池田進

JICA 専門家 (工学技術アドバイザー)

Somask Choomchuay (Ph.D., DIC)

Associate Professor, Microelectronics, Digital Signal Processing, King
Mongkut's Institute of Technology Ladkranbang, Department of
Computer Engineering

Wiboon Promphanich, M. Eng.

King Mongkut's Institute of Technology Ladkranbang, Department of
Computer Engineering

保健省

Chansavong

研修担当, DOR, MOH

1.3 カンボジア

JICA カンボジア事務所

力石 寿郎

所長

三次 啓都

次長

三宅 繁輝

所員

室井 真紀

所員

玉懸 光枝

所員

Nhean TOLA

所員

Ministry of Rural Development

Tin FESOL

Former Project Assistant Manager (三角協力)

Phnom Penh Water Supply Authority (PPWSA)

Visoth CHEA	Assistant General Director, Secretariat-Training
山本 敬子	JICA 長期専門家 (チーフ・アドバイザー)
鎗内 美奈	JICA 長期専門家 (業務調整)

National Maternal and Child Health Center

Izumi SUZUMORI	Project Coordinator, Maternal and Child Health Project
Koum KANAL	Director, National Maternal and Child Health Center
Te KUYCHIV	Anesthesiologist, Operation Department / ICU
Vong SATHIARANG	PMTCP Program Coordinator

National Information Communications Technology Development Authority

Leewood PHU	Secretary General
Vat CHUN	Deputy Secretary General in Enterprise Development
Yim SURE	Policy & Strategy

Council for the Development of Cambodia (CDC) / Cambodia Rehabilitation and Development Board (CRDB)

Heng SOKUN	Director, Bilateral Aid Coordination Department, Japan – Asia Pacific - America
Sachiko NISHIOKA	Expert on Aid Coordination and Partnership
Ehum SAMUANG	Staff, Bilateral Aid Coordination Department
Dim KIMHON	Staff, Bilateral Aid Coordination Department

National Institute for Education, Ministry of Education, Youth and Sports

Im KOCH	Director
Masaomi KANAMORI	Emeritus Professor, Aichi University of Education
Tetsuya MURAYAMA	Science Education Advisor, Science and Mathematics Center
Men UAING	Deputy Chief, Department of Education, In charge of science and mathematics

Ministry of Posts and Telecommunications

Prum Sontha	Director General
Chin Bun SEAN	Secretary of State
Meas PO	Deputy Director General of Dept. of Posts and Telecommunication
Mey PHOEUNG	Deputy Director General of Dept. of Posts and Telecommunication
Top Song NGUON	Director of Telecommunication Policies Regulation and International Relations
Ty JOHN	Under Secretary of State

Kazuki YAMASHITA

JICA 長期専門家

Forestry Administration, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

Chip BUNTHAVIN Chief, Administration and International Cooperation
Sokh HENG Deputy Chief, Office, Community Forestry Office

1.4 タイ

JICA タイ事務所

高間 英俊 次長
鈴木 和哉 所員
松見 靖子 広域企画調査員
Somsri SUKUMPANTANASAN 所員

Thailand International Development Cooperation Agency (TICA), Ministry of Foreign Affairs

Panorsri KAEWLAI Director, External Cooperation Division II
Suthanone FUNGTAMMASAN Development Programme Evaluation Unit
Veraya JARU-AMPORNUN Chief, Fellowship Group 2, Human Resource Development Division
Vitada SIVAKUA Programme Officer

ASEAN Institute for Health Development (AIHD), Mahidol University

Sirikul ISARANURUG Associate Professor, Director
Pantyp RAMASOOTA Senior Advisor
Nate HONGKRAILERT Assistant Director
Shafi Ullah BHMIYAN Technical Expert

Institute for Population and Social Research (IPSR), Mahidol University

Churnrurtai KANCHANACHITRA Director
Wassana IM-EM Program Director
Yupin VORASIRIAMORN Lecturer

King Mongkut's Institute of Technology Ladkrabang (KMITL)

Tawil PAUNGMA Dean, Faculty of Engineering
Jongkol NGAMWIWIT Associate Dean for International Relations

Metropolitan Waterworks Authority (MWA)

Sonthaya SINTHUYONT Director, Oversea Training Division
Porntip CHATDARONG Staff, Waterworks Business Training Department
Sancharoen VASASIRI Senior Training Staff, Oversea Training Division
Suwara THAMTCHASRI Senior Training Staff, Oversea Training Division
Ratchaneekom WANGKUAKUL Training Staff

Chonticha SAE-LIM

Training Staff

National Agricultural Extension and Training Center (NAETC), Kasetsart University

Chukiat RUKSORN

Deputy Director

Rantana AUNGHASIT

Assistant Director of Extension and Training Officer

Charnyut PARNUTAT

Department of Agriculture Extension (DOAE)

Sirisak PRAMSOPEE

Thanatre SRISOOK

2 中南米地域

2.1 エルサルバドル

JICA エルサルバドル駐在員事務所

高橋 政行

事務所長

細川 幸成

所員

Ernesto Rodríguez

現地職員（JCPPプロジェクト「中小酪農生産性向上」担当）

Gregory Méndez

現地職員（JCPPプロジェクト「EXPORTA強化」担当）

外務省

Carlos Alberto Rivas Santana

対外協力局アメリカ課長

Cony Hernández

対外協力局アジア・アフリカ・オセアニア課

羽田由紀子 専門家

開発計画

国家公安アカデミー

Mauricio Cosme

事務局長（ICESPO 局長兼任）

農牧省

Juan Santos Fuentes Q.

OPA 計画事業課 課長

Luisa Angélica de Mejía

OPA 国際協力担当

Edgar Aguilar Guevara

DGSVA（チリ第三国研修 帰国研修員）

Héctor Daniel Martínez Arias

PROLECHE（チリ第三国研修 帰国研修員）

在エルサルバドル日本国大使館

細野 昭雄

大使

吉本 準

参事官

土生川 正篤

一等書記官

加藤 久美子

専門調査員

農牧省水産開発総局（CENDEPESCA）

Manuel Fermin Oliva

局長、技術協力プロジェクト「貝類増養殖開発計画」シネラル・デル・クア

Reyna Pacheco

コーディネーター

技術協力プロジェクト「貝類増養殖開発計画」

Franklin A. López	水産開発総局プエルト・エル・トリウンフォ支局長
Manuel Antonio Hernández	生物担当、チリ第三国研修 帰国研修員
Rhina Jeannette Perez Rosales	生物担当
Marlene Galdaméz	チリ第三国研修 帰国研修員
Federico Ascencio Segovia	チリ第三国研修 帰国研修員
José Israel Chávez	技術アドバイザー（ローカル・コンサルタント）
斉藤 隆志	専門家（チーフアドバイザー）
高世奈奈子	専門家（業務調整）

中米統合機構（SICA）

Rubén Omar Orozco B.	国際協力局長
----------------------	--------

教育省

Rolando Arturo Aguirre H.	計画課 課長
Irma Villeda	計画課 国際協力担当
Daniel Edgardo Madrid	ラ・リベルタ県教育事務所（チリ第三国研修帰国研修員）

USAID

Kirk Dahlgren	戦略策定部 部長
Norma Velázquez Castro	戦略策定部

環境省

Rina Castellacia de Jarquín	国際協力部 部長
Violeta Larde de Rodríguez	国際協力部 国際協力担当

在エルサルバドル チリ国大使館

Eugenia Morales Etcheverry	チリ国大使
Arturo Vergara Moreno	チリ外務省国際協力庁（AGCI）水平協力部長

副大統領府輸出振興局 EXPORTA

Aldo Enrique Vallejo	局長
----------------------	----

JCPP ミニプロジェクト「中小酪農生産性向上」(AGAL)

José Galileo Umanzor	酪農家、受益者
Victor Manuel Reyes	酪農家、受益者
Vidal Ventura G.	酪農家、受益者
Victor Samuel Vázquez A.	酪農家、受益者

Fernando Villatero	酪農家、受益者
Alfonso Cruz	酪農家、受益者
Tereso Cruz	酪農家、受益者
Marcos Rubio	酪農家、受益者
Noeeu E. Ortez	酪農家、受益者
Narciso Eloy Malgur	酪農家、受益者
Joaquín A.	酪農家、受益者
Nelly del Carmen Salazar	秘書
José René Meléndez	酪農専門家、農牧省 DGSVA、プロジェクト責任者
Herber Ulises Martínez	獣医師、C/P、農牧省 DGSVA
Edgar Alfonso Umaña R.	酪農エンジニア、C/P、農牧省 DGSVA
Luis Fernando Apadillo	技術アシスタント、農牧省 DGSVA
René Mariano Rosales	酪農エンジニア、農牧省 DGSVA
Emilio Martínez Garbarino	獣医師、チリ専門家、アウストラル大学 CENEREMA
Jorge Oltra Comte	チリ専門家、プロジェクト責任者、アウストラル大学 CENEREMA

技術協力プロジェクト「耐震普及住宅の建築普及技術改善」

Jorge Barreiro	プロジェクトコーディネーター(JICA エルサルバドル)
Oscar Armando López Trujillo	公共事業省 都市住宅開発庁
Alba Alfaro	中米大学 研究員
Nicolás Elías Guevara Morales	エルサルバドル大学 講師
Adry Viviana Flores Alvarado	エルサルバドル大学 講師

技術協力プロジェクト「シャーガス病対策」

Mario Serpas	保健省疫病コントロール局 局長
大田 享子	専門家(シャーガス病対策)

2.2 メキシコ

JICA メキシコ事務所

佐藤 一郎	所員
-------	----

JICA 中米・カリブ地域支援事務所

上島 篤志	次長
大場 三穂	企画調査員(JMPP・広域協力)

メキシコ環境省環境センター(CENICA)

Alma Delia Nava Montes	センター次長
------------------------	--------

メキシコ地震防災センター(CENAPRED)

Carmen Pimental Amador	技術サービス部長
Marcos Hernández Dávalos	国内外調整部次長
Oscar A. López Bátiz	地震工学研究員

2.3 チリ

JICA チリ事務所

江塚 利幸	所長
西木 広志	次長
山口 和敏	所員
原田 ますみ	職員
Cynthia Alvarez	職員
Mario Santander	職員

在チリ日本国大使館

島尾 武文	一等書記官
-------	-------

チリ外務省国際協力庁 (AGCI)

Arturo Vergara Moreno	水平協力部長
Eugenio Pérez Monje	二カ国及び国際協力部長
Hernán Acuña	水平協力部次長
Gabriela de León S.	水平協力部プログラム・コーディネーター
Valeria Matus	水平協力部プログラム・コーディネーター
布施 和博	JICA 長期専門家「JCPP 強化」

チリ大学環境センター (CENMA)

Eugenio Figueroa B.	CENMA センター長
Jaime Durán Oportus	戦略策定部部長
Paola Cofré C.	環境学部コーディネーター、第三国研修担当者

オーストラル大学全国家畜繁殖飼養管理訓練センター (CENEREMA)

Wolfgang Stehr Wilckens	飼養管理専門家
Jorge Oltra	センター長、JCPP ミブディクト・エルパドル「中小酪農生産性向上」技術コーディネーター長
Emilio Martínez	飼養管理担当、第三国専門家

オーストラル大学獣医学部

Nestor Tadidi	獣医学部長代理
---------------	---------

オーストラル大学獣医学部付属人口授精センター

Jorge Correa	センター長
--------------	-------

Renato Gatica 教授

カトリカ・デル・ノルテ大学

Luis Pereira 教授
Alfonso Silva 教授
Juan E. Illanes 教授
Jaime Meruane 教授
Eduardo Uribe 教授
赤星 静雄 教授
Joel Barraza S. 教授

Pesquera San José S.A. (民間企業)

Humberto Monsalve A. チリホタテ(ムラサキヒヨクガイ)養殖責任者

チリ農業省森林公社 (CONAF)

Samuel Francke 水質管理部 部長
Mario Pinto Q. 水流管理プログラム担当者
Rubén Reyes O. 第三国研修担当者
Roberto Yoma 第三国研修担当者
Ernesto Lagos E. 広報官
Angela Riquelme 秘書

チリ外務省輸出振興局 (PROCHILE)

Mariela Díaz Zamorano 中南米・中東欧・アフリカ・中東国際市場開拓責任者

3 アフリカ地域

3.1 ケニア

JICA ケニア事務所

狩野 良昭 所長
金縄 知樹 所員
S. K. Kibe 現地職員

JICA アフリカ東南部地域支援事務所

寺西義英 所長
南部 良一 所員
杉山 吉信 企画調査員

Ministry of Finance

D. K. Kieran Director, External Resources Department
Charles M. Mutiso Desk Officer, Asia and Pacific Desk, External Resources

Department

Directorate of Personnel Management, Office of Prime Minister

Njoki Kahga	Senior Deputy Director
A. A. Guruba	Deputy Director
J. E. Anyago	Senior Human Resource Officer

Ministry of Agriculture

John Njoroge	Agricultural Officer
--------------	----------------------

Ministry of Health

S.N.Muchiri	Deputy Chief Economist
-------------	------------------------

Ministry of Education, Science and Technology

David K. Siele	Director, Higher Education
Agnesk Sila	Deputy Director, Higher Education
M. A. Dkath	Assistant Director, Higher Education

AICAD

Andrew B. Gidamis	Executive Director
Joshua K. Mwatelah	Deputy Executive Director
稲垣 富一	Chief Advisor
平林 淳利	Advisor, Administrative Management
Benedict Mtasiwa	Research & Development Director
榎原 大悟	Resaca & Development Advisor
J. Kembo	Training & Extension Director
C. Kajimba	Assistant Training & Extension Director
野坂 治朗	Human Development Planning Advisor
木村 憲二	Information Network & Documentation Advisor

JKUAT

Suleman H. O. Okech	Registrar, Research, Production & Extension
C. Kanah	Lecturer, Biochemical and Environmental Engineering Department, Agricultural Machinery
C. K. Njoroge	Dean, Faculty of Agriculture
S. H. Okech	Registrar, RPE
A. O. Mayasi	Chairman, Civil Engineering
Home	Chairman, Biochemical and Environmental Engineering Department

CEMASTEVA - SMASSE

Bernard Njuguna	Director
Waititu Michael	Subject Administrator-Physics and Chairman
Peura Lelei	Subject Administrator-biology
Kogolla Ptrick	Subject Administrator-Chemistry
Maganda Obadiah	Subject Administrator-Mathematics
杉山 隆彦	Chief Advisor
長沼 啓一	Coordinator
服部 浩昌	Education Evaluation
Joseph K. K. Thuo	TCE- Biology Education
Mercy W. Machalia	TCE-Chemistry Education
George Gitau	TCE-Physics Education
Paul W. Waibochi	TCE Mathematics Education

MOES SESEMAT, Uganda

Kiprop Julius Kapkwomu	National Trainer-Physics
Ntete Mary G. K.	National Trainer-Chemistry
Mwesigye Francis	National Trainer-Biology
Masaba N. Mwanbu	National Trainer-Mathematics

Kenya Forestry Research Institute (KEFRI)

Paul. K.A Konuche	Director
Michael. O. Mukolwe	Research Scientist/Training Manager

Kenya Medical Research Institute (KEMRI)

Dunstan M. Ngumo	Deputy Director
Solomon S.R. Mpoke	Coordinator, Infectious Disease Program (KEMRI/JICA Project)

United Nations Development Programme (UNDP), United Nations Center for Regional Development

Fortunatus Okiwiri	Programme Advisor, Expanded Opportunity Unit
Charles Nyandiga	Programme Officer, Sustainable Energy and Environment
Seraphin Njagi	Economist
Siru Shivonen	Resource Mobilization and start partnership officer
Issac K. Mwang	National Expert

Department for International Development (DFID)

Paul Macharia	Regional Staff Development Management
Jhon Ndyuki	Programme Officer (Communication)

3.2 ウガンダ

JICA ウガンダ駐在員事務所

州崎 毅浩	所長
吉田 耕平	所員
Reste N. Lugemwa	Programme Officer

Ministry of Finance

Joyce K. Ruhweeza	Senior Economist
-------------------	------------------

AICAD Uganda

Osward Ndoleriire	Country Director
Elisha Muthyabe	Training Officer
濱口 俊典	企画調査員

Nakawa Vocational Training Institute

Silver Stanislaus Olowo	Ag. Deputy Principal Training
Mr. Muwanga Godfrey	Training Manager
Mr. Watibini Frederick	Assistant to Chief Technical Advisor
山見 豊	JICA 専門家、職業訓練計画

Mpigi District Local Government

Mwogeza Geoffrey	District Agricultural Officer
Kaggawa Azaria	Extension Officer
Ivan Muname	Assistant Training Officer, AICAD

Nakasero Blood Bank

P. K. Kataaha	Director
Gertrude N. Arinaitwe	Scientist
Grace Awtawg Otekat	Senior Laboratory Technologist
Paul Senyonha	Technologist
Donety Vyeyr. Byabeure	Senior Medical Officer
George K. Tindarwesire	Manager, Financial and Administration

SESEMAT

岡本 剛	JICA 専門家、テクニカルアドバイザー
------	----------------------

Kitebi Sewcinary School

Florence Tinkumanya	校長
---------------------	----

Kyambogo University, Faculty of Science

Aaron Wamanyama	Dean, Faculty of Science
Ben D. D. Enjiku	Head of Physics
George Ekol	Head of Mathematics
Mike Okuo-Imakit	Head of Sports science
Iuuus Oiok	Head of Chemistry
Sam Mugalu	Head of Biological Science

Ministry of Health

Jeremiahs Twa-Twa	Principal Medical Officer in charge of School Health
-------------------	--

UNDP

Sam Igaga Ibanda	Assistant Resident Representative, HIV/AIDS Specialist
------------------	--

The World Bank

Jesper Klindt Peterson	Programme Officer, Monitoring & Evaluation, Donor Harmonization
------------------------	---

添付資料5：南南協力の国際的動向の歴史

時期	場所	国際会議等名	採択された行動計画等	概要	
50年代	1950年	スリランカ・コロンボ	コロンボプラン (Colombo Plan)	<ul style="list-style-type: none"> ・南アジア、東南アジア及び太平洋地域諸国の開発促進を目的に発足した。スリランカ・コロンボに事務局を置き、2年に1回総会を開催している。 ・日本は1954年に加盟。 ・日本政府は、コロンボ・プランが南南協力推進において重要な役割を果たして行くべきであるとの認識。 ・1994年日本政府は、通常の分担金に加え、ニュー・ドナー育成を目的とした南南協力拠出金を創設。 ・JICAはコロンボプラン再活性化支援のため、1998年10月から長期専門家1名 (JICA職員-現在3人目)を同事務局に派遣し、南南協力支援を含む政策的アドバイスを実施中。 	
60年代	1961年	非同盟諸国会議 (Conference of Non-Aligned Nations)	非同盟諸国 (Non-Aligned Movement: NAM)	<ul style="list-style-type: none"> ・東西冷戦下に、国際情勢に振り回されず中立を貫こうとする開発途上国の呼びかけにより設立。2003年8月時点で114カ国が加盟 (日本は非加盟)。 ・近年は南北問題、南南問題に積極的に取り組む。1992年の第10回非同盟首脳会議等で、南南協力を重視する旨の決議を採択。 	
	1964年		77カ国グループ (Group of Seventy-Seven: G77)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連、UNCTADなどの経済問題の審議において、先進国に対し結束して行動をとるために結成された開発途上国の交渉グループ。 	
70年代	1974年		UNDP、SU/TCDC	<ul style="list-style-type: none"> ・UNDPは1974年の国連総会を契機に組織内にSU/TCDC (SPECIAL UNIT FOR Technical Cooperation among Developing Countries (TCDC: 注1))を設置。 	
	1978年	アルゼンチン・ブエノスアイレス	ブエノスアイレス行動計画 (Buenos Aires Plan of Action on Technical Cooperation among Developing Countries)	<ul style="list-style-type: none"> ・TCDCに関する国際会議。行動計画はTCDC推進に関し採るべき行動として、38項目からなる具体的措置を勧告。例として「国際機関及び先進諸国はTCDCに貢献できるような開発途上国 (機関) に対し、財政支援等を与えること」、「TCDCを支援するために、技術協力に関する政策や手続きを改善すること」といった措置がある。 ・行動計画は、その後のTCDC推進、南南協力支援の拡大において、試金石的作用を果たした認識されている。 	
80年代	1981年5月	ベネズエラ・カラカス	G77	<ul style="list-style-type: none"> ・Economic Cooperation between Developing Countries (ECDC: 注2) 促進のための経済諸分野について討議、その詳細な作業計画として採択。 	
	1983年12月		ペレ・グレーロ信託基金 (Pere-Guerrero Trust Fund: PGTF)	<ul style="list-style-type: none"> ・G77が、「カラカス行動プログラム」実施のためのシードマネー、及び途上国開発支援の資金として創設。 	
	1987年		「南」委員会 (The South Commission)	<ul style="list-style-type: none"> ・開発途上国の著名な政治家、学者、外交官など27名で構成される独立した国際委員会。南南協力を推進することで「南 (開発途上諸国)」の自立を目指し「北 (先進諸国)」との適正な関係を求めている。 	
90年代	1990年		「南」委員会最終会合	<ul style="list-style-type: none"> ・「南」への挑戦 (The Challenge to the South) ・「南」が集団的働きかけを行うことによって、「北」の諸国が支配する国際経済体制 (南の一次産品と北の工業製品との貿易) の変革を要求するという文脈から、南南協力の必要性を説いた。 ・現在は後継組織として「南センター (The South Centre)」が「南」側諸国に対し国際経済、社会、政治にかかる情報、分析、助言の提供を行っている。 	
	1993年10月5-6日	東京	アフリカ開発会議 (The Tokyo International Conference on African Development: TICAD)	<ul style="list-style-type: none"> ・東京宣言 ・国際社会での対アフリカ協力を促進する目的をもつ。アフリカ諸国 (48カ国)、援助国 (12カ国)、EC、国際機関 (8機関) 等が参加、延べ約1000名の参加者を得た。 ・「東京宣言」では、アジアの経験とアフリカの開発の中で、将来の南南協力の推進を明記した。 	
	1994年2月		南南協力推進に係る会合	<ul style="list-style-type: none"> ・コロンボ・プランとOECD開発センターの共催。日本のイニシアティブにより実現。 	
	1994年9月		賢人会議	<ul style="list-style-type: none"> ・日本は南南協力をコロンボ・プランの再活性化の柱とすることを提案。 	
	1996年			UNDP 「南南協力基金」	<ul style="list-style-type: none"> ・日本政府は、UNDP 「人造り基金」の一部としての南南協力基金を創設。
	1997年1月	コスタリカ・サンホセ		サン・ホセ宣言・行動プログラム (San Jose Declaration and Plan of Action)	<ul style="list-style-type: none"> ・G77及び中国により「カラカス行動プログラム」の見直しが行われ、途上国の連携と自助努力を促進する「サン・ホセ宣言・行動プログラム」が採択。
	1998年10月19-21日	東京	第2回アフリカ開発会議 (TICAD II)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本、国連、アフリカのためのグローバル連合 (GCA) が共催。80カ国、40国際機関、NGO22団体が参加。アフリカ開発の具体的な目標を示した「東京行動計画」を採択。 ・「東京行動計画」に基づき、ケニアのジョモ・ケニヤッタ農工大学を中核に東アフリカ地域の「アフリカ人づくり拠点 (AICAD)」を設置、同地域の社会・経済開発と貧困削減に資する人づくり協力を展開。2002年から5年間、AICADフェーズ2が実施中。 	
	2000年	キューバ・ハバナ	第1回南サミット	ハバナ行動プログラム (Havana Programme of Action)	<ul style="list-style-type: none"> ・南南協力を、グローバル化がもたらす課題に対応するための有効な手段の一つとして位置づけた。 ・先進国が途上国の情報技術支援のための「地球知識パートナーシップ」の確立を求める提案が盛り込まれている。
21世紀	2001年10月	ニューヨーク	第56回国連総会	State of South-South Cooperation (事務総長への報告)	
	2002年7月	ニューヨーク	第57回国連総会	Measures to promote and facilitate South-South cooperation (事務総長への報告)	
	2003年9月29日-10月1日	東京	第3回アフリカ開発会議 (TICAD III)	TICAD 10周年宣言	<ul style="list-style-type: none"> ・89カ国及び47機関から24名のアフリカの元首・首脳、約20の国際機関の長、多数の国際参加者を含む1000名以上の参加を得た。TICADプロセスを将来に引き継ぐための行動計画である「TICAD10周年宣言」や「TICAD11議長サマリー」が発表された。 ・TICAD11フォローアップの一環として、南南協力 (アジア・アフリカ協力、アフリカ域内協力) の推進が図られている。会議中、アジアからインドネシア、マレーシア、ベトナムから閣僚が出席、発言を行った他、タイや中国も会議に貢献。
	2003年12月16-18日	モロッコ・マラケシュ	G77南南協力ハイレベル会議		<ul style="list-style-type: none"> ・「ハバナ行動プログラム」の進捗状況を報告し、中間評価を行い、今後の更なる南南協力推進のための方策が議論された。

注1：TCDC・・・開発途上国同士が自助自立の精神に基づき人間開発に取り組む技術協力のこと。

注2：ECDC・・・開発途上国間の経済協力のこと。

出所：国際協力機構「課題別指針：南南協力支援」、同ホームページ「南南協力」<http://www.jica.go.jp/global/detail/south/>、外務省ホームページ http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ticad/tc_0.htmlより作成。

添付資料 6：他ドナーの南南協力支援の取組み

1 UNDP の取組み

国際機関の中では南南協力部を擁する UNDP は、南南協力のルーツともいえる「ブエノスアイレス宣言」からその策定に関わり、現在まで南南協力支援のオピニオンリーダーとして常に南南協力の潮流の中心に位置してきた。現在、保健、プライベートセクター開発、環境、ICT の分野を中心に、ミレニアム開発目標や G77 ハバナ行動プログラムで定められた目標を達成するための南南協力支援に力を入れている。また、近年は南南協力部が主に扱う協力は地域間協力（アジア・アフリカ協力など）が主になり、域内協力（ASEAN 内協力など）は、各 UNDP 地域局（アフリカ局、アジア局など）と各カントリーオフィスが中心になって取り組んでいる。

我が国は 1986 年に、途上国の人的資源開発を目的として、UNDP に「人造り基金」を設けた。1996 年度からは南南協力を推進するために、用途を特に南南協力に限る基金を追加拠出した。1996 年から 2002 年度までに、南南協力分 350 万ドルを含む総額 710 万ドルを人造り基金に拠出した。

2 その他のドナーの取組み

他の二国間ドナーや国際機関の南南協力支援に関する動きは我が国や UNDP に比較すると、より散発的である上に量的にも乏しい。USAID は近年保健分野における南南協力支援に力を入れており、2002 年には評価を実施した。その結果は「南南協力とその教訓」として発行されている。その中で、「明確な目標」、「適切で献身的な参加者」、「モニタリングの継続」、「フォローアップ評価」の重要性を強調し、特に短期的な協力では能力向上を達成することは困難であり、長期的な支援が有益であると提言している。

EU は EU と地中海沿岸の 12 の国家・地域を含めた自由貿易圏を 2010 年までに設置することを目指し、人材開発、文化交流、親交関係の向上を目的とした域内協力を推進している。また近年無償援助も開始した世界銀行は、南アフリカとレソトとの協力で行われる環境保全プロジェクトを支援している。

	機関名	概要・主な南南協力活動	協力の広がり	協力の形態
国際援助機関	UNDP	南南協力部において地域間協力を実施する一方、各地域局及びカントリーオフィスにおいて域内協力が積極的に推進されている。本部：ニューヨーク	地域間協力、域内協力	プロジェクト、研修、セミナー、シンポジウム、研究、専門家交流
	FAO	1994年に開始された食料安全プログラム（SPFS）において第3国専門家の派遣を実施している。本部：ローマ	地域間協力、域内協力	第3国研修
	UNIDO	工業分野の技術移転を南南協力を通して実施している。インドで実施された研修では低コスト建築技術をアフリカ諸国へ指導した。また、ブラジルからはマンガの加工技術の専門家がセネガルに派遣されている。本部：ジュネーブ	地域間協力、域内協力	第3国専門家、第3国研修
	UNCTAD	途上国間で貿易協定を締結する際、技術協力を実施することも併せて合意することがあり、UNCTADはその動きを促進している（インド・メルコスル間では科学技術、IT分野の協力が合意されている）。事務局：ジュネーブ	地域間協力、域内協力	セミナー、シンポジウム
	UNCRD（国連地域開発センター）	開発途上国の地域開発に関する研修や調査研究を行う国連機関。中国における環境分野の第3国研修、タイにおける第3国研修、地方自治のキャパシティビルディングを目的としたブノンペンとフィリピンの2都市とのパートナーシップ締結などの実績がある。本部：名古屋、地域事務所：ケニア、コロンビア	地域間協力、域内協力	第3国研修、二国間パートナーシップの促進
	世界銀行	南アジアと東アフリカ間で伝統的な知識の共有を目的とした協力を実施している。また、域内協力としては南アとレソトの環境保全のための共同研究プロジェクトを実施しているが、全体的に南南協力への取り組みは散発的。2004年5月に上海で世界銀行が主催した「貧困削減スケールアップ会議」では、南南協力を知識の共有、資源の移転、キャパシティの強化を通じ貧困削減をスケール・アップさせて重要な一手段と位置づけた。	地域間協力、域内協力	視察、共同研究の支援
	EU	欧州・地中海パートナーシップ(1995年設立)において、2010年までに自由貿易圏の設置、人材開発、EUと地中海地域の文化交流、関係向上を目的とした域内協力を促進している。本部：ベルギー	域内協力	セミナー、シンポジウム
二国間援助機関	CIDI（Inter American Council for Integral Development）、米州機構	1996年に米州機構に設立され、域内の格差是正を目的として様々な多国間協力を推進している。特に域内での情報、ノウハウ、経験の共有を図るため、水平協力を積極的に実施している。本部：ワシントンDC	域内協力	専門家派遣、研修、セミナー、シンポジウム
	SAARC（南アジア地域協力連合）	域内の経済開発、社会と文化の発展を目的とした協力活動の促進を実施している。本部：ネパール	域内協力	会議
	CIDA	中部ヨーロッパ（チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキア）に対するドナー化支援として、第3国でのプロジェクト形成・実施を3角協力によって実施している。また、アセアン域内協力への支援も取組むなど、南南協力を積極的に推進している。	二国間協力、域内協力	プロジェクト、研修
	USAID	アメリカ疾病管理予防センターと共同で、南南協力とその教訓を出版。その中で、USAIDが実施した南南協力関係者へのインタビューに基づいた南南協力の評価を実施し、効果的な協力のあり方を提言している。	二国間協力、域内協力	ネットワーク支援、視察、研修、会議
	AusAID	タイのドナー化支援を目的として、第3国における経済協力を共同で実施する合意を2001-2002年に交わしている。	二国間協力、域内協力	パートナーシップ

出所：各機関ホームページより作成。

添付資料7：アンケート調査票

(JICA 在外事務所用)

特定テーマ評価「南南協力」に係るアンケート調査【事務所用アンケート用紙】

事務所名： _____

Q1: 貴事務所は「南南協力」支援を開発政策の中でどのように位置づけていますか。

Q2: 第三国研修プログラム及び第三国専門家派遣プログラムに対してどのような戦略を持っていますか。

Q3: 第三国研修プログラム及び第三国専門家派遣プログラムに係る協力実績等の情報やデータをどのように収集し蓄積していますか。また、どのようにそれらの情報やデータを活用していますか。

Q4: 第三国研修プログラム及び第三国専門家派遣プログラムの形成・計画策定及び実施にはどのように、またどの程度かかわっていますか。

プログラムの形成・計画策定：

プログラムの実施：

Q5: 第三国研修プログラム及び第三国専門家派遣プログラムのフォローアップはどのようにしていますか。

--

Q6: 第三国研修プログラム及び第三国専門家派遣プログラムの効果をどのように考えていますか。また、どのように評価を行っていますか。

--

Q7: 貴事務所では、「南南協力」として第三国研修と第三国専門家派遣プログラム以外の方法（モダリティ）を実施しておりますか。

はい

続けて Q8 にお答え下さい。

いいえ

Q9 にお進み下さい。

Q8: 第三国研修と第三国専門家派遣プログラム以外の実施した方法（モダリティ）の概要と特徴をお書き下さい。

方法（モダリティ）名	概要	特徴 <small>（第三国研修及び第三国専門家プログラムとの違い等）</small>

Q9: 第三国研修プログラム及び第三国専門家派遣プログラムに対する感想・意見をお聞かせください。

--

ご協力ありがとうございました。

(実施国用)

COUNTRY: _____

NAME OF YOUR ORGANIZATION: _____

Q1: What are the underlying policies of your organization for South-South Cooperation?

Q2: What are the strategies of your organization in implementing Third Country Training Program and Third Country Expert Program?

Q3: Please explain administrative procedure in implementing the Third Country Training Program and dispatching experts supported by JICA. How does your organization accumulate information and data on the Third Country Training Program and the Third Country Expert Program? If any, how and for what purposes does your organization utilize these information and data?

Q4: Please give your comments on the administrative procedures concerning in the **Q3**, for future improvement.

Q5: How and to what degree is your organization related to the formulation and implementation of the Third Country Training Program and the Third Country Expert Program?

Q6: How do your organization conduct follow-up for the Third Country Training Program and the Third Country Expert Program?

Q7: What do you think were positive and negative effects of the implementing the Third Country Training Program and the Third Country Expert Program?

Q8: Has your agency involved in programs other than Third Country Training Programs and Third Country Expert Programs supported by JICA (For example, programs supported by UN or other international/multinational/regional agencies)?

- Yes. please go to **Q9**
- No. please go to **Q10**

Q9: What do you think were different of these programs with JICA's program?

Name of program	Funding Agency	Characteristics (differences with JICA's program)

Q10: Has your agency involved in modality of South-south cooperation other than the Third Country Training Programs and the Third Country Expert Programs? (For example: regional technical cooperation project, regional seminar, partnership program, mini project, and so on)

- Yes. please go to **Q11**
- No. please go to **Q12**

Q11: What do you think were different of these modalities with the Third Country Training Programs (TCTP) and the Third Country Expert Programs (TCEP)?

Name of Modality	Funding Agency	Characteristics (differences with TCTP and TCEP)

Q12: Please write freely here about your impressions and opinions regarding the Third Country Training Program and the Third Country Experts Program.

Thank you for your cooperation!

(受益国用)

COUNTRY: _____

NAME OF YOUR ORGANIZATION: _____

Q1: What are the underlying policies of your organization for South-South Cooperation?

Q2: What are the strategies of your organization in sending trainees to participate in the Third Country Training Program and in receiving experts of Third Country Expert Program?

Q3: Please explain administrative procedure in sending trainees to participate in the Third Country Training Program and in receiving experts supported by JICA. How does your organization accumulate information and data on the Third Country Training Program and the Third Country Expert Program? If any, how and for what purposes does your organization utilize these information and data?

Q4: Please give your comments on the administrative procedures concerning in the **Q3**, for future improvement.

Q5: How and to what degree is your organization related to the formulation and implementation of the Third Country Training Program and the Third Country Expert Program?

Q6: How do your organization conduct follow-up for the Third Country Training Program and the Third Country Expert Program?

Q7: What do you think were positive and negative effects in sending participant to the Third Country Training Program and receiving experts of the Third Country Expert Program?

Q8: Has your agency involved in programs other than Third Country Training Programs and Third Country Expert Programs supported by JICA (For example, programs supported by UN or other international/multinational/regional agencies)?

- Yes. please go to **Q9**
- No. please go to **Q10**

Q9: What do you think were different of these programs with JICA's program?

Name of program	Funding Agency	Characteristics (differences with JICA's program)

Q10: Has your agency involved in modality of South-south cooperation other than the Third Country Training Programs and the Third Country Expert Programs? (For example: regional technical cooperation project, regional seminar, partnership program, mini project, and so on)

- Yes. please go to **Q11**
- No. please go to **Q12**

Q11: What do you think were different of these modalities with the Third Country Training Programs (TCTP) and the Third Country Expert Programs (TCEP)?

Name of Modality	Funding Agency	Characteristics (differences with TCTP and TCEP)

Q12: Please write freely here about your impressions and opinions regarding the Third Country Training Program and the Third Country Experts Program.

Thank you for your cooperation!

(以上)